

香芝市地域防災計画

令和7年1月修正

香芝市防災会議

第I編 総則

第Ⅰ編 総則 目次

第Ⅰ節 本計画の目的	1
第Ⅱ節 地域の概要	2
1. 自然的条件	2
(1) 位置及び地勢	2
(2) 地形・地質	2
(3) 活断層	3
(4) 気 象	4
2. 社会的条件	5
(1) 人口等	5
(2) 交通網	5
(3) 土地利用	6
(4) 文化財等	6
第Ⅲ節 災害のおそれのある区域・箇所、災害履歴	7
1. 法的規制等	7
(1) 水防区域	7
(2) 砂防指定地	7
(3) 地すべり防止区域	7
(4) 急傾斜地崩壊危険区域	8
(5) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	8
(6) 山地災害危険地区（治山）	8
(7) 防災重点農業用ため池	9
(8) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域	9
(9) 防火・準防火地域	9
2. 地震災害危険要因等	9
(1) 危険物等災害	9
(2) 社会的混乱	10
3. 災害履歴	10
(1) 風水害	10
(2) 地震災害	11
第Ⅳ節 災害の想定	12
1. 地震災害	12
(1) 想定地震	12
(2) 被害想定	13
2. 風水害	16
3. その他の災害	18
第Ⅴ節 防災に関する基本方針	19
1. 行政の責務と市民の心がまえ	19
2. 防災施策の大綱	20

(1) 災害に強いまちづくり	21
(2) 災害に備えた防災体制の確立	22
(3) 地域防災力の向上	22
第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	24
1. 香芝市	24
2. 奈良県	25
3. 指定地方行政機関	26
4. 自衛隊	29
5. 指定公共機関	29
6. 指定地方公共機関	30
7. 公共的団体・機関	31
第7節 市民・事業所の基本的責務	33
1. 市民の役割	33
(1) 個人の役割	33
(2) 自主防災組織の役割	34
2. 事業所の役割	34
(1) 災害予防計画	34
(2) 地域への貢献	34
(3) 応急対策活動への協力	34
第8節 計画の修正及び周知徹底	35
1. 計画の修正	35
2. 計画の周知徹底	35

第Ⅰ節 本計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務を中心として、市域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守り、もって市民生活の安全を保護することを目的とする。

その内容はおおむね次のとおりとする。

1. 本市に係る防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
2. 市域に係る災害に関する予報、または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等災害予防及び災害応急対策、災害復旧に関する事項
3. 前各号に掲げるもののほか、防災に関し必要な事項

なお、この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本に災害を想定し、次の事項について定める。

第Ⅰ編 総則	計画の目的を明らかにし、市及び関係機関等の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定める。 また、現在及び将来を見通した香芝市における防災行政の基本となる“防災ビジョン”を明らかにする。
第2編 災害予防計画	地震、風水害をはじめとする各種災害の未然防止対策、被害を最小限に止めるための措置、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
第3編 地震災害応急対策計画	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第4編 風水害等応急対策計画	風水害、土砂災害、その他の災害に対応するため、災害が発生し、または発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第5編 災害復旧・復興計画	災害が発生した後の公共施設及び市民生活を復旧・安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震の発生に伴う対応について定める。
資料編	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市は奈良県の北西部に位置し、金剛生駒山系の山々の緑豊かな山すそに広がっている。古くから交通の要衝として開け、住宅都市として発展している。

本市の概要は下表のとおりである。

■本市の概要

人 口		78,668人(令和5年3月末)	
面 積		24.26km ²	
地 勢	位 置	東経135°41'55" 北緯34°32'29"	
	範 囲	東西7.27km	南北6.27km
	標 高	最高275.5m	最低40.0m

(2) 地形・地質

本市の地形は、大別して山地、丘陵地、扇状地、低地に分類される。
また、地質は地形に対応している。

ア. 山地(明神山地・二上山地)

明神山地は市域の北西部に位置している。大和川狭窄部の南側で北東－南西方向にのびる小起伏山地である。王寺町に近い北東部は花崗岩よりなるが明神山付近は安山岩質の火山岩からなる。山地の南西側は新屋敷から関屋方向の丘陵地に面する一連の急斜面となっている。この山麓線に沿って丘陵を構成する大阪層群の地層は50度以上南東に傾斜し明神山地の隆起に伴うひきずりを示している。すなわち明神山地の南東斜面も構造的急斜面である。山頂の小起伏面は大きく見て二段に分けることができる。明神山を中心とする小起伏面は標高約200～280mにあり、北東部の花崗岩地域を中心に発達するものは140～180mにあり、起伏も相対的に小さく宅地開発が進んでいる。

二上山地は市域の西南部に位置する。二上山の雄岳、雌岳は本市に隣接する葛城市に属している。地質は新第三紀の火山活動による安山岩(讃岐岩)や流紋岩等の火山岩よりなる。市域では起伏量200m以下の小起伏山地であるが浸食されて谷が刻まれているところもある。

イ. 丘陵地(香芝丘陵・馬見丘陵)

香芝丘陵は市域の西部、明神山地の南側に接している。香芝インターチェンジ西方は安山岩質の火山岩よりなる平頂峯がやや突出している。その北東の白鳳台及び西部の関屋

付近は、大阪層群よりなる小起伏地であったが宅地造成が進んでいる。香芝丘陵の西南域は二上層群の凝灰石よりなり、傾斜した凝灰岩層が選択的な浸食を受けて屯鶴峯の景勝地を形成している。

馬見丘陵は市域の東部に位置する大阪層群よりなる小起伏丘陵である。市域における標高は50～70mであり、風化や浸食により多数の小谷が形成されていたが大規模な宅地開発が進んでおりもとの地形はほとんど見られない。

ウ. 扇状地（二上山麓扇状地）

二上山麓扇状地は市域の南西部において、二上山地東麓から葛下川低地に接している。本地形区は段丘化した扇状地及び現成の緩傾斜扇状地よりなる。近鉄大阪線の二上駅、近鉄下田駅付近には現扇状地面との比高5m内外のややくさり礫化した扇状地礫よりなる段丘化した扇状地があり、中位砂礫台地となっている。

また、二上山麓の二上神社付近から段丘化した扇状地が北東方向に発達しているが、これは上記の中位面よりもまとまりのある分布を示すもので、下位砂礫台地とされている。

エ. 低地（葛下川低地）

葛下川低地は市域中央部に位置しており、葛下川に沿う東部縦谷地域から東南部に開ける標高 50～60mの低平地帯である。地質は砂がち堆積物である。鳥居川、初田川、熊谷川等が本流葛下川に合流して豊かな沖積を形成している。

(3) 活断層

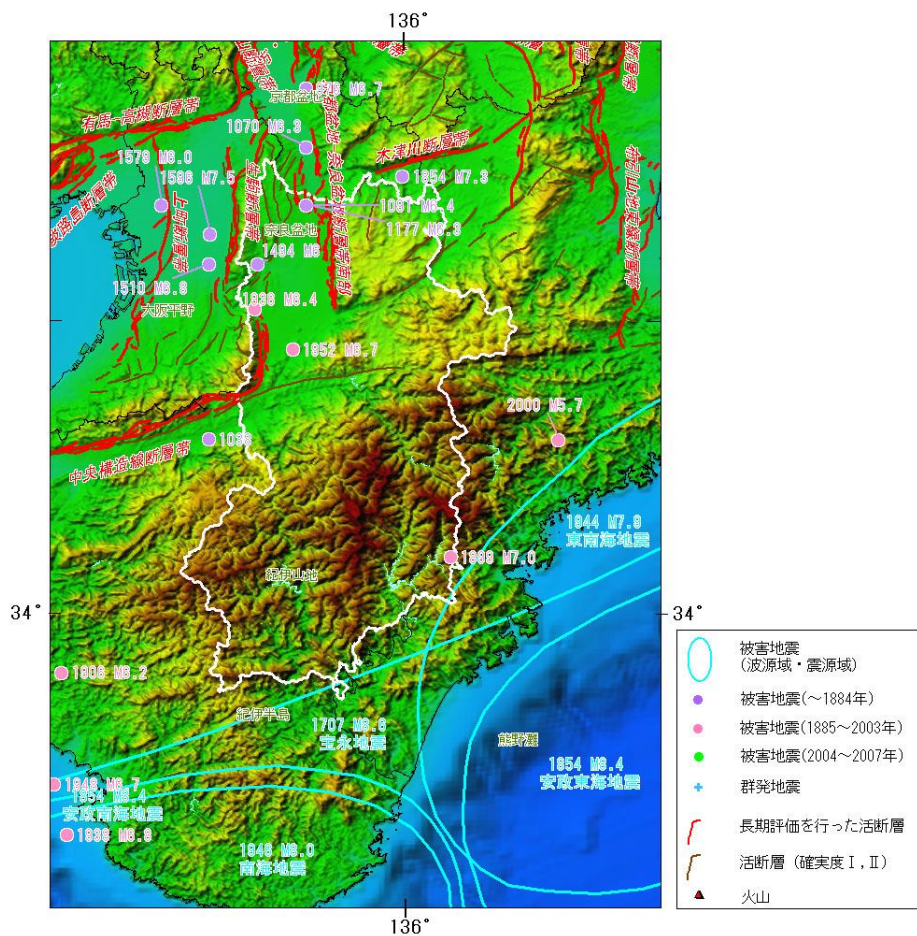
本市付近の活断層としては、市南部にある金剛断層があり、確実度はⅠ、活動度はBである。

■市域周辺の活断層

断層名	確実度	活動度
金剛断層	Ⅰ：確実な活断層	B：平均変位速度が0.1m／千年以上、 1m／千年未満

資料：奈良県地域防災計画

■奈良県とその周辺の主な活断層及び被害地震



出典:地震調査研究推進本部

(4) 気 象

平成 27 年～令和元年の5年間について、本市における気象状況をとりとまとめると、以下のようになる。

ア. 気候的には、盆地型の内陸性気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。

イ. 年間総雨量は約 1,647.4mm である。

ウ. 降雨量が多いのは7月～10月で、最も降雨量が多い月は9月の 225.7mm である。逆に降雨量が少ない月は11月から2月であり、最も少ない月は2月の 56.4mm である。

エ. 年平均気温は 15.9℃である。

オ. 月平均気温が高いのは8月で、28℃である。また、低いのは1月で、4.3℃である。

また、気象庁のアメダスによる降水量を、過去 30 年間の平年値でみると、以下のようになる。

■降水量の平年値（平成3年～令和2年の30年間）

観測地	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
田原本	1308.3	51.9	58.3	98.1	89.1	123.5	169.8	171.8	128.5	147.6	140.4	76.7	52.3
葛城	1439.6	57.8	66.7	108.4	100.0	138.0	188.1	177.3	132.1	162.7	162.9	82.1	59.7

出典：気象庁

2. 社会的条件

(1) 人口等

平成2年以降の本市の人口推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。

本市では、これまで長年にわたり民間開発と土地区画整理事業の進展により宅地が増加し、これに伴って人口も増加し続けてきた。

一方、人口構成に関しては、令和2年の国勢調査によると、15歳未満が約15.3%、15～64歳が約60.8%、65歳以上が約23.9%で、県内の65歳以上の割合は本市が最も低い値となっている。しかし、出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化の進展により「逆釣り鐘」型の傾向を強めている。

■年次別人口推移表（単位：人）

年度	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	52,817	56,739	63,487	70,998	75,227	77,561	78,113

資料：国勢調査

次に、本市の都市環境に関しては、かつてはスイカ栽培等の農業が盛んな地域であったが、近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。

さらに本市は、大和平野を中心とした12市12町1村からなる「大和都市計画区域」に含まれており、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進することが計画されている。

(2) 交通網

道路網は、大阪市から三重県津市を結ぶ国道165号、和歌山県新宮市から大阪府枚方市を結ぶ国道168号、及び大阪府松原市から名古屋方面にリンクする西名阪自動車道香芝インターチェンジがある。

鉄道網は、JR和歌山線、近鉄大阪線及び近鉄南大阪線が、本市の中心部を縦横に走り、8つの駅を有している。

(3) 土地利用

土地利用は、課税対象地の約半分を宅地が占め、農地（田畑）と山林が各2割程度となっている。また、市域の約半分が市街化区域に指定されており、その内の8割以上が住居系用途地域となっており、住宅地としての土地利用割合が多くなっている。

特に、大阪に近い立地条件と住宅地価の割安感などから、大規模な住宅団地等の宅地開発が進められてきた。

(4) 文化財等

本市は、平成5年度に市文化財保護条例を制定し、市指定文化財が31件指定されている。

その他、市内には、国指定文化財が4件、県指定文化財が8件ある。

第３節 災害のおそれのある区域・箇所、災害履歴

本市の災害のおそれのある区域・箇所については、法的規制等に関するもの、地震災害危険要因等に関するものがある。

Ⅰ. 法的規制等

(Ⅰ) 水防区域

市内では、県水防計画において、県管理河川重要水防箇所として葛下川（水防警報河川）、原川（水防警報河川以外の河川）が指定されている。

なお、葛下川（県知事指定・水位周知河川）において、水防法第 14 条に規定する洪水浸水想定区域が指定されている。また、令和 3 年 5 月の水防法改正を踏まえ、水防法第 14 条に基づく洪水浸水想定区域の指定については、水位周知河川以外の中小河川についても周辺に住宅等の防護対象がある場合には指定対象となったことから、県は、令和 5 年 5 月 30 日に関係する中小河川について洪水浸水想定区域図を公表した。

■本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

	河川名
ア※	葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
イ※	滝川、岩谷川

ア※：市内を流下する河川

イ※：他市を流れる河川で「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内までおよんでいる河川

(Ⅱ) 砂防指定地

砂防法（明治 30 年法律 29 号）に基づき、砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として大臣が指定する。

(Ⅲ) 地すべり防止区域

ア. 定義

地すべり防止区域は、地すべりしている区域またはそのおそれが極めて大きい区域において、地すべりが助長されまたは誘発するおそれがあり、公共の利害に関連を有するものを地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条に基づき、大臣が指定する。

イ. 現況

市内での指定はない。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

ア. 定義

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上の土地で、崩壊により相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあるもので、崩壊が助長されまたは誘発するおそれがないようにするため「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条に基づき、知事が指定する。

イ. 現況

市内では3箇所指定されている。

(5) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア. 定義

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等（※）が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」第6条に基づき、知事が指定する。区域においては危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等（※）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき、知事が指定する。区域においては特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われる。

（※）急傾斜地の崩壊等

- ①急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域等）
- ②土石流（扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域）
- ③地すべり（地すべりしている区域またはそのおそれのある区域等）

イ. 現況

市内では、土砂災害警戒区域は90箇所（市内に起点を有する急傾斜地の崩壊46箇所、土石流40箇所の計86箇所、隣接する奈良県内市町に起点を有する急傾斜地の崩壊1箇所、土石流1箇所の計2箇所、隣接する大阪府内市町に起点を有する急傾斜地の崩壊2箇所）、土砂災害特別警戒区域は67箇所（急傾斜地の崩壊34箇所、土石流33箇所）が、奈良県及び大阪府において指定されている。

(6) 山地災害危険地区（治山）

ア. 定義

山地災害危険地区とは、「平成7年10月20日付け林野庁長官通達 山地災害危険地区調査について」に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生または発生のおそれのある林野で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区に区分されている。

イ. 現 況

県による調査の結果、山腹崩壊危険地区は、関屋北に5地区、今泉に2地区、穴虫に5地区、畑に1地区、田尻に1地区の合計14地区がある。

また、崩壊土砂流出危険地区は、関屋北に3地区、今泉に2地区、田尻に1地区、穴虫に3地区の合計9地区がある。

なお、地すべり発生危険地区はない。

(7) 防災重点農業用ため池

県は堤体が決壊した場合に下流の家屋や公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点農業用ため池」として指定しており、市内には50箇所ある。現在、防災工事等の必要性の有無を判断するため、防災重点農業用ため池の耐震性調査・劣化状況調査を順次実施している。

(8) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域

ア. 定 義

宅地造成等工事規制区域とは、宅地造成に伴い崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域内において、災害の防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域であり、「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」第10条に基づき、県知事が指定した区域をいう。

イ. 現 況

市内には宅地造成工事規制区域が1,220ha指定されている。

(9) 防火・準防火地域

ア. 定 義

防火・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第8条に基づき、市長が定めた地域をいう。

防火・準防火地域では、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第61条及び第62条で建物の階数や規模（延べ面積）により、耐火建築物あるいは準耐火建築物としなければならないことが定められている。

イ. 現 況

市内には準防火地域が指定されている箇所がある。

2. 地震災害危険要因等

(1) 危険物等災害

地震発生時に、二次災害の要因となるものとして危険物等がある。

市内には危険物の製造所はないが、貯蔵所は市内42箇所、取扱所は市内22箇所があ

る。

また、高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所が1箇所、火薬類製造業者が1箇所ある。

(2) 社会的混乱

ア. 延焼危険区域

火災による延焼危険区域は、主として建物密度が高くかつ木造建物が密集する地域があげられる。

また、焼失率が高くなることが予想される。

イ. 人口集中地域

人間の社会的活動の一環として人口が集中する地域があり、JR和歌山線の香芝駅や近鉄大阪線の五位堂駅及び近鉄下田駅では朝夕は混雑し、商店街でも多数の人々が往来している。

3. 災害履歴

(1) 風水害

本市に関する近年の風水害は、以下のとおりである。

■本市に係る近年の風水害

発生年月日	被害状況等
H9.7.13	13日の未明より降り出した雨は、8時から9時の1時間に29mmを記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水80棟、土砂崩れ1箇所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
H10.9.22	平成10年台風第7号は、22日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13時過ぎ和歌山県御坊市付近に上陸、本市には15時頃に最も接近し最大瞬間風速56.8mを記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者5名、家屋被害としては、全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1,594棟、床下浸水2棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の90%の家庭で停電が起こり完全復旧までに2日間を要した。
H19.7.16～17	集中豪雨により、下田栄橋付近で10数件が停電したほか、床上浸水3棟、床下浸水113棟、下田東栄橋付近の国道165号を挟んだ南北道路が崩落、信号や電柱が倒壊、小屋流出が発生した。
H26.10.5～6	平成26年台風第18号と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となった。 (人的被害)重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)

<資料編>

資料 11-2 市における近年の風水害

(2) 地震災害

本市を含む奈良県内に係る近年の地震災害は、以下のとおりである。

■奈良県内に係る近年の地震災害

発生年月日	地震名称 (震央)	マグニチュード	被害状況等
H7.1.17	兵庫県 南部地震 (淡路島付近)	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。1949年制定以来初めて、神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に震度7が観測された。全体で死者 6,433 人、行方不明者3人、全半壊 25 万棟以上に及ぶ。奈良は震度4。奈良県内の被害は負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 件など比較的軽微。
H12.10.31	(三重県中部)	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断が発生、負傷者は6人。奈良県は南部で一部落石、崩土が発生。奈良県は震度4。
H16.9.5	(紀伊半島沖)	6.9	下北山村及び和歌山県新宮市で震度5弱。奈良県等で震度4。奈良県では一部で道路の落石及び小規模崩土が発生。下記地震の前震。
H16.9.5	(東海道沖)	7.4	下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度5弱。奈良県等で震度4。奈良県では負傷者6人が発生。
H30.6.18	大阪府 北部地震	6.1	大阪府で最大震度6弱。死者6名、内2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡した。 奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4～2を観測。奈良県内での被害は、軽傷4名、一部損壊 27 棟。

<資料編>

資料 11-1 奈良県の被害地震

第４節 災害の想定

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

この計画の作成に当たって、本市における地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

Ⅰ. 地震災害

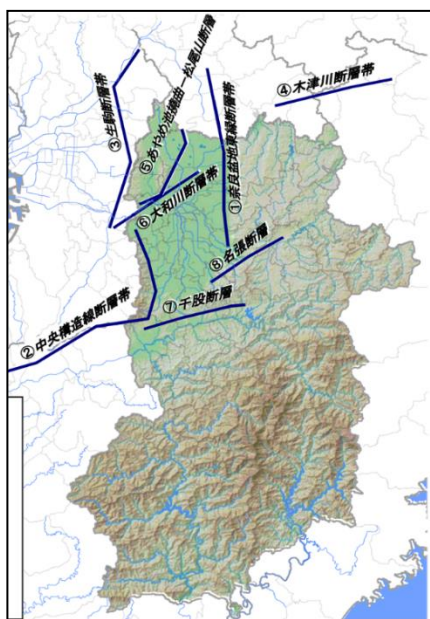
(Ⅰ) 想定地震

本計画の前提となる震災規模として、本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い中央構造線断層帯と海溝型による地震を想定した。

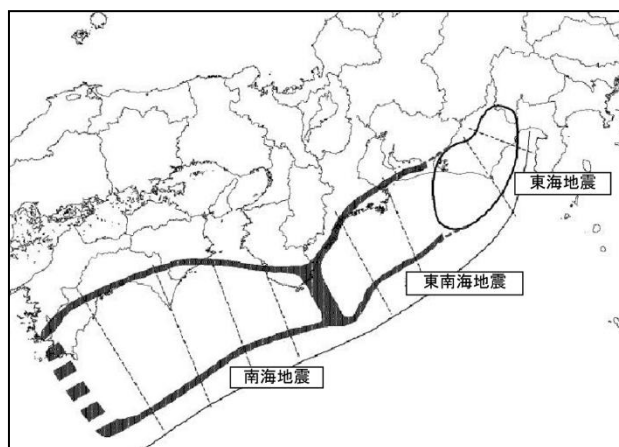
地震の規模	マグニチュード 8.0 マグニチュード 8.6	中央構造線断層帯（長さ 74 km） 海溝型（東南海・南海地震同時発生）
地震発生時	冬の朝５時及び冬の夕方６時（火災による被害）	
気象条件	平均風速 10m／秒	

■ 想定地震

<内陸型地震の起震断層位置図>



<海溝型地震の想定震源域位置図>

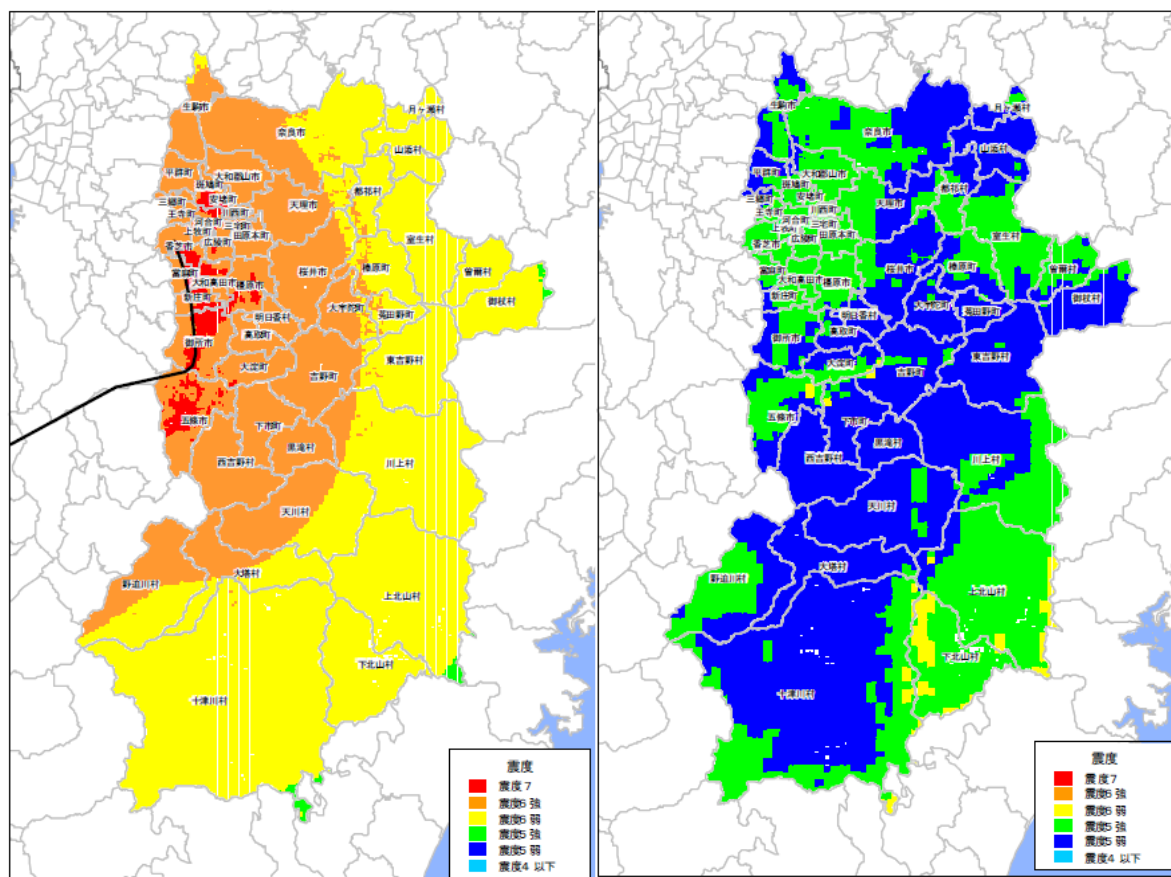


資料：第2次奈良県地震被害想定調査結果

■震度分布図

＜中央構造線断層帯＞

＜東南海・南海地震同時発生＞



(2)被害想定

平成16年第2次奈良県地震被害想定調査報告書によると、中央構造線断層帯及び海溝型(東南海・南海地震同時発生)に起因する地震の発生により、本市では下記のような被害が想定されている。

ア.推定震度

(ア)中央構造線断層帯

市内の全域で震度6強または7となり、山地や丘陵地に比べ、扇状地及び低地(以下、「低地部」という。)での震度が大きいことが予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内の全域で震度5強と予測される。

イ.液状化判定

(ア)中央構造線断層帯

低地部で液状化発生度が高いと予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

中央構造線断層帯と比べると液状化発生度は低く、低地部で液状化発生度が高いことが予測される。

ウ.建物被害

(ア)中央構造線断層帯

市内全域で、全壊 3,952 棟、半壊 2,715 棟と予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内全域で、全壊 15 棟、半壊 17 棟と予測される。

エ.延焼火災予測

(ア)中央構造線断層帯

県内では奈良盆地を中心に炎上出火が約 1,000 件になり、焼失件数は 15,000 棟を超えると予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

地震火災は発生しないと予測される。

オ.人的被害

(ア)中央構造線断層帯

市内全域で、死者 154 人、負傷者 842 人、避難者 22,244 人と予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内全域で、死者0人、負傷者6人、避難者 81 人と予測される。

カ.ライフライン被害

(ア)中央構造線断層帯

被害は甚大で断水 20,007 世帯、下水道 10.1km の被害を受け、停電 20,128 世帯、ガス 7,479 世帯、電話 2,794 世帯の被害が予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

上水道は、935 世帯の断水があるが、下水道の被害はない。また停電 375 世帯、ガスについては 104 世帯が被害を受けるが電話に関しては被害がないと予測される。

キ.土木構造物の危険度

市域の道路盛土は、地盤状況が比較的良質な土質であるため危険度は低く、のり面状況も安定している。

■本市における地震被害の予測結果

種 別		中央構造線断層帯	海溝型 (東南海・南海地震同時発生)
予測震度		震度6強～7	震度5強
建物被害	全壊建物	3,952 棟	15 棟
	半壊建物	2,715 棟	17 棟
地震火災	炎上出火件数	44 件	—
	焼失建物	503 棟	—
人的被害	死 者	154 人	0 人
	負傷者	842 人	6 人
	避難者	22,244 人	81 人

注)平成16年第2次奈良県地震被害想定調査報告書による。

炎上出火件数及び焼失建物数は、地震発生後1日目の値である。

総人口は、平成23年1月1日現在の人口76,114人を用いている。

表中の各値は、想定条件に基づいた予測結果であり、災害の発生時間、状況等によって被害程度は異なる。

<参考>

南海トラフ巨大地震における奈良県の被害想定

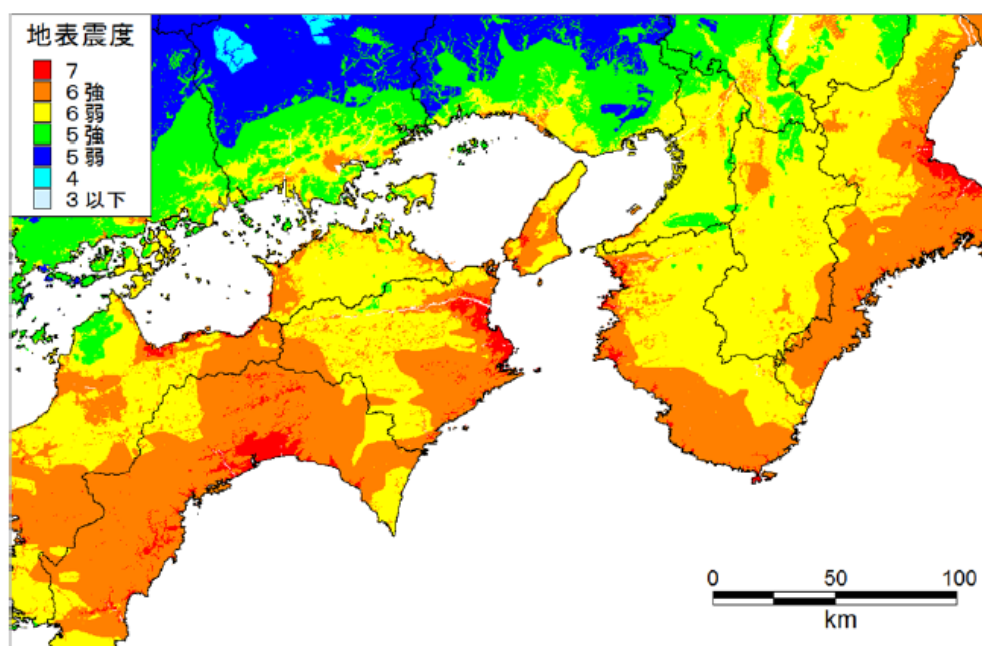
海溝型地震	想定最大 マグニチュード (M)	奈良県全体の被害想定			
		最大震度	死者 (人)	住家全壊 (棟)	避難者 (人)
南海トラフ 巨大地震	9.1	6強	1,300	38,000	260,000

※マグニチュードは、内閣府「南海トラフの巨大地震の想定震源断層域」より。

その他の情報は、内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(建物被害・人的被害)」(令和元年6月)より。(香芝市の最大震度は6強)

※今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に、また、10年以内では30%と評価されている。(令和5年1月1日現在)

■震度分布図(陸側ケース)



陸側ケース 地表震度_近畿-四国

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)追加資料(内閣府)

2. 風水害

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風期の豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

水害については、都市化に伴い地表の多くが舗装される等、雨水の不浸透化が進み、豪雨時の中小河川では雨水流入量が排水能力を上回るおそれがあり、氾濫に対する注意が必要である。

また、農地の宅地化やため池の埋立て等によって市域の遊水機能が低下し、洪水到達時間が短くなっているため、中小河川が合流する葛下川の流量が増加し、破堤・溢水等が起こりやすくなっている。

一般に、このような川沿いの地域は排水能力が低く、浸水すれば滞水時間が長くなる危険性を有している。

さらに、台風期には、突風により建物の屋根や塀に被害が生じるとともに、電柱の倒壊や電線の切断等、ライフライン施設に被害が生じるおそれがある。

ア. 台風による災害

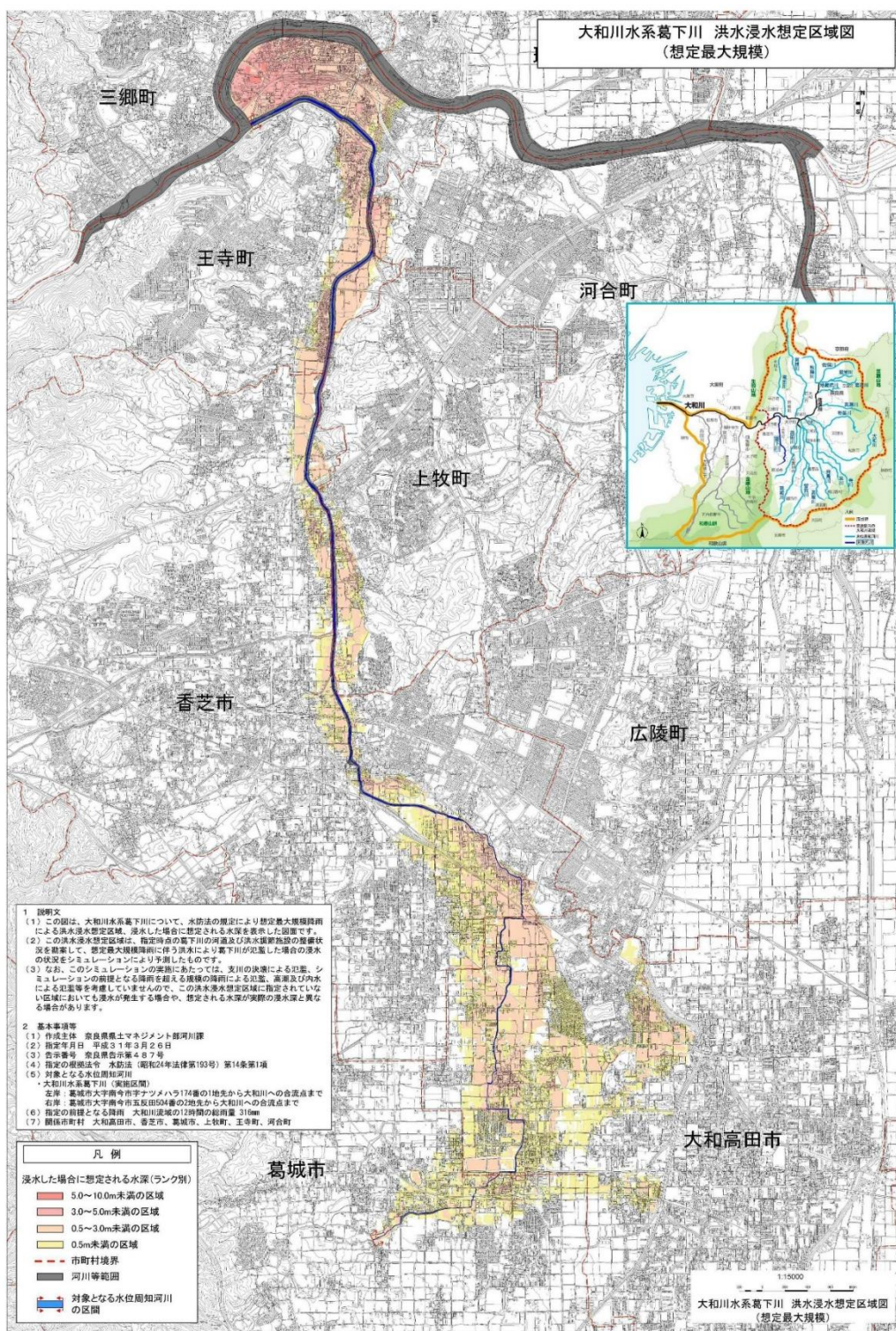
イ. 集中豪雨等異常降雨による災害

以下に、水防法の規定により県が指定した葛下川の洪水浸水想定区域を示す。

■基本事項

作成主体	奈良県
指定年月日	平成31年3月26日
告示番号	奈良県告示第487号
指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
対象となる 水位周知河川	大和川水系葛下川 (実施区間:左岸葛城市大字南今市字ナツメハラ174番の1地先から大和川への合流点まで、右岸葛城市大字南今市字五反田504番の2地先から大和川への合流点まで)
指定の前提となる 想定降雨量	<想定最大規模> 柏原地点上流域の12時間総雨量316mm <計画規模> 流域全体に24時間総雨量195mm ピーク時の1時間に69mmの降雨がある場合
関係市町	香芝市ほか2市3町

■ 葛下川洪水浸水想定区域



出典：奈良県県土マネジメント部河川整備課

なお、水防法の規定により県が指定した中小河川の洪水浸水想定区域は、以下の資料編に示す。

<資料編>

資料Ⅱ-Ⅰ 各河川の洪水浸水想定区域図

3. その他の災害

本市における地震災害及び風水害以外の災害として、下記の災害を想定する。

- ア. 市街地等における大規模火災及び林野火災
- イ. 危険物の爆発等による災害
- ウ. 航空機、鉄道等による災害
- エ. その他による災害

第５節 防災に関する基本方針

本市では、昭和 57 年の豪雨により、葛下川、竹田川、尼寺川をはじめとする河川の増水により多数の市民が浸水等の被害にあい、その生活が脅かされることとなり、災害防止のための河川改修等の治水事業を実施してきた。平成 10 年には台風7号により市内の多くの建物で屋根や塀等が破損したほか、電柱や電線等のライフラインにも大きな被害が生じ、数日間にわたり生活に支障を来すこととなった。平成 19 年の集中豪雨では葛下川等の堤防崩れや一部道路の崩落、さらに浸水被害が 116 棟に達した。また、平成7年1月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は 6,400 人以上、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災は約 16,000 人の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

地域防災計画の策定に当たっては、過去の災害を教訓にして、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）が必要となっている。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本市では、住宅の密集と集合住宅増加、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケット等の大規模建築物の増加により、地震や火災等が発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が増大する傾向にあるため、特に発災直後は人命に関わる事項への対応が急務となる。

このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、市、消防機関及び他の関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、紀伊半島大水害や東日本大震災等の被災経験のある自治体の事例や教訓を踏まえ、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図る。

Ⅰ. 行政の責務と市民の心がまえ

市と県、関係機関等は、緊密な連携のもとに、生命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市長は、消防機関、消防団等の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、市民の自発的な防災活動の促進を図る。

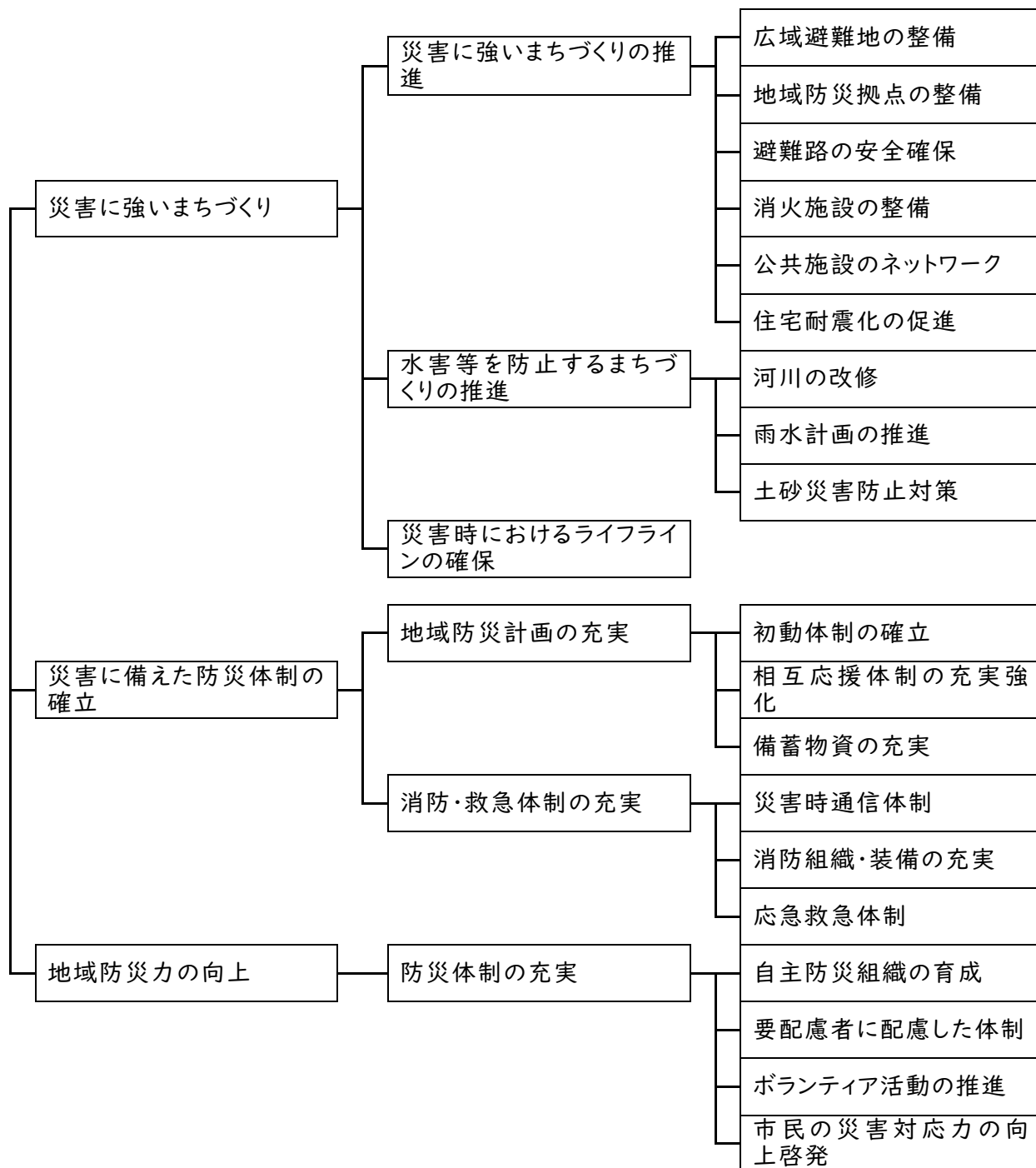
市民、事業所等は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

特に、大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策を心がける。

2. 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

■防災に関わる基本方針（防災ビジョン）



注) 防災基本計画、香芝市総合計画等を踏まえて作成

(Ⅰ) 災害に強いまちづくり

ア. 災害に強いまちづくりの推進

(ア) 広域避難地の整備

香芝市スポーツ公園及び香芝総合公園を、大規模災害時に広域避難地として利用できる防災機能を備えた公園として整備する。

(イ) 地域防災拠点の整備

指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等の公共建築物については耐震化を進めると同時に、自家発電装置や太陽光発電装置、災害用備蓄倉庫や浄化型プールを整備し、災害時にも地域の防災拠点として機能する体制を整備する。

(ウ) 避難路の安全確保

消防車が進入できないような狭あい道路については、拡幅整備を行い早期消火が可能な基盤整備を行うと同時に沿道の不燃化、耐震化を促進し、学校等の一時避難地への避難路としての安全を確保する。

(エ) 消火施設の整備

耐震性貯水槽など震災時にも消火活動が可能な施設の整備を進める。

(オ) 公共施設のネットワーク

防災性に優れた道路・公園等の公共施設ネットワークを実現するため、安全市街地形成土地区画整理事業等の面的基盤整備事業の導入を図る。

(カ) 住宅耐震化の促進

地震に強いまちの形成に向けて、旧耐震基準で建設された住宅等の耐震化に向けて、広報等により市民の意識啓発や補助制度の周知を推進するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

イ. 水害等を防止するまちづくりの推進

(ア) 河川の改修

溢水や堤防の決壊を防止するため、県施工の葛下川をはじめとする市内の河川改修を推進する。

(イ) 雨水計画の推進

豪雨時の洪水被害を防止するため、雨水計画に基づく事業を推進する。

また、河川の増水の抑制や大和川本流への負荷の軽減を図るため、公共施設やため池を利用した雨水貯留浸透施設を整備する等、雨水の貯留、浸透にも十分に配慮した整備を進める。

(ウ) 土砂災害防止対策

土砂災害から生命及び身体を保護するための対策の推進を図り、集中豪雨や地震による土砂流出や崖崩れに備えた砂防事業や急傾斜地崩壊対策を推進する。

ウ. 災害時におけるライフラインの確保

地震等の大規模な災害時においても断水を極力防止するため、老朽化した上水道管の取替や管路監視システムの導入を推進するとともに、応急給水資材の充実を図り、断水時でも直ちに飲料水が届けられる対策を講じる。

下水道施設においては、管更生や災害用マンホールトイレシステムの整備等による防災

対策を講じる。

また、電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の安定供給等の確保を要請していく。

(2) 災害に備えた防災体制の確立

ア. 地域防災計画の充実

(ア) 初動体制の確立

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、周知徹底に努める。

また、市、市民・事業所、関係機関は災害直後の初動体制を整備し、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

(イ) 相互応援体制の充実強化

災害協定自治体との連携強化を進めるとともに、大規模な災害に備えて、近隣市町との相互応援体制の充実強化を推進する。

また、支援を受ける際には迅速かつ円滑に受けることができるよう、受援体制についても整備を進める。

(ウ) 備蓄物資の充実

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各学校区単位程度の市内各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

イ. 消防・救急体制の充実

(ア) 災害時通信体制

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

(イ) 消防組織・装備の充実

奈良県広域消防組合の組織、装備の充実を図るとともに、地域社会における消防防災の中核として、消防団の装備の充実及び人員の確保、女性消防団員の加入促進を図る。

(ウ) 応急救急体制

応急救急のための装備及び技術の高度化を図るとともに、医療機関との連携をさらに緊密化する。

(3) 地域防災力の向上

ア. 防災体制の充実

(ア) 自主防災組織の育成

大規模な災害時においては、行政の緊急救援活動が行きわたらないことを前提としなければならない。災害時においては、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の役割は極めて重要になってくる。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また高齢化等に

よる要配慮者が増加しているので、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなってくる。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

(イ) 要配慮者に配慮した体制

高齢者、障がい者、病人、観光客、外国人等のいわゆる要配慮者の支援強化を推進する。

(ウ) ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入体制を整備すると同時に、平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

(エ) 市民の災害対応力の向上啓発

防災教育や防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚及び個人の災害時の防災活動力の向上を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）や人工呼吸等の方法について、救命講習などにより普及啓発を図る。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等は、おおむね次の事務または業務を処理する。

Ⅰ. 香芝市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
香 芝 市	1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報等の連絡 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の耐震性の向上 11. 都市の防災構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び指定緊急避難場所・指定避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受け入れ準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難情報の発出 11. 指定緊急避難場所・指定避難所等の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市地域防災計画に基づく復旧復興対策の実施

2. 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
香芝警察署		1. 被災情報の収集・伝達 2. 救出・救助活動 3. 避難誘導 4. 交通規制の実施 5. 社会秩序の維持	
高田土木事務所	1. 所管公共土木施設の耐震化と整備 2. 水防力の整備強化 3. 火災拡大要因の除去 4. 緊急輸送網の整備 5. 都市の防災構造の強化	1. 被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 被災建築物の応急危険度判定	1. 被災公共土木施設の復旧 2. 被災公共建築物の復旧
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備	1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策	被災医療、保健衛生施設の復旧

3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区 警察局	1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合 通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸し出し	
近畿財務局 奈良財務 事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		定供給幹旋	3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確	

第Ⅰ編 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港 事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による搜索救難の調整及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	
奈良 地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
近畿地方 環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

4. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路または水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与または譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

5. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
株式会社NTTドコモ	電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受け入れ・配分の連絡調整
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
大阪ガス株式会社 (ネットワークカンパニー 北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
関西電力株式会社 (奈良支店) 関西電力送配電株式会社 (奈良本部)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
日本郵便株式会社		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本放送協会 奈良放送局	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社 (奈良支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送

6. 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 毎日放送	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
朝日放送 テレビ 株式会社 朝日放送 ラジオ 株式会社			
一般社団法人 奈良県 医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT) の編成及び派遣体制 の整備	災害時における医療の確保及び 医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期 復旧 2. 指定避難所の医 療救護及び保健 衛生の確保
一般社団法人 奈良県 病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及 び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び 医療救護班の派遣	医療機関の早期復 旧
一般社団法人 奈良県 歯科医師会	1. 歯型による身元確認 等の研修 2. 歯科医療救護班の編 成及び派遣体制の整 備	1. 災害時における歯科医療の 確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 指定避難所への 口腔ケア班の派 遣による肺炎予 防活動 2. 歯科医療機関の 早期復旧
公益社団法人 奈良県 看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	災害支援ナースの派遣要請及び 派遣調整	
一般社団法人 奈良県 薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指 導 2. 医薬品等集積所における医 薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県LPガ ス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスによる災 害 の復旧
公益社団法人 奈良県 トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
奈良県土地 開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の 復旧

7. 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域 消防組合 香芝消防署	1. 防災に関する施設並 びに組織の整備と訓 練 2. 災害に関する予警報 の連絡	1. 災害情報等の収集及び必要 な広報 2. 災害の防除、警戒、鎮圧 3. 要救助被災者の救出、救助 4. 傷病者の救出、応急手当、搬 送 5. その他、防災会議が必要と認	

第1編 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		める事務または業務	
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保あつせん 3. 県、市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資またはあつせん
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣	
社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置、運営訓練災害応急対策		市災害ボランティアセンターの運営
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力あつせん	1. 商工業者への融資あつせん実施 2. 災害時における中央資金源の導入
報道機関	1. 市民に対する防災知識の普及 2. 市民に対する予警報等の周知徹底	市民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
公益社団法人 奈良県獣医師会		1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援	

第7節 市民・事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、隣近所の市民や事業所が協力して、消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、市民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

市は、市民・事業者の自助・共助の重要性認識のための啓発強化に努める。

Ⅰ. 市民の役割

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災対策に寄与するように努める。

(Ⅰ) 個人の役割

ア. 自己管理

「自らの安全は自らが守る」(自助)という防災の原点に立ち、市民はその自覚を持ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らが行う。

また、防災訓練や防災に関する講演会等への積極的な参加、防災についての家族での話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や指定緊急避難場所・指定避難所、避難ルートの確認などを行い、被害の拡大防止に努める。

イ. 市民としての役割認識

「自らの地域は自らで守る」ことを原則に、平常時からコミュニティの形成とともに、近隣の地域住民と協力して初期消火・救助活動ができるよう、防災力の向上に努める。

ウ. 応急対策活動への協力

正確な情報の把握及び伝達、出火の防止措置及び初期消火、負傷者の救助及び救護、要配慮者への支援、適切な避難、指定避難所の自主運営など応急対策活動を積極的に行う。

また、市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(2) 自主防災組織の役割

ア. 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである「共助」が大きな力となる。

このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

イ. 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

2. 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

(1) 災害予防計画

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え、計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を図る。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成に努める。

(2) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災訓練、防災活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取り組みを継続的に実施するとともに、市が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第8節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要がある時は香芝市防災会議において修正する。

また、香芝市防災会議の開催は年間 1 回の開催を原則とし、本計画の修正に当たっては、原則として次の手順で行うが、資料編の修正事項については、必要に応じて、会長の権限において修正し、次の防災会議に報告する。

- ア. 香芝市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- イ. 香芝市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。
- ウ. 災害対策基本法第 42 条第5項の規定に基づき、知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、市広報紙や市ホームページに掲載する等により周知する。

2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係機関、その他防災に関し重要な施設の管理者等に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底する。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画 目次

第1章 災害に強いまちづくり	1
第1節 都市の防災機能の強化	1
第2節 建築物等の安全強化	6
第3節 風水害予防対策の推進	8
第4節 土砂災害予防対策の推進	13
第5節 危険物施設等災害予防対策の推進	16
第6節 雪害予防対策の推進	19
第7節 文化財の保護対策	20
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	21
第2章 災害に備えた防災体制の確立	22
第1節 総合的防災体制の整備	22
第2節 情報収集伝達体制の整備	28
第3節 火災予防対策の推進	33
第4節 消防・救助・救急体制の整備	35
第5節 応急医療体制の整備	38
第6節 防疫体制の整備	42
第7節 緊急輸送体制の整備	43
第8節 避難収容体制の整備	45
第9節 二次災害防止体制の整備	57
第10節 緊急物資確保体制の整備	59
第11節 廃棄物処理体制の整備	63
第12節 火葬場等の確保	65
第13節 応急住宅等供給体制の整備	66
第14節 ライフライン確保体制の整備	68
第15節 交通確保体制の整備	72
第16節 防災営農対策の推進	73
第17節 罹災証明書発行体制等の整備	74
第3章 地域防災力の向上	75
第1節 防災意識の高揚	75
第2節 自主防災体制等の整備	81
第3節 消防団員による地域防災体制の充実強化	84
第4節 支援・受援体制の整備	86
第5節 要配慮者の安全確保対策	87
第6節 帰宅困難者支援体制の整備	93
第7節 ボランティア活動支援環境の整備	95
第8節 文教対策の推進	98
第9節 企業防災の促進	100
第10節 地区防災計画	102

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

実施担当	都市創造部、上下水道部、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、建築物の耐震化・不燃化、都市空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境並びに防災対策の整備を図り、被害を最小限に食い止められるよう、都市の防災化を推進する。 ・所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 ・避難空間や応急仮設住宅の建設用地、災害廃棄物等の集積地等として利用が見込める空き地等について検討を行う。

1. 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

また、貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとして利用可能な広場等についても整備を進める。

ア. 一時避難地となる住区基幹公園の整備

(ア) 近隣の地域住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

(イ) 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

イ. 広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や香芝市スポーツ公園を整備する。

<資料編>

資料8-5 都市公園等の整備

(2) 道路・緑道の整備

- ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路（狭あい道路）の拡幅等を行い、多重ネットワーク化に努める。
- イ. 要配慮者等の安全な避難を確保するため、一時避難地や広域避難地、避難所等に通じ、避難路となる道路・緑道のバリアフリー化を推進する。
- ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物の除去や沿道建築物の耐震化・不燃化に努める。
- エ. 延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。
- オ. 街路樹の倒伏（根返り、幹折れ）や枝折れ等による事故や被害発生の回避に向けて、危険性を事前に把握するための調査及び調査結果に基づく改善的処置等の対策を推進する。

2. 都市基盤施設の防災機能の強化

小・中学校をはじめとする公共施設や公園、道路、河川、ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- ア. 避難地となる都市公園や小・中学校等における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置、放送設備及びヘリポート等）の設置
- イ. 河川やため池の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

3. 土地区画整理事業等の促進

本市は、住宅団地開発期における急激な人口増加により、根幹的都市施設等の整備が立ち遅れる結果となった。このことは、都市機能の低下及び都市環境の悪化をもたらし、また災害発生時における危険度増大という事態を深刻化させる要因となっている。

本市は、これらの事態に対処するため、土地区画整理事業の推進を図る。

さらに住宅密集地区では、老朽化した木造住宅の建て替えの促進及び都市基盤施設の整備を推進し、生活環境を改善することにより都市災害の防止を図る。

（1）各種規制・誘導

- ア. 商業地域・近隣商業地域に準防火地域の指定
- イ. 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- ウ. 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

（2）各種事業の推進

- ア. 土地区画整理事業
- イ. 駅前整備事業
- ウ. 公園事業

- エ. 街路事業
- オ. 道路事業
- カ. 河川整備事業

4. 土木構造物の耐震対策の推進

市が管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

なお、民間の事業者等が管理する土木構造物についても、耐震対策の実施や被害軽減に向けた施策の実施等を促進するよう広報に努める。

(1) 基本的考え方

- ア. 施設構造物は、一般的な地震に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性及び施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- イ. 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせる等、総合的な都市防災システム系としての機能確保に努める。
- ウ. 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- エ. 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路橋・横断歩道橋等の耐震対策を実施する。

緊急輸送道路の管理者は、耐震診断等に基づき補強計画を作成し、補強対策を実施する。

(3) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5. ライフライン災害予防対策

各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道

平常時から上水道施設を整備点検し、災害時でも出来る限り断水を防止して、円滑に給水できるように努める。

また、一時的に給水不可能になった場合においても、応急処置により給水が行えるよう、平常時から対策を講じておく。

ア. 安定水源の確保

本市上水道の水源は、県営水道から100%供給であり、災害時における水源の確保は県営水道に委ねている。

そのため、施設の耐震化や管路ループ化、県営水道の送水管から直接取水できる応急給水栓の設置など、被害を最小限に止められるように整備を図るよう、今後も県営水道に対して、さらなる協議・要請を行っていく。

イ. 上水道施設の耐震化

災害時には、まず基幹施設で水を確保することが重要であることから、配水池を基幹施設と位置づけて、耐震化計画に基づき耐震化を行っていく。

また、基幹施設間あるいは基幹施設と配水区を連絡する管路である基幹管路においては、災害時、まず基幹施設で確保した水を医療機関や指定避難所、公共施設などの重要施設や市民の皆様に届けることが必要となることから、耐震化計画に基づいて、重要施設に連絡する管路を順次、耐震化を行っていく。

ウ. 災害対策連絡管路の整備

災害時における近隣都市との災害対策連絡管の整備に努める。

エ. 応急対策の充実

応急給水・復旧体制の強化、応急給水用品の整備、飲料水貯水槽施設の設置を行っていく。

オ. 情報管理システム等の確保

マッピングシステムなどの情報管理システムを整備・拡充し、一連の災害対策を円滑に行うための情報通信システムの安定確保に努める。

(2) 下水道

災害発生時には、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急輸送道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化に努める。

ア. 管路施設の新設・改築にあたっては、「香芝市下水道耐震設計指針」「下水道管路施設の耐震診断」等に基づき耐震化に努める。

イ. 管路施設の耐震化は、避難地などのトイレの使用を確保するため、一時避難地、広域避難地等の防災拠点施設からの排水を受ける管路の耐震化、緊急輸送道路及び河川・軌道の下に布設されている重要な管路の耐震化を重点的に実施していく。

ウ. 建設年度の古い管路より「香芝市公共下水道管路長寿命化計画全体構想」に基づき、簡易調査及び詳細調査を行い計画的に更新・改築（耐震化）を実施していく。また、調査結果のデータベース化を図る。

エ. 災害時に避難者のトイレ使用を確保するため、指定緊急避難場所・指定避難所にマンホールトイレシステムの整備を行う。

オ. 災害時において、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、下水道施設の調査・応急措置等の災害支援対策として、各種団体との協定締結及び管理図書のバックアップ体制を設ける。

6. 林野火災等の予防対策の推進

林野火災の拡大を防止し、人家被害や森林資源の焼失等の軽減を図る。

また、災害による倒木の発生を抑止するため、森林の適正な管理等について、所有者・管理者への指導に努める。

(1) 防火帯の構築

本市と王寺町、葛城市及び大阪府との間に防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

(2) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考え、その維持補修に努める。

(3) 山林位置表示杭の設置

林野火災等の発生時における災害位置確認のため、奈良県広域消防組合香芝消防署は、関係機関と協力して、林道に表示杭を設置する。

第2節 建築物等の安全強化

実施担当	都市創造部、関係各部各課、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、所管施設について、各種災害による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校、消防署等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。 ・民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震構造・耐火構造の普及に努める。 ・適切な管理のなされていない空き家等に対しては、所有者等の把握、法に基づく助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置の実施に努める。

1. 建築物等の耐震対策

市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、防災上の重要度に応じて、新耐震基準が適用された後に設計・施工された建築物についても耐震性能の向上（非構造部材を含めた耐震対策を含む。）を図るとともに、建築物の新築に際しても十分な耐震対策を実施するよう努める。

（1）公共建築物の耐震性能の向上

民間建築物の模範となるよう、同法及び防災性能の向上という観点から、率先して市有建築物の耐震診断を行うとともに、診断の結果に基づき耐震改修の実施を計画的に進める。

特に、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や多くの人が利用する建築物について、重点的に耐震診断及び耐震改修の実施に努め、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

また、老朽化した市有建築物については、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペースや防火水槽等の一体的整備に努め、防災性能の向上を図る。

(2) 民間建築物の耐震性能の向上

建築物の重要度を考慮し、不特定多数の人が利用する建築物や災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、同法及び防災性能の向上という観点から、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行う。

また、木造住宅が密集する地区等の災害上の問題を抱えている地区の建築物の所有者に対して、耐震診断や必要な耐震改修、建て替え等に努めるよう指導・助言し、防災性能の向上を促進する。

(3) 関連施策の推進

災害時の避難路や救援路の確保のため、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を推進する。

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び階段移動が困難な者の移動手段の検討等に努める。また、上記のようなハード面での対策とともに、特に木造住宅が密集する地区における避難情報の判断や避難の際の留意事項等の周知徹底などソフト面での対策にも努める。

このほか、博物館等で貴重な資料等を収蔵する施設においては、災害で被災しないよう保護対策の強化に努める。

2. その他施設の指導等

(1) ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

また、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、その撤去等に要する費用の一部を補助する事業を実施する。

(2) 落下物等対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下の危険があるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(3) 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、市民に対しパンフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第3節 風水害予防対策の推進

実施担当	市民環境部、都市創造部

計画方針	・大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。氾濫の原因は流域の豪雨と大和川の水はけの悪さであるが、その要因としては、宅地開発に伴い上流の奈良県側では流量が増大している反面、下流の大阪側は河川改修が進んでいないことが大きく影響している。 ・奈良県側の上流部に比べて川幅も狭く、川床も浅い亀の瀬地区で水がせき止められた形になり、奈良県側の水位が増大する。このため、支流から本流への流入を阻むことになり、大和川はもちろん、葛下川等支流の氾濫を引き起こすことになる。 ・市では、昭和57年の豪雨により、葛下川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水等多数の地域住民が被害にあった。市は、大雨・台風時における破堤等による河川・ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策の実施を推進する。 ・昭和58年から5箇年にわたって大和川激甚災害対策特別緊急事業が実施されて河川改修も行われた。

1. 本市の水害危険性

葛下川において、別所地内の近鉄大阪線との交差する付近において溢水により浸水被害が頻発している。

市域の雨水は尼寺川、平野川、竹田川等により葛下川に排水されるが、都市化による地表面上の変化（アスファルト化）のため、洪水到達時間の短縮、流域からの雨水流入量の増大により葛下川の水位が上昇する。

これら河川は葛下川の排水性が低下すると水位上昇や河川の逆流が生じ水害が起こりやすくなる。また、市街地に降った雨が雨水処理能力を超える、あるいは河川の水位が上昇することで排水できないことにより水が溢れることで発生する内水氾濫も起こりやすくなる。

市は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「大和川上流部流域治水部会」を活用し、国、県、市、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。

(1) 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」

- ア. 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- イ. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- ウ. 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- エ. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(2) 大和川上流部流域治水部会

- ア. 集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- イ. 流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。

2. 河川の改修

(1) 国土交通省・県管理の河川

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川及び大和川水系の総合的な治水対策を国及び県に要望する。

- ア. 葛下川治水対策事業
- イ. 熊谷川治水対策事業

(2) 市管理の河川・水路の治水対策

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川・水路については、市において改修中であり、その改修も年次的に雨水計画等により整備していく。

(3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

葛下川（水位周知河川）及び県が指定したその他の中小河川における洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び洪水浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、ハザードマップ等により市民に周知する。

情報伝達の方法等は、以下のとおりである。

ア. 洪水予報等の伝達方法

(ア) テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報

(イ) 市の広報車などからの情報

(ウ) 消防、警察、自治会からの情報

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の指定緊急避難場所・指定避難所について周知を図る。

(イ) 避難経路については、基本的には地域住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難情報を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、県が示す指針に基づく要配慮者支援プランを作成する。

ウ. 洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）または要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法。

エ. 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

オ. 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告しなければならない。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

カ. 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者または管理者に対し、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(4) 市民への周知

洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水・土砂災害ハザードマップ等の公表・配布、ホームページ掲載等により市民に周知するとともに、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難などについて、避難すべき区域や伝達方法を平常時から市民

への周知徹底に努める。

また、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

3. 農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき県が指定した防災重点農業用ため池については、安全性に関する調査及び必要に応じて改良工事を実施するとともに、監視体制の強化に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

また、平常時から水利施設の維持管理に関する啓発に努める。

(2) 老朽ため池

市は、主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池の管理者に対し、その対策について指導するとともに、特に、危険なため池について改修補強等整備計画・実施を管理者と協議の上行う。

ため池管理者は、ため池施設の損傷等による周辺への被害の抑制を図るため、ため池の水位や水の流れの管理等に努める。

(3) ため池水防資機材

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

4. 排水設備の整備

公共下水道の排水区域内において、浸水被害が課題となっている地域を重点に、計画的に整備を進める。

また、台風などの大雨によって下水道や雨水排水施設等で排除しきれなくなり浸水が発生した場合を想定した内水ハザードマップを作成し、市民等への周知に努める。

5. 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

水防法等の一部を改正する法律の施行（平成29年6月）に基づき、洪水浸水想定区域内

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり 第3節 風水害予防対策の推進

及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

第4節 土砂災害予防対策の推進

実施担当	危機管理課、健康福祉部、子ども家庭部、都市創造部、教育部
計画方針	・本市では、昭和 57 年の豪雨により、崖崩れ等の土砂災害が数箇所が発生した。 ・市及び関係機関は、土砂災害を防止するため、危険箇所について防災体制の整備及び自主防災組織の育成等の予防対策を講じ、当該区域の地域住民の安全確保に努める。

1. 急傾斜地対策

市域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

2. 地すべり対策

市域の地すべりによる災害を防止するため、現に地すべり運動が発生している地域ないしは地すべり運動が起こるおそれのある地域の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

3. 土石流対策

市域の土石流による災害を防止するため、溪流の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連も考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

4. 山地災害対策

市域の山地災害を防止するため、山腹の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

5. 宅地造成工事対策

県は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域としての指定を行い、崖崩れや土砂の流出等を防止する。

6. 大規模盛土造成地対策

市は、災害時の宅地の安全性を確保するため、令和4年度に第1次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地(45箇所)を対象に、県と連携して変動予測調査(現地踏査、優先度評価)を実施し、「香芝市大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画」を作成した。

当該調査で危険が確認された盛土はないが、今後確認された場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

7. 警戒避難体制等の整備

(1) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法に基づき、関係住民が安全で円滑な避難が行えるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は以下に示すとおりであり、地域住民に周知徹底する。

ア. 警戒避難体制の確立

(ア) 情報収集及び伝達体制の整備

(イ) 土砂災害警戒区域等の周知

(ウ) 避難情報の発令基準の設定

(エ) 避難単位(自治会など避難を呼びかける地域的なまとまり)の設定

(オ) 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の設定

(カ) 要配慮者支援体制の整備

(キ) 防災意識の向上

イ. 土砂災害警戒区域に係る地域における対応

(ア) 土砂災害警戒区域ごとの指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知徹底

(イ) 土砂災害事例を踏まえた避難訓練の実施

(ウ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等)の名称及び所在地

(エ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等)との警戒情報等の伝達体制の整備

(オ) 上記(ウ)により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告しなければならない。また、要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

(カ)市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者または管理者に対し、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ.危険箇所の周知徹底

土砂災害に係る危険箇所について、警戒避難計画の作成や、必要に応じて地区別の防災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また、洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙等により、地域住民に周知徹底する。

エ.自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法第5条第2項に基づき、関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

(2)危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に市内の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

(3)情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線等の通信機器の整備を進める。

また、危険箇所周辺の要配慮者関連施設へ配慮するとともに、乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいることにも留意する。

(4)防災知識の普及

市は、関係住民に対して平常時から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、市民への広報に努める。

8.要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

水防法等の一部を改正する法律の施行（平成 29 年6月）に基づき、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

第5節 危険物施設等災害予防対策の推進

実施担当	市民環境部、奈良県広域消防組合
計画方針	・各種危険物の取扱施設における災害の発生及び被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防隊の育成と防災思想の普及を図る。 ・特に、地震発生時の被害拡大及び二次災害の防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導、教育に努める。

1. 危険物施設対策（消防法第2条第7項の危険物）

(1) 保安教育の実施

危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し、講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理についての指導の強化
- ウ. 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対する災害時にとるべき措置の指導の強化
- エ. 施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所等の常置場所に対し、消防職員の立入検査及び危険物運搬車両等の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

(4) 施設管理者の防災対策

隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など、地域内での協力体制の形成を促進し、事業所の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

(5) 自衛消防隊の組織強化

自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

(6) 消防資機材の整備

- ア. 危険物火災の消火活動に必要な化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- イ. 危険物災害の拡大防止を図るため、危険物取扱事業所に必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

(7) 防火研修会等の実施

市内の事業所相互の連絡協調を図り、火災予防知識の普及を目的として防火研修会等を実施して事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図る。

2. その他の危険物施設対策

前項 1 以外の危険物については、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質があげられるが、それぞれ、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等の適用を受けるほか、県が主体となって指導を行うものであるが、今後、市域にこれらの取扱い施設等が設置される場合は、事業所の自主保安体制の強化等、関係機関と協力して安全化に努める。

3. 放射性物質事故災害予防対策

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生、及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

4. アスベスト(石綿)飛散防止対策

- ア. 建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
- イ. 著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ. 飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト「アスベスト台帳(※)」による対象建築物の県との情報共有、及び連携体制を構築する。
- エ. 災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など、必要な知識の普及啓発に努める。

(※) アスベスト台帳

飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第6節 雪害予防対策の推進

実施担当	都市創造部

計画方針	・雪害の予防については、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業・経済の停滞を防ぎ、市民生活の安定に寄与するものとするが、経済効果の著しい主要国、県、市道の交通確保を優先し、豪雪等に伴う被害を軽減するための措置をとる。

1. 方針

市内の冬期道路交通を確保するために、降雪前期に関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り除雪体制の整備に努める。

2. 実施機関

一般国道	直轄区間は国土交通省、その他は県
主要地方道及び一般県道	県 ただし市街地については市が協力
一般市道	市

3. 除雪機械の確保

豪雪時には、機械力を必要とするため、積雪の深度に対応した除雪機械を確保する。
また、必要により建設業者等を動員する。

第7節 文化財の保護対策

実施担当	教育部
計画方針	・市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、各種災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

ア. 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

(ア) 文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(イ) 防災訓練・講習会の実施

イ. 所有者等に対する防災意識・対策の徹底

ウ. 予防体制の確立

(ア) 初期消火と自衛組織の確立

(イ) 関係機関との連携

(ウ) 地域住民との連携

エ. 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(ア) 消防用設備、避雷設備などの防災設備等の設置促進

(イ) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震・耐火構造化の促進

オ. 樹木の倒伏（根返り、幹折れ）や枝折れ等の危険性を事前に把握するための調査及び改善的処置の実施

カ. 奈良県文化財防火対策推進条例施行に伴い、香芝消防署と「文化財の防火安全対策に関する覚書」の締結

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	関係各部各課
計画方針	・地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、奈良県地震防災緊急事業五箇年計画（第六次計画）に基づく次の事業を推進する。

1. 計画期間

令和3年度～令和7年度

2. 対象事業

市の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

- ア. 広域避難地
- イ. 橋りょう耐震補強
- ウ. 備蓄倉庫

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 総合的防災体制の整備

実施担当	関係各部各課、奈良県広域消防組合

計画方針	・市及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。 ・平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、執務環境の安全化に向けて事務機器や什器等の転落・転倒防止対策を実施する。また、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。 ・職員の参集状況や実際の被害状況に応じた人員配分、人員不足時の外部への応援要請の方策等について検討する。

1. 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、ICT環境の復旧・維持体制、職員の配備体制、勤務時間外におけるテレワーク体制を含めた参集体制及び業務別災害対応マニュアルの整備を図る。なお、各職員は、速やかに災害応急活動体制等に移行できるよう、あらかじめ家族の安否確認方法や家族に要配慮者がいる場合の関係者等との引き渡し方法などについて確認する。

さらに、応急対策活動が長期間に渡る場合を想定し、職員の健康管理等に資するため、宿泊場所や生活必需品の確保に努めるとともに、職員自らの備蓄等による資源確保等による活動環境の強化を図る。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部となる市役所の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

また、中・長期の停電に対応できるよう自家発電設備の稼動持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を図る。

さらに、防災中枢施設については、各施設の面積や電源の数、動線等を考慮し、災害時に速やかに応急対策が実施できる体制を整備しておく。

(2) 代替施設の確保

市役所が被災することにより災害対策本部の運営に支障をきたさないように、ふたかみ文化センター等の公共施設を代替施設として位置づける。

なお、代替施設は、本部機能の役割を果たす必要があるため、通信環境等の充実整備を図るものとする。

(3) 現地対策本部施設の確保

市内の特定地域で大規模な災害が発生した場合に、災害発生箇所の近くで緊急対応ができる災害対策本部を設置できるよう、各地域において公共施設や公園等の整備に努めるとともに、地域の集会施設や民間の空地等を活用できるよう協力体制を確保する。

(4) 災害対策本部用品の備蓄

市の災害対策本部用として、防災中枢機能を確保できる物品等を備蓄する。

特に、PC等の電子機器やコピー機、発電機等の電力機器の確保等、災害対策上重要となる用品の備蓄に努めるとともに、代替施設においても必要最小限の用品備蓄に努める。

3. 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に市内に整備する。

香芝健民運動場等の公共施設を市域への応援部隊の受入れ及び活動拠点の候補地として位置づけ、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

4. 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄、点検及び技術者等の把握

ヘルメット・ライト・ライフジャケット・メガホン・警笛・合羽・軍手・安全靴など市職員等の安全につながる装備・資機材等の充実、点検に努めるとともに、関係団体との連携により資機材、技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。

特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

また、ベンダーサーバーの破損による、特的個人情報を含む職員データが消失する可能性があることから、バックアップシステムの構築に努めるものとする。

5. 防災訓練の実施

地域防災計画や水防計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合的訓練及び大規模地震、並びに水防、危険物、市街地大火災等の災害別防災訓練を実施する。

また、市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の体制づくりを図るため、地域住民等が主体となった訓練の実施を支援する。

6. 人材の育成

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、市職員に対し様々な機会を通じて防災教育を実施する。

また、市職員が所持する免許や技能等について確認し、災害時において活用が可能な者を把握しておくとともに、可能であればスキルアップを促進するよう努める。

なお、災害時職員初動マニュアルについては、全職員が常時携帯を行えるよう、電子データ化等を行う。

(1) 教育の方法

ア. 講習会、研修会等の実施

イ. 見学、現地調査等の実施

ウ. 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

ア. 市地域防災計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ. 非常参集の方法

- ウ. 気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ. 過去の主な災害・被害事例
- オ. 防災知識と技術
- カ. 防災関係法令
- キ. その他必要な事項

7. 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

8. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

9. 県との連携強化

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を進める。

10. 広域応援体制の整備

平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。なお、市から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理等を徹底する。

国内で発生した大規模災害時における救助活動・消防活動等をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

また、近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

なお、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受け入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておく。

11. 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、市は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

12. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県及び近隣市町村との連絡体制の強化や派遣の依頼手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

13. 企業や事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における企業や事業所、団体等との多種多様な協力体制を整備するとともに、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

特に、支援物資の荷捌き、管理や輸送等については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制の構築に努める。

また、応急復旧に必要な資材や緊急対応ができる事業者の確保、復旧場所の優先順位の検討等に努める。

14. 複合災害防止体制の整備

市は、複合災害（同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

ア. 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

イ. 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

ウ. 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直

しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

15. 災害活動用緊急ヘリポート及びドクターヘリポートの整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの面積、周囲の障害物等を考慮して、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中からヘリコプターの離発着が可能な場所を選定し、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。

なお、災害活動用緊急ヘリポートの選定に当たっては、各中学校区で1箇所を選定することを基本とし、災害の状況に応じて必要となるヘリポートを開設する。この内、ドクターヘリポートについては、各中学校運動場及び郡ヶ池近隣公園とし、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。

また、広域避難地として位置づける香芝市スポーツ公園の整備にあわせて、災害活動用緊急ヘリポートの整備が可能な広場を設ける。

<資料編>

資料4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場

第2節 情報収集伝達体制の整備

実施担当	関係各部各課、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から通信設備等の整備拡充等、情報収集伝達体制の確立に努める。 ・災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の伝達体制の整備を図る。なお、市職員は、気象警報に係る情報を受け取るアラートメール等の登録に努める。 ・携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図る。

1. 情報通信施設の整備

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを市民や関係機関に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ、多様な情報通信施設を整備、確保する。

また、災害発生時に情報通信施設が十分機能し活用できるよう、施設設備の耐震化対策及び非常用電源の確保等の停電対策を実施する。

さらに、不測の事態を考慮して無線通信機や業務用携帯電話の確保を図るほか、庁舎の通信設備が使えない場合を想定し、職員個人の携帯電話の公務使用も視野に入れ、モバイルバッテリー等の確保に努めるものとする。

(1) 無線通信設備の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信設備の整備及び運用体制の強化を図る。

ア. デジタル式防災行政無線（移動系・同報系）の整備

イ. 消防救急デジタル無線の整備

ウ. 指定一般避難所、指定福祉避難所との連絡体制の整備

エ. 自治会等との連絡体制の整備

(2) 衛星携帯電話の整備

無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム等の整備

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の整備により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

(4) 県防災情報システムの活用

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能となっている。

市は、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することにより、Lアラート等を通じて、これらの情報を市民へ速やかに周知する。

2. 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段（通信の多重化等）やHP用バックアップサーバの確保、LTE通信網の冗長化・アクセス過多への負荷対応等を図るとともに、ICT環境の復旧に必要な知識を持った職員の確保や職員の情報分析力の向上を図る等、情報収集伝達体制の強化に努める。

なお、情報の収集内容や記録方法の均一化を図るため、様式を整備する。

また、現場で職員が取得した情報を、すぐに全体で共有できるようなICT環境の構築、防水仕様のカメラやタブレット等の整備、職員全員に情報を発信、収集できる専用の緊急時連絡ツールの導入を検討する。

さらに、各地域との連絡要員として職員を派遣し、自主防災組織の状況の把握及び支援を行う体制整備を検討する。

このほか、災害時の混乱が想定される多数の者が利用する施設、子ども利用が多い施設については、連絡手段の充実強化に努める。

3. 災害広報体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による情報提供を検討する。

また、指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等との通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保に努める。

なお、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等（※）に対しても確実に情報伝達できる体制、設備・機器の設置、緊急通報の仕組み等の整備に努める。また、防災訓練等を通じて地域における助け合い等共助の醸成のほか、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、市民への普及啓発活動に努める。

(※) 情報入手が困難な被災者等

要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など。

(2) 市民への広報手段の周知

ア. 災害時は、テレビ、ラジオ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

イ. あらかじめ、市役所、消防署、駅、指定避難所及び市の掲示板等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等の広報手段を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制

市民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、SNS等の広聴体制の整備に努める。

また、市民からの問い合わせや情報提供等の過多による電話回線のパンクへの対策、災害管理システムの整備・ICT化等に努める。

(4) 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員から災害広報・広聴責任者を選任する。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア. 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ. 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ. 広報文案の事前準備

(ア) 地震の震源・規模・その後の地震活動・気象・水位等の状況

(イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ

(エ) 要配慮者への支援呼びかけ

(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

(5) 多様な通信手段の活用

携帯電話・スマートフォン、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全LTE(PS-LTE)(※)、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(※) 公共安全LTE(PS-LTE)

災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話(LTE)技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。

4. 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

(1) 伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備充実を図る。

(2) 緊急地震速報の習熟

職員及び市民に対し、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

(3) 普及啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。

よって、市は、緊急地震速報を受けたときの市民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

5. 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

ア. 災害発生後、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム(※)(総務省)」を活用し、所在地を把握する。

イ. 市外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

ウ. 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

エ. 県と連携の上、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手続等について整理しておくよう努める。

オ. 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。

カ. 各種の税や保険料及び福祉にかかる免除について、各種支援情報を円滑に広報できるシステムの構築に努める。

キ. 応急教育に必要な教科書及び学用品の給付や県立高等学校に関する授業料の減免など、教育関係で想定される事項の事前整理・把握により、速やかに市民に広報する体制を整備する。

ク. 医療救護等にかかる費用請求や保険等の適用に関する情報を整理し、速やかに市民に広報する体制を整備する。

(※) 全国避難者情報システム

避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の都道府県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の都道府県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム

第3節 火災予防対策の推進

実施担当	危機管理課、市民環境部、奈良県広域消防組合、消防団
計画方針	・市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火と林野火災等に対し延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防災管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取り扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

1. 建築物等の火災予防

防火対象物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 火災予防査察の強化

市内の防火対象物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消について、改善指導する。

- ア. 防火対象物に対する査察
- イ. 一般建築物に対する査察
- ウ. その他の査察（特別査察、臨時査察）

(2) 防火管理者制度の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 防火基準適合表示制度の推進

対象施設関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。

(4) 建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火構造または耐火簡易構造にする等建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。

(5) 市民、事業所に対する指導

市民、事業者に対して、消火器の使用方法、災害発生時の火気器具の取り扱い等の指導を行う。

2. 林野火災予防

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

- ア. 火災警報の発令、周知徹底
- イ. 森林法に基づく火入れの許可
- ウ. 一定区域内のたき火、喫煙等の制限
- エ. 入山者等への火気使用の規制

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

第4節 消防・救助・救急体制の整備

実施担当	危機管理課、上下水道部、奈良県広域消防組合、消防団
計画方針	・市は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

1. 奈良県広域消防組合中長期ビジョンの促進

市の実態に即して具体的かつ効率的に消防力の強化が図られるよう、奈良県広域消防組合が定める奈良県広域消防組合中長期ビジョンに基づく整備充実に促進する。

2. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防本部を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の整備指針」（昭和39年12月20日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。

また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）のほか、設置が義務付けられていない事業所に対しても、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保などによる組織の強化に努める。

イ. 消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ等の消防資機材の充実強化を図る。

ウ. 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を作成し教育訓練を実施する。

3. 防火思想の普及

ア. 一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等についての指導を行う。

イ. 震災時に多発することが予想される出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

ウ. 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または自治会、自主防災組織、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。

エ. 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災または水災の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。

オ. 家庭内における火災予防の徹底を図るため、自主防災組織の結成を促進し、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

カ. 保育所、幼稚園等における防火教育を促進し、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な防火組織への協力など予防的成果を期待した啓発を推進する。

4. 救助・救急体制の充実

救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化及び市民への啓発に努める。

ア. 救急救命士の育成に努める。

イ. 災害時に救急隊員が負傷者のトリアージ(※)を適切に行えるよう研修の実施に努める。

- ウ.救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。
- エ.救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。
- オ.救命講習会等を開催し、市民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- カ.市民による救助活動が行えるよう、指定緊急避難場所・指定避難所等に必要な資機材の整備を促進する。

(※)トリアージ

震災などの大規模災害による災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等を分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めることであり、医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

5. 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

6. 広域消防応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、消防機関相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

市及び奈良県広域消防組合では、以下の協定を締結している。

- ア.奈良県消防広域相互応援協定
- イ.阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定
- ウ.西名阪自動車道消防相互応援協定

第5節 応急医療体制の整備

実施担当	健康福祉部、教育部、奈良県広域消防組合
計画方針	・災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する医療救護、健康相談、心のケアなど、様々な医療の提供ができる体制を確保しておく必要がある。 ・市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。また、地域に潜在化する資格保持者の募集（リスト化）と災害時の活動体制を確立しておく。

1. 現地医療体制の整備

市は、医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療活動チームや救護所の設置、トリアージタグやパーティション等一定程度必要となる資機材の確保等、災害時の医療体制の整備を図るとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備し、連携内容（連絡手段・人員確保・記録や報告の様式・被害状況に関する情報収集等）の確認に努める。

また、救護所（応急救護所及び医療救護所（※））では、被災者のトリアージ（治療の優先順位の決定）や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。

さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

（※）応急救護所：災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所

医療救護所：災害発生直後から中長期にわたって指定避難所等に併設される救護所

（1）災害医療情報の収集伝達体制（医療情報システム）の整備

現行の救急医療情報システムを活用するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

また、災害時の医療関係機関の機能を維持し、医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生した場合や、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、香芝市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

(3) 医療救護班等の整備

香芝市医師会等の協力を得て、医療救護班等の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等についてあらかじめ計画する。

なお、医療救護班の構成は、医師2名、保健師または看護師2名、補助員2名の計6名を標準として1班を構成し、必要に応じて薬剤師等を加える。

また、歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助員1名、計4名を標準として1班を構成する。

(4) 医療救護所の設置

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、保健センターや指定一般避難所となる4校の市立中学校医務室等を救護所設置予定場所とする。

また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

なお、救護所設置予定場所は、事前にスペースの確保や運営方法の検討（連絡手段、医師会との調整・人員確保、ベッド等の確保、記録や報告の様式など）をマニュアル等により行っておく。

2. 後方医療体制の整備

(1) 協力病院の拡充

県指定の地域災害拠点病院である大和高田市立病院（中和保健医療圏）（災害派遣医療チーム（DMAT）を2体制整備）を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、県や関係機関と連携して、協力病院の拡充に努める。

(2) 後方医療体制

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れた全ての医療機関で後方医療活動を実施する。

なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

また、市は、医療機関と連携・協力して、施設内電源の確保、ドクターヘリ等と連携した重症者の搬送に関する具体的な方法等を確認しておく。

3. 医薬品等の確保供給体制の整備

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材及び医薬品等の調達ルートを確立する等、確保供給体制を整備する。

また、医療用資機材や医薬品等の数量については、災害規模に応じて必要とする品目や数量が異なることをふまえ、事前に想定しておく。

さらに、医療活動に合わせて発生する医療廃棄物については、適切な分別を行うとともに、医療廃棄物の安全管理等の実施体制の整備、関係業者との協力体制の確立を図る。

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療資機材等については、備蓄を推進する。

また、香芝市医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

保健センターを中心に、災害発生後3日間において必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から香芝市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備及び備蓄のあり方についての検討を進める。

4. 広域搬送拠点

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、ドクターヘリの離発着が可能な広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構などの広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（治療の優先順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

5. 災害医療に関する普及啓発

市及び医療機関は、市民に対する救急蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、心のケア等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

また、市は、医療機関に対して、医療用設備の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化するよう啓発に努める。

6. 応援要請の体制整備

(1) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害の急性期(概ね48時間以内)に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)の応援要請を行うことにより、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待される。

市は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の応援要請を行うことにより、被災者の精神的ケアに努めることが必要である。

市は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣精神医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)

県が保健所を通じて行う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援について、県との情報共有に努める。

また、県は、県薬剤師会との協定締結により、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシーを派遣、さらに、県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班を派遣することができることを踏まえ、市は、災害時における協力体制を整備する。

(4) 受入体制の整備

市は、前項に挙げた各チームやその他外部からの応援を要請した際は、各チーム等が円滑に活動できるよう受入体制を整備しておく必要がある。

このため、災害時に設置する医療救護所(保健センター、各中学校)を統括する機能を保健センターに設置し、必要とする専門職等の人員配置体制の確保等について、関係機関等と協議・調整を行っておくものとする。

7. 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の患者に対する救護支援体制を確立するため、医療機関及び各専門医会等関係機関と協力して、救護支援計画の策定に努める。

第6節 防疫体制の整備

実施担当	危機管理課、健康福祉部、子ども家庭部、教育部
計画方針	・市は、災害時に必要な資機材等の確保・供給、関係機関の協力体制の整備及び保健衛生等の普及・啓発を図る。 ・事前に県や中和保健所と連携し、防疫活動の対象や範囲、使用薬剤、方法等を想定しておく。

1. 防疫班の編成

災害の被災地域や指定避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、中和保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫班は、数名（4～5名）により編成する。

2. 防疫・保健衛生用資機材等の確保

防疫のために必要な薬剤や器具（噴霧器、タンク等）を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を確立する。

3. 防疫に係る教育の実施

保健衛生・防疫活動の方法や内容について、市職員等への研修を行うとともに、学校教育の中においても、児童生徒に対する指導を行っていく。

また、市職員は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第7節 緊急輸送体制の整備

実施担当	危機管理課、都市創造部
計画方針	・市は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

ア. 県選定の緊急輸送道路

県が選定している本市に係る緊急輸送道路は、次のとおりである。

■第1次緊急輸送道路

	道路区分	路線名称
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	西名阪自動車道
	一般道路	国道165号 国道165号バイパス (県道御所・香芝線と重複) 国道168号(香芝王寺道路等) 県道御所・香芝線 県道中和幹線

イ. 市の緊急輸送道路の指定

市は、県が選定する緊急輸送道路と市の防災中枢施設や防災拠点、市が選定する災害活動用緊急ヘリポート、市で指定する地域医療機関、災害協力病院及び指定緊急避難場所・指定避難所等を連絡する道路を市の緊急輸送道路として指定する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

なお、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するとしている。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急車両の円滑な通行の確保が図られるよう緊急輸送道路や重要物流道路上等の踏切道の優先開放などについて協議し、災害時の踏切長時間遮断の防止に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2. 輸送手段の確保体制

関係機関は、陸上輸送等の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用手段を整備する。さらに、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画するとともに、不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定に努める。

市は、災害時における公用車の運行を図るため、事前に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。また、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- ア. 要請担当窓口
- イ. 派遣要請手続
- ウ. ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- エ. その他必要な事項

3. 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、市における道路施設の破損・決壊等が生じて通行が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4. 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- ア. 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- イ. 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- ウ. 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。
- エ. 協定締結先との定期的な連絡や災害時における実効性を確保するための内容確認等を行うなど、連携強化に努める。

第8節 避難収容体制の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、子ども家庭部、都市創造部、教育部
計画方針	・市は、各種災害から市民の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。 ・想定される災害、新型インフルエンザ等を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。 ・指定避難所等の指定に際しては、あわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。

1. 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

なお、避難収容施設としては、災害対策基本法改正（平成 25 年6月）を踏まえて、以下のよう区分する。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設 なお、災害対策基本法施行規則の改正（令和3年5月）を踏まえ、指定避難所の内、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間避難させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる避難所として指定した施設等を「指定一般避難所」、「指定一般避難所」での避難生活が困難であり、一定の配慮を要する要配慮者等を一時的に滞在させる避難所として指定する施設等を「指定福祉避難所」とする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること、指定避難所等の役割が異なることについて、市民への周知徹底に努める。

2. 避難路の選定

市は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

ア. 原則として、通学路などの指定緊急避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

イ. 可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

ウ. 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ. 避難路となる道路、橋りょう及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3. 指定緊急避難場所の選定

(1) 指定基準

市長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設または場所を、災害の種類ごとに指定する。

指定の際には、災害の種類ごとにより避難に適した施設または場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

なお、市は、指定緊急避難場所をハザードマップ等により市民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から市民等への周知徹底に努める。

ア. 災害の種類

(ア) 洪水

(イ) 崖崩れ、土石流、地滑り

(ウ) 地震

(エ) 大規模な火事

(オ) 内水氾濫

イ. 指定基準

(ア) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。

- (イ) 居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置または災害による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (ウ) 災害が発生した場合において、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。
ただし、次の（エ）（オ）に適合する施設については、この限りでない。
なお、（エ）（オ）に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。
- (エ) 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、または発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- (カ) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (キ) 当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

(2) 指定にあたっての注意事項

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとする時は、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

市長は、指定緊急避難場所を指定した時は、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消

市長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取り消す。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

また、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難するよう周知に努める。

4. 指定緊急避難場所及び避難路の整備

指定緊急避難場所及び避難路について、市は、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- ア. 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- イ. 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- ウ. 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- エ. 誘導標識の設置の際は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示
- オ. 商業・業務施設等に一時避難場所としての協力体制を整備（施設面・備蓄面）

5. その他の避難地の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

（1）火災時等の避難地の選定

- ア. 一時避難地（大規模火災及び地震時は、指定緊急避難場所として利用）
火災発生時に、市民が一時的に避難できる場所、イベント開催等で人が密集している状況で災害が起こった際の避難先として、一時避難地として選定する。
- イ. 広域避難地
火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。
現在、市には広域避難地の指定がないため、総合公園や香芝市スポーツ公園の整備にあわせて、広域避難地の指定を行う。

（2）その他の避難地の選定

浸水、土石流、地すべり及び崖崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地を選定する。

<資料編>

資料8-1 一時避難地一覧

（3）避難地の安全性の向上

関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

ア. 一時避難地

- (ア) 避難地標識等による市民への周知
- (イ) 周辺の緑化の促進
- (ウ) 複数の進入口の整備

イ. 広域避難地

- (ア) 避難地標識の設置
- (イ) 非常電源付きの照明設備・放送設備の整備
- (ウ) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (エ) 複数の進入口の整備

6. 指定避難所の選定、整備

家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定、整備する。

なお、指定避難所は、非構造部材（床、小梁、間柱等）を含めた耐震性や不燃性のある施設とし、その性能確保に努めるとともに、老朽化の兆候が認められる施設は優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 指定避難所の選定

ア. 選定基準

指定避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定したうえで、不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。

また、要配慮者や女性に配慮を行い、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、市長は、次の事項に留意して指定避難所を選定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

- (ア) 避難のための立退きを行った居住者等または被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有すること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。特に、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。

なお、市は県と連携し、土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (オ) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、

または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

なお、指定避難所のうち、当該(ア)～(エ)の基準を満たす施設を指定一般避難所、(ア)～(オ)の基準を満たす施設を指定福祉避難所という。

イ. 指定に当たっての注意事項

市長は、指定避難所を指定しようとする時は、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

ウ. 県への通知

市長は、指定避難所を指定した時は、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

エ. 指定の取消

市長は、当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

オ. 市民への周知

市長は、広報紙、ホームページ、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

なお、関屋小学校は、土砂災害の発生時においては、指定一般避難所に通じる連絡路が崩壊した土砂等により閉塞し指定一般避難所の孤立化や車両の通行停止などが想定されること、地域住民等が避難行動中に崩壊した土砂等に巻き込まれるおそれが懸念されるなど、土砂災害のおそれがある時には当該施設に避難することが不適當であることを、平常時から地域住民等へ周知徹底するよう努める。

(2) 福祉避難所の確保及び周知等

高齢者や身体障がい者、医療的ケアを必要とする者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、特に避難行動要支援者を受け入れる社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

その際、医療的ケアを必要とする者への対応として、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮を行うよう努めるとともに、障がい者に対応した生活支援が行える人材の確保に努める。

また、福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等を、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知するとともに、福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。

さらに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。

このほか、公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

特に、要配慮者については、避難収容施設の確保に留意する。

(4) 指定避難所の運営管理体制の整備

市は、指定避難所の運営管理体制を整備する。

また、避難所運営は避難者による自主運営が基本となることから、平常時より広報や防災訓練等を通じて周知しておく。

- ア. 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ. 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ. 災害対策本部との連絡体制
- エ. 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ. 自治会、自主防災組織同士での協力体制

(5) 設備の充実による避難施設としての機能強化

市は、指定一般避難所、指定福祉避難所の設備の充実により、避難施設としての機能強化を図る。

なお、非常用電源の燃料の備蓄（3日分程度）及び備蓄場所の浸水・地震対策を図るとともに、定期的な点検整備体制の確立、設備事業者との緊急時における連絡体制の構築に努める。

また、避難者の入浴については、総合福祉センター以外で浴場をもつ施設を選定し、災害時での協力を依頼（協定締結を含む。）する等の対策に努める。

- ア. 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む。）、自家発電機
- イ. 衛星携帯電話等複数の通信手段、Wi-Fi 環境の整備
- ウ. 照明設備
- エ. 食料、飲料水、生活用品
- オ. マスクや手指消毒液、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- カ. 冷暖房器具
- キ. マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ク. 簡易トイレ
- ケ. パーティション
- コ. テント
- サ. 案内用看板

シ. テレビ、ラジオ
ス. ICT環境 等

(6) 要配慮者等を考慮した整備

- ア. おむつ等の介護用品
- イ. 高齢者や食物アレルギーを持つ人、ハラル認証（イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証）に対応した食事
- ウ. 生理用品
- エ. 粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、おむつ等の乳幼児用品

<資料編>

- 資料8-2 指定緊急避難場所一覧
- 資料8-3 指定一般避難所一覧
- 資料8-4 指定福祉避難所一覧

7. 避難所運営マニュアルの更新

災害時における迅速かつ円滑な指定避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」、「避難所運営の手引き」に基づき、避難所運営のためのマニュアルを作成しており、必要に応じて更新を行う。

8. 避難所生活の長期化に対応した環境整備

避難所の運営管理においては、高齢者や障がい者、女性、子供、性的マイノリティなど、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

また、良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し、明確化しておくよう努める。

さらに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

ア. 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。

イ. 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。

ウ. 避難者が指定一般避難所、指定福祉避難所で亡くならないように、二次被害の防止対策を推進する。

- エ. 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、特に要配慮者の健康管理を行う上での記録様式やチェック項目の整理等、衛生管理体制を整備する。
- オ. 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- カ. 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - (ア) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - (イ) 女性用物干し場の設置
 - (ウ) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- キ. 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- ク. 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- ケ. 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- コ. 家庭動物の飼育スペースの設置、衛生対策等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

9. 避難誘導体制の整備

(1) 市

- ア. 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- イ. 平常時から、健康福祉部を中心に関係機関と連携して、福祉サービスを利用している高齢者、障がい者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ継続的な把握に努める。
- ウ. 国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定)」を参考にして、避難行動要支援者の登録制度を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。
- エ. 関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進する。
- オ. 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。
- カ. 小中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しや待機(預かり)に関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と市、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。
- キ. 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。
- ク. 避難所までの誘導表示や場所の明示において、誘導標識を設置する場合は、日本産業規

格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ケ.子どもが利用する施設に対し、避難方法等についてのマニュアル整備に努めるよう広報する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

なお、指定一般避難所になる学校等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設は、避難確保計画の策定が義務づけられており、避難計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市に報告する。

市は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

ア. 学 校

(ア) 避難経路

(イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法

(ウ) 収容施設の確保

(エ) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

イ. 病 院

(ア) 他の医療機関または安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法

(イ) 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

ウ. 社会福祉施設等

(ア) 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所及び避難経路

(イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法

(ウ) 収容施設の確保

(エ) 保健・衛生・給食等の実施方法

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

ア. 屋内での待避等の安全確保措置

災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認める時は、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

イ. 知事への報告

アの規定により、屋内での待避等の安全確保措置を指示した時は、速やかに市はその旨を知事に報告する。

(4) 指定行政機関の長等による助言

市は、避難のための立退きを指示し、または屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認める時は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行うことになっている。

10. 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

11. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の選定に努める。

(2) 高齢者・障がい者に配慮した住宅確保体制の整備

高齢者や障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、県と連絡調整を行う。

12. 指定避難所等の新型インフルエンザ等を含む感染症対策

(1) 避難行動の普及

平常時から感染を防止するための適切な避難行動について、必要に応じて、住民等に周知しておく。

ア. ハザードマップによる避難の要否の確認

イ. 避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備

ウ. 指定避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

平常時から保健所と自宅療養者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を整備しておく。

(3) 感染症対策に必要な備蓄等

平常時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

特に、マスク、消毒液、体温計のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備蓄を推進する。

(4) 指定避難所開設・訓練の実施

避難所運営職員等においては、新型インフルエンザ等を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

13. 車中泊による健康被害の抑制

市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

また、車中泊等による避難生活は、過去の災害においてもエコノミークラス症候群（※）等の健康被害が生じており、車中泊にはこのような健康リスクが存在しうること、車中泊をする場合にはこまめな水分補給・適度な運動を行うことで健康リスクが軽減されることを広報する。

（※）エコノミークラス症候群

血行不良により脚の深部にある静脈に血のかたまり（深部静脈血栓）ができ、この血のかたまりの一部が血流にのって肺に流れ込み、肺の血管を閉塞（肺塞栓）してしまう症状。

第9節 二次災害防止体制の整備

実施担当	危機管理課、都市創造部
計画方針	・市及び県は、各種災害後の二次災害の発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、被災した建築物や地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 応急危険度判定制度等の整備

地震または豪雨等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止するため、被災した建築物や宅地の危険度判定制度の整備に努める。

(1) 被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成

県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会の受講を普及し、被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成に努める。

また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

(2) 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

また、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県へ要請し、派遣された被災建築物・宅地応急危険度判定士の受け入れ体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2. 砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から市民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

(1) 実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第10節 緊急物資確保体制の整備

実施担当	危機管理課、健康福祉部、都市創造部、上下水道部、教育部
計画方針	・市は、各種災害による家屋の滅失、損壊等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。 ・市民・事業所は、災害発生直後の水、物資（食糧、生活必需品）の確保を自ら図っておく。

1. 給水体制の整備

関係機関は相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

なお、給水拠点の位置は災害の規模に応じて決定し、決定次第速やかに周知する。

(1) 給水拠点の整備

- ア. 基幹施設の整備
- イ. 緊急遮断弁の整備
- ウ. 県営水道応急給水栓の設置
- エ. 飲料水貯水槽施設の設置
- オ. 浄化型水泳プールの整備

(2) 給水用資機材の整備

- ア. 給水タンク車等の配備
- イ. 給水タンク・仮設給水栓の配備
- ウ. 緊急時用浄水装置の整備
- エ. 給水袋等の備蓄
- オ. 保存水の備蓄

(3) 応急給水体制の強化

- ア. 応急給水マニュアルの整備
- イ. 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村と相互に協力する。

- ウ. 地元団体など職員以外による使用を想定し、給水車や緊急貯水槽の使用方法の啓発を

行う。

2. 生活必需物資確保体制の整備

現物備蓄及び流通備蓄双方の特性を踏まえ、備蓄場所、備蓄手法、備蓄品目、数量等を検討し、計画的に備蓄の充実を図る。

また、防災担当部局及び避難所運営部局は連携して、消耗品の購入・更新・維持管理等を行う。

なお、災害発生時は、物資の配布は要配慮者を優先することの広報を行うとともに、避難所における食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について判断すること）の実施、ハラル認証（イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証）に配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（1）重要物資の備蓄

重要物資として次のような物資の備蓄を行う。

なお、孤立の可能性がある地区については、孤立を想定した備蓄や気象予測に基づいた直前地区搬送手段の確保等に努める。

ア. アルファ化米、乾パン等

イ. 液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、ほ乳ビン

ウ. 毛布

エ. 衛生用品（おむつ（高齢者用を含む。）、生理用品等）

オ. 災害用トイレ（簡易トイレ、仮設トイレ等）

（2）その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間事業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

なお、長期にわたる避難生活を想定して確保する物資は次のとおりである。

ア. 精米、即席麺などの主食

イ. 野菜、漬物、菓子類などの副食

ウ. 液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、ほ乳ビン

エ. 毛布

オ. 被服（肌着等）

カ. 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

キ. 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

ク. 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、食品用ラップ等）

ケ. 衛生用品（おむつ（高齢者用を含む。）、生理用品等）

- コ.医薬品等(常備薬、救急セット)
- サ.高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- シ.棺桶、遺体袋
- ス.その他必要物資

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

なお、分散備蓄においては、メリット(運搬距離の短縮)とデメリット(管理が困難等)があることに留意する必要がある。

- ア.広域避難地及び指定避難所を併設する一時避難地での備蓄倉庫の確保
- イ.備蓄物資の点検及び更新
- ウ.定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ.供給体制の整備(自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄)
- オ.救援物資集積拠点の選定
- カ.市町村間の応援協定の締結
- キ.事業者との協定締結による備蓄の確保
- ク.大量に届く支援物資の受入れ体制の構築

3. 市民による備蓄の推進

市民は、「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、一人あたり1週間分以上の食料、飲料水、生活必需品(特に、常備薬、携帯トイレ、ウエットティッシュ、歯ミガキシート、モバイルバッテリー、給水袋等)の備蓄、非常持ち出し品の準備など、各人が必要とする当座の物資を確保しておくよう努める。

特に、食物アレルギーやハラール認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)等の食事に関して配慮が必要な市民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法(※)等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

(※)ローリングストック法

日常的に使用する食品を多めに買い置きし、賞味期限を考慮して古いものから食べたら買い足していくことで、常に家庭に一定数の食品を備蓄する方法

4. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

また、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第11節 廃棄物処理体制の整備

実施担当	市民環境部
計画方針	・市は、災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を確立する。

1. 災害時の相互協力体制

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備・維持管理に努める。

また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定の締結に努めるとともに、平常時からの連携強化、受援体制の構築等に努める。

2. 廃棄物処理施設の整備等

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。

また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、車両等の誘導や監視を行う人員配置の検討、仮置場となる候補場所の管理者や周辺住民との調整を図っておく。

また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

4. 災害廃棄物等の処理に係る整備

市は、県が、大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）」を踏まえ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力等について、別に定める災害廃棄物処理計画により整備する。

さらに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net 環境省）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等に関して、市ホームページ等において公開するなどにより、平常時より周知に努める。

第12節 火葬場等の確保

実施担当	市民環境部
計画方針	・災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。また、遺体保存に必要な資器材等の備蓄を検討する。

1. 火葬データベースの整備

火葬の際の受け入れ先となる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

2. 応援協力体制の確立

葬祭業者等との連携・協力体制をはじめ、近隣市町村間による火葬受け入れ等の応援体制を整備する。

第13節 応急住宅等供給体制の整備

実施担当	都市創造部
計画方針	・一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。 ・大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。 ・被害状況に応じて、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、市営住宅等の公的住宅を活用し、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する体制の整備に努める。

1. 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

2. 応急仮設住宅の設置数と建設候補地の想定

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討するとともに、建設候補地については、将来的な土地利用の動向や公共施設の再編などを踏まえ適宜見直しを行う。

なお、建設の候補地は次のとおりである。

ア. 高山台グラウンド

イ. 健民運動場

ウ. 高塚地区公園

エ. 観正山近隣公園 等

3. 公営住宅の空き家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

4. 民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の活用

県は、大規模災害時において一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に対し、応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請することになっている。市は、必要に応じて、迅速に県に要請できるよう体制の整備に努める。また、民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できる体制の整備や災害協定の締結に努める。

第14節 ライフライン確保体制の整備

実施担当	危機管理課、市長公室、上下水道部
計画方針	・市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に努める。

1. 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 上水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- イ. 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、マッピングシステム等の情報管理システムの整備を行う。
- ウ. 必要に応じて、管路等の耐震化を図り、被害発生を抑制する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 平常時から給水車等の保有資機材の点検を行うとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力体制の整備

- ア. 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、応援要請協定先との協力体制の確立に努める。
- イ. 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な上水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び日本水道協会奈良県支部の相互応援協定先との相互協力体制の確立に努める。
また、災害時に備え、平常時から県営水道との連絡体制の強化に努める。

- ウ. 災害時における医療用の水の確保や配水の手段、容量などを把握しておく。
- エ. 井戸の所在の調査及び井戸の水質調査を実施し、飲用または浴室やトイレでの利用水として可能かどうかの判定を行い、利用可能な井戸の所有者との協議により災害用井戸として登録を行う。

2. 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の整備により、下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、管路の被害予想をとりまとめ、整理しておく。

また、必要に応じて、管路等の耐震化を図るなど、平常時より災害に備えるとともに、災害時の応急対策において活用できるよう、防災訓練の実施等により関係職員に周知徹底する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。
- ウ. 避難施設におけるマンホールトイレを整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(4) 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、県及び近隣市町村との協力応援体制を整備する。

3. その他のライフライン(電力、ガス、電話等)

災害時における被害の拡大防止、電力、ガスの安定供給、電気通信の確保、並びにこれらのライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

また、地下埋設物について関係事業者との情報共有を図るものとする。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 市は、ライフライン関連事業者（以下、「各事業者」という。）との連絡体制を確保し、ライフライン施設の被災状況の収集や伝達に努める。
- イ. 各事業者は、所管する施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、情報伝達施設の整備等により被災情報の連絡体制を強化する。
- ウ. 各事業者は、重要施設へのライフラインの供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- エ. 電力及びガス事業者は、電力やガスによる二次災害を防止するため、緊急時供給停止システムを強化するとともに、被災施設の巡視点検の体制や方法について、あらかじめ定める。
- オ. 各事業者は、所管する施設について応急復旧マニュアル等を整備するとともに、施設管理図面等の整備・分散保管を図る。
- カ. 各事業者は、所管する施設の被災状況や復旧情報等についての的確に広報できるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 各事業者は、被災したライフライン施設を迅速に応急復旧できるよう、災害対策用資機材等を必要数確保するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 各事業者は、平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

- ア. 各事業者は、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに従業者の防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- イ. 情報収集連絡体制や関係機関との協力体制の充実強化を図るため、国の中央防災会議や都道府県、市町村が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 協力体制の整備

- ア. 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関連工事会社や他の地域のライフライン事業者との相互協力体制を整備する。
- イ. 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他の地域のライフライン事業者との相互融通体制を確保する。

4. 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

- ア. 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水放流排除の制限等について広報に努める。
- イ. 電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- ウ. 電気通信事業者は、災害時の通信幅輦緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

5. 災害伝言ダイヤル等の運用

各事業者は、災害発生により著しく通信の輦輦が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を速やかに提供する。

市は、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を市民に周知するように依頼する。

■災害用伝言ダイヤル

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容（被災地エリアの利用者）

171+3+暗証番号+被災者の電話番号+伝言内容

再生：171+2+被災者の電話番号

171+4+暗証番号+被災者の電話番号

第15節 交通確保体制の整備

実施担当	都市創造部、奈良県広域消防組合
計画方針	・道路及び交通機関の管理者は、各種災害時における安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から交通確保体制の整備に努める。

1. 道路施設

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制を整備する。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化に努める。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、市ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

2. 交通機関

交通機関の管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに関係施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

ア. 防災施設の維持管理計画

イ. 災害警備体制の確立

ウ. 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

エ. 防災訓練の実施

第16節 防災営農対策の推進

実施担当	市民環境部
計画方針	・市及び関係機関は、各種災害から農畜産物の被害を未然に防止し、または最小限にくいとめるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講じる。

1. 防災営農指導体制の確立

市及び農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

2. 防災営農技術の普及

市は、営農指導に関して広報及び研修会等を実施し、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

3. 家畜伝染病の予防と対策

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、国、県（奈良県家畜保健衛生所）の対策マニュアルに基づき、注射・消毒等の指導を行う。

※鳥インフルエンザ、BSE等の発生（国内・県内・市内）時は、県の防疫対策マニュアルに基づき対応する。

第17節 罹災証明書発行体制等の整備

実施担当	危機管理課、総務部、奈良県広域消防組合
計画方針	・市は、災害時における罹災証明書の円滑な発行を行うため、体制づくり等の必要な措置を講じる。

総務部は、市民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、住民基本台帳・家屋台帳システム状況の確認等、罹災証明書発行体制を整備する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

なお、罹災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、協定締結先である日本建築家協会との調整方法の検討、被災者支援システム使用スキルの習得等、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等の実施やマニュアルの整備により、ノウハウを持った人材の育成に努める。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

実施担当	各部各課
計画方針	・市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等により、市民の防災意識の高揚に努める。 ・実施に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、平常時から地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

1. 防災知識の普及啓発

市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、市民の理解促進を図る。

また、地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イメージーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施にも努める。

さらに、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

(1) 普及啓発の内容

ア. 災害の知識

- (ア) 活断層や南海トラフによる巨大地震など各種災害の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置
- (ウ) 地域の危険場所
- (エ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ. 災害への備え

- (ア) 1週間分の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品、消火機器の準備
- (ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

- (エ) 家屋・施設の耐震診断及び改修
- (オ) 指定緊急避難場所・指定避難所、避難ルート、家族との連絡方法等の確認
- (カ) 自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加
- (キ) 各地域におけるハザード区域等に関する情報の確認
- (ク) 被災に備えた保険・共済等への加入
- (ケ) 家族人数に合わせた携帯トイレ数の確保、簡易トイレの組立方法

ウ. 災害時の行動

- (ア) 様々な条件下（屋内外、運転中等）における身の安全確保の方法、避難前のガス元栓締めや分電盤（ブレーカー）の対処
- (イ) 災害関連情報の発出に関する注意事項、情報入手の方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
- (エ) 要配慮者への支援
- (オ) 地震が発生した場合における近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火、救出救護活動
- (カ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (キ) 避難生活に関する知識
- (ク) 避難所以外への避難（垂直避難、親戚宅への避難等）の検討
- (ケ) 家族との連絡手段の確保
- (コ) 愛がん動物の避難同行時の留意事項及び避難所での扱い
- (サ) 自助・共助に関する基本的な心がけ
- (シ) 国や県等による支援制度と留意事項

(2) 普及啓発の方法

ア. パンフレット等による啓発

- (ア) 防災パンフレット（ハザードマップ等）、DVD等の作成・活用
- (イ) 市広報紙及びテレビ、ラジオ、インターネット等を利用した普及啓発
- (ウ) 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

イ. 活動等を通じた啓発

- (ア) 防災週間（9月1日を含む1週間）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催
- (イ) 市民による防災訓練実施の支援
- (ウ) 職員による出前講座の実施
- (エ) 地域社会活動等の促進・活用による普及啓発及び共助意識の醸成
- (オ) 防災器具・災害写真等の展示や貸出

2. 防災訓練・防災教育

市及び関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、継続的に各種災害に関する訓練を実施する。

また、防災訓練の実施に当たっては、要配慮者や老若男女など多くの市民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体の幅広い参加を募り、連携を図るとともに、訓練のシナリオに想定（中央構造線断層帯や南海トラフ）地震の発生、緊急地震速報、緊急速報メールを取り入れるなど、災害発生時の対応行動の習熟を図る。

(1) 総合訓練

本計画で定める被害想定を基本として関係機関との合同により、下記の各種訓練を統合して行う。

なお、総合訓練では、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、市民の防災意識向上の取組に努める。

(2) 個別訓練

ア. 組織動員訓練

休日、夜間等、勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ. 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

また、無線機等を用いた連絡の送受信訓練を実施する。

ウ. 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

エ. 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

また、市職員が必要に応じて医療等に関する分野で活動できるよう、救急蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、心のケア等災害時の医療的措置等の検討及び訓練を実施する。

オ. 避難訓練

避難情報の発出（緊急速報メール、LINE による発信等を含む。）、避難誘導等、市民等を安全に避難させるための訓練と合わせて、自主防災組織等と連携して指定避難所の開

設・運営訓練を実施する。

また、要配慮者の積極的参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者及び障がい者等の避難誘導や介助方法、集団避難等の実践的な訓練等についても重点的に実施する。

カ. 施設復旧訓練

災害により土木施設、上下水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ. 水防訓練

水防管理団体である香芝市は、水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

ク. 収集及び伝達訓練

災害の発生の状況、避難情報の発出状況、自主避難による各指定緊急避難場所・指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に情報収集し、防災関係機関に伝達する訓練を実施する。

ケ. 災害図上訓練

大きな災害が発生する想定の中かで、危険が予測される地域や事態を図上で考察し、応急対応や事前対策を検討する訓練を実施する。

コ. その他訓練等

ア～ケのほか、市全体または各所管課（管理施設）において、次のような訓練等を実施する。

（ア）各種資機材の使用訓練（発電機、テント、マンホールトイレ等）

（イ）施設の非常用電源等の運用訓練

（ウ）市民と共同でのHUG（避難所運営ゲーム）研修

（エ）災害時における財産・個人情報の管理に係る訓練

（オ）マニュアルを用いた訓練

（カ）ボランティアセンターの運営訓練

（3）市民防災訓練

市は、市民の防災に関する意識と防災行政力の向上に資するため、自主防災組織等の市民を主体とする地区別ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関などの訓練にも市民が積極的に参加するよう要請する。

（4）学校における防災教育

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施するほか、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

障がいのある児童生徒については、校種ごとの目標の他に、障がいの状態、発達の段階、

特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

なお、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について留意する。

- ア. 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ. 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ. 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ. 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- オ. 指定緊急避難場所・指定一般避難所、指定福祉避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- カ. 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- キ. 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- ク. 災害時における心のケア
- ケ. その他、津波や火山活動など、本市の市域では発生が想定されない災害についての理解と安全な行動の仕方

教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図る。

さらに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

(5) 市職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

防災教育の主な内容は、次のとおり。

- ア. 既往地震（活断層及び南海トラフ）及びその被害の歴史に関する知識
- イ. 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- ウ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- エ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したもの
 - (ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (イ) 膨大な数の避難者の発生
 - (ウ) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響

(エ)被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足

(オ)電力・燃料等のエネルギー不足

(カ)帰宅困難者や多数の孤立集落の発生

(キ)復旧・復興の長期化

オ.各地震に関する一般的な知識

カ.各地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

キ.各地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

ク.各地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ケ.各地震対策として取り組む必要のある課題

また、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修、及び市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

(6) 防災上重要な施設の管理者等の教育

市は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(7) 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、また、伝承の重要性について啓発を行うため、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

3. 災害時における互助精神の醸成

大規模な災害が発生した際、特に直後の数日間は公助が行き届きにくい状況となることから、市民はお互いを支え合い、助け合いながら生活を行うことが必要となる。

このため、災害時には人命を優先すること、要配慮者を優先すること、全てのニーズに対応できないこと等について、平常時より市民に広報し、意識の高揚を図るよう努める。

第2節 自主防災体制等の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、都市創造部、奈良県広域消防組合、消防団

計画方針	・市、市民、事業所は、地域の市民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえて、地域における自主防災体制の整備に努める。 ・自主防災組織の編成にあたっては、女性の参画や昼夜間の活動に支障がないような組織編製の促進に努める。

1. 自主防災組織の育成

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、さらに専門家による指導や消防団との連携を促進し、自主防災組織の育成・強化に努める。

(1) 実施責任者

市長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための地域住民活動の推進に努める。

市民は、災害に備えるための手段を講じると共に、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(2) 自主防災組織の結成促進

市は、地域住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。

市民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、自主的な防災組織づくりに主体的に参加するよう努める。

(3) 活動内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌等の冊子発行、講習会の開催等）
- (イ) 災害発生時の未然防止（消火器等の防災用品の啓発、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断、植木や看板等による道路閉塞可能性の点検等）
- (ウ) 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・指定緊急避難場所・指定避

難所の把握、消防資機材や備蓄品の管理、地域内における危険箇所の点検等)

(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し(確保しやすい材料での料理メニューの考案を含む。)訓練等)

イ. 災害時の活動

(ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、要配慮者の避難支援等)

(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)

(ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火等)

(エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の市民への周知等)

(オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

(4) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

ア. 自主防災組織の必要性の啓発

イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)

ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)

エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

オ. 消防資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援

カ. 防災訓練の実施

(5) 自主防災組織間の連携

各地域における自主防災組織の強化・育成とともに、平常時からの自主防災組織間の情報交換、合同訓練などを通じて、組織間の連携強化及び地域間の防災活動にみられる格差の解消に努める。

2. 事業所による自衛消防組織の整備

事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自衛消防組織を整備するよう啓発する。

(1) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

(ア) 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用等)

(イ) 災害発生時の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等)

(ウ) 災害発生への備え(飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等)

(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等)

イ. 災害時の活動

(ア) 避難誘導(安否確認、避難誘導、要配慮者援助等)

(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)

(ウ) 初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等)

(エ) 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等)

(オ) 地域活動への貢献(地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等)

(2) 啓発の方法

香芝市商工会等の経済団体と連携して、事業所による自衛消防組織の整備について指導・助言する。

ア. 市広報紙等を活用した啓発

イ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

ウ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3. 救助活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から関係機関等の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練を実施する。

第3節 消防団員による地域防災体制の充実強化

実施担当	危機管理課、市民環境部、消防団
計画方針	・消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。 ・市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

1. 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2. 他の組織との連携

(1) 奈良県広域消防組合との連携

地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合との連携をさらに強化する。

ア. 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ. 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア. 定期的な合同訓練等による連携強化

イ. 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

ア. 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

イ. 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた市民のニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3. 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性及び若年層等の入団促進等

消防団の組織の活性化のため、女性及び若年層の入団促進と、団員数の確保に努める。

第4節 支援・受援体制の整備

実施担当	危機管理課、市長公室、健康福祉部、都市創造部
計画方針	・東日本大震災における対応の経験を踏まえて、市外被災地への人的支援、市外からの避難者の受入れを実施する場合に、市としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。 ・他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられることができるよう受援体制を整備する。

1. 支援体制の整備

- ア. 保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- イ. 個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- ウ. 被災者を長期間受け入れる場合を想定し、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。
- エ. 災害時における応援協定、全国市長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。

2. 受援体制の整備

- ア. 災害時応援協定を締結した市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- イ. 災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、指定避難所の運営等）と調整事項（要請内容、必要人員、宿泊先の設定、飲食料の確保、先方の受入条件、受入環境の整備等）を整理しておく。
- ウ. 迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。なお、自衛隊や緊急消防援助隊など外部からの応援組織の駐屯地については、健民運動場、北部地域体育館を想定する。
- エ. 防災関係機関や企業・事業所等からの人材・資機材の提供等に関する事前調整を行うておく。

第5節 要配慮者の安全確保対策

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、子ども家庭部
計画方針	・災害時における自力避難が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下、「要配慮者」という。）の安全を確保するため、在宅の要配慮者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策等を推進する。

「要配慮者」とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援や安否確認、生命・身体の保護等に必要な措置を行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿を作成し、保管する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

名簿の作成・更新は健康福祉部が行い、外部への提供は健康福祉部と危機管理課が協働で行う。

名簿の作成や活用に当たっては、(2)以下の事項に留意して行う。

(2) 避難支援等関係者となる者

市関係部署、奈良県広域消防組合香芝消防署、香芝警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

(3)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

- ア. 要介護認定者（要介護3以上）
- イ. 身体障がい者手帳1・2級所持者
- ウ. 療育手帳A判定所持者
- エ. 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- オ. その他市長が必要と認める者

(4)名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、名簿の個人情報は、健康福祉部等の市関係部署が保有する情報により確認する。

- ア. 氏名、性別、生年月日
- イ. 住所（または居所）
- ウ. 電話番号その他の連絡先
- エ. 避難支援等を必要とする理由
- オ. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5)名簿の更新に関する事項

- ア. 1年に1回更新
- イ. 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
- ウ. 名簿登録者が死亡、市外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

(6)名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講じ、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

(7)要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市の「避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(9) 個別避難計画の作成

危機管理課や健康福祉部などは、関係部局との連携の下、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

さらに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとし、その際は、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2. 要配慮者情報の共有

要配慮者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿や要配慮者の登録情報等を活用して、要配慮者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

また、本人の同意を得た上で、消防機関や県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援に携わる関係者に対して、あらかじめ個別避難計画の提供を行う。

なお、情報の取り扱いには十分に留意し、情報漏えい防止等の必要な措置を講じるものとし、避難支援等関係者等に情報管理を徹底することを周知する。

3. 地域における支援体制のネットワークづくり

市は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

なお、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等は、平常時より要配慮者への声かけや見守りを行い、災害時の円滑な安否確認及び避難誘導等につなげるよう努める。

4. 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の活用

県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、令和元年7月に奈良県災害福祉支援ネットワークが設置され、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図ることとなった。

これにより、市は、必要に応じて、派遣要請を行うことにより、避難所等にチームの派遣を受けることができる。

5. 指定避難所対策

（1）指定一般避難所の整備

ア. 指定一般避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ. 指定一般避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から社会福祉協議会等との連携に努める。

（2）指定福祉避難所の整備

県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定及び指定福祉避難所として指定するように努める。

指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとし、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が指定福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、指定福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（3）転送体制の整備

指定一般避難所から指定福祉避難所への移動や、指定福祉避難所から仮設住宅への移動（優先的な入所）の際の基準について検討しておく。また、以下の事項に留意する。

- ア.入所可能な社会福祉施設を把握する。
- イ.災害発生時の受け入れについて、施設に協力を依頼する。

6. 外国人等への対策

言葉が不自由または地理に不案内な外国人や旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努め、表記はやさしい日本語や絵の活用、多言語となるよう配慮する。

また、観光客等に対して、市ホームページやSNS等を活用して、市内の指定避難所へ誘導する。

(2) 案内標識の検討

避難地・避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の案内標識の設置にあたっては、ピクトグラム(絵文字)の活用や日本語表記にあわせて、外国語でも表記することとし、表記する言語について検討する。

また、観光地に、その近くの指定緊急避難場所・指定避難所を掲示するように協力を要請する。

(3) 地域社会との連携

ア.地域での支援体制づくりに努める。

イ.指定避難所等に、通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から社会福祉協議会との連携に努める。

ウ.観光施設の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。

エ.防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

7. 要配慮者等向け備蓄物資の準備

要配慮者等に向けた備蓄物資を確保する際は、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

特に、外国人等には宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、ハラル認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)を受けた食料品など、備蓄する食料品に配慮する。

また、現物備蓄できないものについては、民間企業等との協定締結により、調達体制の整備を図るとともに、おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など、要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保できるよう努める。

なお、アレルギー対応食やハラル認証を受けた食品、常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するよう、平常時より広報する。

さらに、大災害時における輸送ルートの遮断等を鑑み、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意する。

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、都市創造部
計画方針	・大規模な水害や地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や国内外からの観光客等の帰宅困難者の発生が予想されることから、市は、激甚災害の指定を受けた風水害や東日本大震災等の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

1. 普及啓発

災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、地震等の災害発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があり、平常時から携帯ラジオ・地図等の備えや帰宅経路の想定、家族との安否確認の方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板 Web171、メール、SNS等の利用）、災害時帰宅支援ステーション（※）等についての意識啓発を図る。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、市は県や他市町村とともに交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

さらに、市民も旅行先等での被災により帰宅困難者となりうることを鑑み、その際の対応等について啓発に努めるものとする。

（※）災害時帰宅支援ステーション

災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供が行われる店舗

2. 情報提供の体制づくり

指定避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を迅速に提供できるよう、市ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用、駅、交番、主要公共施設等における張り紙、放送等の多様な情報伝達手段により、情報提供体制を整備する。

3. 事業所等における対策

事業所等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画策定、通勤・退勤時における被災

時の行動確認等の推進を啓発する。

また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者については、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

4. 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携し、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結して、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めており、協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図ることとしている。

市は、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI(ナビ)」の活用について周知を図る。

第7節 ボランティア活動支援環境の整備

実施担当	各部各課
計画方針	・大規模な災害の発生時には、国内・海外から多くの支援申入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等の幅広い分野での協力を得ることができる。 ・市及び関係機関は、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、活動分野の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努める。 ・市災害ボランティアセンターにおいては、ICT化による業務効率化を図るなど、運営方法の見直しに努める。

1. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。

災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

ア. 市は、ボランティアの自主性を尊重する。

イ. ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関（以下、「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重する。

ウ. 市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して支援と協力を行う。なお、事前に市災害ボランティアセンターの運営に係る費用の負担方法等について調整を行う。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市社会福祉協議会との役割分担や設置予定場所の明確化等について、市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定等を通じて明確化しておく。

2. ボランティアの受け入れ体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して市災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受け入れ態勢を整備する。

ア. 災害ボランティアの受け入れ、活動調整に関すること

イ. 被災者支援に関すること

ウ.その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

3. 平常時の連携

市は、市社会福祉協議会が実施する市災害ボランティアセンター設置、運営訓練に協力し、平常時から市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携を図る。

このほか、ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。

4. ボランティア活動への支援

災害時に迅速にボランティア活動が機能するように、災害ボランティアセンターの設置場所、資機材、電源、電話等、活動しやすい環境づくりに努める。

市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるように努めるとともに、活動拠点となる場所に必要となる備品や電源、電話等を確保するなど環境整備に努める。

また、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入支援を行う。

5. ボランティアへの対応

災害時におけるボランティアについては、一般のボランティアのほか、災害応急対策を実施するうえで重要となる専門的技能を有するボランティアが求められ、次のような分野が想定される。

このため、ボランティア活動の円滑・的確な実施を図るためのマニュアル等を作成し、災害時に活用できるよう努める。

ア.医療、助産分野

イ.心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）

ウ.建築分野（被災建築物応急危険度判定士）

エ.語学分野

オ.輸送分野

カ.情報通信分野

キ.その他専門的な技能を有する分野

6. 災害ボランティアセンターのICT化

市災害ボランティアセンターのICT化をすすめる業務の効率化を図る。

ア.ホームページ、SNSによる情報発信

イ.QRコードの活用によるボランティア登録

ウ.クラウドシステム、地図アプリの活用によるニーズ管理

エ.オンライン会議システムの活用による情報共有

第8節 文教対策の推進

実施担当	子ども家庭部、教育部
計画方針	・児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を作成し、その推進を図る。

1. 児童生徒等の安全確保対策

ア. 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後の保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある指定緊急避難場所等で待機することを基本とする。

イ. 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

ウ. 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校のメールやホームページ等）を整備するよう努める。

エ. 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

オ. 保護者を失う等の要保護児童生徒等については、早期把握に努めるとともに、保護先として可能な施設の検討及び協議を行っておく。

カ. 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2. 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア. 通学路について、香芝警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

- イ. 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- ウ. 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- イ. 通学路や通園路の危険個所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

3. 避難に関する対策

- ア. 在校時間中に災害が発生した場合の学校と避難所の両立についての検討を行い、避難者との混在による困難を抑制する。
- イ. 児童生徒等や教職員の学校等での待機時に必要となる飲食料や資機材等の備蓄を行う。
- ウ. 学校等から避難所に子どもを避難させる際の資材を確保する。（一時待避のためのテント、毛布、ミルクやオムツの備蓄等）

第9節 企業防災の促進

実施担当	危機管理課、市民環境部

計画方針	・企業及び事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）又は事業継続力強化計画を策定する。 ・市は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

1. 事業所等の役割

(1) 災害時に果たす役割

災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施等、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする事業者等（飲食品、衣料品、医薬品、運送、建設等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

また、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。

(2) 平常時の対策

勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め対策及び階段移動が困難な者の移動手段等）の防止対策等を講じておく。

また、従業員の安全等を確保するため、避難経路の確保・周知、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努める。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう

努めるとともに、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。

2. 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行い、事業所等の防災力向上を促進する。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定支援に努める。

第10節 地区防災計画

実施担当	危機管理課、住民等

計画方針	・市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、自発的に行う防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）の策定に努める。 ・市は、地区防災計画の策定について、必要な支援を行う。

1. 地区防災計画の定義

地区防災計画は、災害対策基本法第42条の2に基づき、地区居住者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画をいう。

そのため、地区防災計画は、地区居住者等において、自発的かつ主体的に作成・提案することが基本であり、重要である。

なお、市は、地区防災計画の素案の作成等を支援するように努める。

2. 地区防災計画の地域防災計画への規定

地区居住者等は、災害対策基本法第42条の2に基づき、共同して地区防災計画（案）を本計画に定めることについて、市防災会議に提案することができる。

提案を受けた市防災会議は、計画（案）を踏まえて、本計画に定める必要があるかどうかを判断する。必要があると判断した場合は、地区防災計画を作成した組織名、計画名及びその計画の概要を本計画に定める。

3. 個別避難計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3編 地震災害応急対策計画

第3編 地震災害応急対策計画 目次

第1章 災害対策のための体制の確立	1
第1節 地震発生時における組織動員の概要	1
第2節 組織体制	3
第3節 動員体制	7
第4節 参集途上の活動	9
第5節 人員の確保等	11
第2章 災害発生時等の活動	13
第1節 地震情報の収集・伝達	14
第2節 災害広報・広聴対策	27
第3節 広域応援等の要請・受入れ	31
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	39
第5節 避難誘導	42
第6節 要配慮者の支援	49
第7節 指定避難所の開設・運営	52
第8節 救助・救急活動	57
第9節 医療救護活動	59
第10節 二次災害の防止	63
第11節 緊急輸送活動	68
第12節 交通規制	71
第13節 災害救助法の適用	74
第14節 支援・受援体制の整備	77
第15節 交通の安全確保	79
第16節 帰宅困難者対策	81
第17節 大規模消火対策	83
第18節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	85
第3章 応急復旧期の活動	87
第1節 緊急物資の供給	87
第2節 防疫・保健衛生活動	92
第3節 ライフラインの確保	94
第4節 交通の機能確保	98
第5節 建築物・住宅応急対策	100
第6節 農林関係応急対策	102
第7節 応急教育等	103
第8節 文化財災害応急対策	107
第9節 廃棄物の処理等	108
第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等	113
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	115
第12節 社会秩序の維持	118

第13節 愛がん動物の収容対策	119
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	120

第1章 災害対策のための体制の確立

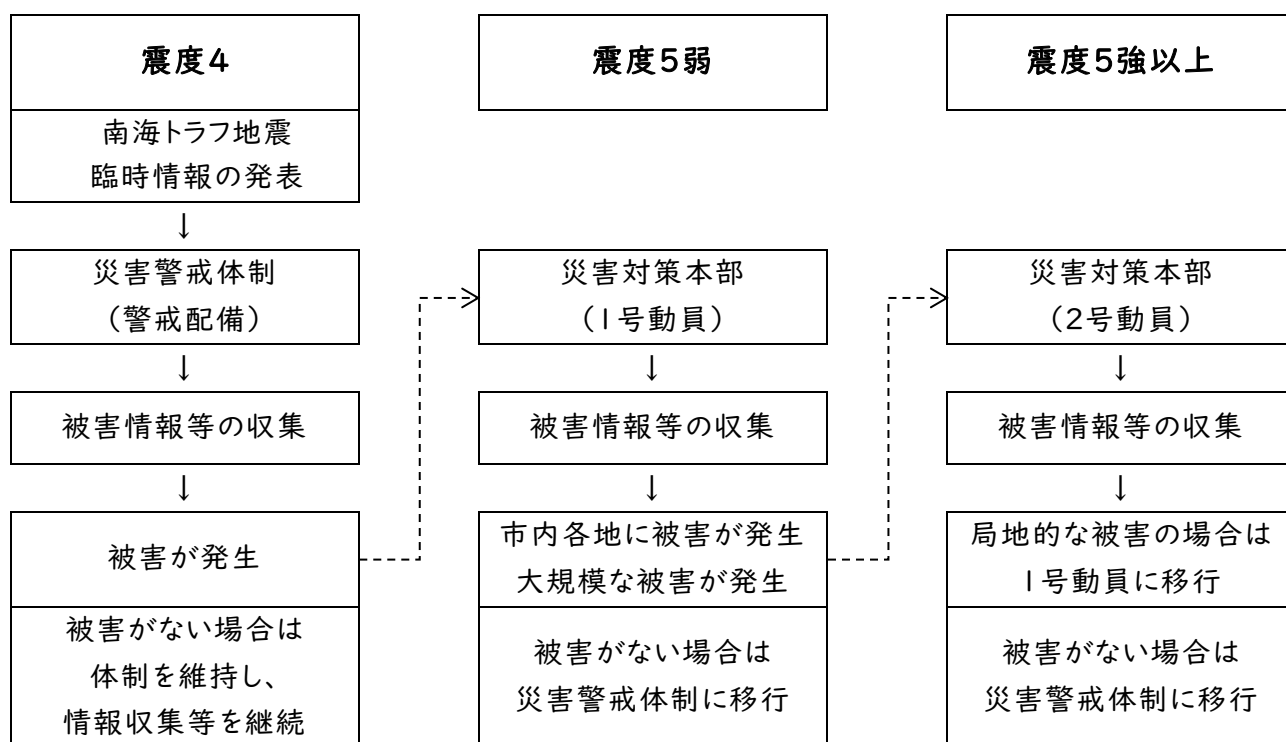
項 目	実施担当
第1節 地震発生時における組織動員の概要	各部各班
第2節 組織体制	各部各班
第3節 動員体制	各部各班
第4節 参集途上の活動	各部各班
第5節 人員の確保等	要員班、各部各班

第1節 地震発生時における組織動員の概要

実施担当	各部各班

計画方針	・震度4の地震が発生した場合または南海トラフ臨時情報が発表された場合、被害情報の収集など災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施するために、危機管理監を長とする災害警戒体制をとる。 ・震度5弱以上の地震が発生した場合、市長は自らを本部長として「香芝市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。 ・職員は、休日夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、参集指令を待つことなく、発生した地震の震度に応じて、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定した場所に参加する。（自主参集）

■発生震度別体制



1. 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない地震が発生した場合や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、または応急対策の必要が生じた場合は、危機管理監を長とする災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

2. 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

3. 勤務時間外

勤務時間外に地震が発生した場合は、自主参集とする。

参集後は、設置された体制に準じて活動を開始する。

第2節 組織体制

実施担当	各部各班
計画方針	・地震による災害の発生または発生のおそれがある場合に迅速に対応できるよう、各段階に応じた組織体制の構築を図る。

1. 災害警戒体制（警戒配備）

(1) 設置基準

- ア. 市域に震度4の地震が発生した場合
- イ. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- ウ. その他、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア. 市長が、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合
- イ. 調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する方が望ましい震災規模であると市長が認めた場合

(3) 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じる。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置または廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

(5) 職務・権限の代行

災害警戒体制の長は危機管理監が当たり、危機管理監が不在の場合には、防災担当課長が代行する。

2. 災害対策本部（1号動員、2号動員）

(1) 設置基準

- ア. 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

イ. その他、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

ア. 本部長が、市域において災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合

イ. 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合には、必要に応じて、被害状況に即した体制（災害警戒体制、I号動員）に移行する。

(3) 組織及び運営

ア. 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

なお、災害対策本部の事務局は、総合調整部本部班（防災担当課）が担当する。また、本部班は、情報収集部要員班（人事担当課）と連携し、必要に応じて人員の増強や再編等による事務局機能の強化を図るものとする。

イ. 災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下、本部会議という。）は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し、本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の事務局は、総合調整部本部班（危機管理課）が担当する。

■災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職 名	構 成 員
	本 部 長	市長
	副本部長	副市長、教育長、危機管理監
	本 部 員	部長級の職員 防災担当課長 その他本部長が指名する者

本部会議における協議事項	・災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の基本方針に関すること。 ・動員配備体制に関すること。 ・各部各班間の調整事項に関すること。 ・避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定に関すること。 ・自衛隊災害派遣依頼に関すること。 ・他市町村への応援要請に関すること。 ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害救助法適用要請に関すること。 ・激甚災害の指定の要請に関すること。 ・その他災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の実施及び調整に関すること。

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置または廃止した場合は、各部、知事、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(5) 設置場所

災害対策本部は、市役所2階大会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、または震災の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市長の判断により、会議室棟第6会議室、ふたかみ文化センター等の市有施設に設置する。

この場合、各部、知事、関係機関、報道機関等には、電話等によって周知徹底を図る。

(6) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合には、副市長、教育長、危機管理監の順位で代行する。

また、本部員である部長等は、被災等により参集できない場合の代行者として、部長等が部等に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、指名された代行者は本部員である部長等の参集が可能となるまでの間、市本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員としての職務を代行する。

(7) 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。

本部から各部各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各部の部長は、災害対策本部に集合する。

(8) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を局地的または特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

3. 勤務時間外（自主参集）

勤務時間外に、市域で震度4以上の地震が発生した場合、職員は、各自が担当する動員基準に準じて、速やかに自主参集を行う。

<資料編>

資料1-1 香芝市災害対策本部組織表

資料1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表

第3節 動員体制

実施担当	各部各班
計画方針	・地震による災害の発生または発生のおそれがある場合に、各職員が各段階に応じた参集及び各種災害対応などを迅速に実施できるよう動員基準を定める。

1. 動員基準

- ア. 市域に震度4（気象庁発表）の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は災害警戒体制における動員とする。
- イ. 市域に震度5弱（気象庁発表）の地震が発生した場合は、あらかじめ指定された職員を動員する。
- ウ. 市域に震度5強以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、全職員の動員とする。

体 制	動員区分	動員基準	動員内容
災 害 警 戒 体 制	警戒配備	・市域で震度4の地震が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	災害対策本部設置以前の体制として状況に応じて速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
災 害 対 策 本 部	1号動員 （指定職員）	・市域で震度5弱の地震が発生した場合	地震により局地的な被害が発生した場合に、あらかじめ指定された各部各班の職員をもって直ちに活動を行うことができる体制とする。
	2号動員	・市域で震度5強以上の地震が発生した場合	大規模な震災が発生した場合は、各部各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

2. 勤務時間内における動員体制

(1) 連絡方法

各部への連絡は、総合調整部本部班が庁内放送または電話等によって行う。

(2) 活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編制して、直ちに災害応急活動時の動員体制に切り替える。

3. 勤務時間外における動員体制

(1) 参集方法

職員は、自らラジオ、テレビ、インターネット等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

なお、参集手段は、原則として徒歩、自転車及びバイクによるものとし、自動車で参集する場合は、通行が可能かどうかを判断したうえで参集する。

(2) 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。

ただし、居住地に不在の場合や出張中等の場合で、交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、その旨を所属班長に連絡を取り指示を受ける。

(3) 動員状況の報告及び連絡

ア. すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ. 班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告するとともに、参集状況を情報収集部要員班へも報告する。

ウ. 総合調整部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

第4節 参集途上の活動

実施担当	各部各班
計画方針	・参集時に得られる災害情報の収集や被災者の救助・救護活動努めるとともに、参集後、適切な方法により報告を行う。

1. 参集途上の活動

職員は、参集場所に参集する場合、その途上において情報収集活動等、以下の事項に十分留意して参集する。

ア. 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「応急被災状況報告書」（資料編 資料3-1）を作成し、所属班長を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

- (ア) 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- (イ) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (ウ) 建築物等の倒壊等被災状況
- (エ) 河川、ため池等の被災状況及び水位の状況
- (オ) 崖崩れ等の土砂災害の状況
- (カ) 火災発生状況
- (キ) 被災者・避難者の状況
- (ク) その他必要な状況

イ. 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は参集優先を基本とするが、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、香芝警察署、奈良県広域消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

2. 参集後の活動

各部各班の長は、直ちに参集職員の確認及び調整を行い、地震発生直後の活動体制を整備するとともに、災害対策本部等の設置の準備を行う。

ア. 関係機関との連絡

総合調整部本部班は、通信手段を確保し、県、自衛隊、その他防災関係機関との連絡をとり、地震情報の収集や協力・応援体制の確保を行う。

イ. 被害情報の収集・集約

情報収集部情報収集整理班は、迅速かつ的確に災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）活動が実施できるよう、職員の参集途上における被害状況報告や市民、自治会等からの被害情報を収集・集約する。

ウ. 緊急輸送体制の確保

建設部調査復旧班は、車両の確保を行うとともに、あらかじめ市が緊急輸送道路として指定している道路の被害状況調査や交通規制のための準備を行う。

エ. 救急医療体制の確保

救援部救援班は、医療機関と連絡をとり重傷者搬送先病院を確保するとともに、医療救護班の要員の確保や医療救護所の開設準備等、医療救護活動のための体制を整備する。

オ. 生活必需品等の確保

市民部市民班及び救援部救援班は、備蓄している食糧や生活必需品等の点検を行うとともに、災害時における物資の援助や調達に関する協定を結んでいる関係機関と連絡をとり、被災者への食糧や生活必需品等の配布準備を行う。

カ. 飲料水の確保

上下水道部上水道班は、上水道施設の被害状況を調査するとともに、被災者への給水活動のための準備を行う。

3. 指定避難所開設の準備

指定避難所の開設を行う場合、避難部避難所班は、速やかに定められた指定避難所へ向かい、指定避難所の開設のための準備を行う。

ア. 被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定されている施設の被害状況調査を行うとともに、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ. 避難者の受入れ準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、避難者の受入れ準備を行う。

4. 消防組合・消防部における活動

奈良県広域消防組合及び消防部は、被災者の人命救助や火災の処理を行う。

第5節 人員の確保等

実施担当	要員班、各部各班
計画方針	・他の部・班により、応援に回ることができるよう、情報収集部要員班は、被害の状況や程度によって、臨機応変に人員調整を行う。

1. 人員確保

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、なおかつ応援が必要な場合は、情報収集部要員班に要請する。

この場合、情報収集部要員班は、速やかに可能な範囲において、応援要員の派遣を行う。

2. 平常業務の機能確保

全職員が動員の配備体制下では、震災発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、総合調整部本部班と協議のうえ、市民サービス部門等から優先して平常業務を確保していく。

3. 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

ア. 職員自身が震災発生時に療養中または震災の発生により傷病の程度が重傷である場合

イ. 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

ウ. 自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

エ. 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ. 当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合

カ. その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

なお、勤務時間内における発災時の業務遂行免除事由は、上記と同様とする。

4. 職員の健康管理等

応急復旧活動が長期間にわたる場合は、職員の体調変化等に留意する必要がある。

第3編 地震災害応急対策計画

第1章 災害対策のための体制の確立 第5節 人員の確保等

このため、メンタルケアを含めた健康管理の実施、家族とのコミュニケーションの確保、女性職員への配慮、自転車等による通勤手段の確保等、必要な対策を行う。

<資料編>

資料1-3 香芝市災害対策本部動員表

第2章 災害発生時等の活動

項 目	実施担当
第1節 地震情報の収集・伝達	情報収集整理班、本部班、各部各班
第2節 災害広報・広聴対策	情報収集整理班、被害調査班
第3節 広域応援等の要請・受入れ	本部班、要員班
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	本部班、関係各部各班
第5節 避難誘導	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者
第6節 要配慮者の支援	救援班
第7節 指定避難所の開設・運営	避難所班、本部班
第8節 救助・救急活動	消防部、警察
第9節 医療救護活動	救援班、消防部、本部班
第10節 二次災害の防止	調査復旧班、情報収集整理班、本部班、総務班、避難所班、上水道班、下水道班、施設管理者、警察
第11節 緊急輸送活動	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
第12節 交通規制	調査復旧班、本部班、情報収集整理班、道路管理者、警察
第13節 災害救助法の適用	本部班
第14節 支援・受援体制の整備	本部班、要員班、関係各部各班
第15節 交通の安全確保	調査復旧班、情報収集整理班、本部班、施設管理者、警察
第16節 帰宅困難者対策	情報収集整理班、救援班、市民班、避難所班
第17節 大規模消火対策	消防部
第18節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	関係各部各班

第1節 地震情報の収集・伝達

実施担当	情報収集整理班、本部班、各部各班
計画方針	・災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努めるとともに、把握した情報は速やかに県に報告する。

1. 地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類及びその内容は次のとおりである。

なお、南海トラフ地震に関連する情報については、第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画の第2章 南海トラフ地震臨時情報に記載する。

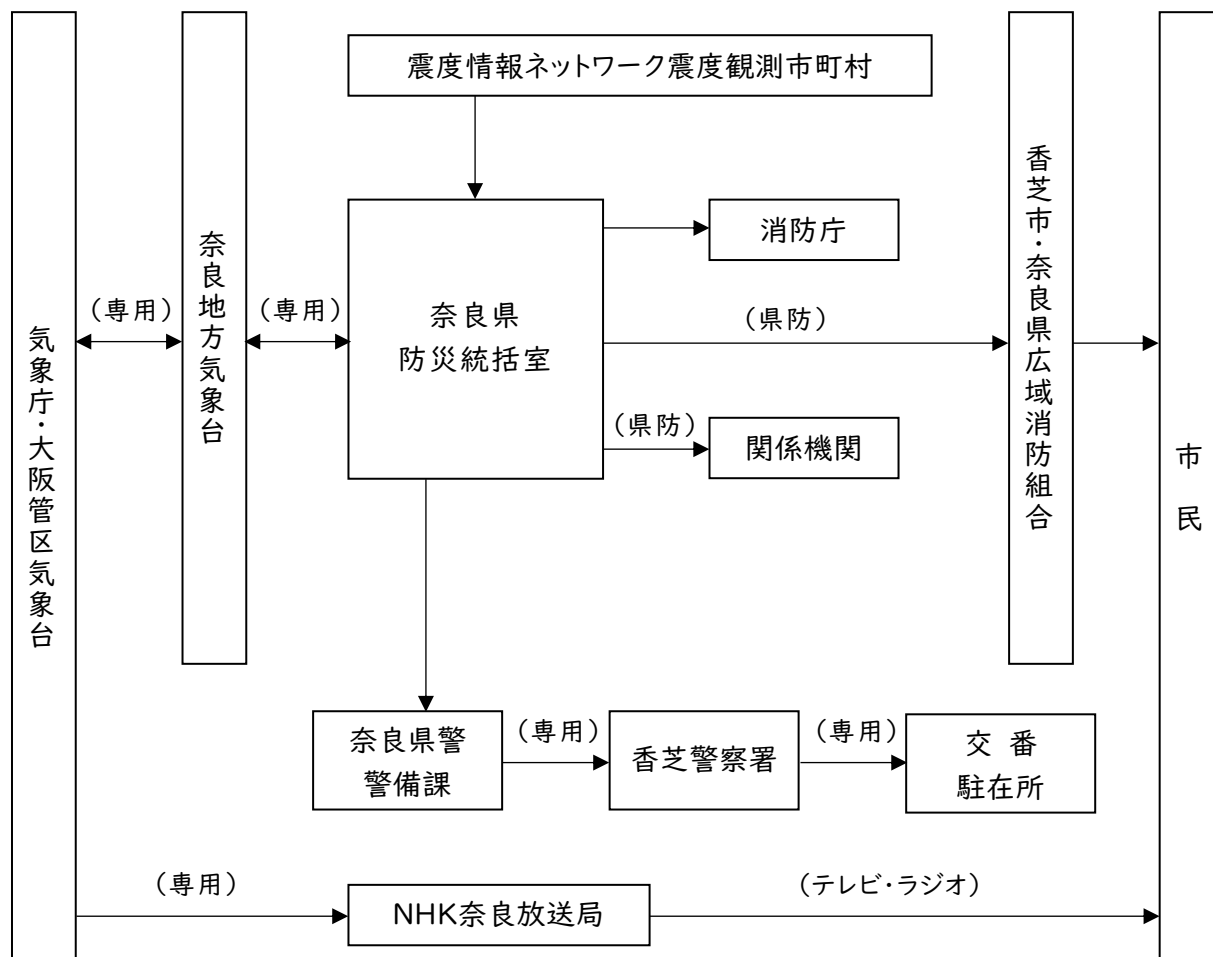
種 類	発表官署	発表基準と内容
緊急地震速報	気象庁	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に発表。 警報は、地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名・強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名を発表。 警報のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合を「特別警報」に位置付けている。
震度速報	気象庁	震度3以上で発表。 地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	気象庁	震度3以上で発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	気象庁	震度1以上、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時に発表。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

種 類	発表官署	発表基準と内容
長周期地震動に関する観測情報	気象庁	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に発表。 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
その他の情報	気象庁	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合などに発表。 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	気象庁	震度 5 弱以上で発表。 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度	奈良県	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で震度を観測し、県防災統括室に送信される。 県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備2課、陸上自衛隊第4施設団に通知する。

2. 地震情報の伝達系統

地震情報の伝達系統については次のとおりである。

■地震情報の伝達系統



※(県防): 県防災行政通信ネットワーク

(専用): 専用線または専用無線

3. 地震情報の伝達機関における措置

地震情報を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。

各部、出先機関にあっては、通知を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ、インターネット等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

4. 異常現象発見措置

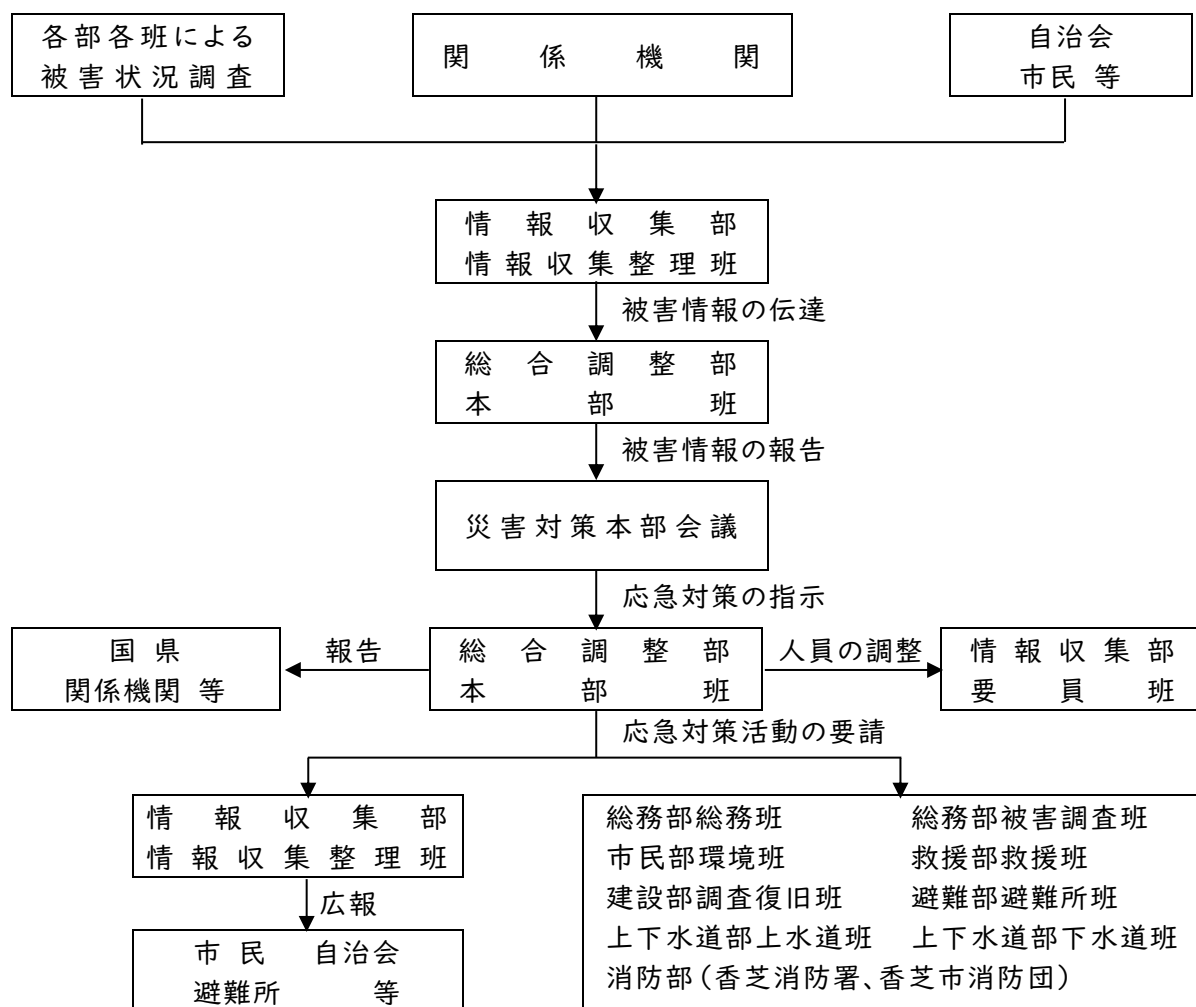
地震発生後に、堤防からの漏水や、地割れ等、被害が発生するおそれがある異常現象を発見

した者は、遅滞なくその旨を市長、施設管理者、警察官または消防職（団）員に通報する。

通報を受けた者は、その旨を速やかに市長に、また市長は、県及び香芝警察署、奈良県広域消防組合、奈良地方気象台等の関係機関に通報するとともに、市民に対してその危険性を周知徹底する。

5. 地震被害に関する情報の収集・伝達系統

市内に地震が発生した場合に、その震災に係わる各種情報を、市、市民及び関係機関に速やかに伝達する。



6. 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、地震発生後、早期に把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

また、各地域の状況を把握するため、各地域に連絡要員となる職員を派遣し、地域の自主防災組織等の状況把握や支援を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 被害状況の把握

ア. 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき被害状況を把握し、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ. 把握する内容

(ア) 人的被害の発生状況

(イ) 建物被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、全焼、半焼）の状況

(ウ) 火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

(エ) 避難の状況、市民の動向

(オ) 道路交通の状況

(カ) ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

(キ) その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ. 把握の手段

(ア) 防災行政無線を用いる。

(イ) 電話、携帯電話・スマートフォン、ファクシミリ等を用いる。

(ウ) 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(2) 被害概況の集約

情報収集部情報収集整理班は、各部各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめる。

ア. 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ. 建物被害

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、全焼、半焼の状況

ウ. 公共土木施設等の被害

（ア）道路、橋りょうの状況

（イ）河川、水路、ため池の状況

（ウ）土砂災害の状況

（エ）道路交通、公共交通機関の状況

（オ）ライフラインの状況

エ. その他

（ア）消火・人命救助活動の状況

（イ）医療活動の状況

（ウ）避難指示、警戒区域の設定状況

（エ）その他必要な情報

7. 詳細被害状況の把握

（1）把握する内容及び実務担当

各部各班は、震災発生後速やかに、市内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

把握する内容		実施担当
人 的 被 害	死者、行方不明者の状況	情報収集部情報収集整理班
	負傷者の状況	情報収集部情報収集整理班
住 家 被 害	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、半焼の状況	総務部被害調査班
非 住 家 被 害	公共建物（官公署庁舎等）	総務部総務班
	その他（倉庫、車庫等）	総務部被害調査班
そ の 他 被 害	田畑の被害状況	建設部調査復旧班
	文教施設の被害状況	避難部避難所班
	医療機関の被害状況	救援部救援班
	道路、橋りょうの被害状況	建設部調査復旧班
	河川、水路、ため池の被害状況	建設部調査復旧班
	山地災害危険地区等の被害状況	建設部調査復旧班

把握する内容		実施担当
その 他 被 害	上水道施設の被害状況	上下水道部上水道班
	下水道施設の被害状況	上下水道部下水道班
	ごみ焼却施設等の被害状況	市民部環境班
	火葬場の被害状況	市民部環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	情報収集部情報収集整理班

(2) 調査方法

被害状況の調査方法は、2人1組で外観目視により行う。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) 罹災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属する罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
罹 災 状 況	罹災世帯数、罹災者数	情報収集部情報収集整理班
被 害 金 額	公共文教施設の被害金額	避難部避難所班
	その他公共施設の被害金額	総務部総務班
	農林水産業施設の被害金額	建設部調査復旧班
	公共土木施設の被害金額	建設部調査復旧班
	農林、商工の被害金額	建設部調査復旧班、市民部市民班

(4) 被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、罹災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書（別紙様式）」（資料編 資料3-3）にとりまとめ、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに情報収集部情報収集整理班へ報告する。

(5) 被害状況等の判定

被害状況等の判定は、下記の災害救助法の適用基準に該当する程度のものとする。

被害項目		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもとする。
	床上浸水	上記の全壊～半壊、全半焼、流出に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。

被害項目	認定基準
非住家の被害	非住家（住家以外の建物）のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

注）住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

全壊、半壊は、被害認定基準による。

大規模半壊及び中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

準半壊は、「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。

被害項目			報告基準
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 り ょ う		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部または全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

被害項目		報告基準
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった一般電話回線のうち、最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	下水道	「下水道」とは、公共下水道に接続している戸数のうち、下水道流下機能支障となっている最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石垣の箇所数をいう。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

8. 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

情報収集部情報収集整理班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて、速やかに報告できるよう準備する。
また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア. 被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ. 被害分布図等
- ウ. 市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- ア. 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- イ. 確認された情報に基づき震災の全体像を把握すること。
- ウ. 応援要請等に係る情報を整理すること。
- エ. 情報の空白地帯を把握すること。
- オ. 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握すること。
- カ. 被害状況について応急対策の緊急性を要する事項、その他事項の選別を行うこと。

9. 県及び国への報告

震災の状況が次の基準に該当する場合、総合調整部本部班は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県に報告する。

(1) 報告の基準

ア. 即報基準

次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 県または市が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (エ) 地震が発生し、市の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- (オ) 地震が発生し、人的被害または住家被害を生じたもの。
- (カ) 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

イ. 直接即報基準

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告する（被害の有無を問わない。）。

(2) 報告要領

震災が発生したときから、当該震災に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（第4号様式（その1））」（資料編 資料3-4）または「被害状況即報（第4号様式（その2））」（資料編 資料3-5）により、県防災統括室に対して、次の要領により報告を行う。

なお、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。

ア. 災害概況即報（早期災害報告様式）

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、(1)の「イ. 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

震災発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、「災害概況即報（第4号様式（その1））」（資料編 資料3-4）によるものとする。

イ. 被害状況即報

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況

等を取りまとめ、直ちに、「被害状況即報（第4号様式（その2）」）（資料編 資料3-5）を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ. 災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報（第4号様式（その2）」）（資料編 資料3-5）により報告する。

エ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの震災による被害の状況を、翌年3月10日までに「災害年報（第3号様式）」（資料編 資料3-6）により報告する。

(3) 国への報告

ア. 震度5強以上の地震が発生した場合は、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、直ちに分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き行う。

イ. 県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

奈良県防災統括室の連絡先

代表電話	0742-22-1101 内線 2275
直通電話	0742-27-7006／8425／8456
FAX	0742-23-9244
奈良県防災行政通信ネットワークTEL	TN-111-9009／9010／9011 TN・・・有線回線は 66、衛星回線は 67
奈良県防災行政通信ネットワークFAX	TN-111-9210 TN・・・有線回線は 不要、衛星回線は 8
夜間等代表電話	0742-27-8944

消防庁への報告先

区 分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL	67-048-500-90-43422	67-048-500-90-49102
	FAX	67-048-500-90-49033	67-048-500-90-49036

10. 通信手段の確保

地震発生後、総合調整部本部班は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、震災に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。(災害対策基本法第57条)

(1) 電気通信設備の利用

ア. 総合調整部本部班は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信輻輳(ふくそう)の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ. 優先利用

総合調整部本部班は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、地震情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア. 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ. 関係機関との連絡

総合調整部本部班は、関係機関に対し、職員の総合調整部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ. 消防電話・警察電話等の利用

総合調整部本部班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合または香芝警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ. 非常通信の利用

総合調整部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、震災に関する通信の確保を図る。

(ア) 警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

(イ) 放送局が保有する無線

(ウ) アマチュア無線等

(3) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令、派遣等の適当な手段によって行う。

第2節 災害広報・広聴対策

実施担当	情報収集整理班、被害調査班
計画方針	・地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、市民向けの広報活動を実施する。

1. 実施機関

情報収集部情報収集整理班は、関係機関との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとし、特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出しや配布等の紙媒体、広報車などにより情報提供を行う。

2. 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- ア. 地震の規模、その後の地震活動、気象の状況
- イ. 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ. 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ. 避難指示または緊急安全確保、避難先の指示

(2) その後の広報

- ア. 二次災害の危険性
- イ. 安否情報
- ウ. 被災状況とその見通し
- エ. ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ. 交通規制情報
- カ. 医療機関等の医療関連情報
- キ. ごみ、し尿収集等の生活関連情報

- ク.食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
- ケ.救援物資等の取扱い
- コ.国や県等による支援制度と留意事項
- サ.その他人心安定及び社会秩序保持に関すること

(3) 広報の方法

- ア.広報紙の掲示、配布等による広報
- イ.広報車やハンドマイク等による現場広報
- ウ.指定避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- エ.インターネット、SNSの活用
- オ.自主防災組織等の市民団体の協力
- カ.コミュニティメディアを通じての広報
- キ.報道機関への情報提供

(4) 震災時の広報体制

- ア.広報責任者による情報の一元化
- イ.広報資料の作成
- ウ.関係機関との連絡調整

(5) 要配慮者に配慮した広報

要配慮者への広報は、ボランティア等の協力を得つつ、手話、点字、外国語等を用いる。

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、県を通じて報道機関に、震災に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

震災に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

4. 広聴活動の実施

情報収集部情報收集整理班は、被災地の地域住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

5. 安否情報の提供等

(1) 安否情報の提供

情報収集部情報收集整理班は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、市が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア. 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ. 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

ウ. 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合 県、市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア. 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)その他の照会者を特定するために必要な事項

イ. 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ. 照会をする理由

(3)被災者に関する情報の利用

市及び県は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)被災者台帳の作成

総務部被害調査班は、被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

実施担当	本部班、要員班
計画方針	・震災に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧対策の万全を期する。

1. 応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間、身分の移動を伴わずに、応援を要請する。

なお、要請については総合調整部本部班が窓口となり、受入れは情報収集部要員班が実施する。

(1) 応援要請のできる要件

市域に震災が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- イ. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ウ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

- ア. 震災の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。
この場合には、県防災統括室を通じて要請する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請

協定締結した関係機関に対し、協定内容に基づき必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。

また、他の市町村に対し災害対策基本法第67条に基づき、応援要請を行う。

<資料編>

資料7-1 災害時応援協定締結一覧

2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ

総合調整部本部班は、奈良県広域消防組合で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他市町村消防機関の応援を要請する。

(1) 大地震発生時における相互応援

震災時においては、個々の市町村・組合の消防力及び消防応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御または救助等が困難であることが予想されるため、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

ア. 県内市町村相互の広域応援体制

(ア) 自らの消防力では対処できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市に応援を要請する。

(イ) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に基づき、奈良県広域消防組合消防本部から代表消防本部を通じて他の協定市へ行う。

イ. 他都道府県からの応援体制

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、奈良県広域消防組合消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

ウ. 応援受入体制の整備

応援要請を行う際には、次により受入体制を整備する。

- (ア) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (イ) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (ウ) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (エ) 資機材の手配
- (オ) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

(2) 大規模災害応援

地震による大規模な震災が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第3

9条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急、救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第44条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

(3) 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第44条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

3. 職員の派遣要請

地震発生時に応急対策、復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、市は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。

(1) 県、他の市町村または指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、または地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策または復旧対策のため必要があると

きは、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、総合調整部本部班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務員課長通知）による。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合、またはそれに相当する程度の災害が発生し、または発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

4. 民間との協力

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、公共職業安定所に労働者の供給のあつせんを求めるほか、従事命令等を執行し、要員の確保に努める。

ア. 従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		// 第65条第2項	警察官
		// 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事指示	災害救助法 第24条	知事
	協力命令	// 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事 委任を受けた 市長
	協力命令	// 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員

イ. 従事命令等の対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士または歯科衛生士 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官またはとび職 5. 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者 6. 鉄道事業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送事業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従事者 10. 港湾運送業者及びその従事者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

ウ. 公用令書の交付

従事命令または協力命令を発するとき、または発した命令を変更あるいは取消すときは災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の支払

賃金は、通常の例を勘案したうえで、市において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金を支払うことができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(3) 自治会等の民間団体の協力

震災時における地域の防災活動について、自治会や企業等に協力を求める。

5. 要員の対策従事

震災時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ震災対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画にしたがい、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア. 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. 軽易な作業の補助
- カ. その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア. 被災者の救出
- イ. 被災者の安全な場所への避難誘導
- ウ. 医療及び助産における各種移送業務
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救済用物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令または協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

6. 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、市及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

(1) 受入れ体制

- ア. 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ. 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ. 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ. その他必要な事項

(2) 発着場の開設

- ア. ヘリポートに紅白の吹き流し、または国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ. 離着陸地点には、Ⓜ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- ウ. ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ. ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布または赤布等を縛り付ける。
- オ. 離着陸の際には、周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
- カ. 離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

(3) 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、市は県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

(4) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- ア. 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- イ. 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- ウ. 日没後
- エ. 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

実施担当	本部班、関係各部各班
計画方針	・市民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。 ・自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

1. 災害派遣依頼基準

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき。
- イ. 大規模な震災が発生し、または発生することが予想され、緊急に応急措置のための応援を必要とするとき。
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- エ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- オ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 派遣依頼手続

- ア. 市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- イ. 自衛隊派遣要請依頼手続は、総合調整部本部班が行う。
- ウ. 知事への依頼ができない場合、市長は、直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。
 - 自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
 - 市長は、通知した旨を知事へ報告する。
- エ. 災害対策に当たる各部は、震災時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長へ上申する。
- オ. 派遣の依頼は、原則として文書（災害派遣要請書）によるものとし、次の事項を記載する。
 - （ア）震災の状況及び派遣を依頼する事由
 - （イ）派遣を希望する期間
 - （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
 - （エ）その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼する。

カ. 自衛隊緊急時連絡網

ア. 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班
(内線235、236、237)

夜間通信先 第4施設団本部付隊当直(当直室)(内線223)

FAX 0774-44-0001(交換切替、内線233)
(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替
えを依頼した後、FAXボタンを押す。)

県防災無線 67-571-11
(夜間:67-571-12)

県防災無線FAX 67-571-21

イ. 航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

電話 0742-33-3951(内線211、夜間内線225)

キ. 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣の依頼ができない場合は、次の機関に連絡する。

陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先:第3師団 第3部 防衛班

電話:0727-81-0021(内線333、夜間内線301)

FAX:0727-81-0021(交換切替、内線234)

3. 派遣部隊の受入体制

派遣を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなったときは、香芝警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため、連絡担当者を指名する。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。(健民運動場、北部地域体育館などを候補地として想定する。)

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を作成するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模震災に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、震災時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、震災の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 避難者等の搜索及び救助
- エ. 消防活動
- オ. 道路の啓開
- カ. 応急医療、救護及び防疫
- キ. 人員及び物資の緊急輸送
- ク. 炊飯及び給水
- ケ. 物資の無償貸付けまたは譲与
- コ. 危険物の保安及び除去
- サ. その他必要な活動

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

- ア. 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- イ. 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5. 派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、または必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

第5節 避難誘導

実施担当	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者

計画方針	・人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、市民の主体的な避難行動（安全確保行動）を支援する情報を提供する。 ・避難情報発令の際には、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のリードタイムの確保（指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間）に十分配慮する。

1. 避難指示

市民の生命または身体を震災から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示を行う。

実施責任者は、避難指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

また、地震に伴う土砂災害については、土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、発生危険性の高い箇所の特定が困難であることに加えて、移動した土砂により被害が及ぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難であることに留意する必要がある。

このため、市長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求める。

（1）避難のための立退き指示等の権限

■避難指示の実施責任者

種別	指示を行う要件等	指示を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき。 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	市長	災害対策基本法 第56条
	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。 【警戒レベル4】避難指示の発令	市長	災害対策基本法 第60条

種別	指示を行う要件等	指示を行う者	根拠法令
	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき。 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令	市長	災害対策基本法 第60条
	市において、事務の全部または大部分を行うことができなくなったとき、市長が実施すべき事務の全部または一部を代行する。	知事	災害対策基本法 第60条
	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求があったとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官	(1)(2)は 災害対策基本法 第61条 (3)は 警察官職務執行法 第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛官 (災害派遣を命じられた部隊)	自衛隊法 第94条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条

(2) 避難指示

実施基準	・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	

避難指示 伝達文 (例文)	こちらは、香芝市です。○時○分、(避難すべき事由)ため、○○地区に避難指示を発令しました。 大変危険な状態です。 避難中の方は、直ちに(指定緊急避難場所・指定避難所の施設名)へ避難を完了してください。 避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な場所に避難してください。 なお、二次災害発生のおそれがありますので、十分注意してください。

避難指示 伝達文 (例文)	こちらは、香芝市です。○時○分、地震による土砂災害・警戒レベル4のため、避難指示を発令しました。対象地域の住民は避難を開始してください。 対象地域は、【(自治会名)○○、○○】の土砂災害警戒区域です。 指定緊急避難場所や区域外の親戚・知人宅へ避難する・二次災害に注意して避難してください。 開設避難所は、○○です。

(3) 避難指示の解除

本部長は、避難の必要がなくなったときは、避難している市民に対し、直ちにその旨を公示・広報する。

(4) 県への報告

市長が避難指示等を発令または解除をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに知事へ報告する。

警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとし、可能な限り次の事項についても報告する。

- ア.【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- イ.発令時刻
- ウ.対象地域
- エ.対象世帯数及び人員
- オ.その他必要事項

2. 指定緊急避難場所への避難

ア.市長は、震災後、火災等の二次災害の発生または発生するおそれがあり、避難指示を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、市民に周知する。

イ.選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

ウ.自主避難あるいは避難情報等の発令に応じて避難行動を開始した市民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

エ.避難部避難所班は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

オ.指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

3. 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

ア. 誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

なお、これらの誘導に当たっては迅速、的確に行う。

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ. 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ. 避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

カ. 震災が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

4. 要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認

救援部救援班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認は、各施設管理者、自主防災組織、消防団等の協力を得て行う。

ア. 在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、原則として「避難指示」発令段階における完了に努める。

イ. 要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救援部救援班に対し、「避難指示」の発令段階における避難状況を速やかに報告する。

その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

ウ. 避難完了が確認されない在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に避難を呼びかける。

エ. 救援部救援班は、避難行動要支援者名簿に基づき、救援部救援班で把握している要配慮者（避難行動要支援者）情報と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

5. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、日頃から市、奈良県広域消防組合及び香芝警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、震災時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- ア. 避難実施責任者
- イ. 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ. 避難の順位
- エ. 避難誘導責任者・補助者
- オ. 避難誘導の要領・処置
- カ. 避難者の確認方法
- キ. 家族等への引渡し方法
- ク. 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ. 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

6. 警戒区域の設定等

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる。

よって、災害が発生したときは、速やかに道路、橋りょうの通行可否の調査を実施し、通行不能または障害のある地域については、警戒区域の設定及び交通規制を行うとともに、障害物の除去等により、災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。

また、警戒区域の設定については、香芝警察署、奈良県広域消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

このほか、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、警戒区域内に市民が立ち入らないようにする。

なお、警戒区域を設定し、または交通規制を行うときは、あらかじめ香芝警察署と協議する。

■警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要件（内容）	根拠法令
災害全般	市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知事	市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

種別	設定権者	要件(内容)	根拠法令
	警察官	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれ著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法 第23条の2
	警察署長	消防長若しくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防職員 消防団員	水災を除く災害の現場。	消防法 第28条 第36条
	警察官	消防職員または消防団員が現場にいないとき、または消防職員または消防団員の要求があったとき。	

7. 広域避難

市は、災害の予測規模や避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他の都道府県内の市町村と直接協議を行う。

なお、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6節 要配慮者の支援

実施担当	救援班
計画方針	・高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に継続した福祉サービスを行う。

1. 要配慮者の被災状況の把握

救援部救援班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

(1) 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

ア. 自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅に残された要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ. 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

2. 被災した要配慮者への支援活動

救援部救援班は、被災した要配慮者（事業所が被災し福祉サービスを受けることができなくなった要配慮者を含む。）に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア. 被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ. 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するために、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所

社会福祉施設入居者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅や指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報の提供、相談窓口の設置

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、要配慮者からの相談窓口の設置を行う。

(4) 指定福祉避難所

要配慮者の避難状況に応じて指定福祉避難所も開設し、指定一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を受け入れる。

(5) 食料や生活用品等の確保

乳幼児・高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

また、高齢者等の誤えん性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を供給するように努める。

3. 被災した外国人への支援活動

(1) 情報の提供

ア. 被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ. 情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送、通訳ボランティアによる情報提供等に努める。

ウ. 観光施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」※の活用を図る。

※ (財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を指定避難所に設置するよう努める。

救援部救援班は、旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、指定避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

また、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

第7節 指定避難所の開設・運営

実施担当	避難所班、本部班
計画方針	・地震による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定し、開設する。

1. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア. 本部長は、地震が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定・開設する。

指定避難所を開設するときは、速やかに避難所施設の管理者に連絡し、指定避難所の安全性を確認した上で開設する。

また、指定避難所の開設状況等をホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ. 本部長は、速やかに避難部避難所班を派遣し、指定避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ. 指定避難所を開設した場合、総合調整部本部班は、直ちに次の事項を知事及び香芝警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する)

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ. 指定避難所の開設期間は、震災発生の日から7日以内とする。

ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

オ. 指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

なお、それでも不足するときは、県等への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

(2) 指定避難所の収容対象者

ア. 住居が全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ. 自己の住家には直接被害はないが、現実に震災に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ. 震災により、現に被害を受けるおそれがある者

エ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
オ. その他避難が必要と認められる者

2. 指定避難所の管理・運営

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として避難所派遣職員とする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設の管理者、自治会、自主防災組織等の中から指名した者を管理責任者として行うことができる。

(2) 自主運営

避難部避難所班は、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとし、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立する。

また、人手不足や長期化等により、避難者による運営が難しい場合は、県（防災統括室）に連絡する。

(3) ボランティアの役割

避難部避難所班は、必要に応じてボランティアに対して協力を求める。

(4) 指定避難所の管理・運営

指定避難所の管理・運営については、香芝市避難所運営マニュアルに基づき、以下に留意するとともに、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ア. 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む。）を作成し、避難者の実態を把握するとともに、避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

イ. 食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、避難部避難所班を通じて市民部市民班及び救援部救援班に報告し、調達を要請する。

特に、避難所における食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について判断すること）の実施、ハラル認証（イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを

証明する認証)に配慮した食料の確保等に努める。

ウ. 情報等の提供

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序維持のため、生活情報、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提供する。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害のある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

エ. 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、感染症の対策についても留意するよう努める。

オ. 女性や要配慮者への配慮

指定避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。

また、避難者や指定避難所に係わる運営スタッフ等の心身のケアのために医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、指定避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

(ア) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、地域住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が指定福祉避難所、社会福祉施設、病院等へ入所できるよう避難部避難所班を通じて救援部救援班と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、指定避難所でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

(エ) 女性や要配慮者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について避難部避難所班と協議する。

(オ) 女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保に努めるほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取ることができるよう配慮する。

(カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。

(キ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、

女性支援団体との連携の下に、相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (ク) 外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報揭示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（食べ物への配慮等を含む）等にも配慮する。
- カ. 指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

キ. 情報収集部への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

- (ア) 被災者の収容を開始したとき。
- (イ) 収容者の全部が退出または転出したとき。
- (ウ) 収容者が死亡したとき。
- (エ) 指定避難所に流行病等が発生したとき。
- (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(5) 他の指定避難所への収容

- ア. 管理責任者は、地震により多数の被災者が発生し、当該指定避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の指定避難所に収容する。
- イ. 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市及び市以外が所有する施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、避難行動要支援者については、被災地域外の地域にある施設を含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉に配慮した避難所として開設できるよう努める。
- ウ. 被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができることから、追加開設を行った避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。
- エ. 被災地域が広域にわたり、市域内に予定していた指定避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。
- オ. 他の指定避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。

また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務部総務班を通じて、市保有の車両または借り上げ車両により輸送を行う。

(6) 在宅被災者等への支援

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

(7) 車中泊者への対応

避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ア. 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- イ. 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- ウ. 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨
- エ. 可能であれば屋根付き民間駐車場を確保し提供

3. 指定避難所の閉鎖

- ア. 本部長は、震災の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。
- イ. 管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- ウ. 本部長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

4. 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第8節 救助・救急活動

実施担当	消防部、警察
計画方針	・震災のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、または捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。

1. 実施機関

救援部救援班及び消防部が、香芝警察署と協力して実施する。

これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

2. 救助の対象

- ア. 倒壊家屋等の下敷きになった者
- イ. 危険な場所や孤立した場所等に取り残された者
- ウ. 崖崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者
- エ. 列車、自動車、航空機等の事故により、危険な状態にある者
- オ. ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の事故により、危険な状態にある者
- カ. その他、救出、救助を必要とする者

3. 救助の方法

- ア. 消防部は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備または調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- イ. 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ. 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。
また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配付、貸与し、初動時における円滑な救助（救出）の実施を図る。

4. 救助・救急活動

- ア. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- イ. 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

- ウ. 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するとともに、応急救護を実施する。

5. 行方不明者の搜索

消防部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- ア. 震災の規模等を勘案して、警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- イ. 行方不明者の搜索期間は、震災発生の日から10日以内とする。

ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

- ウ. 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

6. 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第9節 医療救護活動

実施担当	救援班、消防部、本部班
計画方針	・震災時において、緊急医療及び助産の必要な被災者のうち、混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

1. 医療情報の収集活動

救援部救援班は消防部と協力して、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況及び空床状況、市内の薬局等の被災状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

なお、市民が常備薬等を入手できなくなる可能性もあることから、市内で診療可能な医療機関の情報や薬局等における医薬品等の保有状況については、必要に応じて市民等に広報するよう努める。

2. 初期医療体制

地震発生後、倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し、震災現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。

また、多くの軽傷者は、指定避難所に開設される救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

ただし、救護所が開設されるまでは、本部長は医療救護班を派遣し、応急手当を行う。

3. 現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

なお、市の対応能力のみでは不足する場合は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

(1) 現地医療の確保

ア. 医療救護所の設置

救援部救援班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、総合調整部本部班を通じて関係機関に報告を行う。

(ア) 設置基準

- ・市内医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・被災地域と医療機関との位置関係、または傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

設置予定場所：保健センター、香芝西中学校、香芝中学校、香芝東中学校、香芝北中学校

イ. 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 医療品、医療用資機材の補給

(イ) 医療用水の確保

(ウ) 交代要員の確保

(エ) 食糧、飲料水の確保

(オ) 携帯電話等通信手段の確保

(カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

救援部救援班は、医療救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア. 医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師2名、保健師または看護師2名、補助員2名の計6名を標準として1班を構成し、震災の規模等の状況に応じて班数を設定する。

また、歯科医療救護班として、歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助員1名の計4名を標準として1班を構成する。

イ. 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

なお、県は、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支

援ナース、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

救援部救援班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

4. 後方医療活動

市内及び周辺市町村の病院及び医院は、被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

5. 医薬品等の確保供給活動

救援部救援班は、地域の各種医療機関や薬局の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

6. 個別疾病対策

市は、医療機関等を通じて施設の被災状況・稼働状況及び患者等の状況把握を行い、県との情報共有に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、医療機関及び各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

さらに、必要に応じ、県へ応援要請を行うとともに、医療機関及び他府縣市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

7. 避難所での保健活動

避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

ア. 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ. 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・

便秘等)の予防と対策を行う。

- ウ.避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて県保健医療調整本部に報告する。

第10節 二次災害の防止

実施担当	調査復旧班、情報收集整理班、本部班、総務班、避難所班、上水道班、下水道班、施設管理者、警察
計画方針	・本震後の地震活動による地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、地震火災による延焼等に備えて、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

1. 二次的な土砂災害の防止

建設部調査復旧班は、本震後の地震活動あるいは降雨等による二次的な土砂災害を防止するために、総合調整部本部班を通じて、県に対し斜面判定士の出動要請を行う。

斜面判定士は、土砂災害のおそれのある箇所や被災施設に対する点検を行い、その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

2. 公共土木施設等

建設部調査復旧班は、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

また、大規模な復旧工事に必要となる作業ヤードや進入路の確保については、水利組合など地元を協力を依頼し、所有者との協議により用地を確保する。

なお、応急対策の実施の際は、以下に留意する。

ア. 職員を現場へ向かわせる際の安全対策の徹底

イ. 複数人での対応

ウ. 専門知識者の確保

エ. 関係団体（奈良県土地改良事業団体連合会など）への協力要請

オ. ブルーシートや土嚢袋等応急的な対処に必要な資材の確保

(1) 道路、橋りょう

ア. 被害状況の把握

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、総合調整部

本部班を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまらない場合は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

被害を受けた市管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて国土交通省または県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

ア. 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 河川管理者、ため池管理者への通報

市の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、市の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対し応援を要請する。

なお、応急措置完了後は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い、必要に応じて応急工事を迅速かつ適正に行う。

3. 建築物

(1) 公共建築物

総務部総務班及び避難部避難所班は、公共建築物の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急措置を行う。

また、建設部調査復旧班は、二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。

ア. 市所管の公共建築物

市が所管する公共建築物のうち、防災関連業務に必要な施設に被害が生じている場合は、被害状況に応じて応急措置を講じる。

- (ア) 危険個所があれば緊急に復旧措置を講じる。
- (イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- (ウ) 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総合調整部本部班を通じて関係機関に応急措置の実施を要請する。
- (エ) 応急措置が不可能な場合は、建物内への立入禁止措置や避難対策等の二次災害防止対策を講じる。
- (オ) 防災関連業務の実施のため必要がある場合は、仮設建築物の建設を手配する。

イ. 市所管以外の公共建築物

市の所管以外の公共建築物に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、必要に応じて応急措置の実施を要請する。

(2) 民間建築物

建設部調査復旧班は、総務部被害調査班が実施した被害状況調査に基づき、民間建築物の応急危険度判定を行う。

また、総合調整部本部班を通じて被害状況を県に報告する。

(3) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど適切な方法により実施する。

ア. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の人数や資機材が不足する場合は、県に支援要請を行う。

- (ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (イ) 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の受入れ名簿の作成
- (ウ) 震災に係る住家・宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ. 調査の体制

各判定士を中心として、2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ. 判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等とその応急危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する等、二次災害の防止に努める。

エ. 相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

4. 危険物等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、奈良県広域消防組合及び関係者は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物の施設を保有する管理者に対し、施設の点検及び応急措置を講じるよう要請する。

また、市は、周辺住民に対する災害発生の広報活動を行う。

(1) 施設の点検、応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 避難及び立入制限

爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに施設管理者に対し、市民等への連絡及び適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険物区域へ立入制限を実施するよう要請する。

5. ライフラインの緊急対応

(1) 被害状況の報告

ア. 上下水道部上水道班及び下水道班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設設備の被害状況を調査し、情報収集部情報收集整理班に報告する。

なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。

イ. ライフライン事業者は、地震が発生した場合には、速やかに所管する施設設備の被害状況を調査し、情報収集部情報收集整理班及び県に報告する。

(2) 各事業者における対応

ライフライン施設設備の被害拡大の防止や必要機能の確保、二次災害の防止のため、必要となる措置を講じる。

また、必要に応じて、県、奈良県広域消防組合、警察等の関係機関に通報するとともに、付近の地域住民に周知する。

ア. 上下水道施設

上下水道部上水道班及び下水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、または制限を行い、情報収集部情報收集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、情報収集部情報収集整理班と連携して付近の地域住民に周知する。

イ. その他のライフライン

- (ア) 電力、ガスの各事業者は、感電事故、漏電火災及びガスの漏洩等による二次災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険予防措置を講じるとともに、市、県、警察及び付近の地域住民に周知する。
- (イ) 電気通信事業者は、震災のため通信が途絶し、または通信の輻輳が発生した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

また、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行い、著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第11節 緊急輸送活動

実施担当	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
計画方針	・災害時の消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 道路施設の調査・点検

建設部調査復旧班は、道路管理者等と連携して、あらかじめ選定した市指定の緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、被害状況調査に必要な機材・人員を確保し、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総合調整部本部班は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、市域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

(3) 緊急輸送道路の決定

建設部調査復旧班は、県、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

建設部調査復旧班は、市指定の緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、市管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

2. 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 車両の確保

総務部総務班は、市が所有するすべての車両の集中管理を行い、車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村または県に斡旋を要請する。

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ. その他必要事項

(2) 配車計画

ア. 輸送の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

- (ア) 負傷病者、要配慮者等の被災者の輸送
- (イ) 被災者の避難のための人員の輸送
- (ウ) 医療救護のための人員及び資機材の輸送
- (エ) 被災者救出のための人員及び資機材の輸送
- (オ) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (カ) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (キ) 緊急物資の輸送
- (ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

イ. 配車手続等

- (ア) 総務部総務班は、各部各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について、総合的に調整し、配分する。
- (イ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- (ウ) 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(3) 緊急通行車両の確認

ア. 事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ. 震災発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が運送業者等か

ら調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を警察に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ. 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうの損壊等により輸送できない場合、若しくは著しく緊急性を要する場合には、鉄道や航空機等による輸送計画を作成し、被災地域の状況に応じた輸送体制を確保する。

第12節 交通規制

実施担当	調査復旧班、本部班、情報収集整理班、道路管理者、警察
計画方針	・県公安委員会、警察との連携のもと、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

震災によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、または規制を行うが、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	震災が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2. 道路管理者による交通規制

建設部調査復旧班は、市が管理する道路について、道路の損壊、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、または災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、警察と協議し、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

3. 県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、指定緊急避難場所・指定避難所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急輸送道路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5. 相互連絡

総合調整部本部班は、道路管理者、県公安委員会、県警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6. 交通規制の標識等の設置

建設部調査復旧班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7. 広 報

情報収集部情報収集整理班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連

絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第13節 災害救助法の適用

実施担当	本部班
計画方針	・一定規模以上の震災に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

1. 救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、市長がこれを補助する。

ただし、震災の事態が急迫し、知事による救助活動の実施や県の通知等を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

■災害救助法における救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1 避難所の設置 2 応急仮設住宅の供与 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 5 医療及び助産 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 生業に必要な資金の貸与 9 学用品の給与 10 埋葬 11 遺体の搜索及び処理 12 震災によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去	知 事 及 び 市 長

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- ア. 市域内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- イ. 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- ウ. 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- エ. 震災が隔絶した地域に発生したものである等、震災にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
- オ. 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

3. 住家滅失世帯数の算定基準

- ア. 全壊（焼）世帯は1世帯とする。
- イ. 半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ. 床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4. 適用手続

- ア. 市長は、災害が発生し市民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに知事に報告するとともに、法適用について協議または適用申請を行う。
- イ. 報告は、おおむね次に定める程度の災害を全て報告する。
 - (ア) 市における震災の程度が適用基準のいずれかに該当するもの
 - (イ) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みがあるもの
 - (ウ) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
 - (エ) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
 - (オ) その他特に報告の指示があったもの
- ウ. 震災の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編 資料3-7）に示すとおりであるが、救助の期間については震災の規模、被害の程度等、震災の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

6. 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7. 県の小災害に対する救助内規

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

この応急救助に対応して各部各班は、別に定めた所掌事務により被災者に応急救助を実施する。

8. 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

(1) 全・半壊及び全・半焼の場合

毛 布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
日用品セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル	1人に対して1枚
布 団	1人に対して1組

(2) 床上浸水または指定避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

(3) 死亡者の遺族

見舞金	1人に対して 20,000 円 ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金を除く。

第14節 支援・受援体制の整備

実施担当	本部班、要員班、関係各部各班
計画方針	・県内において地震が発生し、県及び被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1. 支援体制の整備（市外で震災が発生した場合）

（1）被災地への人的支援

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は連携して、震災時における応援協定、全国市長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（2）避難者の受け入れ対応

関係各部各班は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について思いやりを持って対応する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

2. 受援体制の整備（市内で震災が発生した場合）

（1）県内市町村の相互協力

市内で震災が発生し、本市だけでは十分な応急対策を実施することができない場合には、市町村相互応援協定に基づき、県内市町村による応援・協力が実施されることから、市は受入体制を整備し、連携して応急対策を実施する。

（2）関係機関への応援要請

総合調整部本部班は、震災規模が大きく対応できない場合は、県を通じて、関係機関への応援要請を行う。

ア. 自衛隊

第3編 地震災害応急対策計画

第2章 災害発生時等の活動 第14節 支援・受援体制の整備

イ. 緊急消防援助隊

ウ. 日本赤十字社

※第3編第2章第3節、第4節及び第9節を参照

第15節 交通の安全確保

実施担当	調査復旧班、情報収集整理班、本部班、施設管理者、警察
計画方針	・地震発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うとともに、利用者の安全確保のための対策を講じる。

1. 道路施設

(1) 被害状況の報告

建設部調査復旧班は、地震が発生した場合には、速やかに市域の道路の被害状況を調査し、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。

(2) 他の道路管理者への通報

市が管理する以外の道路に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に適切な措置を講じるよう通報する。

(3) 各道路管理者における対応

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア. あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止または制限、若しくは速度制限を行う。

イ. 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合及び警察に通報し、出動の要請を行う。

ウ. 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2. 鉄道施設

(1) 被害状況の報告

調査部被害調査班は、地震が発生した場合には、各鉄道施設管理者と連携して、速やかに市域の鉄道施設の被害状況を調査し、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。

(2) 交通機関の管理者における対応

交通機関の管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

- ア. あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停車、運転の見合せまたは速度制限を行う。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合及び警察に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への誘導を行う。

第16節 帰宅困難者対策

実施担当	情報収集整理班、救援班、市民班、避難所班
計画方針	・震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがあることから、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1. 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

情報収集部情報収集整理班は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業等に対して、むやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

(2) 事業所等における対応

事業所等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内または安全な場所に待機させる。

(3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

2. 帰宅困難者への情報提供

情報収集部情報収集整理班及び市民部市民班は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報などについて、交通事業者と協力して駅前に情報を掲示するほか、災害時帰宅支援ステーションとなるコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力してトイレ利用や情報の提供を行うなど、帰宅支援となる情報を提供する。

また、大規模災害発生時に徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI(ナビ)」の活用を周知する。

言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

3. 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

救援部救援班及び市民部市民班は、帰宅困難者の状況を把握し、必要に応じて、応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

4. 一時滞在施設の開設

避難部避難所班は、あらかじめ選定した指定避難所等について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第17節 大規模消火対策

実施担当	消防部
計画方針	・被害状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1. 消火活動

消防部は、出火・延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減することを目的として次のとおり実施する。

(1) 活動の基本

職員は、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生することを認識し、自己隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動及び救助・救命活動に努めなければならない。

(2) 火災出動の原則

消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。

ア. 避難地、避難路確保の優先

延焼火災が発生した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の防御を行う。

イ. 重要地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。

ウ. 消火可能地域防御の優先

同地域に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ. 重要対象物防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要対象物を優先に防御を行う。

2. 相互応援協定

市の消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

また、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し応援要請を行う。

応援を要請した場合は、次の受入体制を整備する。

- ア. 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- イ. 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ. 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- エ. 資機材の手配
- オ. 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第18節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

実施担当	関係各部各班
計画方針	・各施設の管理者及び工事等の担当者は、南海トラフ地震臨時情報の発表や地震発生に際して、各施設利用者の安全確保や災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置などを適切に措置を講じる。

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 地震情報等の入場者等への伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 水、食料等の備蓄
- カ. 消防用設備の点検、整備
- キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア. 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- イ. 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は施設ごとに定める）

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア. 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ)無線通信機等通信手段の確保

(ウ)災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ.この推進計画に定める指定避難所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)または(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断する。

第3章 応急復旧期の活動

項 目	実施担当
第1節 緊急物資の供給	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班
第2節 防疫・保健衛生活動	救援班、本部班
第3節 ライフラインの確保	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班、関係事業者
第4節 交通の機能確保	調査復旧班、施設管理者
第5節 建築物・住宅応急対策	調査復旧班、総務班
第6節 農林関係応急対策	調査復旧班
第7節 応急教育等	避難所班
第8節 文化財災害応急対策	避難所班、施設所有者・管理者
第9節 廃棄物の処理等	環境班、本部班
第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等	環境班、本部班
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	救援班、本部班、総務班、要員班
第12節 社会秩序の維持	情報収集整理班、本部班
第13節 愛がん動物の収容対策	環境班
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班

第1節 緊急物資の供給

実施担当	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班

計画方針	・震災に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な地域住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。 ・被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関の備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

1. 給水活動

(1) 情報の収集

上下水道部上水道班は、地震発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア. 配水場等上水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ. 給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

上下水道部上水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

ア. 給水対象者

(ア) 地震により上水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

(イ) 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ. 目標量

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

ウ. 給水方法

(ア) 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

(イ) 指定避難所、公共施設等への給水

指定避難所や公共施設等に給水タンクを設置して、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(ウ) 医療機関等への給水

貯水槽等を備えている医療機関等へは、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(エ) 県営水道の応急給水栓における給水

仮設給水栓を設置して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(オ) 耐震性緊急貯水槽における給水

市内7か所に設置している緊急貯水槽を使用して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(3) 広報

情報収集部情報収集整理班を通じて、市の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を市民に広報するとともに、震災時における節水について周知する。

(4) 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県、他の市町村に応援を要請するほか、日本水道協会等に応援を要請する。

県に要請する場合は、次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- ア. 給水を必要とする人員
- イ. 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ. 給水する場所
- エ. 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ. 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ. その他必要な事項

2. 食糧の供給

市民部市民班は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

(1) 食糧供給の対象者

- ア. 指定避難所に収容された者
- イ. 在宅避難者
- ウ. 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食糧の確保

食糧供給計画に基づき、市が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市が備蓄する食糧は、想定最大避難者数 23,000 人を基準として整備する。

イ. 調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食糧の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や近畿農政局奈良県拠点、日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

ウ. 要配慮者への配慮

高齢者や病弱者、障がい者等には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行うほか、食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント(対応について判断すること)の実施に努める。

また、乳幼児には、粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)の供給を行うほか、食物アレルギー対応食品、介護食品等の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

(4) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

また、備蓄分や米穀販売業者等からの調達では不足する場合は県に要請を行うが、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った市長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(5) 炊き出しの実施

避難部避難所班と連携し、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア. 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

イ. 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所等の適当な場所において実施する。

なお、調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3. 生活必需品の供給

救援部救援班は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア. 被服、寝具及び身のまわり品
- イ. タオル、石けん等の日用品
- ウ. ほ乳瓶
- エ. 衛生用品
- オ. 炊事道具、食器類
- カ. 光熱用品
- キ. 医薬品等
- ク. 高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等

(3) 必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(4) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、市が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市は毛布、寝袋、おむつなどの物資を備蓄している。

イ. 調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

(5) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

第2節 防疫・保健衛生活動

実施担当	救援班、本部班
計画方針	・被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講じる。

1. 防疫活動

救援部救援班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律114号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 消毒

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

(2) そ族（ねずみ族）、昆虫等の駆除

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるそ族（ねずみ族）や昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用または供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の使用者に対し給水を実施する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指示があった場合は、臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者または病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（中和保健所）に通報するとともに、県が感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を実施するので、県の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、市は、学校施設等を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行及びそれが困難な場合は、アルコール等での手指消毒の徹底を期す。

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県（中和保健所）に協力を要請する。

(7) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総合調整部本部班及び中和保健所を経て県に提出する。

2. 被災者の健康維持活動

救援部救援班は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア. 被災者の健康管理（医師等によるカルテやチェックシートの活用等）や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康チェック等を実施する。

イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ. 経過観察中の在宅療養者要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

被災した精神障がい者対策や被災者のメンタルヘルス対策については、中和保健所に情報を提供し、支援を要請する。

第3節 ライフラインの確保

実施担当	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班、関係事業者
計画方針	・震災により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進める。

1. 上水道施設

(1) 緊急対応段階

地震発生直後に緊急点検、緊急調査を実施し、人的被害に繋がる二次災害の未然防止と安全確保の緊急措置を行い、必要に応じて応急給水を実施する。

なお、水質検査が必要な場合で、奈良広域水質検査センター組合とのアクセスが遮断された場合は、水質検査方法の確立及び人員の確保を図るものとする。

(2) 暫定機能確保段階

応急復旧計画の立案に必要な一次調査を実施、応急復旧計画を作成して、暫定的に必要な管路等の施設を回復するための応急復旧工事を行う。

被災状況によっては協定に基づき、総合調整部本部班を通じて、他の水道事業者等に応援を要請する。

(3) 機能確保段階

応急復旧工事により暫定機能が確保された後に、必要に応じ二次調査を実施し、将来計画も考慮に入れた本復旧工事を行う。

2. 下水道施設

市民生活のために必要となる機能を優先的に回復させるとともに、被災した下水道施設の機能回復を効率よく、かつ速やかに実施するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を踏まえて応急対策を実施する。

(1) 緊急対応段階

緊急対応段階においては、限られた人数で短時間に重要な箇所を中心として施設の被災状況の概略を調査し、以後の対応・復旧の方針を決めるための情報を得なければならない。

このため、以下に示す対応により、人的被害につながる二次災害を誘発するおそれのある箇所の発見と当面の安全措置を行う。

ア. 緊急点検・調査、緊急措置

地震発生直後に行う点検・調査であり、人的被害につながる二次災害の未然防止と安全確保を目的とする。

イ. データ類の保護措置

台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動する。

(2) 暫定機能確保段階

緊急調査及び必要に応じて緊急措置が行われた後に、調査範囲を広げより詳細な被害調査を行うとともに、二次災害の防止等を目的とした応急復旧工事を行う。

ア. 一次調査

緊急措置後、調査範囲を拡大し一次調査を実施する。

なお、調査は迅速かつ的確に行う必要があるため、本市だけで対応できない場合は支援組織や関係機関と協議・調整を図り対応する。

イ. 応急復旧

マンホールポンプ施設の見回り・点検を踏まえ、必要に応じて応急復旧を実施する。

また、総合調整部本部班及び避難部避難所班との連絡調整のうえ、マンホールトイレ使用の必要性がある場合には対応する。

汚水溢水の解消が必要な場合は、仮設ポンプ、仮設配管、備蓄資材等を駆使して応急処置に努める。

(3) 機能確保段階

応急復旧により暫定機能が確保され、地震後の混乱から本格的な生活、社会活動への復帰が再開されるようとする時期であり、本復旧を実施するために必要な調査を行うとともに、本復旧を行う。

ア. 二次調査

一次調査の結果により、本復旧を必要とする場合において工法や数量を確定させるためテレビカメラや、計測資料等により詳細な二次調査を実施する。

イ. 本復旧

本復旧の実施にあたっては、将来計画や復興計画を考慮に入れ、他の災害関連先とも調整の上、本復旧を実施する。

3. その他のライフライン

電力、ガス、電気通信の措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行う。

市は、情報収集部情報収集整理班が情報（埋設物等の被害情報の共有を含む。）の収集を行うとともに、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

(1) 電力施設

電力事業者は、震災により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

- ア. 情報の収集・報告・集約
- イ. 災害広報の実施
- ウ. 応急対策要員の確保
- エ. 応急復旧資材の確保
- オ. 他電力会社との電力の緊急融通
- カ. 送電停止等の適切な危険予防措置
- キ. 応急工事の実施

(2) ガス施設

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための、利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報の実施等、以下の対策を行う。

- ア. 情報の収集、伝達及び報告
- イ. 応急対策要員の確保
- ウ. 災害広報の実施
- エ. 危険防止対策の実施
- オ. 応急復旧対策の実施

(3) 電気通信施設

電気通信事業者は、震災が発生し、または発生のおそれのある場合には、震災の規模や状況により災害対策本部等を設置し、災害応急復旧等を効率的に講じられるよう、防災関係機関と密接な連携を保ち、応急復旧対策・災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

- ア. 災害対策本部等の設置
- イ. 情報の収集・報告
- ウ. 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保
- エ. 防護措置
- オ. 災害状況等に関する広報活動体制

カ. 応急復旧対策の実施

キ. 通信疎通に対する応急措置

ク. 通信の優先利用・利用制限

ケ. 災害用伝言ダイヤル等の提供

第4節 交通の機能確保

実施担当	調査復旧班、施設管理者
計画方針	・地震が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1. 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

なお、道路の障害物等の除去については、道路法第42条の規定により行うが、除去の実施に際しては関係機関に立会を求めるか、または撤去前後の写真を撮る等の対応を行う。

また、放置車両等については、以下の措置を実施する。

ア. 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

イ. 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない事由があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ. 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア. 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ. 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 道路施設

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、以下の事項に留意しつつ、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア. 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、市指定の緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ. 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第5節 建築物・住宅応急対策

実施担当	調査復旧班、総務班
計画方針	・被災者の住宅を確保するため、県と協力し速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅（※）の建設等の必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置や民間応急借上げ住宅の確保等に努める。

（※）応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

1. 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

災害救助法が適用された場合でも県から要請があった場合や災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

また、適切な管理のなされていない空き家等のうち、緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

2. 住居障害物の除去

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

県（知事）から委任された場合は、市長が行う。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て住居障害物等の除去を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

（2）除去方法

災害発生後、速やかに被害状況を調査し、状況に応じて、市保有の機械器具を用い、または市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

3. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。（建設型応急住宅）

県から要請があった場合は、建設部調査復旧班が建設する。

(2) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、総合調整部本部班があらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地（高山台グラウンド、健民運動場、高塚地区公園、観正山近隣公園など）の中から選定する。

選定は、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先するが、やむを得ない場合は、所有者等と十分な協議を行い私有地を利用する。

(3) 建設戸数

全焼、全壊戸数、震災の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県にその建設を要請する。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により総務部総務班が選定する。

なお、選定に当たっては、要配慮者を優先的に入居させる。

4. 公共住宅等への一時入居

総務部総務班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5. 住宅に関する相談窓口の設置等

総務部総務班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

第6節 農林関係応急対策

実施担当	調査復旧班
計画方針	・震災が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

1. 農業用施設

農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

ア. 農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、県及び農業用施設管理者の協力を得て、応急措置を講じる。

イ. ため池、農道、水路等が被災した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

ウ. 資機材が不足する場合は、県に協力を要請する。

2. 農作物

(1) 災害対策技術の指導

県及び奈良県農業協同組合と協力し、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

必要に応じて、県及び奈良県農業協同組合に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3. 畜産

震災発生時に、急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て、伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに、国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

4. 林産物

県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど、林産物の被害の軽減に努める。

第7節 応急教育等

実施担当	避難所班
計画方針	・地震が発生した場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、地震による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧、並びに児童生徒に対する応急教育等を、次のとおり実施する。

1. 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園の園長、小・中学校の校長等は、震災の発生に際しては、以下のとおり行う。

ア. 在園・在校時間中に震災が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会に連絡報告する。

イ. 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。

ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

ウ. 夜間・休日等に震災が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認（休学中の児童・生徒等を含む。）を行うとともに、市が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校舎・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2. 学校・園の応急対策

避難部避難所班は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

ア. 応急修理で利用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。

イ. 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校・園または公民館、その他適当な公共施設を利用する。

ウ. 校舎・園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。

なお、授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。

エ. 学校・園が指定避難所等に利用され、校舎・園舎の全部または大部分が長期間使用不

可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と協議する。

オ. 学校機能の復旧と避難所としての用途の両立に向けて、学校と地域の自主防災組織等が連携・協力できる体制を確立する。

3. 応急教育の実施

避難部避難所班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

震災によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア. 臨時休校
- イ. 短縮授業
- ウ. 二部授業
- エ. 分散授業
- オ. 複式授業
- カ. 上記の併用授業

(2) 授業時間数の確保

- ア. 休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられることから、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時間数の確保に努める。
- イ. 長期にわたり休校となった場合は、児童や生徒に対して自宅学習を促すとともに、夏季休業日を利用するなど、振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(3) 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ア. 不足教員が少ないときは、当該学校内で操作する。
- イ. 当該学校内で操作できない場合は、市内の学校長に応援を要請する。
- ウ. それでもなお確保できない場合は、県に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じさらに、危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校・転園措置

児童・生徒の転校・転園手続等の弾力的運用を図る。

4. 学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに避難部避難所班に報告し協議のうえ、給食活動の可否について決定するが、この場合、次の事項に留意する。

なお、避難部避難所班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

- ア. 被害があってもできる限り継続実施に努めること。
- イ. 震災時に給食施設が被災者用の炊き出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努めること。
- ウ. 給食施設の被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- エ. 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意のうえ実施すること。

5. 就学援助等

避難部避難所は、被災によって就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、または学費の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

6. 園児・児童・生徒の健康管理等

避難部避難所班は、被災した園児・児童・生徒の心と身体の健康管理を図るため、県及び中
和保健所と連携して、健康チェックや教職員、専門家等によるカウンセリング、電話相談等を実
施する。

7. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮す
る。

第8節 文化財災害応急対策

実施担当	避難所班、施設所有者・管理者
計画方針	・文化財保護条例等で指定されている文化財の所有者または管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県に報告する。 ・県からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

1. 災害発生のお知らせ

- ア. 指定文化財の所有者または管理者は、震災が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに総合調整部本部班を通して、県へ通報する。
- イ. 災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者または管理者は、総合調整部本部班または市教育委員会を通して、その旨を県に報告する。
- ウ. 県は通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに報告する。

2. 被害状況の調査・復旧対策

- ア. 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- イ. 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。
- ウ. 県は、所有者及び管理者とともに、「文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、今後の復旧計画の作成を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターの協力を適宜求める。

第9節 廃棄物の処理等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。 ・計画的に処理を行うため、速やかに廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。

1. し尿処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

ア. 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

(ア) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(イ) 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数

(ウ) 倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測

(エ) 上水道及び下水道等の被害状況、復旧見込み など

イ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置基数：1基／100人、災害発生直後の初動期は1基／250人

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを利用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(ウ) 仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ. 設置期間

上下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係業者と協力のうえ、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 処 理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

(4) 応援要請、被災地支援

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア. 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理機関等）

イ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ. その他必要な事項

エ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア. し尿の処理（収集、運搬、処理等）

イ. し尿の処理に必要な資機材等の提供

ウ. し尿の処理に必要な職員等の派遣

エ. その他し尿の処理に関し必要な行為

2. ごみ処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。
このため、ごみ処理に特化した体制・指揮系統を確立する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

- ア. 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、県に報告する。
 - (ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み
 - (イ) 避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量 など
- イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ. 市所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両を調達し、収集車両を確保する。
- ウ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- エ. 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のごみは、迅速に収集処理する。
- オ. 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 応援要請、被災地支援

- 市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。
- 要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、ごみの発生状況
- イ. 支援を必要とするごみの場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ. その他必要な事項
- オ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- ア. ごみの処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- イ. ごみの処理に必要な資機材等の提供
- ウ. ごみの処理に必要な職員等の派遣
- エ. その他ごみの処理に関し必要な行為

なお、ボランティアやNPO等の支援を得てごみ処理等を進める場合には、市社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等により、効率的にごみ等の搬出を行う。

3. がれき処理

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。
また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

- ア. 処理を計画的に実施するため、倒壊・焼失家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。
- イ. がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。
- ウ. 保管に際しては、火災発生の防止、作業時の安全確認等、仮置き場の適正な管理に配慮する。

(2) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- イ. がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の分別等を行い、リサイクルに努める。
- ウ. アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。
- エ. 市民部環境班は、アスベスト等の有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。
- オ. 震災により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、総合調整部本部班を通じて県に報告を行う。
- カ. 損壊家屋の解体については、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携して実施する。

(3) 応援要請、被災地支援

市単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。また、廃棄物処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県に対して応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ. 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

- ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ. その他必要な事項
- オ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- ア. がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- イ. がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ. がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ. その他がれき等の処理に関し必要な行為

4. 市民等への周知

市民や片付け作業を行うボランティア等に対し、次の手段により災害廃棄物の排出方法・ルール等について周知する。

- ア. 市ホームページ、SNS
- イ. 広報紙
- ウ. 回覧板
- エ. 避難所での掲示
- オ. 報道機関 等

第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・警察等関係機関と連携のうえ、遺体の処置、埋火葬について、必要な措置をとる。

1. 遺体の収容

遺体を発見した場合、市民部環境班は所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

また、市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するように努めるものとする。

(1) 遺体を発見した場合の措置

ア. 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察に連絡する。

イ. 警察は、警察等が取り扱う死体の起因または身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第3号）並びに死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第4号）に基づき、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族または市民部環境班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア. 遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

なお、遺体収容所を開設した場合、総合調整部本部班は関係機関に報告を行う。

イ. 収 容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。

なお、大規模災害の発生時は十分に行えない可能性があるため、遺体の搬送等について、県による調整結果に基づき、具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

2. 遺体の処置

- ア. 震災の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処置を実施する。
- イ. 発見された遺体については、警察官の検視を経て、身分調書を作成したのち処理を行う。
- ウ. 遺体の処置は、市民部環境班が警察官、医師等の協力を得て行う。

3. 遺体の埋葬

市民部環境班は、本部長の指示のもと、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

- ア. 遺体は、原則として火葬により実施する。
- イ. 身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存したうえで、火葬により埋葬を行う。
なお、遺骨及び遺品等を市または寺院等に依頼して保存する。
- ウ. 火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- エ. 遺体の火葬、遺族等に対するひつぎ、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。
- オ. 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

4. 応援要請

市は、遺体の搜索・処置・火葬等について、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア. 搜索・処置・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- イ. 搜索地域
- ウ. 火葬等施設の使用可否
- エ. 必要な搬送車両の数
- オ. 遺体の処置に必要な機材・資材の品目別数量

第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ

実施担当	救援班、本部班、総務班、要員班
計画方針	・震災に際して市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

救援部救援班は、市社会福祉協議会と連携して市災害ボランティアセンターを設置し、県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

また、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

さらに、必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）とも連携し、災害の状況やボランティア活動等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する調整支援の窓口を開設する。

なお、県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターへ委託する場合には、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアの確保

市は、災害等により多数のボランティアが必要となった場合、災害ボランティアセンターのホームページ、SNSを活用してボランティアの活動募集し、活動予約を受け付ける。

(3) 活動拠点の提供

市は、市社会福祉協議会と協議し、市災害ボランティアセンター設置場所の確保に努める。

なお、総合福祉センターに市災害ボランティアセンターを設置する場合は、同センターが避難所の機能を受け持つ施設であることから、必要とするお互いのスペースの調整を図り、ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(4) 情報収集・情報提供

被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報は、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

また、県及び市社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ホームページ、SNS等の活用を図る。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 義援金・救援物資の募集

テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(2) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ. 配 分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議のうえ決定する。

(イ) 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(3) 救援物資の受入れ及び配分

救援部救援班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

(イ) 仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容や数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

・救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること

- ・複数の品目を混包しないこと
- ・腐敗する食糧は避けること

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

ウ. 救援物資の搬送

- (ア) 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所へ搬送する。
- (イ) 搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

3. 海外からの支援の受入れ

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 連絡調整

- ア. 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- イ. 海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

- ア. 次のことを確認のうえ、受入準備を行う。
 - (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - (イ) 被災地域のニーズと受入体制
- イ. 海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - (ア) 案内者、通訳等の確保
 - (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第12節 社会秩序の維持

実施担当	情報収集整理班、本部班
計画方針	・地震発生に際して被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、かつ社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

1. 市民への呼びかけ

情報収集部情報収集整理班及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、混乱に乗じた犯罪への注意や根拠の無い噂や誤った情報等に惑わされないこと、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害発生後は犯罪増加の可能性があることから、市民・自治会・自警団及び警察の連携体制を整備する。

2. 警備活動

総合調整部本部班は、香芝警察署等との密接な連絡協力を行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、情報収集部情報収集整理班は、災害広報を通じて、市民に自主防犯の注意、指導を行う。

3. 警戒活動の強化

香芝警察署は、被災地及びその周辺において、独自に、または自主防災組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第13節 愛がん動物の収容対策

実施担当	環境班
計画方針	・震災で被災、放置された愛がん動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、支援を行う。

1. 放浪犬猫の保護収容

震災後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

2. 指定避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

愛がん動物（ペット）は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行うが、避難所の居室スペースには愛がん動物（ペット）の持ち込みは行わず、敷地内に（愛がん動物）ペット収容のためのスペースを確保する。その際、飼い主は檻や餌などを避難所生活に必要となる物品を持参する。

また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報等を提供する。

3. 愛がん動物飼養者の責務

愛がん動物（ペット）等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

実施担当	本部班
計画方針	・内閣総理大臣より災害緊急事態の布告があつたときは、市民に対し、必要な範囲において、市民生活との関連性が高い物資又は経済上重要な物資をみだりに購入しないことなど、必要な協力に応じられるように関係事項の周知に努めるとともに必要な特例措置を講ずる。

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成25年6月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、香芝市の地域に関して災害緊急事態の布告があつた時は、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし
1.避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長または消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 2.臨時の医療施設に関する特例（第86条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 3.埋葬及び火葬の特例（第86条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 4.廃棄物処理の特例（第86条の5） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4編 風水害等応急対策計画

第4編 風水害等応急対策計画 目次

第1章 災害対策のための体制の確立	1
第1節 風水害等における組織動員の概要	1
第2節 組織体制	3
第3節 動員体制	7
第4節 参集途上の活動	9
第5節 人員の確保等	10
第2章 災害警戒期の活動	12
第1節 気象予警報等の収集・伝達	12
第2節 水防活動	16
第3節 土砂災害警戒活動	23
第4節 ライフライン・交通等警戒活動	25
第3章 災害発生時等の活動	26
第1節 災害情報の収集・伝達	26
第2節 災害広報・広聴対策	37
第3節 広域応援等の要請・受入れ	41
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	49
第5節 避難誘導	52
第6節 要配慮者の支援	62
第7節 指定避難所の開設・運営	64
第8節 救助・救急活動	69
第9節 医療救護活動	71
第10節 二次災害の防止	74
第11節 緊急輸送活動	77
第12節 交通規制	80
第13節 災害救助法の適用	82
第14節 支援・受援体制の整備	85
第4章 応急復旧期の活動	87
第1節 緊急物資の供給	87
第2節 防疫・保健衛生活動	92
第3節 ライフラインの確保	94
第4節 交通の機能確保	97
第5節 建築物・住宅応急対策	99
第6節 農林関係応急対策	102
第7節 応急教育等	103
第8節 文化財災害応急対策	107
第9節 廃棄物の処理等	108
第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等	113
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	115

第12節 社会秩序の維持	118
第13節 愛がん動物の収容対策	119
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	120
第5章 その他の災害応急対策	121
第1節 大規模火災対策	121
第2節 危険物等災害応急対策	127
第3節 突発重大事故災害等応急対策	130

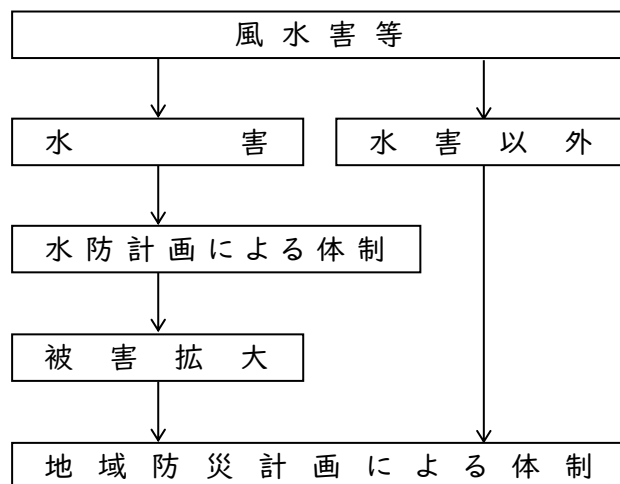
第1章 災害対策のための体制の確立

項目	実施担当
第1節 風水害等における組織動員の概要	各部各班
第2節 組織体制	各部各班
第3節 動員体制	各部各班
第4節 参集途上の活動	各部各班
第5節 人員の確保等	要員班、各部各班

第1節 風水害等における組織動員の概要

実施担当	各部各班

計画方針	・災害が発生または発生するおそれがある場合、水防計画とも連携を図り災害警戒体制や災害対策本部体制の構築を図る。 ・職員は、休日夜間等の勤務時間外に災害が発生または発生するおそれがある場合に備え、参集指令を待つことなく、動員基準に準じて、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定した場所に参加する。(自主参集)



※水害については、水防管理者である市長（以下、「水防管理者」という。）が、市水防計画に基づき、洪水予報、警報、情報等の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、被害が拡大し、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に統合され、地域防災計画に基づく体制により対応する。

1. 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生した場合、または応急対策の必要が生じた場合は、市長の指示により、危機管理監を長とする災害警戒体制をもって対応する。

2. 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

3. 勤務時間外

勤務時間外に災害が発生した場合は、自主参集とする。

参集後は、設置された体制に準じて活動を開始する。

第2節 組織体制

実施担当	各部各班
計画方針	・災害の発生または発生のおそれがある場合に迅速に対応できるよう、各段階に応じた組織体制の構築を図る。

1. 災害警戒体制（第1警戒配備、第2警戒配備）

(1) 設置基準

- ア. 本市に、大雨、洪水等、いずれかの警報が発表された場合
- イ. 台風の接近により、厳重な警戒が必要と認められる場合
- ウ. その他、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア. 市長が、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合
- イ. 調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合

(3) 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じる。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置または廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

(5) 職務・権限の代行

災害警戒体制の長は危機管理監が当たり、危機管理監が不在の場合には、防災担当課長が代行する。

2. 災害対策本部（1号～3号動員）

（1）設置基準

- ア. 土砂災害警戒情報が発表された場合、または記録的短時間大雨情報が発表された場合
- イ. 市域に相当規模の災害が発生し、または災害の発生が予測される場合で、市長がその設置を決定した場合
- ウ. 本市に、大雨、暴風等、いずれかの特別警報が発表された場合
- エ. その他、市長が必要と認めた場合

（2）廃止基準

- ア. 本部長が、市域において災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合
- イ. 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合には、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制、1号～2号動員）に移行する。

（3）組織及び運営

ア. 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

なお、災害対策本部の事務局は、総合調整部本部班（防災担当課）が担当する。また、本部班は、情報収集部要員班（人事担当課）と連携し、必要に応じて人員の増強や再編等による事務局機能の強化を図るものとする。

イ. 災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下、本部会議という。）は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の事務局は、総合調整部本部班（危機管理課）が担当する。

■災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職 名	構 成 員
	本 部 長	市長
	副 本 部 長	副市長、教育長、危機管理監
	本 部 員	部長級の職員 防災担当課長 その他本部長が指名する者
本部会議における協議事項	・災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の基本方針に関すること。 ・動員配備体制に関すること。 ・各部各班間の調整事項に関すること。 ・避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定に関すること。 ・自衛隊災害派遣依頼に関すること。 ・他市町村への応援要請に関すること。 ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害救助法適用要請に関すること。 ・激甚災害の指定の要請に関すること。 ・その他災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の実施及び調整に関すること。	

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置または廃止した場合は、各部、知事、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(5) 設置場所

災害対策本部は、市役所2階大会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、または災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市長の判断により、会議室棟第6会議室、ふたかみ文化センター等の市有施設に設置する。

この場合、各部、知事、関係機関、報道機関等には、電話等によって周知徹底を図る。

(6) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合には、副市長、教育長、危機管理監の順位で代行する。

また、本部員である部長等は、被災等により参集できない場合の代行者として、部長等が部等に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、指名された代行者は本部員である部長等の参集が可能となるまでの間、市本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員としての職務を代行する。

(7) 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。

本部から各部各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各部の部長は、災害対策本部に集合する。

(8) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を局地的または特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

3. 勤務時間外（自主参集）

勤務時間外に、市域で風水害や大規模事故等の災害が発生した場合、職員は、各自が担当する動員基準に準じて、速やかに自主参集を行う。

<資料編>

資料1-1 香芝市災害対策本部組織表

資料1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表

第3節 動員体制

実施担当	各部各班
計画方針	・災害の発生または発生のおそれがある場合に、各職員が各段階に応じた参集及び各種災害対応などを迅速に実施できるよう動員基準を定める。

1. 動員基準

災害対応に係る体制・配備は、下表の基準及び気象情報等を総合的に勘案し、市長が決定する。

- ア. 災害警戒体制の場合は、危機管理監の発令により災害警戒体制における動員とする。
イ. 災害対策本部が設置された場合は、本部長（本部長不在の時は副本部長）の発令により1号動員から3号動員（全職員）とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
災害警戒体制	第1警戒配備	災害の発生のおそれがある気象予警報が発表された場合	気象予警報等の情報収集及び関係機関との連絡が可能な体制とする。
	第2警戒配備	・本市に、大雨、洪水等、いずれかの警報が発表された場合 ・台風の接近により、厳重な警戒が必要と認められる場合 ・その他、市長が必要と認めた場合	気象警報等の情報収集及び関係機関との連絡が可能で、物資や資機材の点検・整備が可能な体制とする。
災害対策本部	1号動員	・浸水被害の発生等、小規模あるいは局地的な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・その他、市長が必要と認めた場合	各部、各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処できる体制とする。
	2号動員	・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・重大な浸水被害等、相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・その他、市長が必要と認めた場合	中規模の災害が発生した場合に対処し得る配備体制とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
	3号動員	・本市に、大雨、暴風等、いずれかの特別警報が発表された場合 ・大規模な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・その他、市長が必要と認めた場合	大規模な災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

2. 勤務時間内における動員体制

(1) 連絡方法

各部への連絡は、総合調整部本部班が庁内放送または電話等によって行う。

(2) 活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編制して、災害応急活動時の動員体制に切り替える。

3. 勤務時間外における動員体制

(1) 連絡方法

- ア. 職員は自らラジオ、テレビ、インターネット等によって災害情報を収集し、動員基準に定める災害の発生を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。
- イ. 各部各班においては、あらかじめ連絡方法を定めておく。

(2) 動員状況の報告及び連絡

- ア. すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- イ. 班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告するとともに、参集状況を情報収集部要員班へも報告する。
- ウ. 総合調整部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

(3) 参集場所

- 職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。
- ただし、居住地に不在の場合や出張中等の場合で、交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、その旨を所属班長に連絡を取り指示を受ける。

第4節 参集途上の活動

実施担当	各部各班
計画方針	・参集時に得られる災害情報の収集や被災者の救助・救護活動に努めるとともに、参集後、適切な方法により報告を行う。

職員は、参集場所に参集する場合、参集途上において情報収集活動等、以下の事項に十分留意して参集する。

ア. 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「応急被災状況報告書」（資料編 資料3-1）を作成し、所属班長を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

（ア）浸水被害の状況

（イ）道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況

（ウ）河川・ため池等の被災状況及び水位の状況

（エ）崖崩れ等の土砂災害の状況

（オ）その他必要な状況

イ. 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は参集優先を基本とするが、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、香芝警察署、奈良県広域消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第5節 人員の確保等

実施担当	要員班、各部各班
計画方針	・他の部・班により、応援に回ることができるよう、情報収集部要員班は、被害の状況や程度によって、臨機応変に人員調整を行う。

1. 人員確保

(1) 1号動員及び2号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、その旨を情報収集部要員班へ報告する。

(2) 3号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員を調整し、なおかつ応援が必要な場合は、情報収集部要員班に要請する。
この場合、情報収集部要員班は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

2. 平常業務の機能確保

3号動員の配備体制下では、災害発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、総合調整部本部班と協議のうえ、市民サービス部門等から優先して平常業務を確保していく。

3. 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。
これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。
ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ア. 職員自身が災害発生時に療養中または災害の発生により傷病の程度が重傷である場合
- イ. 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ウ. 自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- エ. 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ.当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
カ.その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合
なお、勤務時間内における発災時の業務遂行免除事由は、上記と同様とする。

4. 職員の健康管理等

応急復旧活動が長期間にわたる場合は、職員の体調変化等に留意する必要がある。

このため、メンタルケアを含めた健康管理の実施、家族とのコミュニケーションの確保、女性職員への配慮、自転車等による通勤手段の確保等、必要な対策を行う。

<資料編>

資料1-3 香芝市災害対策本部動員表

第2章 災害警戒期の活動

項 目	実施担当
第1節 気象予警報等の収集・伝達	情報収集整理班
第2節 水防活動	関係各部各班
第3節 土砂災害警戒活動	関係各部各班
第4節 ライフライン・交通等警戒活動	関係事業者、関係管理者

第1節 気象予警報等の収集・伝達

実施担当	情報収集整理班

計画方針	・気象災害は気象情報等を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生をある程度回避できる。 ・気象予警報等その他の災害に関する情報は、関係機関の有機的連携のもとに、伝達、周知徹底を図る。

1. 気象予警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において、災害が発生するおそれのあるときに奈良地方気象台が一般に注意を促すために発表するものをいう。

(2) 警 報

警報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に警戒を促すために発表するものをいう。

(3) 特別警報

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものをいう。

2. 火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認める時は、その状況を「火災気象通報」として直ちに知事に通報する。

知事はその通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報する。

市長がこの通報を受けた時、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

3. 水防警報

水防警報とは、水防法第16条に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣または知事が発表するものをいう。

市域には、国土交通大臣指定の河川はなく、奈良県知事指定の河川のみとなっている。

当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事から水防管理者及びその他水防に係りのある機関に通知される。

<資料編>

資料13-1 水防警報の対象河川

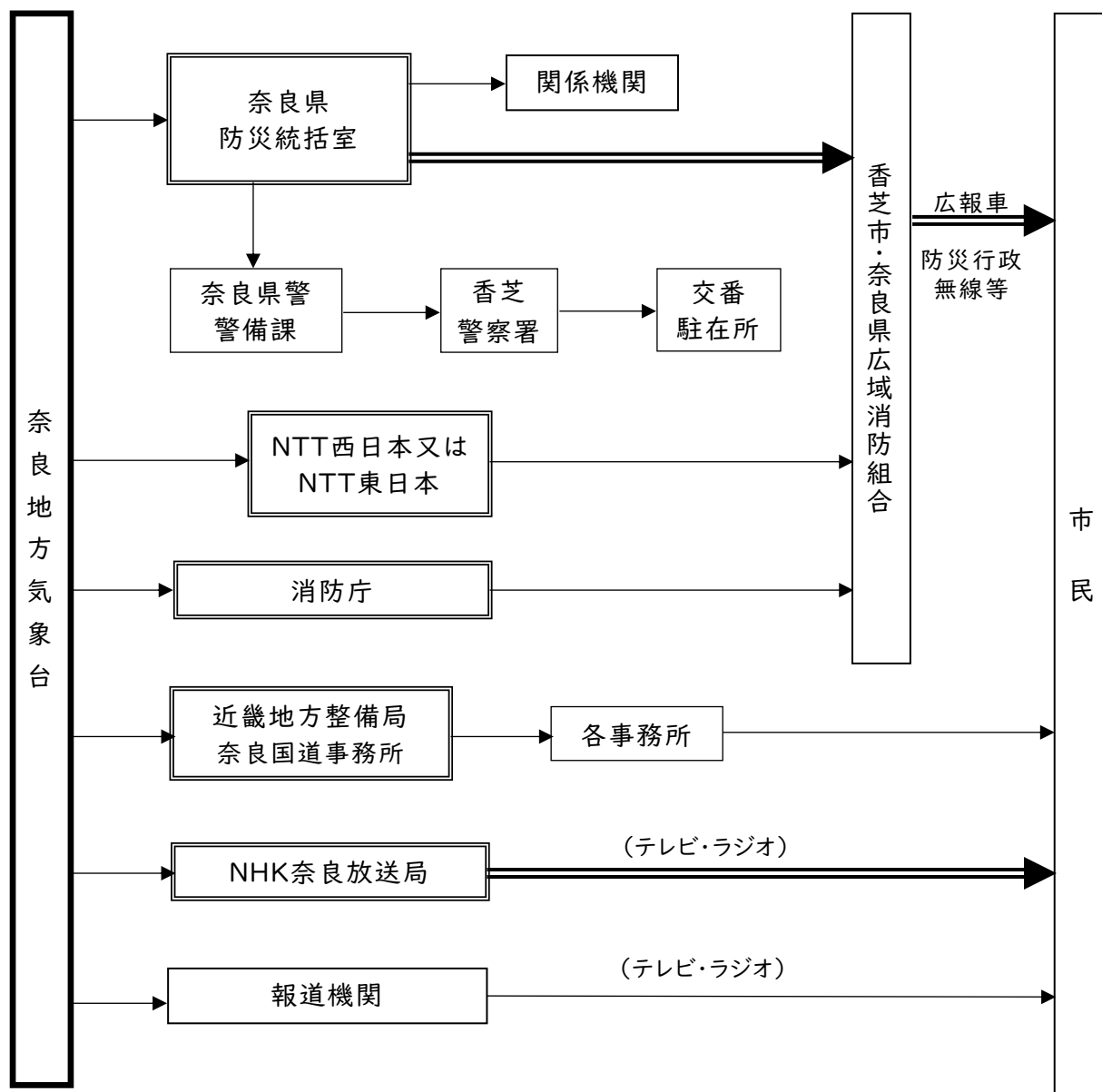
資料13-2 知事の発する水防警報の種類と発表基準

資料13-3 葛下川の水位観測所及び水位

4. 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等の伝達系統については、次のとおりである。

■気象予警報等の伝達系統



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

5. 気象予警報等の伝達機関における措置

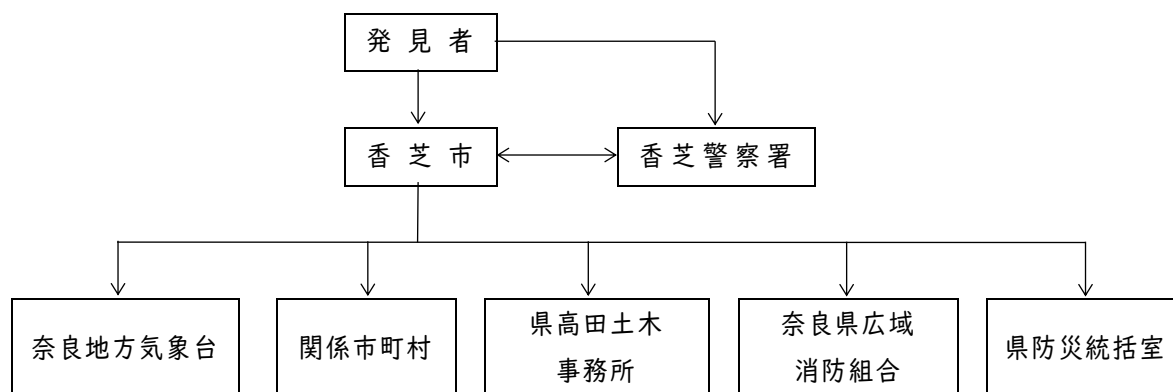
気象予警報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。

各部、出先機関にあっては、通知を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ、インターネット等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

6. 異常現象発見措置

- ア. 災害が発生するおそれがある異常な現象（崖崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市長または警察官に通報しなければならない。
- イ. 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報しなければならない。
- ウ. 上記ア及びイによって通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。
- （ア）奈良地方気象台（著しく異常な気象現象）
 - （イ）その災害に関係ある市町村
 - （ウ）香芝警察署、県高田土木事務所、奈良県広域消防組合等
 - （エ）この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達、その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。
 - （オ）県の出先機関は、市長から上記の通報を受けた時は、速やかにその旨を県防災統括室に通報しなければならない。

■異常現象発見時の措置



7. その他

- ア. 災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができない時は、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底する応急的な措置を講じる。
- イ. この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を定めておかなければならない。
- ウ. この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。

第2節 水防活動

実施担当	関係各部各班
計画方針	・市水防計画書とも連携を図り、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防団（消防団）等による水防活動を行い、洪水等による水災の防御及びこれに因る被害の軽減を図る。

水防活動は、以下に示す事項に基づくが、詳細は市水防計画を参照のこと。

1. 水防本部

ア. 水防管理者は、市水防計画に基づき、知事より洪水予報の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

イ. 本計画に基づく災害対策本部が設置された時は、水防本部は災害対策本部に統合する。

2. 水防配備体制基準

水防配備体制は、県水防計画における県水防本部の配備体制に準じて、以下の4つの配置区分とする。

配備区分	配備時期	動員内容
第1配備 (情報連絡体制)	次の各注意報の発表を受けて、今後の気象状況により、災害が起こるおそれがあると予想され、監視と警戒が必要な場合 ・大雨注意報 ・洪水注意報	指揮監 副指揮監 ※状況に応じて、 総務班 建設班（連絡調整班）の班長を動員
第2配備 (情報連絡強化体制)	次の各警報の発表または水位の状況を受けて、降雨状況等により、第1配備の体制を強化する場合 ・大雨警報 ・洪水警報 ・葛下川上中観測所にて水防団待機水位（通報水位）に達したとき	第1配備 総務班（一部） 建設班（一部）

配備区分	配備時期	動員内容
第3配備 (警戒体制)	浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがあるなど重大な水防事態の発生が予測される場合 または第2配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 総務班(一部) 建設班(一部)
第4配備 (非常体制)	重大な浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫して第3配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 第3配備 総務班・建設班

ア. 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制を取るものとする。

イ. 水防配備に配属された職員は、配備後においては水防業務を最優先して行わなければならない。

ウ. 水防配備に配属された職員は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。

また、交代が予定されている者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

※水防配備の配属職員は、別に定める「水防配備体制表」による。

※建設班(巡回班)の担当区域は、別に定める「巡回班別担当区域図」による。

3. 水防活動

(1) 巡 視

水防管理者は、適切に巡視員[建設班(巡回班)]を配置して、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに現地指導班長(県高田土木事務所長)に連絡して必要な措置を求める。

(2) 警 戒

水防管理者は、巡視する河川が水防団待機水位(通報水位)に達するなど、水防上危険であると認められる場合は、水防活動を開始する。

また、堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視員[建設班(巡回班)]の配置を検討し、知事の指定する河川(葛下川)においては、県・市水防計画による事項に該当する場合及び異常を発見した場合は、直ちに現地指導班長に報告する。

(3) 情 報

ア. 水防管理者は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。

イ. 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。

また、送受信は電話、ファクシミリ、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。

水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、奈良県広域消防組合及び消防部、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。

住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに水防管理団体である香芝市等水防機関に対し通報しなければならない。

(4) 施設の操作

井堰・排水門・取水門扉・調整池・ため池等の管理者は、あらかじめ操作責任者・監視員及び連絡員を定め、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにする。

また、気象状況の通知を受けた場合や河川が通報水位またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、水防管理者は、県高田土木事務所長及び県農村振興担当課長（ため池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講じる。

(5) 水防工法

水防管理者は、奈良県広域消防組合と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崖崩れ、溢水等のそれぞれの異常事態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

(6) 水防団（消防団）及び消防機関の出動、出動準備

ア. 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）または消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ・水防警報第2段階を受信したとき。
- ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

イ. 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）または消防機関をあらかじめ定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配備につかせるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ・水防警報第3段階を受信したとき。
- ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。

■水防信号

		警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱 打	約1分 約1分 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒
1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

- 第1信号 水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあり巡視を強化し、資器材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。
- 第2信号 水防団員（消防団員）・消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。
- 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

(7) 警察の援助

水防管理者は、水防のため必要があると認める時は、香芝警察署長に対して警察官または警察職員の出動を求める。

(8) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊した時は、水防法第25条、第26条に基づき、水防管理者、水防団長（消防団長）は、直ちにその旨を現地指導班及びはん濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後においても、出来る限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(9) 避難のための立退き

水防法第29条の規定による立退きの指示は、避難命令サイレン、警鐘、電話、口頭等で最

も迅速な方法をもって行う。また、避難者の誘導及び救助は建設班が行う。

なお、水防管理者は、香芝警察署長との協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておく。

(10) 災害補償

水防管理団体は、水防法第6条の2並びに第45条の規定により定められた災害補償については、「香芝市消防団員等公務災害補償条例」の規定により、非常勤の水防団長（消防団長）または水防団員（消防団員）に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償を的確に行う。

4. 洪水及び内水による浸水想定区域の措置

洪水浸水想定区域とは、洪水により相当な損害が生じるおそれのある県が指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である。また、内水浸水想定区域は、排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する内水による浸水が想定される区域である。

本市では、葛下川（水位周知河川）及び県が指定したその他の中小河川において洪水浸水想定区域が指定され、内水浸水想定区域は下水道等の排水処理能力等を考慮し適宜指定を行う。当該区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。

■本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

	河川名
ア※	葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
イ※	滝川、岩谷川

ア※：市内を流下する河川

イ※：他市を流れる河川で「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内までおよんでいる河川

なお、上牧町域を流下する滝川、葛城市や大和高田市を流下する岩谷川においては、県及び関係自治体と連携し水位情報等の把握を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

ア. テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報

イ. 市の広報車などからの情報

ウ. 消防、警察、自治会からの情報

(2) 避難所の確保

避難部避難所班は、開設が決定された避難所に速やかに向かい、開設のための準備を行

う。

ア.被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ.避難者の受入れ準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

(3)洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）対策として、気象情報や避難情報等の必要な情報を施設へ伝達する。

<資料編>

資料12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧

5.輸 送

水防に要する輸送は、建設班がこれに充たる。

被害の程度、規模等により市所有車両が不足する場合は、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

6.応 援

(1)他の水防管理者等への応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある時は、他の水防管理者または市町村若しくは奈良県広域消防組合に対して応援を求める。

なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。

協定の内容は現地指導班長に一部送付する。

(2)自衛隊の災害派遣要請

水防管理者が知事（県防災統括室）に、天災地変その他の災害に際し住民の人命または財産の保護のため自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣の要請を依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知することとする。

7. 水防施設及び水防器具資材

水防倉庫一覧表及び水防資材備蓄数については、市水防計画による。

8. 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体において、水防に要する費用は水防法第41条により当該水防管理団体が負担する。

(2) 公用負担

水防法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）または奈良県広域消防組合にあってはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任証を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

9. 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなった時は、これを一般に周知するとともに現地指導班長にその旨報告する。

10. 水防記録と水防報告

(1) 水防記録

水防管理者は、市水防計画に規定する事項について記録を作成し、保管しなければならない。

(2) 水防報告

ア. 水防管理者は、市水防計画に規定する事項について、その都度、現地指導班長に通知する。

イ. 水防活動が終結した時は、遅滞なく活動内容を取りまとめて、水防被害状況報告書により現地指導班長に報告する。

第3節 土砂災害警戒活動

実施担当	関係各部各班
計画方針	・大雨等により土砂災害が発生するおそれがある場合は、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域等の巡視・点検により前兆現象など現場確認を行い、情報の収集及び伝達により、適切な警戒活動を行う。

1. 情報収集

大雨の気象警報が発表されるなど、土砂災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における事前配備体制をとり、関係機関との連絡体制を整備し、雨量等の気象情報の収集及び伝達に努める。

2. 警戒活動の内容

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における警戒配備体制をとり、危機管理監の判断により、次の警戒活動を行う。

なお、二次災害の危険が予想される土砂災害警戒区域等については、当該箇所・区域内及び近隣に居住または滞在する市民等に、速やかに周知徹底するとともに、警戒避難体制の強化を図る。

(1) 第1次警戒活動

- ア. 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ. 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒活動

- ア. 地域住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- イ. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

3. 土砂災害警戒区域の措置

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合において、住民等の生命または身体に危害が生ずると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地として、県が指定した区域である。

当該区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。

(1) 土砂災害に関する気象情報等の伝達方法

- ア. テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報
- イ. 市の防災行政無線、広報車などからの情報
- ウ. 消防、警察、自治会からの情報

(2) 避難所の確保

避難部避難所班は、開設が決定された避難所に速やかに向かい、開設のための準備を行う。

ア. 被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ. 避難者の受入準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

(3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）対策として、気象情報や避難情報等の必要な情報を施設へ伝達する。

<資料編>

12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

第4節 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	関係事業者、関係管理者
計画方針	・ライフライン、放送、交通にかかわる事業者は、豪雨、強風等によって発生する災害に備える。

1. ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

- ア. 復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。
- イ. 浸水のおそれのある施設を巡回・点検する。

2. 放送事業者

気象情報等の収集、円滑な広報に努める。

- ア. 電源設備、給排水設備の整備
- イ. 放送設備・空中線の点検
- ウ. 緊急放送の準備

3. 交通施設管理者

気象状況により警備警戒をとるとともに、利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄道施設

- ア. 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ、若しくは速度制限を行う。
- イ. 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋りょう施設

- ア. 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ. 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

第3章 災害発生時等の活動

項 目	実施担当
第1節 災害情報の収集・伝達	情報収集整理班、本部班、各部各班
第2節 災害広報・広聴対策	情報収集整理班、被害調査班
第3節 広域応援等の要請・受入れ	本部班、要員班
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	本部班、関係各部各班
第5節 避難誘導	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者
第6節 要配慮者の支援	救援班
第7節 指定避難所の開設・運営	避難所班、本部班
第8節 救助・救急活動	消防部、警察
第9節 医療救護活動	救援班、消防部、本部班
第10節 二次災害の防止	調査復旧班、総務班、避難所班、施設管理者
第11節 緊急輸送活動	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
第12節 交通規制	調査復旧班、本部班、情報収集整理班、道路管理者、警察
第13節 災害救助法の適用	本部班
第14節 支援・受援体制の整備	本部班、要員班、関係各部各班

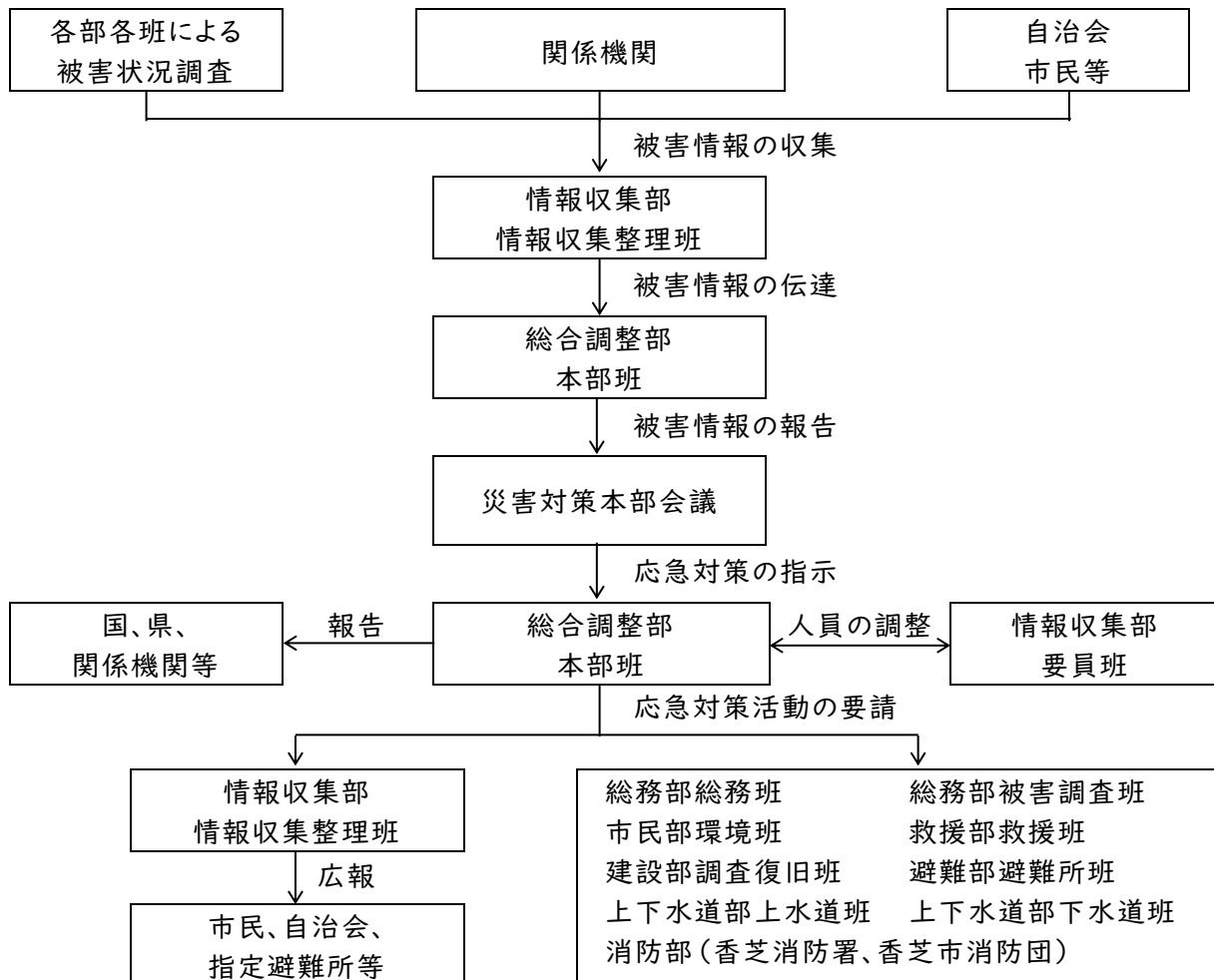
第1節 災害情報の収集・伝達

実施担当	情報収集整理班、本部班、各部各班

計画方針	・災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、市は、関係機関と調整をとり、迅速かつ的確に実施する。 ・災害時の各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を速やかに行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

1. 災害に関する情報の収集・伝達系統

市内に災害が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、市、市民及び関係機関に速やかに伝達する。



2. 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、速やかに把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

また、各地域の状況を把握するため、各地域に連絡要員となる職員を派遣し、地域の自主防災組織等の状況把握や支援を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 被害状況の把握

ア. 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき被害状況を把握し、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ. 把握する内容

(ア) 人的被害の発生状況

(イ) 建物被害(床上・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、全焼、半焼)の状況

(ウ) 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

(エ) 避難の状況、市民の動向

(オ) 冠水等道路交通の状況

(カ) ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

(キ) その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ. 把握の手段

(ア) 防災行政無線を用いる。

(イ) 電話、携帯電話・スマートフォン、ファクシミリ等を用いる。

(ウ) 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(2) 被害概況の集約

情報収集部情報収集整理班は、各部各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめる。

ア. 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ. 建物被害

床上・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、全焼、半焼の状況

ウ. 公共土木施設等の被害

(ア) 道路、橋りょうの状況

(イ) 河川、水路、ため池の状況

(ウ) 土砂災害の状況

(エ) 道路交通、公共交通機関の状況

(オ) ライフラインの状況

エ. その他

(ア) 消火・人命救助活動の状況

- (イ) 医療活動の状況
- (ウ) 避難指示、警戒区域の設定状況
- (エ) その他必要な情報

3. 詳細被害状況の把握

(1) 把握する内容及び実務担当

各部各班は、災害発生後速やかに、市内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	情報収集部情報收集整理班
	負傷者の状況	情報収集部情報收集整理班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、全焼、半焼の状況	総務部被害調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎等）	総務部総務班
	その他（倉庫、車庫等）	総務部被害調査班
その他被害	田畑の被害状況	建設部調査復旧班
	文教施設の被害状況	避難部避難所班
	医療機関の被害状況	救援部救援班
	道路、橋りょうの被害状況	建設部調査復旧班
	冠水等の被害状況	建設部調査復旧班
	河川、水路、ため池の被害状況	建設部調査復旧班
	山地災害危険地区等の被害状況	建設部調査復旧班
	上水道施設の被害状況	上下水道部上水道班
	下水道施設の被害状況	上下水道部下水道班
	ごみ焼却施設等の被害状況	市民部環境班
	火葬場の被害状況	市民部環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	情報収集部情報收集整理班

(2) 調査方法

被害状況の調査方法は、2人1組で外観目視により行う。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) 罹災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属する罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	情報収集部情報収集整理班
被害金額	公共文教施設の被害金額	避難部避難所班
	その他公共施設の被害金額	総務部総務班
	農林水産業施設の被害金額	建設部調査復旧班
	公共土木施設の被害金額	建設部調査復旧班
	農林、商工の被害金額	建設部調査復旧班、市民部市民班

(4) 被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、罹災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書（別紙様式）」（資料編 資料3-3）にとりまとめ、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに情報収集部情報収集整理班へ報告する。

(5) 被害状況等の判定

被害状況等の判定は、下記の災害救助法の適用基準に該当する程度のものであるとする。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負傷者（重傷者）（軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊（全焼）（全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものであるまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

被害項目		報告基準
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
	床上浸水	全壊～半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

全壊、半壊は、被害認定基準による。

大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

準半壊は、「災害救助事務取扱要領(令和2年3月30日付け内閣府政策統括官(防災担当))」による。

被害項目			報 告 基 準
非住家の被害			非住家（住家以外の建物）のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 被 害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 り ょ う		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部または全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電 話		「電話」とは、通信不能となった一般電話回線のうち、最大時の回線数をいう。
	電 気		「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	水 道		「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	下 水 道		「下水道」とは、公共下水道に接続している戸数のうち、下水道流下機能支障となっている最大時の戸数をいう。
	ガ ス		「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	ブロック塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石垣の箇所数をいう。
罹 災 者	罹 災 世 帯		「罹災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者		「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

4. 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

情報収集部情報収集整理班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて、速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア. 被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ. 被害分布図等
- ウ. 市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- ア. 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- イ. 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- ウ. 応援要請等に係る情報を整理すること。
- エ. 情報の空白地帯を把握すること。
- オ. 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握すること。
- カ. 被害状況について応急対策の緊急性を要する事項、その他事項の選別を行うこと。

5. 県及び国への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合、総合調整部本部班は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県に報告する。

(1) 報告の基準

ア. 即報基準

次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 県または市が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
- (オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

(カ)洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害または住家被害を生じたものの。

(キ)強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたものの。

(ク)積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたものの。

(ケ)積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたものの。

(コ)報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

イ. 直接即報基準

前項アの(オ)、(カ)及び(キ)のうち、死者または行方不明者が生じたもの(該当するおそれがある場合を含む。)について、県に加え、直接消防庁に報告する。

(2) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報(第4号様式(その1))」(資料編 資料3-4)または「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)により、県防災統括室に対して、次の要領により報告を行う。

なお、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に変更する。

ア. 災害概況即報(早期災害報告様式)

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、(1)の「イ. 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

災害発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、「災害概況即報(第4号様式(その1))」(資料編 資料3-4)によるものとする。

イ. 被害状況即報

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、直ちに、「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ. 災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)により報告する。

エ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報(第3号様式)」により報告する。

(3) 国への報告

県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して速やかに報告する。

奈良県防災統括室の連絡先			
代表電話		0742-22-1101	内線 2275
直通電話		0742-27-7006	／8425／8456
FAX		0742-23-9244	
奈良県防災行政通信ネットワークTEL		TN-111-9009	／9010／9011
		TN・・・有線回線は 66、衛星回線は 67	
奈良県防災行政通信ネットワークFAX		TN-111-9210	
		TN・・・有線回線は不要、衛星回線は 8	
夜間等代表電話		0742-27-8944	
消防庁への報告先			
区 分		平日(9:30～17:45)	左記以外(宿直室)
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL	67-048-500-90-43422	67-048-500-90-49102
	FAX	67-048-500-90-49033	67-048-500-90-49036

6. 通信手段の確保

災害発生後、総合調整部本部班は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

(1) 電気通信設備の利用

ア. 総合調整部本部班は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信輻輳(ふくそう)の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ. 優先利用

総合調整部本部班は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じ

る。

ア. 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ. 関係機関との連絡

総合調整部本部班は、関係機関に対し、職員の総合調整部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ. 消防電話・警察電話等の利用

総合調整部本部班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合または香芝警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ. 非常通信の利用

総合調整部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ア) 警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

(イ) 放送局が保有する無線

(ウ) アマチュア無線等

(3) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令、派遣等の適当な手段によって行う。

第2節 災害広報・広聴対策

実施担当	情報収集整理班、被害調査班
計画方針	・災害が発生したときまたは二次災害等の発生するおそれがある時は、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、市民に迅速かつ適切な広報を行う。

1. 実施機関

情報収集部情報収集整理班は、関係機関との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないよう配慮する。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとし、特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出しや配布等の紙媒体、広報車などにより情報提供を行う。

2. 広報の内容

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、各段階に応じて以下に示す方法により広報活動を実施する。

(1) 災害発生直後の広報

- ア. 気象等の状況・災害の規模
- イ. 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ. 避難指示または緊急安全確保、避難先の指示

(2) その後の広報

- ア. 二次災害の危険性
- イ. 安否情報
- ウ. 被災状況とその見通し
- エ. ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ. 交通規制情報
- カ. 医療機関等の医療関連情報
- キ. ごみ、し尿収集等の生活関連情報
- ク. 食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
- ケ. 救援物資等の取扱い

コ.国や県等による支援制度と留意事項

サ.その他人心安定及び社会秩序保持に関すること

(3) 広報の方法

ア.広報紙の掲示、配布等による広報

イ.広報車やハンドマイク等による現場広報

ウ.指定避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布

エ.インターネット、SNSの活用

オ.自主防災組織等の市民団体の協力

カ.コミュニティメディアを通じての広報

キ.報道機関への情報提供

(4) 災害時の広報体制

ア.広報責任者による情報の一元化

イ.広報資料の作成

ウ.関係機関との連絡調整

(5) 要配慮者に配慮した広報

要配慮者への広報は、ボランティア等の協力を得つつ、手話、点字、外国語等を用いる。

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、県を通じて報道機関に、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

4. 広聴活動の実施

情報収集部情報收集整理班は、被災地の地域住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた

窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

5. 安否情報の提供等

(1) 安否情報の提供

情報収集部情報收集整理班は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、市が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認める時は、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア. 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ. 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

ウ. 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認める時は、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア. 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ. 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ. 照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

市及び県は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 被災者台帳の作成

総務部被害調査班は、被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

実施担当	本部班、要員班
計画方針	・災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧対策の万全を期する。

1. 応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間、身分の移動を伴わずに、応援を要請する。

なお、要請については総合調整部本部班が窓口となり、受入れは情報収集部要員班が実施する。

(1) 応援要請のできる要件

市域に災害が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- イ. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ウ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合には、県防災統括室を通じて要請する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請

協定締結した関係機関に対し、協定内容に基づき必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。

また、他の市町村に対し災害対策基本法第67条に基づき、応援要請を行う。

<資料編>

資料7-1 災害時応援協定締結一覧

2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ

総合調整部本部班は、奈良県広域消防組合で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他市町村消防機関の応援を要請する。

(1) 大規模災害応援

大規模な災害が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第39条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急、救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第44条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

(2) 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第44条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

3. 職員の派遣要請

災害発生時に応急対策、復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、市は、県から応援要請があった場

合には、可能な範囲で対応を行うものとする。

(1) 県、他の市町村または指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、または地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策または復旧対策のため必要がある時は、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、総合調整部本部班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。

ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務員課長通知）による。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合、またはそれに相当する程度の災害が発生し、または発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、

全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

4. 民間との協力

（1）災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市域に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための要員が労働者の雇用等によっても、なお不足し、さらなる動員の必要があると認める場合は、災害対策基本法等に基づき従事命令等を発し、対策要員を確保する。

ア. 従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		// 第65条第2項	警察官
		// 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事指示	災害救助法 第24条	知事
	協力命令	// 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事 委任を受けた 市長
	協力命令	// 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員

イ. 従事命令等の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士または歯科衛生士 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官またはとび職 5. 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者 6. 鉄道事業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送事業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従事者 10. 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

ウ. 公用令書の交付

従事命令または協力命令を発するとき、または発した命令を変更あるいは取消す時は災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無

(ク)労働者の輸送方法

(ケ)その他必要な事項

イ.賃金の支払

賃金は、通常の例を勘案したうえで、市において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金を支払うことができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

ウ.労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(3)自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動について、自治会や企業等に協力を求める。

5.要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1)災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画にしたがい、その対策に従事する。

(2)民間協力団体

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

ア.炊き出し、その他災害救助活動の協力

イ.清掃及び防疫

ウ.災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

エ.応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

オ.軽易な作業の補助

カ.その他上記の作業に類した作業

(3)一般労働者

ア.被災者の救出

イ.被災者の安全な場所への避難誘導

- ウ.医療及び助産における各種移送業務
- エ.飲料水の供給
- オ.救済用物資の輸送
- カ.その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令または協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

6. 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、市及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

(1) 受入れ体制

- ア.離着陸場所の確保及び安全対策
- イ.傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ.空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ.その他必要な事項

(2) 発着場の開設

- ア.ヘリポートに紅白の吹き流しまたは国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ.離着陸地点には、Ⓜ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- ウ.ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ.ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布または赤布等を縛り付ける。
- オ.離着陸の際には、周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
- カ.離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

(3) 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、市は県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

(4) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

ア. 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合

イ. 前線通過などのため突風や乱気流のある場合

ウ. 日没後

エ. 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

実施担当	本部班、関係各部各班
計画方針	・市民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。 ・自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

1. 災害派遣依頼基準

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき。
- イ. 大規模な災害が発生し、または発生することが予想され、緊急に応急措置のための応援を必要とするとき。
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- エ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- オ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 派遣依頼手続

- ア. 市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- イ. 自衛隊派遣要請依頼手続は、総合調整部本部班が行う。
- ウ. 知事への依頼ができない場合は、市長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。
自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
- エ. 市長は、通知した旨を知事へ報告する。
- エ. 災害対策に当たる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長へ上申する。
- オ. 派遣の依頼は、原則として文書（災害派遣要請書）によるものとし、次の事項を記載する。
 - （ア）災害の状況及び派遣を依頼する事由
 - （イ）派遣を希望する期間
 - （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
 - （エ）その他参考となるべき事項ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼する。

カ. 自衛隊緊急時連絡網

(ア) 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班
(内線235、236、237)

夜間通信先 第4施設団本部付隊当直(当直室)(内線223)

FAX 0774-44-0001(交換切替、内線233)
(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替
えを依頼した後、FAXボタンを押す。)

県防災無線 67-571-11
(夜間:67-571-12)

県防災無線FAX 67-571-21

(イ) 航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

電話 0742-33-3951(内線211、夜間内線225)

キ. 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣の依頼ができない場合は、次の機関に連絡する。
陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先: 第3師団 第3部 防衛班

電話: 0727-81-0021(内線333、夜間内線301)

FAX: 0727-81-0021(交換切替、内線234)

3. 派遣部隊の受入体制

派遣を依頼した時は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなった時は、香芝警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため、連絡担当者を指名する。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。(健民運動場、北部地域体育館な

どを候補地として想定する。)

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を作成するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模災害に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の捜索及び救助

エ. 消防活動

オ. 道路の啓開

カ. 応急医療、救護及び防疫

キ. 人員及び物資の緊急輸送

ク. 炊飯及び給水

ケ. 物資の無償貸付けまたは譲与

コ. 危険物の保安及び除去

サ. その他必要な活動

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

ア. 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

イ. 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5. 派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

第5節 避難誘導

実施担当	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者

計画方針	・人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、市民の主体的な避難行動（安全確保行動）を支援する情報を提供する。 ・水害による避難者は、水害の及ばない指定緊急避難場所（市立小中学校の校舎等）・指定避難所への立退き避難をはじめ、自宅・施設等での屋内安全確保や緊急安全確保を行うように呼びかける。 ・避難情報発令の際には、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のリードタイムの確保（指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間）に十分配慮する。

1. 避難指示等

市長は、人的被害が発生するおそれがある場合には、避難に時間を要する要配慮者、特に避難行動要支援者の早期避難を図るため、高齢者等避難を発令する。

また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示または緊急安全確保を行う。

避難指示または緊急安全確保の判断にあたっては、気象庁の防災情報提供システム等を参考にして、迅速に行う。また、夜間や早朝であっても、躊躇なく発令する。

市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。

実施責任者は、避難指示または緊急安全確保を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

避難指示等の発令は、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、市長は、必要な場合には、気象台、河川管理者等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

また、土砂災害に係る避難指示等を解除する場合においても、県・国に助言を求めることができる。

■避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベル一覧表）

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 （気象庁が発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者や障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない。） ○居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(1) 避難のための立退きの指示等の権限

■避難指示等の実施責任者

種別	指示等を行う要件	指示等を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき。 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	市長	災害対策基本法第56条
	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。 【警戒レベル4】避難指示の発令	市長	災害対策基本法第60条
	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき。 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令	市長	災害対策基本法第60条
	市において、事務の全部または大部分を行うことができなくなったとき、市長が実施すべき事務の全部または一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求があったとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にないとき。	自衛官 (災害派遣を命じられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、 その命を受けた職員、 水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、 その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(2) 高齢者等避難

実施基準	以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、市長が発令すべきと判断した場合に、高齢者等避難を発令する。 (洪水) ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、避難判断水位に到達した場合。 ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫注意水位を超え、洪水警報が発表された状態で、危険度分布で「警戒(赤)」が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合。 ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 (土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)が発表され、危険度分布で土砂災害警戒区域が「警戒(赤)」となったとき。 (共通) ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜遅くから明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕方から夜のはじめ頃までに発令) ・事態の推移によっては、洪水害、土砂災害のおそれがあるとき。
伝達内容	・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	

(3) 避難指示

実施基準	以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、市長が発令すべきと判断した場合に、避難指示を発令する。 (洪水) ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫危険水位に到達した場合。 ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、避難判断水位を超え、洪水警報が発表された状態で、危険度分布で葛下川に「危険(紫)」が出現した場合。 ・護岸の小規模な異常(損壊等)や異常な漏水等を確認したとき。 (土砂災害) ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・危険度分布で土砂災害警戒区域が「危険(紫)」となったとき。 ・土砂災害に関わる前兆現象(土石流、崖崩れ、地すべり)が見受けられるとき。 (共通) ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜遅くから明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕方から夜のはじめ頃までに発令) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	高齢者等避難と同じ
伝達方法	高齢者等避難と同じ

(4) 緊急安全確保

実施基準	以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合に緊急安全確保を発令する。 (洪水) ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。 ・河岸浸食を発見した場合または、河岸浸食の発生のおそれがある場合。 (土砂災害) ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ・土砂災害の発生が確認された場合。 (共通) ・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている状況において、立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合。
伝達内容	高齢者等避難と同じ内容に加え、発生した災害の発生場所や状況等を伝達する。
伝達方法	高齢者等避難と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。

(5) 避難指示等の解除

洪水	河川の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない等、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなったとき。
土砂災害	以下を目安として解除を行う。 ・土砂災害警戒情報が解除されるとともに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認したとき。 ・大雨警報（土砂災害）が解除されたとき。 ・被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形まで回復した時点。

(6) 県への報告

市長が避難指示等を発令または解除をした時は、その旨を公示するとともに、速やかに知事へ報告する。

警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとし、可能な限り次の事項についても報告する。

- ア.【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- イ.発令時刻
- ウ.対象地域
- エ.対象世帯数及び人員
- オ.その他必要事項

(7) 住民に求める避難行動

ア.水害

- (ア)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (イ)洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (ウ)豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (エ)指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (オ)避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(カ) 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

イ. 土砂災害

(ア) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

(イ) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

(ウ) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

(エ) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

(オ) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

(カ) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(キ) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2. 指定緊急避難場所への避難

ア. 市長は、災害の発生または発生するおそれがあり、高齢者等避難及び避難指示を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、市民に周知する。

イ. 選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

ウ. 自主避難あるいは高齢者等避難等の発令に応じて避難行動を開始した市民は、選定された指定緊急避難場所または自宅の上階、親戚・知人宅等へ避難を行う。

エ. 避難部避難所班は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

オ. 指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

3. 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

ア. 誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

なお、これらの誘導に当たっては迅速、的確に行う。

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ. 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ. 避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

カ. 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能な時は、県に協力を要請する。

4. 要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認

救援部救援班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認は、「高齢者等避難」「避難指示」の段階ごとに、避難部避難所班、各施設管理者、自主防災組織、消防団等の協力を得て行う。

ア. 在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、原則として「高齢者等避難」発令段階における完了に努める。

イ. 要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救援部救援班に対し、「高齢者等避難」「避難指示」の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。

その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

ウ. 「避難指示」が発令された場合、「高齢者等避難」発令段階において、避難完了が確認されない在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に避難を呼びかける。

エ. 救援部救援班は、避難行動要支援者名簿と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿とを照合し、避難完了を確認する。

5. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、日頃から市、奈良県広域消防組合及び香芝警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- ア. 避難実施責任者
- イ. 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ. 避難の順位
- エ. 避難誘導責任者・補助者
- オ. 避難誘導の要領・処置
- カ. 避難者の確認方法
- キ. 家族等への引渡し方法
- ク. 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ. 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

6. 警戒区域の設定等

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる。

よって、災害が発生したときは、速やかに道路、橋りょうの通行可否の調査を実施し、通行不能または障害のある地域については、警戒区域の設定及び交通規制を行うとともに、障害物の除去等により、災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。

また、警戒区域の設定については、香芝警察署、奈良県広域消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、香芝警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

このほか、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、警戒区域内に市民が立ち入らないようにする。

なお、警戒区域を設定し、または交通規制を行うときは、あらかじめ香芝警察署と協議する。

警戒区域の設定として、水害、土砂災害、危険物災害に分けて、その基準を定める。

災害種別	警戒区域
水 害	葛下川及びその他県管理河川の洪水浸水想定区域
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）
危険物災害	爆発物に関しては、約100m以内の区域

■警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要 件（内 容）	根拠法令
災害全般	市 長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知 事	市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長が実施すべき応急措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

種別	設定権者	要件(内容)	根拠法令
	警察官	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長その他職権を行うことができる者がその場にいる場合に限る。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれ著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法 第23条の2
	警察署長	消防長若しくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防職員 消防団員	水災を除く災害現場	消防法 第28条 第36条
	警察官	消防職員または消防団員が現場にいないとき、または消防職員または消防団員の要求があったとき。	
洪水	消防団長 消防団員 または 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある現場	水防法 第21条
	警察官	現場に消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	

7. 広域避難

市は、災害の予測規模や避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他の都道府県内の市町村と直接協議を行う。

なお、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6節 要配慮者の支援

実施担当	救援班
計画方針	・高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に継続した福祉サービスを行う。

1. 要配慮者の被災状況の把握

救援部救援班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

(1) 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

ア. 自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅に残された要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ. 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

2. 被災した要配慮者への支援活動

救援部救援班は、被災した要配慮者（事業所が被災し福祉サービスを受けることができなくなった要配慮者を含む。）に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア. 被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ. 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するために、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所

社会福祉施設入居者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅や指定

避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報の提供、相談窓口の設置

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、要配慮者からの相談窓口の設置を行う。

(4) 指定福祉避難所

要配慮者の避難状況に応じて指定福祉避難所も開設し、指定一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を受け入れる。

(5) 食料や生活用品等の確保

乳幼児・高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

また、高齢者等の誤えん性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を供給するように努める。

3. 被災した外国人への支援活動

(1) 情報の提供

ア. 被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ. 情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送、通訳ボランティアによる情報提供等に努める。

ウ. 観光施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」※の活用を図る。

※ (財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を指定避難所に設置するよう努める。

救援部救援班は、旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、指定避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

また、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

第7節 指定避難所の開設・運営

実施担当	避難所班、本部班
計画方針	・災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定し、開設する。

1. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア. 本部長は、災害が発生しまたは発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定・開設する。

指定避難所を開設する時は、速やかに避難所施設の管理者に連絡し、指定避難所の安全性を確認した上で開設する。

また、指定避難所の開設状況等をホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ. 本部長は、速やかに避難部避難所班を派遣し、指定避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

ウ. 指定避難所を開設した場合、総合調整部本部班は、直ちに次の事項を知事及び香芝警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する)

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ. 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、収容期間の延長の必要がある時は、期間を延長することができる。

オ. 指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

なお、それでも不足する時は、県等への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

(2) 指定避難所の収容対象者

ア. 住居が全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ. 自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

エ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
オ. その他避難が必要と認められる者

2. 指定避難所の管理・運営

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として避難所派遣職員とする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設の管理者、自治会、自主防災組織等の中から指名した者を管理責任者とすることができる。

(2) 自主運営

避難部避難所班は、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとし、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立する。

また、人手不足や長期化等により、避難者による運営が難しい場合は、県（防災統括室）に連絡する。

(3) ボランティアの役割

避難部避難所班は、必要に応じてボランティアに対して協力を求める。

(4) 指定避難所の管理・運営

指定避難所の管理・運営については、香芝市避難所運営マニュアルに基づき、以下に留意するとともに、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ア. 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む。）を作成し、避難者の実態を把握するとともに、避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

イ. 食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、避難部避難所班を通じて市民部市民班及び救援部救援班に報告し、調達を要請する。

特に、避難所における食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について

判断すること)の実施、ハラール認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)に配慮した食料の確保等に努める。

ウ. 情報等の提供

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序維持のため、生活情報、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提供する。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害のある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

エ. 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、感染症の対策についても留意するよう努める。

オ. 女性や要配慮者への配慮

指定避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース(更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流(遊び)スペース等)、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。

また、避難者や指定避難所に係わる運営スタッフ等の心身のケアのために医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、指定避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

(ア) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、地域住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が指定福祉避難所、社会福祉施設、病院等へ入所できるよう避難部避難所班を通じて救援部救援班と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、指定避難所でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

(エ) 女性や要配慮者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について避難部避難所班と協議する。

(オ) 女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保に努めるほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取ることができるよう配慮する。

(カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。

(キ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用

できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ク)外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（食べ物への配慮等を含む）等にも配慮する。

カ. 指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

キ. 情報収集部への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

(ア)被災者の収容を開始したとき。

(イ)収容者の全部が退出または転出したとき。

(ウ)収容者が死亡したとき。

(エ)指定避難所に流行病等が発生したとき。

(オ)その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(5) 他の指定避難所への収容

ア. 管理責任者は、災害により多数の被災者が発生し、当該指定避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の指定避難所に収容する。

イ. 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市及び市以外が所有する施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、避難行動要支援者については、被災地域外の地域にある施設を含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉に配慮した避難所として開設できるよう努める。

ウ. 被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができることから、追加開設を行った避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

エ. 被災地域が広域にわたり、市域内に予定していた指定避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

オ. 他の指定避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。

また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務部総務班を通じて、市保有の車両または借り上げ車両により輸送を行う。

(6) 在宅被災者等への支援

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を

含む)等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

(7) 車中泊者への対応

避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ア. 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- イ. 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- ウ. 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨
- エ. 可能であれば屋根付き民間駐車場を確保し提供

3. 指定避難所の閉鎖

- ア. 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、指定避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。
- イ. 管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- ウ. 本部長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

4. 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第8節 救助・救急活動

実施担当	消防部、警察
計画方針	・災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、または捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。

1. 実施機関

救援部救援班及び消防部が、香芝警察署と協力して実施する。

これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われる時は、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

2. 救助の対象

- ア. 倒壊家屋等の下敷きになった者
- イ. 危険な場所や孤立した場所等に取り残された者
- ウ. 崖崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者
- エ. 列車、自動車、航空機等の事故により、危険な状態にある者
- オ. ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の事故により、危険な状態にある者
- カ. その他、救出、救助を必要とする者

3. 救助の方法

- ア. 消防部は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備または調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- イ. 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ. 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。
また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配付、貸与し、初動時における円滑な救助（救出）の実施を図る。

4. 救助・救急活動

- ア. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- イ. 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

ウ. 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するとともに、応急救護を実施する。

5. 行方不明者の搜索

消防部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

ア. 災害の規模等を勘案して、警察と密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

イ. 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

ウ. 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

6. 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第9節 医療救護活動

実施担当	救援班、消防部、本部班
計画方針	・災害時において、緊急医療及び助産の必要な被災者のうち、混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

1. 医療情報の収集活動

救援部救援班は消防部と協力して、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況及び空床状況、市内の薬局等の被災状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

なお、市民が常備薬等を入手できなくなる可能性もあることから、市内で診療可能な医療機関の情報や薬局等における医薬品等の保有状況については、必要に応じて市民等に広報するよう努める。

2. 現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

なお、市の対応能力のみでは不足する場合は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

(1) 現地医療の確保

ア. 医療救護所の設置

救援部救援班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、総合調整部本部班を通じて関係機関に報告を行う。

(ア) 設置基準

- ・市内医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・被災地域と医療機関との位置関係、または傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

設置予定場所：保健センター、香芝西中学校、香芝中学校、香芝東中学校、香芝北中学校

イ. 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 医療品、医療用資機材の補給

(イ) 医療用水の確保

(ウ) 交代要員の確保

(エ) 食糧、飲料水の確保

(オ) 携帯電話等通信手段の確保

(カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

救援部救援班は、医療救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア. 医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師2名、保健師または看護師2名、補助員2名の計6名を標準として1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

また、歯科医療救護班として、歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助員1名の計4名を標準として1班を構成する。

イ. 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

なお、県は、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

救援部救援班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

3. 後方医療活動

市内及び周辺市町村の病院及び医院は、被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

4. 医薬品等の確保供給活動

救援部救援班は、地域の各種医療機関や薬局の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

5. 個別疾病対策

市は、医療機関等を通じて施設の被災状況・稼働状況及び患者等の状況把握を行い、県との情報共有に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、医療機関及び各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

さらに、必要に応じ、県へ応援要請を行うとともに、医療機関及び他府縣市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

6. 避難所での保健活動

避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

ア. 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ. 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

ウ. 避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて県保健医療調整本部に報告する。

第10節 二次災害の防止

実施担当	調査復旧班、総務班、避難所班、施設管理者
計画方針	・洪水、土砂災害等による公共土木施設や公共建築物等の被害拡大の防止対策を講じる状況を速やかに把握するとともに、応急処置を実施する。

1. 二次的な土砂災害の防止

建設部調査復旧班は、本震後の地震活動あるいは降雨等による二次的な土砂災害を防止するために、総合調整部本部班を通じて、県に対し斜面判定士の出動要請を行う。

斜面判定士は、土砂災害のおそれのある箇所や被災施設に対する点検を行い、その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

2. 公共土木施設等

建設部調査復旧班は、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

また、大規模な復旧工事に必要となる作業ヤードや進入路の確保については、水利組合など地元へ協力を依頼し、所有者との協議により用地を確保する。

なお、応急対策の実施の際は、以下に留意する。

ア. 職員を現場へ向かわせる際の安全対策の徹底

イ. 複数人での対応

ウ. 専門知識者の確保

エ. 関係団体（奈良県土地改良事業団体連合会など）への協力要請

オ. ブルーシートや土嚢袋等応急的な対処に必要な資材の確保

(1) 道路、橋りょう

ア. 被害状況の把握

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合

は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

被害を受けた市管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて国土交通省または県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

ア. 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 河川管理者、ため池管理者への通報

市の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、市の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対し応援を要請する。

なお、応急措置完了後は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い、必要に応じて応急工事を迅速かつ適正に行う。

3. 公共建築物等

総務部総務班及び避難部避難所班は、洪水や土砂災害等による公共建築物等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

公共建築物等の浸水や土砂の堆積等の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の公共建築物等管理者への通報

市の所管以外の公共建築物等に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

公共建築物等に著しい被害が生じ、付近に危険を及ぼす場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険区域への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた市所管の公共建築物等について、防災関連業務に必要な施設等、優先順位の高いものから応急措置を実施する。

ア. 応急措置が可能なもの

- (ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- (イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- (ウ) 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総合調整部本部班を通じて関係機関と連絡を取り、応急措置及び補修を実施する。
- (エ) 防災関連業務に必要な建物で、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対して応援を要請する。

イ. 応急措置が可能なもの

- (ア) 二次災害防止措置を重点的に講じる。
- (イ) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第11節 緊急輸送活動

実施担当	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
計画方針	・災害時の消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 道路施設の調査・点検

建設部調査復旧班は、道路管理者等と連携して、あらかじめ選定した市指定の緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、被害状況調査に必要な機材・人員を確保し、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総合調整部本部班は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、市域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

(3) 緊急輸送道路の決定

建設部調査復旧班は、県、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

建設部調査復旧班は、市指定の緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、市管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

2. 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 車両の確保

総務部総務班は、市が所有するすべての車両の集中管理を行い、車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村または県に斡旋を要請する。

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ. その他必要事項

(2) 配車計画

ア. 輸送の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

- (ア) 負傷病者、要配慮者等の被災者の輸送
- (イ) 被災者の避難のための人員の輸送
- (ウ) 医療救護のための人員及び資機材の輸送
- (エ) 被災者救出のための人員及び資機材の輸送
- (オ) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (カ) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (キ) 緊急物資の輸送
- (ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

イ. 配車手続等

- (ア) 総務部総務班は、各部各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について、総合的に調整し、配分する。
- (イ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- (ウ) 防災関係機関から要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(3) 緊急通行車両の確認

ア. 事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ. 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が運送業者等

から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を警察に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ. 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうの損壊等により輸送できない場合若しくは著しく緊急性を要する場合には、鉄道や航空機等による輸送計画を作成し、被災地域の状況に応じた輸送体制を確保する。

第12節 交通規制

実施担当	調査復旧班、本部班、情報收集整理班、道路管理者、警察
計画方針	・県公安委員会、警察との連携のもと、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、または規制を行うが、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2. 道路管理者による交通規制

建設部調査復旧班は、市が管理する道路について、道路の損壊、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、または災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、警察と協議し、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

3. 県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認める時は、指定緊急避難場所・指定避難所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急輸送道路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5. 相互連絡

総合調整部本部班は、道路管理者、県公安委員会、県警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6. 交通規制の標識等の設置

建設部調査復旧班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7. 広 報

情報収集部情報収集整理班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第13節 災害救助法の適用

実施担当	本部班
計画方針	・一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

1. 救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、市長がこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施や県の通知等を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

■災害救助法における救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1 避難所の設置 2 応急仮設住宅の供与 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 5 医療及び助産 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 生業に必要な資金の貸与 9 学用品の給与 10 埋葬 11 遺体の搜索及び処理 12 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去	知 事 及 び 市 長

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- ア. 市域内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- イ. 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- ウ. 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- エ. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
- オ. 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

3. 住家滅失世帯数の算定基準

- ア. 全壊(焼)世帯は1世帯とする。
- イ. 半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ. 床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4. 適用手続

- ア. 市長は、災害が発生し市民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに知事に報告するとともに、法適用について協議または適用申請を行う。
- イ. 報告は、おおむね次に定める程度の災害を全て報告する。
 - (ア) 市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当するもの
 - (イ) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みがあるもの
 - (ウ) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
 - (エ) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
 - (オ) その他特に報告の指示があったもの
- ウ. 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがない時は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編 資料3-7)に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

6. 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7. 県の小災害に対する救助内規

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

この応急救助に対応して各部各班は、別に定めた所掌事務により被災者に応急救助を実施する。

8. 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

(1) 全・半壊及び全・半焼、流失の場合

毛 布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
日用品セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル	1人に対して1枚
布 団	1人に対して1組

(2) 床上浸水または指定避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

(3) 死亡者の遺族

見舞金	1人に対して 20,000 円 ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金を除く。

第14節 支援・受援体制の整備

実施担当	本部班、要員班、関係各部各班
計画方針	・県内において災害が発生し、県及び被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1. 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）

（1）被災地への人的支援

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は連携して、災害時における応援協定、全国市長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（2）避難者の受け入れ対応

関係各部各班は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について思いやりを持って対応する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

2. 受援体制の整備（市内で災害が発生した場合）

（1）県内市町村の相互協力

市内で災害が発生し、本市だけでは十分な応急対策を実施することができない場合には、市町村相互応援協定に基づき、県内市町村による応援・協力が実施されることから、市は受入体制を整備し、連携して応急対策を実施する。

（2）関係機関への応援要請

総合調整部本部班は、災害の規模が大きく対応できない場合は、県を通じて、関係機関への応援要請を行う。

ア. 自衛隊

第4編 風水害等応急対策計画

第3章 災害発生時等の活動 第14節 支援・受援体制の整備

イ. 緊急消防援助隊

ウ. 日本赤十字社

※第4編第3章第3節、第4節及び第9節を参照

第4章 応急復旧期の活動

項 目	実施担当
第1節 緊急物資の供給	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班
第2節 防疫・保健衛生活動	救援班、本部班
第3節 ライフラインの確保	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班
第4節 交通の機能確保	調査復旧班、施設管理者
第5節 建築物・住宅応急対策	調査復旧班、総務班
第6節 農林関係応急対策	調査復旧班
第7節 応急教育等	避難所班
第8節 文化財災害応急対策	避難所班、施設所有者・管理者
第9節 廃棄物の処理等	環境班、本部班
第10節 遺体の収容・処理・埋火葬等	環境班、本部班
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	救援班、本部班、総務班、要員班
第12節 社会秩序の維持	情報収集整理班、本部班
第13節 愛がん動物の収容対策	環境班
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班

第1節 緊急物資の供給

実施担当	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班

計画方針	・災害に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な地域住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。 ・被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関の備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

1. 給水活動

(1) 情報の収集

上下水道部上水道班は、災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア. 配水場等上水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ. 給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

上下水道部上水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

ア. 給水対象者

(ア) 災害により上水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

(イ) 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ. 目標量

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

ウ. 給水方法

(ア) 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

(イ) 指定避難所、公共施設等への給水

指定避難所や公共施設等に給水タンクを設置して、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(ウ) 医療機関等への給水

貯水槽等を備えている医療機関等へは、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(エ) 県営水道の応急給水栓における給水

仮設給水栓を設置して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(オ) 耐震性緊急貯水槽における給水

市内7か所に設置している緊急貯水槽を使用して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(3) 広報

情報収集部情報収集整理班を通じて、市の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を市民に広報するとともに、災害時における節水について周知する。

(4) 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県、他の市町村に応援を要請するほか、日本水道協会等に応援を要請する。

県に要請する場合は、次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- ア. 給水を必要とする人員
- イ. 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ. 給水する場所
- エ. 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ. 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ. その他必要な事項

2. 食糧の供給

市民部市民班は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

(1) 食糧供給の対象者

- ア. 指定避難所に収容された者
- イ. 在宅避難者
- ウ. 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食糧の確保

食糧供給計画に基づき、市が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市が備蓄する食糧は、想定最大避難者数 22,000 人を基準として整備する。

イ. 調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食糧の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や近畿農政局奈良県拠点、日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

ウ. 要配慮者への配慮

高齢者や病弱者、障がい者等には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行うほか、食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント(対応について判断すること)の実施に努める。

また、乳幼児には、粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)の供給を行うほか、食物アレルギー対応食品、介護食品等の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

(4) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

また、備蓄分や米穀販売業者等からの調達では不足する場合は県に要請を行うが、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った市長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(5) 炊き出しの実施

避難部避難所班と連携し、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア. 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

イ. 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所等の適当な場所において実施する。

なお、調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3. 生活必需品の供給

救援部救援班は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア. 被服、寝具及び身のまわり品
- イ. タオル、石けん等の日用品
- ウ. ほ乳瓶
- エ. 衛生用品
- オ. 炊事道具、食器類
- カ. 光熱用品
- キ. 医薬品等
- ク. 高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等

(3) 必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(4) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、市が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市は毛布、寝袋、おむつなどの物資を備蓄している。

イ. 調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

(5) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

第2節 防疫・保健衛生活動

実施担当	救援班、本部班
計画方針	・被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講じる。

1. 防疫活動

救援部救援班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律114号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 消毒

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

(2) そ族（ねずみ族）、昆虫等の駆除

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるそ族（ねずみ族）や昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用または供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の利用者に対し給水を実施する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指示があった場合は、臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者または病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（中和保健所）に通報するとともに、県が感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を実施するので、県の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、市は、学校施設等を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行及びそれが困難な場合は、アルコール等での手指消毒の徹底を期す。

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県（中和保健所）に協力を要請する。

(7) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総合調整部本部班及び中和保健所を経て県に提出する。

2. 被災者の健康維持活動

救援部救援班は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア. 被災者の健康管理（医師等によるカルテやチェックシートの活用等）や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康チェック等を実施する。

イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ. 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

被災した精神障がい者対策や被災者のメンタルヘルス対策については、中和保健所に情報を提供し、支援を要請する。

第3節 ライフラインの確保

実施担当	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班
計画方針	・災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進める。

1. 上水道施設

(1) 応急措置

上下水道部上水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、または制限を行い、情報収集部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、情報収集部情報収集整理班と連携して付近の地域住民に周知する。

なお、水質検査が必要な場合で、奈良広域水質検査センター組合とのアクセスが遮断された場合は、水質検査方法の確立及び人員の確保を図るものとする。

(2) 応急復旧

ア. 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ. 上水道事業業務継続計画（上水道BCP）に基づき、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

ウ. 被災状況によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて、他の水道事業者に応援を要請する。

2. 下水道施設

市民生活のために必要となる機能を優先的に回復させるとともに、被災した下水道施設の機能回復を効率よく、かつ速やかに実施するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を踏まえて応急対策を実施する。

(1) 応急措置

上下水道部下水道班は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないよう応急措置を講じるとともに、情報収集部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、情報収集部情報収集整理班と連携して付近の地域住民に周知する。

(2) 応急復旧

- ア. 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- イ. 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- ウ. 被災状況等によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の下水道管理者に応援を要請する。

3. その他のライフライン

電力、ガス、電気通信の応急措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行う。市は、情報収集部情報收集整理班が情報（埋設物等の被害情報の共有を含む。）の収集広報を行うとともに、各事業者が復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

(1) 電力施設

電力事業者は、各種災害により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

- ア. 情報の収集・報告・集約
- イ. 災害広報の実施
- ウ. 応急対策要員の確保
- エ. 応急復旧資材の確保
- オ. 他電力会社との電力の緊急融通
- カ. 送電停止等の適切な危険予防措置
- キ. 応急工事の実施

(2) ガス施設

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための、利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報の実施等、以下の対策を行う。

- ア. 情報の収集、伝達及び報告
- イ. 応急対策要員の確保
- ウ. 災害広報の実施
- エ. 危険防止対策の実施
- オ. 応急復旧対策の実施

(3) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害対策本部等を設置し、災害応急復旧等を効率的に講じられるよう、防災関係機

関と密接な連携を保ち、応急復旧対策・災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

ア. 災害対策本部等の設置

イ. 情報の収集・報告

ウ. 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

エ. 防護措置

オ. 災害状況等に関する広報活動体制

カ. 応急復旧対策の実施

キ. 通信疎通に対する応急措置

ク. 通信の優先利用・利用制限

ケ. 災害用伝言ダイヤル等の提供

第4節 交通の機能確保

実施担当	調査復旧班、施設管理者
計画方針	・災害が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1. 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

なお、道路の障害物等の除去については、道路法第42条の規定により行うが、除去の実施に際しては関係機関に立会を求めるか、または撤去前後の写真を撮る等の対応を行う。

また、放置車両等については、以下の措置を実施する。

ア. 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

イ. 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない事由がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ. 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア. 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ. 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 道路施設

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、以下の事項に留意しつつ、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア. 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、市指定の緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ. 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第5節 建築物・住宅応急対策

実施担当	調査復旧班、総務班
計画方針	・被災者の住宅を確保するため、県と協力し速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅（※）の建設等の必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置や民間応急借上げ住宅の確保等に努める。

（※）応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

1. 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

災害救助法が適用された場合でも県から要請があった場合や災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

また、適切な管理のなされていない空き家等のうち、緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

2. 住居障害物の除去

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

県（知事）から委任された場合は、市長が行う。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て住居障害物等の除去を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

（2）除去方法

災害発生後、速やかに被害状況を調査し、状況に応じて、市保有の機械器具を用い、または市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

3. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。（建設型応急住宅）

県から要請があった場合は、建設部調査復旧班が建設する。

(2) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、総合調整部本部班があらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地（高山台グラウンド、健民運動場、高塚地区公園、観正山近隣公園など）の中から選定する。

選定は、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先するが、やむを得ない場合は、所有者等と十分な協議を行い私有地を利用する。

(3) 建設戸数

全焼、全壊戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県にその建設を要請する。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により総務部総務班が選定する。

なお、選定に当たっては、要配慮者を優先的に入居させる。

4. 公共住宅等への一時入居

総務部総務班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5. 住宅に関する相談窓口の設置等

総務部総務班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

6. 被災宅地危険度判定

ア. 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災宅地危険度判定

士の人数や資機材が不足する場合は、県に支援要請を行う。

(ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画

(イ) 被災宅地危険度判定士の受入れ名簿の作成

(ウ) 災害に係る宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ. 調査の体制

判定士を中心として、2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ. 判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

エ. 相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第6節 農林関係応急対策

実施担当	調査復旧班
計画方針	・災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

1. 農業用施設

農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

ア. 農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、県及び農業用施設管理者の協力を得て、応急措置を講じる。

イ. ため池、農道、水路等が被災した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

ウ. 資機材が不足する場合は、県に協力を要請する。

2. 農作物

(1) 災害対策技術の指導

県及び奈良県農業協同組合と協力し、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

必要に応じて、県及び奈良県農業協同組合に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3. 畜産

災害発生時に、急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て、伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに、国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

4. 林産物

県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど、林産物の被害の軽減に努める。

第7節 応急教育等

実施担当	避難所班
計画方針	・災害の発生、またはそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧、並びに児童生徒に対する応急教育等を、次のとおり実施する。

1. 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園の園長、小・中学校の校長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

- ア. 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会に連絡報告する。
- イ. 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められる時は、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。
- ウ. 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認（休学中の児童・生徒等を含む。）を行うとともに、市が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校舎・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2. 学校・園の応急対策

避難部避難所班は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- ア. 応急修理で利用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- イ. 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校・園または公民館、その他適当な公共施設を利用する。
- ウ. 校舎・園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。
なお、授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。

- エ. 学校・園が指定避難所等に利用され、校舎・園舎の全部または大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と協議する。
- オ. 学校機能の復旧と避難所としての用途の両立に向けて、学校と地域の自主防災組織等が連携・協力できる体制を確立する。

3. 応急教育の実施

避難部避難所班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア. 臨時休校
- イ. 短縮授業
- ウ. 二部授業
- エ. 分散授業
- オ. 複式授業
- カ. 上記の併用授業

(2) 授業時間数の確保

- ア. 休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられることから、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時間数の確保に努める。
- イ. 長期にわたり休校となった場合は、児童や生徒に対して自宅学習を促すとともに、夏季休業日を利用するなど、振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(3) 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ア. 不足教員が少ない時は、当該学校内で操作する。
- イ. 当該学校内で操作できない場合は、市内の学校長に応援を要請する。
- ウ. それでもなお確保できない場合は、県に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じさらに、危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校・転園措置

児童・生徒の転校・転園手続等の弾力的運用を図る。

4. 学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに避難部避難所班に報告し協議のうえ、給食活動の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。

なお、避難部避難所班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

ア. 被害があってもできる限り継続実施に努めること。

イ. 災害時に給食施設が被災者用の炊き出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努めること。

ウ. 給食施設の被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。

エ. 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意のうえ実施すること。

5. 就学援助等

避難部避難所班は、被災によって就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、または学費の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

6. 園児・児童・生徒の健康管理等

避難部避難所班は、被災した園児・児童・生徒の心と身体の健康管理を図るため、県及び中和保健所と連携して、健康チェックや教職員、専門家等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第8節 文化財災害応急対策

実施担当	避難所班、施設所有者・管理者
計画方針	・文化財保護条例等で指定されている文化財の所有者または管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県に報告する。 ・県からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

1. 災害発生のお知らせ

- ア. 指定文化財の所有者または管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに総合調整部本部班を通して、県へ通報する。
- イ. 災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者または管理者は、総合調整部本部班または市教育委員会を通して、その旨を県に報告する。
- ウ. 県は通報を受理した時は、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに報告する。

2. 被害状況の調査・復旧対策

- ア. 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- イ. 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。
- ウ. 県は、所有者及び管理者とともに、「文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、今後の復旧計画の作成を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターの協力を適宜求める。

第9節 廃棄物の処理等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。 ・計画的に処理を行うため、速やかに廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。

1. し尿処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

ア. 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

(ア) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(イ) 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数

(ウ) 倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測

(エ) 上水道及び下水道等の被害状況、復旧見込み など

イ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置基数：1基／100人、災害発生直後の初動期は1基／250人

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを利用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(ウ) 仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ. 設置期間

上下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係業者と協力のうえ、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 処 理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

(4) 応援要請、被災地支援

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア. 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理機関等）

イ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ. その他必要な事項

エ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア. し尿の処理（収集、運搬、処理等）

イ. し尿の処理に必要な資機材等の提供

ウ. し尿の処理に必要な職員等の派遣

エ. その他し尿の処理に関し必要な行為

2. ごみ処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。このため、ごみ処理に特化した体制・指揮系統を確立する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

ア. 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、県に報告する。

(ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み

(イ) 避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量 など

イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ. 市所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両を調達し、収集車両を確保する。

ウ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ. 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のごみは、迅速に収集処理する。

オ. 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 応援要請、被災地支援

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア. 災害の発生日時、場所、ごみの発生状況

イ. 支援を必要とするごみの場所、性状、処理量、処理期間等

ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ. その他必要な事項

オ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア. ごみの処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

イ. ごみの処理に必要な資機材等の提供

ウ. ごみの処理に必要な職員等の派遣

エ. その他ごみの処理に関し必要な行為

なお、ボランティアやNPO等の支援を得てごみ処理等を進める場合には、市社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等により、効率的にごみ等の搬出を行う。

3. がれき処理

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。
また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

- ア. 処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。
- イ. がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。
- ウ. 保管に際しては、火災発生の防止、作業時の安全確認等、仮置き場の適正な管理に配慮する。

(2) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- イ. がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の分別等を行い、リサイクルに努める。
- ウ. アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。
- エ. 市民部環境班は、アスベスト等の有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。
- オ. 災害により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、総合調整部本部班を通じて県に報告を行う。
- カ. 損壊家屋の解体については、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携して実施する。

(3) 応援要請、被災地支援

市単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。また、廃棄物処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県に対して応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ. 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ.その他必要な事項

オ.連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア.がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

イ.がれき等の処理に必要な資機材等の提供

ウ.がれき等の処理に必要な職員等の派遣

エ.その他がれき等の処理に関し必要な行為

4. 市民等への周知

市民や片付け作業を行うボランティア等に対し、次の手段により災害廃棄物の排出方法・ルール等について周知する。

ア.市ホームページ、SNS

イ.広報紙

ウ.回覧板

エ.避難所での掲示

オ.報道機関 等

第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・警察等関係機関と連携のうえ、遺体の処置、埋火葬について、必要な措置をとる。

1. 遺体の収容

遺体を発見した場合、市民部環境班は所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

また、市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するように努めるものとする。

(1) 遺体を発見した場合の措置

ア. 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察に連絡する。

イ. 警察は、警察等が取り扱う死体の起因または身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第3号）並びに死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第4号）に基づき、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族または市民部環境班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア. 遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

なお、遺体収容所を開設した場合、総合調整部本部班は関係機関に報告を行う。

イ. 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。

なお、大規模災害の発生時は十分に行えない可能性があるため、遺体の搬送等について、県による調整結果に基づき、具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

2. 遺体の処置

- ア. 災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処置を実施する。
- イ. 発見された遺体については、警察官の検視を経て、身分調書を作成したのち処理を行う。
- ウ. 遺体の処置は、市民部環境班が警察官、医師等の協力を得て行う。

3. 遺体の埋葬

市民部環境班は、本部長の指示のもと、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

- ア. 遺体は、原則として火葬により実施する。
- イ. 身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存したうえで、火葬により埋葬を行う。
なお、遺骨及び遺品等を市または寺院等に依頼して保存する。
- ウ. 火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- エ. 遺体の火葬、遺族等に対するひつぎ、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。
- オ. 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

4. 応援要請

市は、遺体の捜索・処置・火葬等について、市のみでは対応できない時は、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア. 捜索・処置・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- イ. 捜索地域
- ウ. 火葬等施設の使用可否
- エ. 必要な搬送車両の数
- オ. 遺体の処置に必要な機材・資材の品目別数量

第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ

実施担当	救援班、本部班、総務班、要員班
計画方針	・災害の発生に際して市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

救援部救援班は、市社会福祉協議会と連携して市災害ボランティアセンターを設置し、県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

また、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

さらに、必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）とも連携し、災害の状況やボランティア活動等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する調整支援の窓口を開設する。

なお、県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターへ委託する場合には、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアの確保

市は、災害等により多数のボランティアが必要となった場合、災害ボランティアセンターのホームページ、SNSを活用してボランティアの活動募集し、活動予約を受け付ける。

(3) 活動拠点の提供

市は、市社会福祉協議会と協議し、市災害ボランティアセンター設置場所の確保に努める。

なお、総合福祉センターに市災害ボランティアセンターを設置する場合は、同センターが避難所の機能を受け持つ施設であることから、必要とするお互いのスペースの調整を図り、ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(4) 情報収集・情報提供

被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

また、県及び市社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ホームページ、SNS等の活用を図る。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 義援金・救援物資の募集

テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(2) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ. 配 分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議のうえ決定する。

(イ) 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(3) 救援物資の受入れ及び配分

救援部救援班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

(イ) 仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容や数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

・救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること

- ・複数の品目を混包しないこと
- ・腐敗する食糧は避けること

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

ウ. 救援物資の搬送

- (ア) 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所へ搬送する。
- (イ) 搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

3. 海外からの支援の受入れ

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 連絡調整

- ア. 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- イ. 海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

- ア. 次のことを確認のうえ、受入準備を行う。
 - (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - (イ) 被災地域のニーズと受入体制
- イ. 海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - (ア) 案内者、通訳等の確保
 - (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第12節 社会秩序の維持

実施担当	情報収集整理班、本部班
計画方針	・災害発生に際して被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、かつ社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

1. 市民への呼びかけ

情報収集部情報収集整理班及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、混乱に乗じた犯罪への注意や根拠の無い噂や誤った情報等に惑わされないこと、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害発生後は犯罪増加の可能性があることから、市民・自治会・自警団及び警察の連携体制を整備する。

2. 警備活動

総合調整部本部班は、香芝警察署等との密接な連絡協力を行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、情報収集部情報収集整理班は、災害広報を通じて、市民に自主防犯の注意、指導を行う。

3. 警戒活動の強化

香芝警察署は、被災地及びその周辺において、独自に、または自主防災組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第13節 愛がん動物の収容対策

実施担当	環境班
計画方針	・災害で被災、放置された愛がん動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、支援を行う。

1. 放浪犬猫の保護収容

災害後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

2. 指定避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

愛がん動物（ペット）は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行うが、避難所の居室スペースには愛がん動物（ペット）の持ち込みは行わず、敷地内に愛がん動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。その際、飼い主は檻や餌などを避難所生活に必要となる物品を持参する。

また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報等を提供する。

3. 愛がん動物飼養者の責務

愛がん動物（ペット）等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

実施担当	本部班
計画方針	・内閣総理大臣より災害緊急事態の布告があつたときは、市民に対し、必要な範囲において、市民生活との関連性が高い物資又は経済上重要な物資をみだりに購入しないことなど、必要な協力に応じられるように関係事項の周知に努めるとともに必要な措置を講ずる。

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成 25 年 6 月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、香芝市の地域に関して災害緊急事態の布告があつた時は、災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようになるため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置のあらまし
1.避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長または消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 2.臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 3.埋葬及び火葬の特例（第 86 条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 4.廃棄物処理の特例（第 86 条の5） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第5章 その他の災害応急対策

項 目	実施担当
第1節 大規模火災対策	関係各部各班
第2節 危険物等災害応急対策	関係各部各班
第3節 突発重大事故災害等応急対策	関係各部各班

第1節 大規模火災対策

実施担当	関係各部各班

計画方針	・市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を実施する。

1. 警戒活動

市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を実施する。

(1) 火災の警戒

ア. 火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認める時は、その状況を「火災気象通報」として直ちに知事に通報する。

知事はその通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報する。

市長がこの通報を受けた時、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当した時は必要により火災警報を発令する。

ウ. 市民への周知

広報車等を利用し、消防団、自主防災組織等の地域住民組織と連携して、市民に警報を周知する。

周知に当たっては要配慮者に配慮する。

(2) 火災通報基準

市域における火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、または特に必要と認める時は、県に即報を行う。

その後判明したものについては、逐次報告する。

ア. 建物火災

(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(イ) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ウ) 大使館・領事館、国指定重要文化財または特定違反対象物の火災

(エ) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(オ) 損害額1億円以上と推定される火災

イ. 林野火災

(ア) 焼損面積 10ha 以上と推定される場合

(イ) 空中消火を要請または実施した場合

(ウ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

ウ. 交通機関の火災

航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの

(ア) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

(イ) トンネル内車両火災

(ウ) 列車火災

エ. その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

2. 応急対策

(1) 市街地火災応急対策

消防機関は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効果的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ア. 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ. 火災防御活動の原則

(ア) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、避難地、避難路の確保等、人命の安全を優先と

した防御活動を行う。

(イ) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御活動を行う。

(ウ) 市街地火災防御優先

大工場、大量危険物貯蔵施設から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地火災防御を優先し市街地に面する部分を鎮圧した後に、部隊を集中して防御活動に当たる。

(エ) 特殊建築物等の重要対象物優先

特殊建築物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建築物等の重要対象物の防護上必要な防御活動を優先する。

ウ. 火災防御活動の区分

(ア) 分散防御活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を消防小隊で防御する。

(イ) 重点防御活動

延焼火災のうち、広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(ウ) 拠点防御活動

広域避難地の安全確保のみを目的とする。

エ. 大規模市街地火災の防御対策

(ア) 消火活動の体制

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

(イ) 延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺地域に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(ウ) 自衛消防組織による消火活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は自発的な初期消火活動を実施するとともに、香芝消防署や香芝警察署等の防災関係機関との連携に努める。

オ. 林野火災の防御対策

(ア) 人命の確保

林野火災発生の情報を得た場合は、地域住民や入山者への周知を行うとともに、必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所を設置し、人命の確保に努める。

(イ) 現地本部の設置

火災規模に応じて現地本部を設置し、迅速かつ的確な防御活動を実施する。

(ウ) 延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺の人家へ火災の危険が及ぶおそれのある場合は、森林の伐採等、延焼防止のための措置を講じる。

(エ) 空中消火の要請

地上からの消火活動が困難な場合は、知事を通じてヘリコプターや航空機による消火活動を要請する。

カ. 高層建築物等火災の防御対策

(ア) 活動期における出動小隊の任務分担

火災の状況に応じて、避難誘導、人命救助、火災警戒区域の設定、消火活動等の任務分担を行い、的確な防御活動を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(イ) 排煙、進入時等における資機材の活用

火災現場に進入する際には、排煙やガス漏れ等に十分に留意するとともに、必要な資機材を活用する。

(ウ) 高層建築物等の防災用設備の活用

消火活動の実施に当たっては、高層建築物等に設置されている消火設備等を活用し、効率的な防御活動を行う。

(エ) 高層建築物における屋上の活用

地上からの活動が困難な場合には、屋上からヘリコプターによる活動が可能かどうか判断したうえで、ヘリコプターによる救助活動や消火活動を行う。

(オ) 浸水、水損防止対策

消火活動は、浸水や水損防止に配慮して実施する。

キ. 広域断水時火災の防御対策

(ア) 消防水利の確保

断水により消火栓が使用できない場合には、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行うとともに、タンク車の優先出動を行い、消防水利を確保する。

(イ) 水利統制

断水時には消防水利の確保が重要となるため、有効かつ的確な水利統制を実施する。また、離れた場所からの取水に対応するため、消防車両の積載ホースの増加等により、中継放水を実施する。

ク. 同時多発火災の防御対策

(ア) 消火活動の体制

出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化、並びに無線統制を行うとともに、消防団と連携し、的確な防御活動を実施する。

(イ) 活動体制の増強

非番署員の非常召集により緊急増強隊を編成するとともに、知事を通じて他の市町村に消防隊の応援要請を行う。

(ウ) 消火設備の確保

火災発生場所の分布状況に応じて、消防車両を的確に配分するとともに、ホース等の消火設備の確保を行う。また、消防車両や消火設備が不足する場合には、知事を通じて他の市町村に応援要請を行う。

(エ) 消防水利の確保

消火栓だけでなく、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行い、消防水利を確保する。

(2) 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、警察との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

ア. 活動の方針

- (ア) 奈良県広域消防組合は、警察と相互に連絡をとり、協力して救出に当たる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に協力を要請する。
- (イ) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、民間業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

イ. 活動の要領

- (ア) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (イ) 被害拡大の防止を実施する。
- (ウ) 傷病者の救出を実施する。
- (エ) 救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (オ) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (カ) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

(3) 消防活動にかかわる応援の要請、受入れ

奈良県広域消防組合で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町村消防機関等の応援を要請する。

ア. 応援の要請

- (ア) 消防相互応援協定に基づく応援要請
火災の拡大が著しく単独では十分に消火活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。
- (イ) 航空消防応援協定に基づく応援協定
大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、知事を通じて応援を要請する。
- (ウ) 知事への応援要請
大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。
- (エ) 消防庁長官の措置による応援体制
大規模火災発生時に、緊急消防隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(オ) 全国消防長会を通じた応援体制

消防組織法第39条に基づく大規模災害消防応援実施計画によって直ちに応援要請を行う。

イ. 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(ア) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

(イ) 応援隊との連絡調整のための連絡担当者を指名する。

(ウ) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

(エ) 必要に応じて警察に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(オ) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(4) 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火、救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、奈良県広域消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物等災害応急対策

実施担当	関係各部各班
計画方針	・奈良県広域消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺の地域住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策

- ア. 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- イ. 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
- （ア）災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- （イ）危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- （ウ）災害状況の把握と状況に応じた作業員、周辺の地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携確立
- ウ. 施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

3. 火薬類災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

4. 放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救

出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。
本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

ア. 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し、必要な措置を講じる。

イ. 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

ウ. 応急対策の内容

(ア) 関係防災機関への通報

(イ) 放射線量の測定

(ウ) 危険区域の設定

(エ) 立入禁止制限及び交通規制

(オ) 危険区域の地域住民の退避措置及び群衆整理

(カ) 被ばく者等の救出救助

(キ) 周辺の地域住民に対する広報

(ク) その他災害の状況に応じた必要な措置

5. 原子力災害応急対策

市は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があったこと、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

(1) 市の活動体制

市長（本部長）は、災害対策本部を設置する。

(2) 県による情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努める。

県が知り得た情報は、防災行政無線等により、市等に速やかに伝達されることになっている。

(3) 災害時の広報・相談活動の実施

ア. 広報活動の実施

市は、県等と連携し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、SNS等を活用し、正確な情報を市民に伝達する。

イ. 相談活動の実施

市は、県等と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(4) 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

市は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、市は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第3節 突発重大事故災害等応急対策

実施担当	関係各部各班
計画方針	・市内において航空機の墜落や鉄道事故等による大規模交通災害等が発生した場合には、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を要請する。

1. 突発重大事故災害等の種類

突発重大事故災害等として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

- ア. 航空機墜落事故
- イ. 旅客列車の衝突転覆事故
- ウ. 大規模な自動車事故
- エ. その他の突発災害

2. 大規模交通災害応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア. 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって、奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を通報する。

イ. 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに事故の概要を直ちに県に報告のうえ、香芝警察署及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア. 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

イ. 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地または適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

ウ. 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難指示または緊急安全確保などの応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、県をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ. 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3. その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編において、大規模火災、大規模交通災害、危険物等災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒や雑踏事故など、不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部、奈良県広域消防組合及び関係機関は、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第5編 災害復旧・復興計画

第5編 災害復旧・復興計画 目次

第1章 被災者の生活の安定.....	1
第1節 罹災証明書等の発行等	1
第2節 被災者の生活確保	4
第2章 被災者の心身のケア	9
第1節 被災者生活再建窓口の開設	9
第2節 被災者健康維持活動	11
第3章 被災者の住まいの再建の支援	13
第1節 被災者生活再建支援金	13
第2節 住宅の確保	15
第4章 まちの復旧及び経済の振興対策.....	16
第1節 公共施設等の復旧	16
第2節 激甚災害の指定	20
第3節 被災中小企業の振興	25
第4節 被災農林業者への融資	26
第5章 災害復旧・復興計画.....	27
第1節 災害復旧・復興方針の策定.....	27
第2節 災害復旧・復興計画の策定.....	29
第6章 特定大規模災害発生時の復興計画	31
第1節 復興対策本部及び復興基本方針等	31
第2節 特定大規模災害発生時における復興計画の作成	33
第3節 復興整備事業における各種特例措置	35

第1章 被災者の生活の安定

項 目	実施担当
第1節 罹災証明書等の発行等	被害調査班
第2節 被災者の生活確保	本部班、総務班、被害調査班、救援班

第1節 罹災証明書等の発行等

実施担当	被害調査班
計画方針	・各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書等の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。

1. 罹災証明書の発行

総務部被害調査班は、被災者から罹災証明書発行の申請があった場合には、次の要領により、罹災証明書を発行する。

また、被害認定調査を行う際は、原則として内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する。

(1) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア. 住 家

(ア) 全壊、全焼、流失

(イ) 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、半焼

(ウ) 床上浸水、床下浸水

イ. 人

(ア) 死 亡

(イ) 行方不明

(ウ) 負 傷

なお、被災者は、罹災証明書の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

総務部被害調査班は、申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、罹災台帳を修正する。

(2) 罹災台帳の作成

家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について罹災台帳を作成し、下記の調査結果に基づき、必要事項を記入する。

- ア. 情報収集部情報収集整理班が収集した人的被害の状況
- イ. 総務部被害調査班が実施した住家の被害状況調査の結果
- ウ. 建設部調査復旧班が実施した民間建築物の応急危険度判定の結果

(3) 罹災証明書の発行手続き

ア. 罹災証明書発行申請に対して、罹災台帳により確認のうえ、遅滞なく発行するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

ただし、火災による罹災証明書は、消防部が発行する。

イ. 罹災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、罹災届出証明書を発行する。

この場合、その後の調査によって確認した場合は、罹災証明書に切り替え発行する。

※罹災届出証明書は、罹災の状況について、その確認が困難な場合において、罹災の届出があったことを証明する。

ウ. 被災住家の罹災証明書の発行は、原則として1世帯あたり1枚とする。

なお、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

(4) 証明手数料

罹災証明書の発行については、証明手数料は徴収しない。

(5) 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により、被災者への周知を図る。

- ア. 調査の進捗状況
- イ. 罹災証明書の内容
- ウ. 調査に不服のあるときの申請方法
- エ. 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

2. 被災証明書の発行

総務部被害調査班は、罹災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明書の交付申請があった場合、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

※被災証明書は、住家、住家以外の家財、車、店舗、工場等が被災した事実を証明する。（人、土地等は対象外）

3. 被災者台帳の作成

総務部被害調査班は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討する。

被災者台帳の作成は、総務部被害調査班が関係各部各班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項 目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	市民部市民班
付加すべき資料	指定緊急避難場所・指定避難所の収容者名簿	救援部救援班 避難部避難所班
	医療救護班の診療記録	救援部救援班
	助産台帳	救援部救援班
	罹災台帳	総務部被害調査班
	行方不明者名簿	情報収集部情報收集整理班
	遺体処理台帳	市民部環境班
	埋葬台帳	市民部環境班
	火災証明発行台帳	消防部

<資料編>

資料 10-2 罹災証明書

資料 10-3 罹災届出証明書

資料 10-4 被災証明書

第2節 被災者の生活確保

実施担当	本部班、総務班、被害調査班、救援班
計画方針	・被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努める。 ・被災者の被害の程度に応じ、市税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1. 雇用対策

(1) 事業者への雇用維持の要請

市は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うに当たっては、市内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り市内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、市内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

(2) 職業のあっせん等の要請

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（職業対策課）に対し、以下の事項の実施について要請する。

ア. 災害による離職者の把握

イ. 求人開拓による就職先の確保

ウ. 広域的な職業紹介による就職機会の提供

エ. 早期再就職を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク大和高田）に被災者のための臨時職業相談窓口の設置

オ. 離職者の再就職促進のための就職説明会等の開催

奈良労働局は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所（ハローワーク大和高田）を通じて、速やかにあっせんを行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（罹災証明書等）により、失業の認定を行い、給付を行う。

(3) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止または廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

2. 災害弔慰金等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例に定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に、市長がその遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

自然災害により精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対し、市長が災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い、または家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として、市長が災害援護資金の貸付を行う。

3. 災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅の建設、購入または補修に必要な資金の貸付が行われる。

4. 生活福祉資金

低所得者世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められるものをいう）であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な

者に対して貸付を行う。

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

※生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）

5. 母子・父子・寡婦福祉資金

配偶者のない女子・男子であって、現に未成年者（20歳未満の児童）を扶養している者、またはかつて母子家庭及び父子家庭であった者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者または寡婦の福祉を増進するために活用する場合に対して、県が貸付ける。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

※「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）

6. 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を備えた被災者に対して、災害救助法が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて範囲内で支給する。

※「生活保護法」（昭和25年法律第144号）

7. 義援金品の配分

災害の発生に伴い、市民、他府県市町村等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会を設置し、その事務局を担当する。

（1）義援金の配分

市は、義援金配分委員会で定めた配分方法や伝達方法に基づき、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

なお、市が独自に募集した義援金の配分については、市が定めるところにより行う。

(2) 義援品の配分

ボランティア等の協力を得て、要配慮者を優先して配分する。

(3) 義援品の保管

義援品の保管については、配分が完了するまで公共施設に一時保管場所を確保する。

8. 郵便事業の特例措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

9. 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または香芝市税条例により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月を越えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、または早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

10. その他の減免等

- ア. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予
- イ. 国民年金保険料の免除
- ウ. 保育所・幼稚園保育料の減免
- エ. JR運賃の減免
- オ. 学校給食費の減免
- カ. し尿汲取り料の減免
- キ. 上下水道料金の減免
- ク. 介護保険料の減免及び徴収猶予
- ケ. 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予
- コ. 定期予防接種料金の免除

第2章 被災者の心身のケア

項 目	実施担当
第1節 被災者生活再建窓口の開設	本部班
第2節 被災者健康維持活動	救援班

第1節 被災者生活再建窓口の開設

実施担当	本部班
計画方針	・被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

1. 生活相談体制の整備

災害により被害を受けた市民が、生活の再建ができるように各種生活相談に応じるため、相談窓口を設置するとともに、速やかに事務処理が行える体制を整えるように努める。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、迅速で的確な対応に努める。

(2) 相談内容

- ア. 行方不明者の搜索等に関すること。
- イ. 被災住宅の修理及び仮設住宅のあっせんに関すること。
- ウ. 建物被害判定、罹災証明書等の発行に関すること。
- エ. ライフラインの復旧に関すること。
- オ. 各種法律相談に関すること。
- カ. 税等に関すること。
- キ. 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ク. 義援金品の支給に関すること。
- ケ. 要配慮者等の福祉に関すること。
- コ. その他、生活再建に必要な事項に関すること。

(3) 相談スタッフの充実

ア. 相談内容に的確に対応するため、市以外の関係機関と連携するとともに、民間の専門スタッフの協力を得るように努める。

イ. 相談体制の充実を図るため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

第2節 被災者健康維持活動

実施担当	救援班
計画方針	・被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、医師会等関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

被災者の健康維持等を図るための巡回相談等の実施においては、以下に示す事項について、県や関係機関と協力して行う。

ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康チェック等を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ. 被災者の栄養状況を把握し、食生活に関するボランティア等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。

ウ. 高度医療を要する在宅療養者を把握し、医師と連携しながら適切な指導を行う。

2. メンタルケアの充実

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)や生活の激変による依存症等、被災者は様々な精神症状に陥ることがある。

これらの症状には、個別的な対応を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

ア. 精神科医、保健師、臨床心理士等による巡回相談

イ. 総合福祉センターにおける精神保健福祉相談及び保健センターにおける心の健康相談

ウ. 小・中学校での児童カウンセリングの実施

エ. 広報紙及びSNSによる情報提供

3. 女性のための相談窓口の設置

災害によって生じた夫婦、親子関係、指定避難所等における女性の悩みについて、女性専門相談員による相談窓口を設置し、活動を実施する。

ア. 電話相談、面接相談

イ. 心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談

ウ. 法律相談

第3章 被災者の住まいの再建の支援

項 目	実施担当
第1節 被災者生活再建支援金	本部班、総務班、被害調査班
第2節 住宅の確保	調査復旧班

第1節 被災者生活再建支援金

実施担当	本部班、総務班、被害調査班

計画方針	・被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。 ・被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

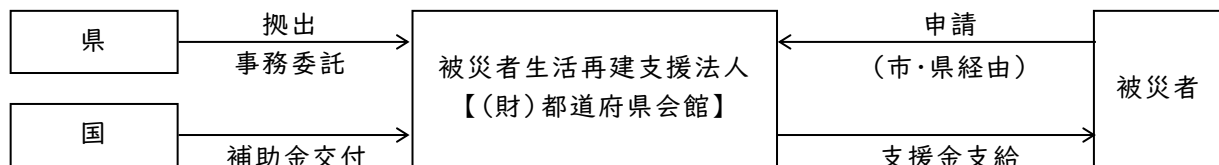
1. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支給する。

■支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



（所管・内閣府）（支援金の1/2）

第5編 災害復旧・復興計画

第3章 被災者の住まいの再建の支援 第1節 被災者生活再建支援金

<資料編>

資料10-1 被災者生活再建支援制度の概要

第2節 住宅の確保

実施担当	調査復旧班
計画方針	・県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等への特別入居等を行う。 ・復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

1. 公営住宅の確保

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整のうえ、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

2. 住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づいて行う、住宅の建設資金または補修資金の融資を受けることができる。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

3. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

第4章 まちの復旧及び経済の振興対策

項 目	実施担当
第1節 公共施設等の復旧	関係各部各班
第2節 激甚災害の指定	本部班
第3節 被災中小企業の振興	市民班、総務班
第4節 被災農林業者への融資	調査復旧班、総務班

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。

市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

なお、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておく。災害対策用予算措置、支出命令及び収入手続については、市本部の各組織が行うものとし、緊急対応として、一者随意契約及び請書のみによる対応も可とするほか、平常時の契約事務に関するものは、入札の延期、契約決定の延期及び契約解除により対応する。

第1節 公共施設等の復旧

実施担当	関係各部各班

計画方針	・災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施する。

1. 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

その際は、県と十分協議し、計画の樹立に努めるとともに、国または県が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2. 災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりであり、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の復旧事業計画を作成する。

ア. 公共土木施設災害復旧事業（関係省庁：国土交通省、農林水産省）

- （ア）河川災害復旧事業
- （イ）砂防施設災害復旧事業
- （ウ）治山施設災害復旧事業
- （エ）道路災害復旧事業
- （オ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- （カ）下水道災害復旧事業
- （キ）公園災害復旧事業

イ. 農林水産共同利用施設災害復旧事業（関係省庁：農林水産省）

ウ. 文教施設等災害復旧事業（関係省庁：文部科学省）

- （ア）公立学校施設災害復旧事業
- （イ）その他（文化財等）

エ. 厚生施設等災害復旧事業（関係省庁：厚生労働省）

- （ア）社会福祉施設等災害復旧事業
- （イ）環境衛生施設等災害復旧事業
- （ウ）医療施設災害復旧事業
- （エ）その他（上水道施設、感染症指定医療機関）

オ. その他の施設に係る災害復旧事業（関係省庁：国土交通省）

- （ア）都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）
- （イ）公営住宅災害復旧事業
- （ウ）鉄道災害復旧事業

3. 災害復旧に係る財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

■災害復旧事業財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法第3条	激甚災害法第3条第1 項

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条第1項
農林水産共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚災害法第6条
都市施設災害復旧事業（街路、公園、公共下水道、都市下水路）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害法第3条第1項
生活保護法により設置された保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上 第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	予算補助	同上 第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条第1項
身体障がい者更生援護施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法第37条、第37条の2	同上 第3条第1項
知的障がい者援護施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法第25条、第26条	同上 第3条第1項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症予防法第61条、第62条	同上 第3条第1項
感染症予防事業	同上	同上 第3条第1項
医療施設等災害復旧事業	予算補助	予算補助
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚災害法第3条第1項
湛水排除事業	—	同上 第3条第1項
天災融資制度	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚災害法第8条第1項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	激甚災害法第12条
小規模企業者等施設導入資金助成法による貸付金	—	同上 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条
中小企業者に対する資金の融通	—	同上 第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条
水防資材費	水防法第44条	同上 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上 第22条

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同上 第23条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害等廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第2節 激甚災害の指定

実施担当	本部班
計画方針	・激甚災害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する。

1. 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、市では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

なお、市職員は激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

2. 特別財政援助の交付手続き

市は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

3. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設災害関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設等災害復旧事業
- ク. 身体障がい者更生援護施設等災害復旧事業
- ケ. 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ. 婦人保護施設等災害復旧事業

- サ. 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ. 感染症予防事業
- ス. 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ. 湛水排除事業

(2) 農林業に関する特別の助成

- ア. 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ. 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ. 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ. 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
- キ. 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ. 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ. 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ. 水防資材費の補助の特例
- カ. 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク. 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

■ 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(3条~4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額>全国標準税収入×0.5% B 基準 査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県分の査定見込額>当該都道府県標準税収入×25% または (2)都道府県内市町村分の査定見込額 >都道府県内市町村の標準税収入額×5%

適用すべき措置	指 定 基 準
法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県内査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% または (2)都道府県内査定見込額>10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の1または2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県林業被害見込額 >当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2)都道府県林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% または >1,400億円

適用すべき措置	指 定 基 準
法第16条 公立社会教育施設 災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害 復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症 予防事業に関する 負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 罹災者公営住宅建 設事業に対する補助 の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域減失住宅戸数 $\geq 4,000$ 戸 B 基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域減失住宅戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域減失住宅戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq 20\%$
法第24条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政 需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚 法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置 が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生都度の被害の実情に応じて個別に考慮される。

■局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章 (第3条～4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別財政援助	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である 場合を除く。 または、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる 場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費 の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 または

適用すべき措置	指 定 基 準
	当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第 11 条の2 森林災害復旧事業 に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険 法による災害関係保 証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政 需要額への参入等	法第 2 章または 5 条の措置が適用される場合適用

第3節 被災中小企業の振興

実施担当	市民班、総務班
計画方針	・被災した中小企業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1. 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われる。

市は、これらの融資制度を中小企業に周知するとともに、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2. 中小企業支援対策

- ア. 被害を受けた事業者を対象として、窓口相談や巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談の受付及びニーズの把握を行う。
- イ. 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

第4節 被災農林業者への融資

実施担当	調査復旧班、総務班
計画方針	・被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が、迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1. 農林業復興資金

災害により、農林業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に低利の資金を融資することにより、その経営を維持安定させることを目的として、天災融資制度、日本政策金融公庫の制度金融による救済措置が講じられる。

市は、これらの制度について、農林業関係者に周知徹底を図る。

ア. 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

イ. 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

（ア）農林漁業施設資金（災害復旧）

（イ）農林漁業セーフティネット資金

（ウ）農業基盤整備資金（災害復旧）

（エ）林業基盤整備資金

第5章 災害復旧・復興計画

項 目	実施担当
第1節 災害復旧・復興方針の策定	本部班、情報収集整理班
第2節 災害復旧・復興計画の策定	本部班、情報収集整理班

総合調整部本部班は、被災地の復旧・復興に向けて、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

なお、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整は、情報収集部情報収集整理班が行う。

第1節 災害復旧・復興方針の策定

実施担当	本部班、情報収集整理班
計画方針	・災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国や県、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて関係機関の代表者により構成する復興計画策定委員会を設置し、災害復興の基本方針を策定する。

その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れる。

また、基本方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。

2. 市民の合意形成

市は、被災地域の復旧・復興の主体は、その地域の市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、市民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から、事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、市民の参加・協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

3. 技術的・財政的支援

県は、市が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るとともに、復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について検討する。

市は、県に対し、必要に応じて、情報提供、技術的・財政的支援の要請を行う。

第2節 災害復旧・復興計画の策定

実施担当	本部班、情報収集整理班
計画方針	・被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。 ・その際は、障がい者、高齢者、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努める。

1. 災害復旧・復興計画の策定

市は、生活及び事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、県と連携を図りながら、災害復旧・復興の基本方針を踏まえ、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

(1) 災害復旧・復興計画の基本的方向

- ア. 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤等の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、災害復旧・復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- イ. 災害復旧・復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携等の体制整備を行う。
- ウ. 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(2) 災害復旧・復興計画に定める事項

- ア. 市街地復興に関する計画
- イ. 住宅復興に関する計画
- ウ. 産業復興に関する計画
- エ. 生活復興に関する計画
- オ. 上記各計画の事業手法、財源の確保、推進体制に係る事項

2. 復旧・復興対策体制の整備

市は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県と連携して、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

なお、市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

ア. 復旧・復興計画の策定

イ. 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達

ウ. 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請

エ. 県の設立する復興基金への協力

オ. 復旧・復興計画の実行及び進捗管理

カ. 被災者の生活再建の支援

キ. 相談窓口等の運営

ク. 民心安定上必要な広報

ケ. その他の復旧・復興対策

第6章 特定大規模災害発生時の復興計画

実施担当	関係各部各班
計画方針	・特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

第1節 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における、復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第4条から第9条について整理し以下に示す。

1. 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長または優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア. 復興基本方針案の作成
- イ. 関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
- ウ. 復興基本方針に基づく施策の実施の推進
- エ. その他法令の規定によりその権限に属する事務

2. 復興基本方針等

(1) 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

- ア. 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- イ. 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ウ. 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ. 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担

及び相互の連携協力の確保に関する事項

オ.その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(2) 都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

ア.特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

イ.特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針

ウ.当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ.その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2節 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

1. 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

- ア. 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域
- イ. 特定大規模災害の影響により多数の市民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域（アに掲げる地域を除く。）
- ウ. イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- エ. その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2. 復興計画の作成

(1) 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、または特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ア. 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- イ. 復興計画の目標
- ウ. 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ. 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - ・市街地開発事業
 - ・土地改良事業
 - ・復興一体事業
 - ・集団移転促進事業

- ・住宅地区改良事業
 - ・都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - ・小規模団地住宅施設整備事業
 - ・保安施設事業
 - ・液状化対策事業
 - ・造成宅地滑動崩落対策事業
 - ・地籍調査事業
 - ・その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- オ.復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業または事務に関する事項
- カ.復興計画の期間
- キ.その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(2)復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

復興協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ア.特定被災市町村の長
- イ.特定被災都道府県の知事

また、必要に応じて、次に掲げる者を復興協議会の構成員として加えることができる。

- ア.国の関係行政機関の長
- イ.その他特定被災市町村等が必要と認める者

(3)復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ア.復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- イ.復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- ウ.復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- エ.ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第3節 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

- 【 土地利用基本計画の変更等に関する特例 】(第12条)
 - ・土地利用計画の変更
 - ・都市計画区域の指定、変更または廃止
 - ・都市計画の決定または変更
 - ・農業振興地域の変更
 - ・農用地利用計画の変更
 - ・地域森林計画区域の変更
 - ・保安林の指定または解除
- 【 復興整備事業に係る許認可等の特例 】(第13条)
- 【 土地区画整理事業等の特例 】(第15条)
- 【 土地改良事業の特例 】(第16条)
- 【 集団移転促進事業の特例 】(第17条)
- 【 住宅地区改良事業の特例 】(第18条)
- 【 地籍調査事業の特例 】(第20条)
- 【 不動産登記法の特例 】(第36条)
- 【 独立行政法人都市再生機構法の特例 】(第37条)
- 【 農業振興地域の整備に関する法律の特例 】(第38条)
- 【 都市計画法の特例 】(第42条)
- 【 砂防法の特例 】(第44条)
- 【 道路法の特例 】(第46条)
- 【 地すべり等防止法の特例 】(第49条)
- 【 下水道法の特例 】(第50条)
- 【 河川法の特例 】(第51条)
- 【 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例 】(第52条)

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次

第1章 総 則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	1
第2章 南海トラフ地震臨時情報	2
第1節 南海トラフ地震に関連する情報	2
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	5
第3章 関係者との連携協力の確保	7
第1節 資機材、人員等の配備手配	7
第2節 他機関に対する応援要請	7
第3節 帰宅困難者への対応	7
第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	8
第1節 避難指示の発令基準	8
第2節 避難対策等	8
第3節 消防機関等の活動	8
第4節 ライフライン関係	8
第5節 交通関係	9
第6節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	9
第7節 迅速な救助	9
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
第6章 防災訓練計画	11
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	12

第 1 章 総 則

南海トラフ地震に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、市民、地域、防災関係機関がとるべき基本的事項を定める。

実施担当	各部各班

第 1 節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「香芝市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第 1 編第 6 節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を準用する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の地震活動により、復旧を遅らせたという事実もある。

このため、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合を想定し、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

実施担当	各部各班

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりを知らせるために、南海トラフ地震防災対策推進地域に次の情報を発表する。

なお、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域には指定されていない。）

1. 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合 ・想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべり等を発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合 ※：監視領域内：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に

関する評価検討会（以降、「評価検討会」という。）における評価を踏まえ、以下のいずれかの情報が発表される。

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	・評価検討会において、「南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生した」と評価された場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	・評価検討会において、「監視領域内において、マグニチュード7.0以上8.0未満の地震が発生した」と評価された場合（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く） ・評価検討会において、「想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生した」と評価された場合 ※：監視領域内：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	・評価検討会において、巨大地震警戒・巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

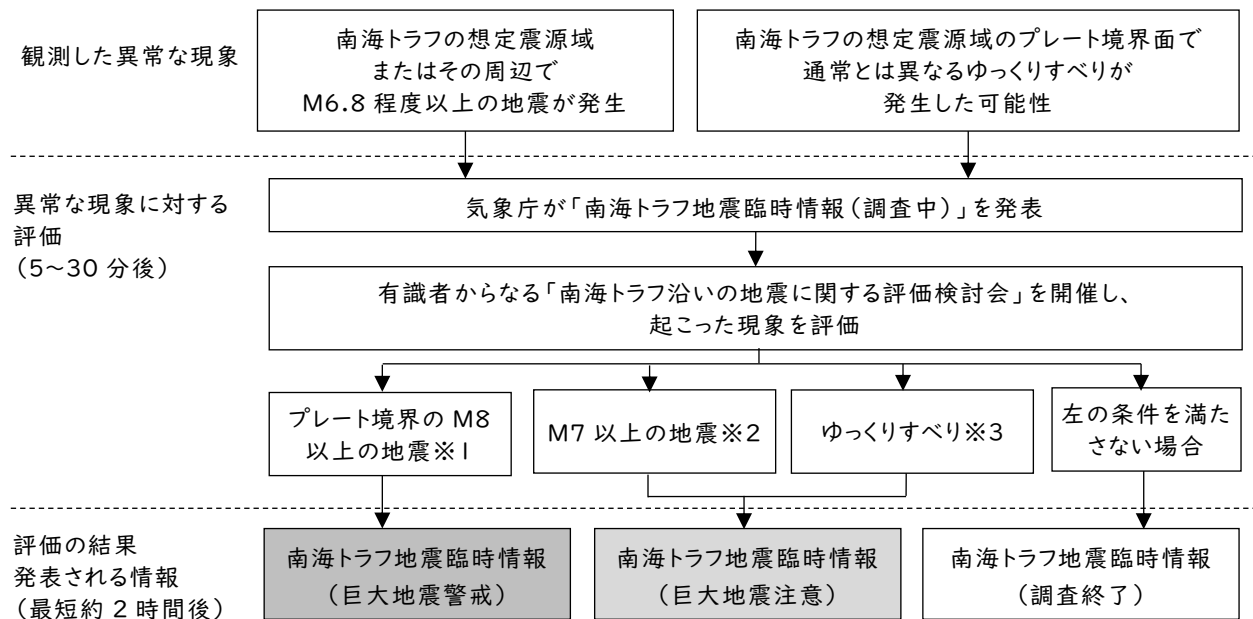
2. 南海トラフ地震関連解説情報

気象庁は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、または評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）に南海トラフ地震関連解説情報を発表する。

なお、すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

3. 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

気象庁が異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：気象庁「南海トラフ地震臨時情報等の提供開始について」（令和元年 5 月 31 日）

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 地震の時間差発生等への対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表条件となる地震または現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以降、「後発地震」という。）は、最初の地震発生直後ほど発生の可能性が高く、時間とともに減少する。

市は、気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

また、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備するとともに、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

2. 必要な体制の確保

気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知その他必要な措置を行うものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制は、「防災計画 第3編地震災害応急対策計画 第1章 災害対策のための体制の確立 第2節 組織体制、第3節 動員体制」を準用する。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

（1）注意喚起

ア. 日頃からの地震の備えの再確認

（ア）家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

（イ）避難場所・避難経路の確認

（ウ）家族等との安否確認手段の取り決め

（エ）家庭等における備蓄の確認

※臨時情報発表時に、市民があわててこれらの行動をとることがないように、機会を捉えて周知し、必要な対策の実施を促す。

イ. できるだけ安全な防災行動をとる

（ア）高いところに物を置かない

（イ）屋内のできるだけ安全な場所で生活（できるだけ安全な部屋で就寝する等）

(ウ) すぐに避難できる準備

(エ) 危険なところにできるだけ近づかない

ウ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 警戒・注意する期間

後発地震に対して警戒する期間は、対象地震発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正午までの期間）とする。

1週間経過後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除し、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正午までの期間）注意する措置をとる。

それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する。

4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

(1) 注意喚起

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）と同内容とする。

(2) 注意する期間

後発地震に対して警戒する期間は、対象地震発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正午までの期間）とする。

または、対象の現象が収まってから、対象の現象が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間とする。

それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する。

5. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、災害警戒体制（警戒配備）を解散する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

実施担当	本部班、要員班、上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班

物資等の調達手配、人員の配置、災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ、第3章 応急復旧期の活動 第1節 緊急物資の供給」を準用する。

第2節 他機関に対する応援要請

実施担当	本部班、要員班

他機関に対する応援要請については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ、第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

実施担当	情報収集整理班、救援班、市民班、避難所班

帰宅困難者への対応については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第16節 帰宅困難者対策」を準用する。

第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 避難指示の発令基準

実施担当	本部班

避難指示の発令基準については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第5節 避難誘導 1. 避難指示」を準用する。

第2節 避難対策等

実施担当	関係各部各班

避難対策等については「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第6節 要配慮者の支援、第7節 指定避難所の開設・運営、第3章 応急復旧期の活動 第1節 緊急物資の供給」を準用する。

第3節 消防機関等の活動

実施担当	消防部

消防機関等の活動については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ 2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ、第2章 災害発生時等の活動 第17節 大規模消火対策」を準用する。

第4節 ライフライン関係

実施担当	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班、関係事業者

上水道施設、下水道施設、電力施設、ガス施設、電気通信施設については、「防災計画 第3

編 地震災害応急対策計画 第3章 応急復旧期の活動 第3節 ライフラインの確保」を準用する。

第5節 交通関係

実施担当	調査復旧班、施設管理者

道路施設、鉄道施設については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第3章 応急復旧期の活動 第4節 交通の機能確保 2.各施設管理者における復旧」を準用する。

第6節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

実施担当	関係各部各班

不特定かつ多数の者が出入りする施設の措置及び災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置等については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第18節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策」を準用する。

第7節 迅速な救助

実施担当	消防部

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制、緊急消防援助隊の人命救助活動等支援体制の整備、実動部隊の救助活動における連携の推進、消防団の充実については、「防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第4節 消防・救助・救急体制の整備、第3章 地域防災力の向上 第4節 支援・受援体制の整備」、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ 1.応援の要請、2.消防活動に係る応援の要請・受入れ」を準用する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画

実施担当	関係各部各課

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、「防災計画 第 2 編 災害予防計画 第 1 章 災害に強いまちづくり 第 8 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進」を準用する。

第6章 防災訓練計画

実施担当	各部各課

防災訓練計画については、「防災計画 第 2 編災害予防計画 第 3 章 地域防災力の向上
第 1 節 防災意識の高揚 2.防災訓練・防災教育」を準用する。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	各部各課

地域住民等に対する教育、市職員に対する教育は、「防災計画 第 2 編 災害予防計画 第 3 章 地域防災力の向上 第 1 節 防災意識の高揚 1. 防災知識の普及啓発、2. 防災訓練・防災教育」を準用する。

また、災害時の広報及び広聴は、「防災計画 第 3 編 地震災害応急対策計画 第 2 章 災害発生時等の活動 第 2 節 災害広報・広聴対策」を準用する。

香芝市地域防災計画

資料編

令和7年1月修正

香芝市防災会議

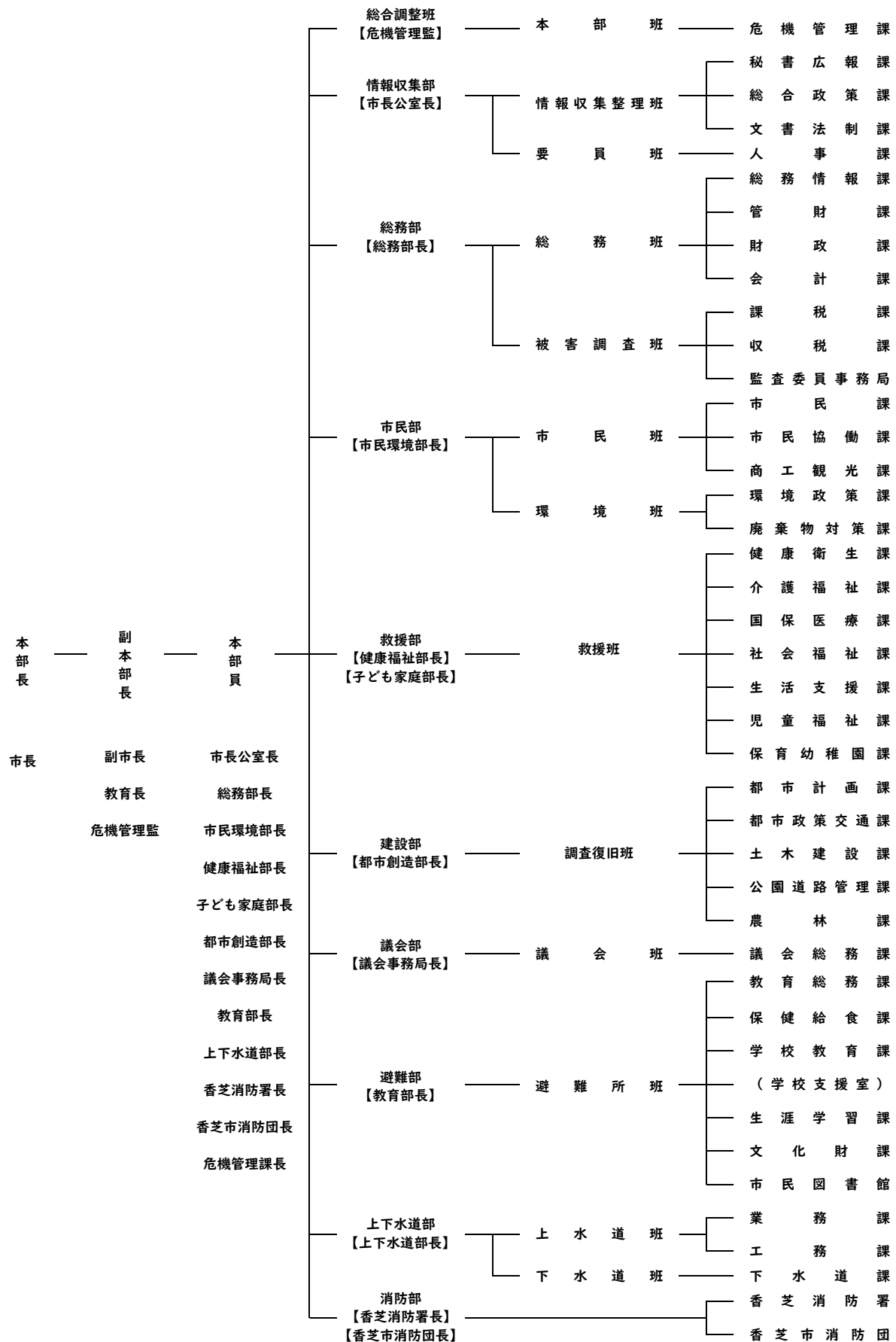
資料編

1 災害対策本部関係	1
1-1 香芝市災害対策本部組織表	1
1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表	2
1-3 香芝市災害対策本部動員表(地震、風水害)	6
2 消防関係	8
2-1 危険物施設一覧	8
2-2 消防団数	8
2-3 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防車両配置状況	9
2-4 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防主力機械・特殊資機材	9
3 被害状況関係	10
3-1 応急被災状況報告書	10
3-2 被害状況調査書	11
3-3 被害状況調査報告書	14
3-4 災害概況即報(第4号様式(その1))	20
3-5 被害状況即報(第4号様式(その2))	22
3-6 災害年報(第3号様式)	24
3-7 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	26
4 輸送関係	30
4-1 緊急通行車両等事前届出書	30
4-2 緊急通行車両等確認申出書	31
4-3 標章及び緊急通行車両確認証明書	32
4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場	33
5 災害注意施設関係	34
5-1 医療機関名一覧	34
5-2 指定文化財一覧	36
6 飲料水・食料・生活必需品関係	41
6-1 応急給水用機械器具及び水道事業防災機器施設等保有状況	41
6-2 災害用備蓄物資一覧	42
7 災害時応援関係	45
7-1 災害時応援協定締結一覧	45
7-2 公用令書	51
8 避難関係	54
8-1 一時避難地一覧	54
8-2 指定緊急避難場所一覧	55
8-3 指定一般避難所一覧	56
8-4 指定福祉避難所一覧	56

8-5 都市公園等の整備	58
9 自衛隊派遣依頼関係	61
9-1 自衛隊派遣依頼書及び撤収依頼書	61
10 被災者支援関係	63
10-1 被災者生活再建支援制度の概要	63
10-2 罹災証明書	66
10-3 罹災届出証明書	72
10-4 被災証明書	73
10-5 被災者台帳	74
10-6 避難行動要支援者名簿	80
11 自然条件・災害履歴	84
11-1 奈良県の被害地震	84
11-2 市における近年の風水害	85
12 危険箇所関係	86
12-1 各河川の洪水浸水想定区域図	86
(1) 葛下川洪水浸水想定区域図(全体図)	86
(2) 原川洪水浸水想定区域図	87
(3) 尼寺川洪水浸水想定区域図	88
(4) 平野川洪水浸水想定区域図	89
(5) 竹田川洪水浸水想定区域図	90
(6) すがる川洪水浸水想定区域図	91
(7) 鳥居川洪水浸水想定区域図	92
(8) 初田川洪水浸水想定区域図	93
(9) 熊谷川洪水浸水想定区域図	94
(10) 滝川洪水浸水想定区域図	95
(11) 岩谷川洪水浸水想定区域図	96
12-2 土砂災害警戒区域	97
12-3 山地災害危険地区	104
12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧	105
12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧	113
参考	114
1. 香芝市防災会議条例	114
2. 香芝市災害対策本部条例	117
3. 災害対策基本法(抄)	118

Ⅰ 災害対策本部関係

Ⅰ-Ⅰ 香芝市災害対策本部組織表



1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
総合調整部	本部班 (危機管理課)	1. 本部の設置・運営及び庶務並びに総合企画に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 4. 各部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 5. 国及び県への連絡・報告に関すること。 6. 自衛隊及び関係機関等への応援要請に関すること。 7. 臨時ヘリポートの開設に関すること。 8. 避難情報の発令に関すること。 9. 災害救助法、激甚災害等の適用手続に関すること。 10. 情報網の確保及び通信機器の管理に関すること。 11. 支援・受援体制の整備に関すること。 12. 被災者の生活確保、再建支援等に関すること。 13. その他各部に属さない事務の調整に関すること。
情報収集部 (市長公室)	情報収集整理班 (秘書広報課) (総合政策課) (文書法制課)	1. 被害情報、災害情報及び気象情報の収集及び集約に関すること。 2. 各部、各機関から収集、集約した情報の伝達に関すること。 3. 災害広報の伝達及び広聴活動に関すること。 4. 被害状況の記録に関すること。 5. 総合調整部本部班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	要員班 (人事課)	1. 被災職員の調査(安否確認)に関すること。 2. 各部間の応援動員及び人員調整に関すること。 3. 職員の食糧の確保及び配給に関すること。 4. 職員及び派遣職員の宿舍、給与に関すること。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
総務部 (総務部)	総務班 (総務情報課) (管財課) (財政課) (会計課)	1. 来庁者等の安全確保に関すること。 2. 災害に関する財政・出納等に関すること。 3. 市有施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4. 公用車両の確保及び配車に関すること。 5. 義援金の受領・管理及び配布に関すること。 6. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	被害調査班 (課税課) (収税課) (監査委員事務局)	1. 一般民家の被害状況の調査、収集及び報告に関すること。 2. 罹災証明等の発行及び被災者台帳の作成に関すること。 3. 交通機関の被害調査に関すること。 4. 市税の減免等の生活相談に関すること。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
市民部 (市民環境部)	市民班 (市民課) (市民協働課) (商工観光課)	1. 応急食糧の調達、配給に関すること。 2. 炊き出し協力要請に関すること。 3. 商工業の被害調査及び復旧に関すること。 4. 災害に関する香芝市商工会との連絡調整に関すること。 5. 災害に関するシルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6. 災害に関する文化施設の指定管理者との連絡調整に関すること。 7. 災害に関する自治会との連絡調整に関すること。 8. 観光客の支援に関すること。 9. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	環境班 (環境政策課) (廃棄物対策課)	1. 臨時ゴミ収集に関すること。 2. 臨時し尿収集に関すること。 3. 遺体の収容・埋火葬に関すること。 4. 災害に関する香芝・王寺環境施設組合との連絡調整に関すること。 5. 愛がん動物の収容対策に関すること。 6. 災害廃棄物の処理対策に関すること。 7. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
救援部 (健康福祉部) (子ども家庭部)	救援班 (健康衛生課) (介護福祉課) (国保医療課) (社会福祉課) (生活支援課) (児童福祉課) (保育幼稚園課)	1. 救援物資等の輸送に関する事。 2. 救援物資の受入配分並びに管理に関する事。 3. 被服、寝具その他生活必需品の調達、配給に関する事。 4. ボランティアの受入体制の確立に関する事。 5. 防疫活動に関する事。 6. 医療・助産活動に関する事。 7. 医薬品等の確保に関する事。 8. 医療機関、医師会等との連絡調整に関する事。 9. 医療救護所の設置・運営に関する事。 10. 医療救護班の編成及び出動計画に関する事。 11. 避難行動要支援者(要配慮者)の被災情報等の収集、避難等の支援に関する事。 12. 帰宅困難者の支援に関する事。 13. 被災者の健康管理に関する事。 14. 飲料水及び食品の衛生管理に関する事。 15. 災害に関する社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 16. 災害弔慰金の支給等に関する事。 17. 保育・教育にかかる指定管理者及び民間事業者の安全・安否確認、被害状況の調査に関する事。 18. 児童福祉施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 19. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
建設部 (市民環境部) (都市創造部)	調査復旧班 (都市計画課) (都市政策交通課) (土木建設課) (公園道路管理課) (農林課)	1. 緊急輸送道路の被害状況調査及び復旧に関する事。 2. 道路交通情報の収集に関する事。 3. 交通規制の実施に関する事。 4. 被災建築物応急危険判定に関する事。 5. 被災宅地危険度判定に関する事。 6. 道路、河川、橋りょう、公園等、公共施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 7. 農林業の被害調査及び復旧に関する事。 8. 災害用資機材の確保及び輸送に関する事。 9. 被害(復旧)状況の記録に関する事。 10. 住宅内の障害物の除去に関する事。 11. 応急仮設住宅の建設に関する事。 12. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
議会部 (議会事務局)	議会班 (議会総務課)	1. 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関する事。 2. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
避難部 (教育部)	避難所班 (教育総務課) (保健給食課) (学校教育課) (学校支援室) (生涯学習課) (文化財課) (市民図書館)	1. 園児・児童・生徒の安全・安否確認、健康管理に関する事。 2. 学校教育施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 3. 社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 4. 教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6. ボランティア活動の支援に関する事。 7. 被災学校における授業の応急措置に関する事。 8. 災害に関する体育施設の指定管理者との連絡調整に関する事。 9. 文化財及び所管施設の被害状況調査及び県との調整に関する事。 10. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。 11. 学校教育施設内における児童福祉施設の被害状況調査に関する事。
上下水道部 (上下水道部)	上水道班 (業務課) (工務課)	1. 上水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。 2. 飲料水の供給に関する事。 3. 水質検査に関する事。 4. 県水道局等との連絡調整に関する事。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
	下水道班 (下水道課)	1. 下水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。 2. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
消防部 (香芝消防署) (香芝市消防団)		1. 水・火災、その他災害処理、救出・救助活動に関する事。 2. 奈良県広域消防組合との連絡に関する事。 3. 職員及び団員の動員に関する事。 4. 避難者の誘導に関する事。 5. 火災による被災証明書の発行に関する事。 6. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

※ 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長(市長)の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長(消防長)の指揮命令の下で、災害に対処する。

1-3 香芝市災害対策本部動員表（地震、風水害）

香芝市災害対策本部動員表（地震）

部	班	課	災害警戒体制	災害対策本部		
			警戒配備	1号動員	2号動員	
			震度4	震度5弱	震度5強	
総合調整部	本部班	危機管理課	100%	100%	100%（自主参集）	
情報収集部	情報収集 整理班	秘書広報課	主幹級以上	50%		
		総合政策課				
		文書法制課				
要員班	人事課					
総務部	総務班	総務情報課	部長級以上			
		管財課				
		財政課				
		会計課				
	被害調査班	課税課				
		収税課				
監査委員事務局						
市民部	市民班	市民課	主幹級以上			
		市民協働課				
		商工観光課				
	環境班	環境政策課	部長級以上			
廃棄物対策課						
救援部		救援班				健康衛生課
	介護福祉課					
	国保医療課					
	社会福祉課					
	生活支援課					
	児童福祉課					
	保育幼稚園課					
	建設部					調査復旧班
都市政策交通課						
土木建設課						
公園道路管理課						
農林課						
議会部	議会班	議会総務課				部長級以上
避難部	避難所班	教育総務課				
		保健給食課				
		学校教育課				
		（学校支援室）				
		生涯学習課				
		文化財課				
		市民図書館				
		上下水道部				
工務課						
下水道班	下水道課					
消防部		香芝消防署	担当課長			
		香芝市消防団	団 長		100%	

注）幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く

＊ 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長（市長）の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長（消防長）の指揮命令の下で、災害に対処する。

香芝市災害対策本部動員表(風水害)

部	班	課	災害警戒体制		災害対策本部						
			第1警戒配備	第2警戒配備	1号動員	2号動員	3号動員				
総合調整部	本部班	危機管理課	主幹級以上	100%	100%	100%	100%				
情報収集部	情報収集 整理班	秘書広報課	部長級 以上	課長級以上	25%	50%					
		総合政策課									
		文書法制課									
	要員班	人事課									
総務部	総務班	総務情報課									
		管財課									
		財政課									
		会計課									
	被害調査班	課税課									
		収税課									
		監査委員事務局									
市民部	市民班	市民課									
		市民協働課									
		商工観光課									
	環境班	環境政策課									
廃棄物対策課											
救援部	救援班	健康衛生課									
		介護福祉課									
		国保医療課									
		社会福祉課									
		生活支援課									
		児童福祉課									
		保育幼稚園課									
建設部	調査復旧班	都市計画課						課長級以上	100%	100%	100%
		都市政策交通課									
		土木建設課						部長級 以上			
		公園道路管理課									
		農林課									
	議会総務課										
議会部	議会班	教育総務課									
避難部	避難所班	保健給食課						部長級 以上	課長級以上	25%	50%
		学校教育課									
		(学校支援室)									
		生涯学習課									
		文化財課									
		市民図書館									
		業務課									
上下水道部	上下水道班	工務課									
		下水道課									
	下水道班	担当課長									
消防部		香芝消防署	担当課長		係長級以上						
		香芝市消防団	団長		100%	100%	100%				

注) 幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く

* 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長(市長)の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長(消防長)の指揮命令の下で、災害に対処する。

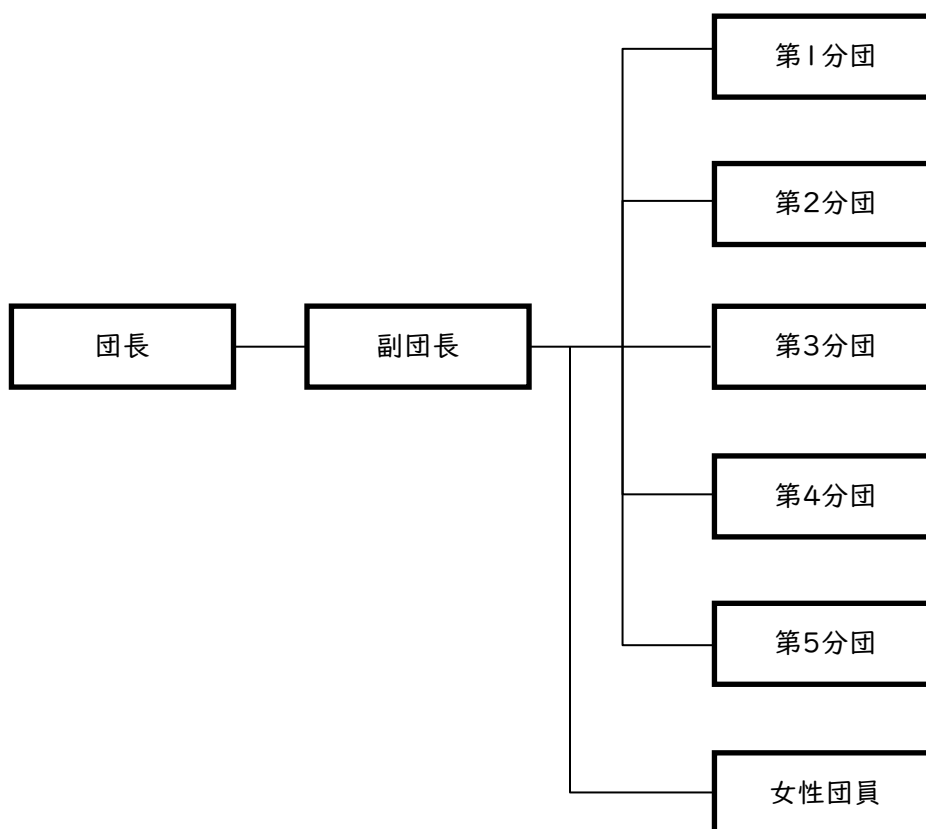
2 消防関係

2-1 危険物施設一覧

(令和6年12月31日現在)

施設別 署(市町村)別		施設 総数	製造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 1 種 販 売	第 2 種 販 売	一 般
香 芝 消 防 署	香芝市	46		8	1	1	13		6		13			4

2-2 消防団数



2-3 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防車両配置状況

(令和6年12月13日現在)

車両名	台数
普通ポンプ車	1
水槽付ポンプ車	0
化学車	1
はしご式はしご車	1
高規格救急車	3
救急車	0
救助工作車	1
指揮車	1
搬送車	1
広報車	1
作業車	1

2-4 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防主力機械・特殊資機材

(令和6年12月13日現在)

機械名	数量
小型動力ポンプ	1台
耐熱服	2式
耐電衣	2式
防毒衣	15式
防塵マスク	17式
保護メガネ	5式
空気呼吸器	22式
ガス・酸素等測定器	2式
車載用消火器(粉末)	11本
泡消火薬剤 (マルチA 20㍓) (ミラクルフォーム 50㍓)	70㍓
油吸着剤(ACライト)	6袋

3 被害状況関係

3-1 応急被災状況報告書

年 月 日																																																																		
応急被災状況報告書																																																																		
報告者 所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____																																																																		
情報入手方法：_____ 情報入手時間：_____ 日 _____ 時 _____ 分																																																																		
報告場所	私見等																																																																	
報告要旨																																																																		
報告要旨																																																																		
報告要旨																																																																		
報告要旨																																																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死傷者</td> <td style="width: 15%;">死者</td> <td style="width: 15%;">人</td> <td style="width: 15%;">行方不明者</td> <td style="width: 15%;">人</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>負傷者</td> <td>人</td> <td>(重傷者</td> <td>人</td> <td>軽傷者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人)</td> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住家</td> <td style="width: 15%;">全壊</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">(全焼</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">全流出</td> <td style="width: 15%;">棟)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模半壊</td> <td>棟</td> <td>中規模半壊</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>(半焼</td> <td>棟)</td> <td>準半壊</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部損壊</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">床上浸水</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">床上浸水</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">計</td> <td style="width: 15%;">棟</td> </tr> </table> 非住家 (住家以外の建物のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">全壊</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">半壊</td> <td style="width: 15%;">棟</td> <td style="width: 15%;">計</td> <td style="width: 15%;">棟</td> </tr> </table>	死傷者	死者	人	行方不明者	人			負傷者	人	(重傷者	人	軽傷者				人)	計	人	住家	全壊	棟	(全焼	棟	全流出	棟)		大規模半壊	棟	中規模半壊	棟				半壊	棟	(半焼	棟)	準半壊	棟					一部損壊	棟						計	棟		床上浸水	棟	床上浸水	棟	計	棟	全壊	棟	半壊	棟	計	棟	
死傷者	死者	人	行方不明者	人																																																														
	負傷者	人	(重傷者	人	軽傷者																																																													
			人)	計	人																																																													
住家	全壊	棟	(全焼	棟	全流出	棟)																																																												
	大規模半壊	棟	中規模半壊	棟																																																														
	半壊	棟	(半焼	棟)	準半壊	棟																																																												
				一部損壊	棟																																																													
				計	棟																																																													
床上浸水	棟	床上浸水	棟	計	棟																																																													
全壊	棟	半壊	棟	計	棟																																																													
概要図																																																																		
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡、行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の明示等を図示して下さい。																																																																		

3-2 被害状況調査書

年 月 日

被害状況調査書(人的被害・住家等の被害)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

調査場所(住所等)

調査日時

被害の状況	人的被害		住家等の被害						非住家の被害	
	死 者	人	全 壊	棟	世帯	半 壊	棟	世帯	非住家 全壊	棟
	行方不明者	人	全 焼	棟	世帯	半 焼	棟	世帯	非住家 半壊	棟
	負 傷 者	人	全流出	棟	世帯	準半壊	棟	世帯		
	重傷者	人	大規模半壊	棟	世帯	一部損壊	棟	世帯		
	軽傷者	人	中規模半壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯		
						床下浸水	棟	世帯		
	人的被害計	人				住家等計	棟	世帯	非住家計	棟

救急・救助活動の状況

概要図(別途、住宅地図等を添付してもかまわない。)

・被害を受けた場所と被害を受けていない場所を明記すること。

年 月 日

被害状況調査書（公共土木施設・ライフライン等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

調査場所（住所等）	調査日時

被害の状況		調査項目（該当する項目に○をつける）
		・ 道路、橋りょう ・ 河川、水路、ため池 ・ 田畑 ・ 山地災害危険地区等 ・ 上水道施設 ・ 下水道施設 ・ その他 （ ）

応急対策活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。） ・ライフラインについては、被害箇所とともに、供給が可能な区域と不可能な区域を区分すること。

年 月 日

被害状況調査書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

施設名称	調査日時

被害の状況	

応急対策活動の状況

概要図 ・建築物の被害状況だけでなく、塀や柵、フェンス、高木等の倒壊の有無についても記載すること。 ・また、周辺の道路状況等を含め、当該施設へのアプローチの可否についても記載すること。

3-3 被害状況調査報告書

年 月 日

被害状況調査報告書(人的被害)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	氏名	性別	年齢	住所	備考

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 死 者
2. 行方不明者
3. 負傷者

年 月 日

被害状況調査報告書(住家等の被害)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	建物の名称 (世帯主の氏名)	世帯数	世帯 人員	住所	被害見込金額	備考 (被害の程度等)

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 全壊
2. 大規模半壊
3. 中規模半壊
4. 半壊
5. 準半壊
6. 一部損壊
7. 床上浸水
8. 床下浸水

年 月 日

被害状況調査報告書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	公共施設・医療機関等の名称	被害見込金額	備考 (被害の程度、復旧の見込等)

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 全壊
2. 大規模半壊
3. 中規模半壊
4. 半壊
5. 準半壊
6. 一部損壊
7. 床上浸水
8. 床下浸水

年 月 日

被害状況調査報告書（公共土木施設等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	道路、河川等の名称	地先名（住所等）	被害見込金額	備考 （被害の程度、復旧の見込等）

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 道路被害
2. 橋りょう被害
3. 河川被害
4. ため池被害
5. 崖くずれ等
6. 鉄道被害

年 月 日

被害状況調査報告書(ライフライン)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	地先名(住所等)	供給不能世帯数	被害見込金額	備考 (被害の程度、復旧の見込等)

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 上水道施設の被害
2. 下水道施設の被害
3. 電力施設の被害
4. ガス施設の被害
5. 電話施設の被害

年 月 日

被害状況調査報告書（農林・商工業）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

b1

被害区分	地先名（住所等）	農作物及び取扱品の種類	被害面積 （農林業のみ記載）	被害見込金額	備考 （被害の程度等）

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 流失・埋没（田）
2. 冠水（田）
3. 流失・埋没（畑）
4. 冠水（畑）
5. 農業施設被害
6. 農作物被害
7. 林地被害
8. 林道被害
9. 商工業被害

3-4 災害概況即報(第4号様式(その1))

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名		報 告 日 時		年 月 日 時 分						
		都 道 府 県								
		市 町 村 名 (消 防 本 部 名)								
		報 告 者 名								
災害名		(第 報)								
災 害 の 概 況	発生場所				発生日時		年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

災害概況即報記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
- ② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「第3章第4節 災害時要援護者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

3-5 被害状況即報(第4号様式(その2))

第4号様式(その2) 被害状況即報

市町村名			区 分			被 害		
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha		
報告番号		第 報			冠 水	ha		
		(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
所 属 名				そ	文 教 施 設		箇所	
報告者名					病 院		箇所	
連絡先・					道 路		箇所	
区 分		被 害			橋 り よ う		箇所	
人 的 被 害	死 者	人			河 川		箇所	
	行 方 不 明 者	人			港 湾		箇所	
	負 傷 者	重 傷	人		砂 防		箇所	
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊	棟			の	清 掃 施 設		箇所
		世帯				崖 く ず れ		箇所
		人		鉄 道 不 通		箇所		
	半 壊	棟		被 害 船 舶		隻		
		世帯		水 道		戸		
		人		電 話		回線		
	一 部 破 損	棟		他		電 気		戸
		世帯				ガ ス		戸
		人				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
	床 下 浸 水	棟				罹 災 世 帯 数		世帯
		世帯				罹 災 者 数		人
		人				火 災 発 生	建 物	
	非 住 家	公 共 の 建 物	棟				危 険 物	
そ の 他		棟	そ の 他		件			

区 分		被 害	市 町 村 対 策 本 部 災 害	名 称			
公共文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること。				
その他の公共施設	千円		【住民避難の状況】 地区名				
小 計	千円		世帯数				
			人 数				
農 業 被 害	千円		種 別 (避難指示・避難勧告・自主避難)				
林 業 被 害	千円		原 因				
畜 産 被 害	千円		発令時刻				
水 産 被 害	千円		解除時刻				
商 工 被 害	千円		避難場所				
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況(場所、施設名、避難者数及び世帯数) ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等) ・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等) ・その他関連事項							

*1 被害額は省略することができるものとする

*2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

3-6 災害年報(第3号様式)

第3号様式 災害年報

市町村名

区分			災害名 発生年月日							計
人的被害	死	者	人							
		行方不明者	人							
	負傷者	重	傷	人						
		軽	傷	人						
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部損壊	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

市町村名

災害名 発生年月日								計
区分								
電 話		回 線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所						
火 災 発 生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
罹 災 世 帯 数		世 帯						
罹 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千 円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千 円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千 円	()	()	()	()	()	()
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円	()	()	()	()	()	()
小 計		千 円	()	()	()	()	()	()
そ の 他	農 産 被 害	千 円						
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円						
被 害 総 額		千 円						
市 町 村	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

3-7 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和4年4月1日現在

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
炊き出しその他の による食品の給 与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現に炊 事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7 日以内	食品給与のための総経費を延給食 日数で除した金額が限度額以内で あればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることがで きない者(飲料水及び炊 事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上 浸水等により、生活上必要 な被服、寝具、その他生活 必需品を喪失、若しくは毀 損等により使用することが できず、直ちに日常生活を 営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～ 3月)の季別は災害発生の日を もって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急 的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治 療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみな らず、死産及び流産を含み 現に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行 料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかになら ない場合は、以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)若し しくはこれらに準ずる程度 の損傷を受け、自らの資 力により応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害を 受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた世 帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ 月以内 (災害対策基本法第23 条の3第1項に規定する 特定災害対策本部、同 法第24条第1項に規定 する非常災害対策本部 又は同法第28条の2第 1項に規定する緊急災 害対策本部が設置され た災害にあっては、6ヵ 月以内)	

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

4 輸送関係

4-1 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第1（第2関係）

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 奈良県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。		

(注)

1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先に事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。

(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4-2 緊急通行車両等確認申出書
別記様式第4(第4関係)

地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏 名 (印)		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は、輸 送 人 員 又 は 品 名)		
使 用 者	住 所	電 話 () -
	氏 名	
出 発 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4-3 標章及び緊急通行車両確認証明書

「標章」



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号欄に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場

ヘリコプター臨時離発着場一覧

(令和5年5月6日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 商 業 大 学 グ ラ ウ ン ド	関屋北一丁目1349番地1
香 芝 中 学 校 運 動 場	磯壁一丁目1058番地2
香 芝 西 中 学 校 運 動 場	穴虫3096番地2
香 芝 東 中 学 校 運 動 場	真美ヶ丘二丁目12番27号
香 芝 北 中 学 校 運 動 場	旭ヶ丘四丁目14番地

ドクターヘリ臨時離発着場一覧

名 称	所 在 地
香 芝 中 学 校 運 動 場	磯壁一丁目1058番地2
香 芝 西 中 学 校 運 動 場	穴虫3096番地2
香 芝 東 中 学 校 運 動 場	真美ヶ丘二丁目12番27号
香 芝 北 中 学 校 運 動 場	旭ヶ丘四丁目14番地
郡 ヶ 池 近 隣 公 園	高山台三丁目14番地12

5 災害注意施設関係

5-1 医療機関名一覧

令和6年1月現在

医療機関名	所在地	電話番号
旭ヶ丘クリニック	旭ヶ丘五丁目 36-1	71-5600
池原クリニック	五位堂 1013	79-8600
池原皮膚科	瓦口 2300	79-6181
うえの耳鼻咽喉科クリニック	瓦口 2315 香芝木材壺番館 1 階	71-1187
梅川皮膚科	旭ヶ丘五丁目 36-1 ワイズメディカルビル 1F	71-1101
大須賀眼科	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	76-1324
岡耳鼻咽喉科	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	78-7409
香芝旭ヶ丘病院	上中 839	77-8101
香芝診療所	穴虫 106	77-1197
香芝生喜病院	穴虫 3300 番 3	71-3113
香芝透析クリニック	穴虫 880	71-5535
香芝村尾クリニック	磯壁三丁目 40-1 ジャンボスクエア香芝店 2F	78-5810
片岡医院	西真美一丁目 5-1 プラザ西真美 2001 号	78-1818
加藤クリニック	穴虫 1055-1	71-5677
かまだ医院	鎌田 464-3	77-1118
川崎眼科	旭ヶ丘四丁目 2-1	77-4400
かわしま内科・外科こどもクリニック	旭ヶ丘二丁目 30-4	79-1155
かわもとクリニック	畑三丁目 926-1	51-6333
五位堂こころのクリニック	瓦口 2337 番地	71-6868
五位堂診療所	五位堂四丁目 392	43-9592
佐々木クリニック	畑四丁目 538-1	78-7027
さない内科整形外科医院	真美ヶ丘四丁目 16-1	78-0239
澤田医院	五位堂五丁目 155	76-2177
下田診療所	下田西四丁目 203-1	77-2613
新名クリニック	西真美三丁目 8-10	77-6544
関屋病院	関屋北五丁目 11-1	77-2434
高橋耳鼻咽喉科	狐井 180-4	79-2905
谷山耳鼻咽喉科クリニック	旭ヶ丘五丁目 36-14	71-1133
つじ眼科	下田西一丁目 10-19 メディカルプラザ香芝4階	71-3207
永野整形外科クリニック	旭ヶ丘四丁目 2-1	77-2121
西本内科	旭ヶ丘四丁目 2-1	71-2122
二上駅前診療所	穴虫 1045-1	71-4180
ぬくもりクリニック	下田西二丁目 7-61	78-6300

医療機関名	所在地	電話番号
ノアクリニック	上中2002-1	43-6558
はとこクリニック	別所 3-5	76-5757
林産婦人科五位堂医院	真美ヶ丘一丁目 13-27	71-5201
ふゆひろクリニック	磯壁三丁目 94-1 ベルドミール香芝 1F	79-0246
へんみ眼科クリニック	瓦口 2310 番地	71-1212
まえだ泌尿器科クリニック	下田西一丁目 10-19 メディカルプラザ香芝 3F	78-0400
牧浦医院	高 28	77-3054
松井内科医院	逢坂一丁目 458-1	78-0286
内科松山医院	磯壁六丁目 234-6	76-4388
まみ小児科	真美ヶ丘六丁目 7-13	78-5422
マミ皮フ科クリニック	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	77-9997
まるはしファミリークリニック	五位堂三丁目 436-1 アンタレス五位堂 1 階	43-9240
みちのクリニック	下田西一丁目 6 番 12 号	79-8723
森岡内科消化器科クリニック	真美ヶ丘六丁目 1-1	78-3005
森本眼科	西真美一丁目 5-1 プラザ西真美 2 階	78-5775
安田医院	今泉 7-1	71-7100
山本内科医院	真美ヶ丘一丁目 14-28	77-3773
和田クリニック	下田西一丁目 10-17 アバンギャルド 1F	78-1700

※香芝市医師会医療機関

5-2 指定文化財一覧

香芝市内の国・県・市指定文化財一覧

国指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
重要文化財 (絵画)	絹本着色阿弥陀聖衆来迎図 一幅 鎌倉時代中期 (縦95.0cm、横53.8cm)	阿日寺 良福寺361番地 ※奈良国立博物館へ寄託	㊦阿日寺	M43.08.29
重要文化財 (彫刻)	木造大日如来坐像 一軀 平安時代中期 (像高94.0cm)	阿日寺 良福寺361番地 ※常盤寺(廃寺)本尊 *阿日寺へ寄託	㊦常盤寺	T11.07.15
記念物 (史跡)	平野塚穴山古墳 一基 飛鳥時代後期(7世紀後半～末葉)	平野1052番 (追加指定) 平野1058番1、1058番2	文部科学省 香芝市	S48.06.18 (追加指定) H30.10.15
記念物 (史跡)	尼寺廃寺跡 飛鳥時代後半(7世紀後半)	尼寺二丁目88番地	文部科学省 香芝市	H14.03.19

国指定文化財 合計4件

奈良県指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
記念物 (天然記念物)	どんづる峯 標高130～150m、面積1.3ha	穴虫地内	香芝市他	S26.11.01
有形文化財 (古文書)	鹿島神社結鎮座文書 一括 附 永正六年(追録)銘の箱 一合 附 文久三年亥正月銘の箱 一合 鎌倉～室町時代	下田西一丁目9番3号 鹿島神社 ※奈良国立博物館へ寄託	㊦鹿島神社	S37.12.26
有形文化財 (工芸品)	刀 一口 附 脇差し 一口 安土桃山時代 銘 相模守政常入道	高	個人	S37.12.26
有形文化財 (工芸品)	刀身 一口 室町時代 銘あり	高	個人	S48.03.15
有形文化財 (建造物)	大坂山口神社本殿 一棟 附 棟札 九枚 江戸時代前期 三間社流造 檜皮葺	大坂山口神社 逢坂五丁目831番地	㊦大坂山口神社	S63.03.22

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
記念物 (天然記念物)	志都美神社の社そう 志都美神社境内地(約5,535㎡)	志都美神社 今泉592番地2,3 ※神社北側一帯の森	㊤志都美神社	H08.03.22
有形文化財 (考古資料)	尼寺廃寺塔跡心礎出土品20点 耳環12点、刀子1点、水晶玉4点、ガラス玉3点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H31.2.22
有形文化財 (考古資料)	鶴峯荘第1地点遺跡出土品126点 後期旧石器時代	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	R02.3.6

奈良県指定文化財 合計8件

香芝市指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
有形文化財 (彫刻)	石造線刻阿弥陀如来坐像 一軀 平安時代後期 凝灰岩 (高さ230cm、幅95cm)	正楽寺 平野1053番地 ※寺院南西覆屋内に安置	㊤正楽寺	H06.03.29 (第1号)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫不動明王立像 一軀 鎌倉時代初期 像高(63.5cm) 花崗岩	念通寺 今泉736番地 ※寺院北側堂内に安置	㊤念通寺	H06.03.29 (第2号)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫地藏菩薩立像 一軀 鎌倉時代後期 像高(71.5cm)	良福寺 ※地藏堂内に安置	地藏講 地元自治会	H06.03.31 (第3号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	板地額装着色四季耕作図絵馬 一面 明治時代中期(推定)	厳島神社 五ヶ所601番地 ※香芝市二上山博物館へ寄託	㊤厳島神社	H06.03.29 (第4号)
記念物 (史跡)	別所城山第1・2号墳 二基 古墳時代前期末葉	城山児童公園内 真美ヶ丘四丁目5番地 ※公園内で現状保存	香芝市	H06.03.29 (第5号)
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像 三軀 平安時代後期(12世紀)	宝樹寺 五位堂四丁目286番地 ※本堂に安置	㊤宝樹寺	H07.03.09 (第6号)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音菩薩立像 一軀 平安時代中期(10世紀)	専称寺 畑七丁目9番7号 ※観音堂に安置	㊤専称寺	H07.03.09 (第7号)
有形文化財 (考古資料)	刳抜式長持形石棺蓋石 一基 古墳時代後期前半(5世紀末～6世紀初頭) 凝灰岩(竜山石)	ふたかみ文化センター前 藤山一丁目17番17号 ※センター前庭に安置	香芝市教育委員会	H07.03.09 (第8号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来立像 一軀 鎌倉時代(13世紀)	安遊寺 穴虫1103番地 ※寺院本堂に安置	㊦安遊寺	H08.03.12 (第9号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	鑄鉄燈籠・鑄鉄鳥居 燈籠四基、鳥居一基 江戸時代後期(19世紀前半)	十二社神社 五位堂四丁目248番地 ※神社境内	㊦十二社神社	H08.03.12 (第10号)
記念物 (天然記念物)	イチョウの巨樹 一木 (直径119.1cm、樹高約20m)	天神社 鎌田683番地 ※神社境内北西隅	㊦天神社	H08.03.12 (第12号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鑄物師関係資料 小原家文書 八点 附 蔵人所牒(写)一点 江戸時代(18~19世紀)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 *香芝市二上山博物館へ寄託	個人	H09.03.27 (第13号) H19.12.01
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来立像 一軀 鎌倉時代前期(13世紀)	専称寺 畑七丁目9番7号 ※本堂に安置	㊦専称寺	H09.03.27 (第14号)
有形文化財 (考古資料)	伝今泉出土銀装大刀 一口 附 共伴遺物(土師器・須恵器) 飛鳥時代(7世紀中頃)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H09.03.27 (第15号)
有形文化財 (考古資料)	長持形石棺蓋石 二基 附 石室天井石片 一基 古墳時代中期	阿弥陀橋東詰(良福寺) ※現地で露出保存	良福寺自治会	H10.03.27 (第16号)
有形文化財 (考古資料)	鶴峯荘第1地点遺跡土坑2出土品 一括 後期旧石器時代 ナイフ形石器9点を含む7,173点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H10.03.27 (第17号)
有形文化財 (建造物)	凝灰岩製層塔 一基 鎌倉時代初期 総高179.0cm	逢坂	個人	H11.03.05 (第18号)
有形文化財 (考古資料)	高山火葬墓木櫃(底部)と出土品 一括 奈良時代中頃(8世紀中頃) 内訳:木櫃底部と破片3点、土師器 壺2点、土師器蓋2点、土師器鍋2 点、土師器皿1点、須恵器壺1点、丸 鞆表裏金具1対、巡方1点、銭貨31 点、鉄片5点、用途不明木製品1点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H11.03.05 (第19号)
記念物 (史跡)	平野2・3号窯 二基 古墳時代後期(6世紀後半)	白鳳台3号児童公園 白鳳台一丁目10-5番地 ※公園内で現地保存	香芝市	H12.05.12 (第20号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鋳物師関係資料 津田家文書 一五件一五点 附 宣旨御牒繪旨一三通之写并二 系譜相添フ写一冊他十二件十二点 江戸～明治時代(18～20世紀)	五位堂	個人	H12.05.12 (第21号)
有形文化財 (絵画)	板地紙貼彩色阿弥陀三尊来迎図 一面 室町～江戸時代	福応寺 狐井581番地 ※本堂に安置	㊦福応寺	H13.03.29 (第22号)
有形文化財 (彫刻/文書) 民俗文化財 (有形民俗文化財)	大坂山口神社神像及び宝物類 一括 平安時代末期～江戸時代 内訳:彫刻一三軀、宮座文書一卷、 和銅五年のある竹製筒一点、大和国 葛下郡大坂神社記一冊、鉄製釜一 式(木製蓋、鉄製脚)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 *香芝市二上山博物館へ寄託	㊦大坂山口神社	H14.03.08 (第23号)
有形文化財 (歴史資料)	鎌田家天正枡 一口 附 木造大黒天立像 一軀 天正枡:安土桃山時代 木造大黒天立像:安土桃山～江戸 時代	鎌田	個人	H15.02.27 (第25号)
有形文化財 (考古資料)	平野2号墳棺台 一括 飛鳥時代(7世紀中頃) (棺の受台、埴)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H16.03.26 (第26号)
有形文化財 (古文書)	平野古墳群関係文書 一括 江戸時代後期～末期 内訳: 平野村絵図 一紙 江戸時代末期 御陵之絵図 一卷 江戸時代末期 顕宗帝陵生垣取建等二付請書付絵 図 一卷 江戸時代後期(文化4年) 武烈帝陵生垣取建等二付請書付絵 図 一卷 江戸時代後期(文化4年)	平野	個人	H16.03.26 (第27号)
民俗文化財 (無形民俗文化財)	鹿島神社結鎮座の渡御行事	鹿島神社他 下田西一丁目9-3	㊦鹿島神社 結鎮座	H17.03.31 (第28号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鋳物師関係資料 杉田家鋳造用具・製品 112点 明治時代～昭和時代(推定) 内訳 鋳造用具:ふるい5点他48点 計53	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H19.03.23 (第29号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
	点 鑄造製品：又鋏3点他56点 計59点			
天然記念物	二上層群原川累層産出植物化石 69点(60個体) 新生代新第三紀中新世中期(約1400万年前)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H21.03.19 (第30号)
有形文化財 (工芸品)	五位堂鑄物師関係資料 喚鐘 一口 江戸時代(天和2年／1682年)	西方寺 鎌田681番地 ※寺院内に保管	㊦西方寺	H21.03.19 (第31号)
有形文化財 (考古資料)	狐井稻荷古墳子持勾玉 一個 古墳時代(5世紀後半)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 ※香芝市二上山博物館へ寄託	個人	R03.03.31 (第32号)
有形文化財 (考古資料)	狐井城山古墳子持勾玉 一個 古墳時代(6世紀前半)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	R03.03.31 (第33号)

香芝市指定文化財 合計31件

令和5年3月現在

※市指定第24号「尼寺廃寺塔跡舍利莊嚴具」は平成31年2月22日付けで県有形文化財に指定されたため、欠番となっています。

※市指定第11号「鹿島神社・エノキの巨樹」は、枯死により倒壊したため、令和4年6月29日付けで市指定天然記念物を解除されました。

6 飲料水・食料・生活必需品関係

6-1 応急給水用機械器具及び水道事業防災機器施設等保有状況

応急給水用機械器具

(令和6年2月現在)

種別	台数	備考
緊急用浄水器	4	三和小学校 五位堂小学校 香芝北中学校 関屋小学校

耐震性貯水槽

(令和6年2月現在)

設置場所	貯水槽容量(m ³)
関屋小学校	50
JR志都美駅前	50
香芝中学校	100
香芝東中学校	150
すみれ野おちあい公園	100
二上小学校	60
鎌田小学校	100

6-2 災害用備蓄物資一覧

(令和6年2月現在)

生活必需品 及び 食糧	毛布(枚)	7,331
	簡易寝袋(枚)	8,600
	寝袋(枚)	300
	フロアマット・レジャーマット(枚)	1,115
	マット	950
	インフレーターマット	1,000
	折りたたみ式簡易アルミベッド	230
	ダンボールベッド	7
	子ども用紙おむつ(新生児用)(枚)	1,260
	子ども用紙おむつ(S)(枚)	4,032
	子ども用紙おむつ(M)(枚)	4,002
	子ども用紙おむつ(L)(枚)	3,036
	子ども用紙おむつ(BIG)(枚)	2,014
	大人用おむつ(S)(枚)	128
	大人用おむつ(M)(枚)	2,200
	大人用おむつ(L)(枚)	728
	大人用おむつ(LL)(枚)	2,088
	ほ乳瓶(本)	1,350
	生理用品(昼用)(枚)	11,000
	生理用品(夜用)(枚)	3,000
	ティッシュペーパー(箱)	300
	トイレットペーパー(ロール)	1,440
	紙皿(枚)	5,040
	紙コップ	7,200
	割り箸(本)	4,800
	食品用ラップ(本)	300
	石鹼(個)	288
	カセットコンロ(台)	32
	簡易炊飯袋(枚)	1,000
	ローソク(本)	1,050
	給水袋 6L(枚)	1,000
	給水袋 10L(枚)	100
	ゴミ袋(特厚手 45L)(枚)	500
	災害対策用備蓄トイレ(ワンタッチトイレ)	24
	簡易・携帯トイレ(枚)	17,800
	マンホール利用型洋風便器	61

災害用仮設トイレハウス(健常者用)	35
災害用仮設トイレハウス(障がい者用)	6
パーソナルテント(S)	12
パーソナルテント(M)	31
防災用マルチルーム(屋内用)	17
避難所用屋内テント(2人用)	98
避難所用屋内テント(2人用・車椅子対応)	620
避難所用パーティション(2人用)	1,900
避難所用屋外テント(2人用)	76
避難所用屋外テント(5人用)	50
屋外用テント(ドーム型パーティション)	200
避難所受付用テント	20
スポットクーラー	28
排気延長ダクト(スポットクーラー用)	28
車椅子	14
大型扇風機	24
医療用精製水 500ml	300
エタノール系消毒液(手指用)【単位:ℓ】	2,264.5
エタノール系消毒液(清掃用)【単位:ℓ】	126.0
次亜塩素酸 Na 系消毒液(清掃用)【単位:ℓ】	7.5
清拭用不織布ガーゼ【単位:包】	614
体温計(腋下式)	31
体温計(非接触)	37
体温検知モニター	29
携帯救急箱	21
大型救急箱	33
滅菌ガーゼ(大)(枚)	1,000
滅菌ガーゼ(小)(枚)	1,000
弾性包帯(S)(本)	100
弾性包帯(M)(本)	100
弾性包帯(L)(本)	100
ネット包帯(足・頭用)(枚)	20
脱脂綿(箱)	11
ラテックス・ニトリルグローブ(箱)	102
防護服セット	452
感染防護用エプロン	396
レインコート	506
マスク(箱)	4,229

	フェイスシールド(枚)	5,720
	除菌タオル(アルコールタオル) 50 枚入	96
	タオル(枚)	1,600
	洗面器(個)	16
	アルファ化米(五目)(単位:食)	3,700
	アルファ化米(わかめ)(単位:食)	7,700
	フリーズドライビスケット(単位:箱)	12,664
	保存水(500ml)(単位:本)	22,550
	液体ミルク(0 歳~1 歳)(単位:本)	384
資機材	ブルーシート(枚) 10×10	6
	ブルーシート(枚) 7.2×9	6
	ブルーシート(枚) 5.4×7.2	141
	非常持出しセット	1
	発電機(ガソリン)	46
	発電機(カセットガス)	14
	投光器	41
	携行ガソリン缶	3
	ガソリン缶詰(発電機用)	56
	カセットガス(発電機用)	336
	空気発電地	20
	噴霧器	1
	充電式噴霧器	5
	ヘッドライト	22
	ライト(LEDランタン)	580
	ポータブルサーチライト	8
	チェンソー	6
	エンジンカッター	1
	水中ポンプ	7
	下水道トイレシステム手動式水中ポンプ	5
	ショベル	100
	ヘルメット	170
	ベスト	168
	ポリバケツ 9L	20

7 災害時応援関係

7-1 災害時応援協定締結一覧

(令和5年3月現在)

45

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	京田辺市・香芝市災害時相互応援協定	京都府京田辺市	・応急対策等に必要な職員の派遣 ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・応急対策等に必要な資機材の提供 ・災害時の情報発信協力 ・上記以外のほか特に要請がある事項	平成31年1月17日
	防犯防災に関する包括連携協定	NTT 西日本奈良支店、香芝警察署	・防犯カメラシステム付自動販売機の連携設置 ・災害時における通信手段確保のための避難所等への特設公衆電話の設置	平成28年6月23日
	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	県内市町村、奈良県市長会・町村会、奈良県	・応急・復旧対策に必要な職員の派遣 ・被災者の一時的な避難のための施設の提供及びあっせん ・食料、飲料水、生活物資、必要な資機材の提供及びあっせん ・上記以外、特に要請のあった事項	平成27年2月20日
	大規模災害相互物資援助協定	三重県名張市	物資・食料の援助	平成8年7月8日
		大阪府交野市		
	災害時における相互応援協定	滋賀県栗東市	・食料、生活必需品、資機材等の提供 ・職員の派遣	平成10年4月16日
	大規模災害時における物資調達に関する協定	香芝市商工会	食料や日用品等の救助	平成8年12月2日
	同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、東京都羽村市	・職員の派遣、資機材及び救援物資の提供 ・ボランティアの斡旋	平成16年5月1日
	奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	県、県下全市町村	防災ヘリの支援	平成16年4月1日
	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定	県、県内市町村、一部事務組合	災害廃棄物処理等の相互支援	平成24年8月1日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	災害等緊急時における一般廃棄物処理に関する相互応援基本協定	県内 12 市、一部事務組合	一般廃棄物の処理応援	平成 18 年 8 月 28 日
	災害等緊急時における一般廃棄物処理に関する相互応援基本協定	葛城地区 9 市町、一部事務組合	一般廃棄物の処理応援	平成 14 年 10 月 11 日
	日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定	日水協奈良県支部	地震、異常渇水等による水道災害において日本水道協会奈良県支部管内の水道事業体が相互間で行う応援	平成 9 年 5 月 26 日
	奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県、県内市町村等	緊急時における相互応援活動	平成 15 年 6 月 2 日
	送水管応急給水栓設置等に係る協定書	奈良県水道局	被災時に県が設置する応急給水栓を設置・運用	平成 19 年 10 月 24 日
	上水道災害時における応援に関する協定	香芝市上下水道協同組合	緊急時における災害対策活動の応援	平成 19 年 2 月 5 日
	災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定	広陵町	飲料水等の確保を図るための相互応援給水	平成 25 年 9 月 25 日
		王寺町	飲料水等の確保を図るための相互応援給水	平成 25 年 8 月 13 日
	災害時及び平常時における香芝市と香芝市内の郵便局との協力に関する協定	香芝市内郵便局（香芝郵便局、五位堂郵便局、関屋郵便局、西真美郵便局、二上郵便局、別所郵便局、真美ヶ丘郵便局）	災害時における相互協力及び平常時における道路構造物破損等の情報提供	平成 25 年 7 月 1 日
	奈良県消防広域相互応援協定	奈良県下全市町村、奈良県広域消防組合	県内の消防広域相互応援	平成 8 年 5 月 7 日
	阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	奈良県、五條市、御所市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合 大阪府、八尾市消防本部、河内長野市消防本部、柏原市、羽曳野市、東大阪市消防局、富田林市消防本部、太子町、河南町、千早赤阪村、柏羽藤消防組合	金剛山、葛城山、二上山、信貴山、生駒山で林野火災があったときの消防相互応援	平成 26 年 4 月 1 日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	西名阪自動車道消防相互応援協定	大和郡山市、奈良県広域消防組合、大阪府松原市、柏原・羽曳野・藤井寺消防組合	消防組織法第21条の規定に基づく、西名阪自動車道における消防並びに救急の業務の実施及び処理についての協定 団体間における消防相互応援	昭和57年4月1日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信 (市HPのキャッシュサイトの作成・アプリを用いた自治体からのお知らせの配信など)	令和元年6月10日
	災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	・市民への都市ガス供給の復旧についての情報提供	令和元年6月20日
	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定	大阪ガス株式会社	・都市ガス供給の復旧活動に使用する後方支援活動拠点の使用	令和元年6月20日
	災害時における放送に関する協定	合同会社YAMATO (FMヤマト)	災害対策基本法第57条及び同法施行令第22条の規定に基づき、災害時等に、香芝市からFMヤマトに、緊急情報の放送を依頼する際に必要となる手続きや連絡方法などについて、あらかじめ規定	令和3年3月17日
	災害時における相互応援に関する協定	大阪府柏原市	・食料、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び物資、資機材等の提供 ・避難が必要な被災者等の受け入れ場所の提供 ・住民等の災害救助ボランティアの派遣 ・上記のほか、特に要請のあった事項	令和3年8月1日
	香芝市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	香芝市社会福祉協議会	・香芝市において大規模な災害が発生した際の、「災害ボランティアセンター」の運営等について	令和3年11月18日
医療救護関係	災害時における医療救護についての協定	香芝市医師会	・医療機関連携マニュアルの作成 ・マニュアルに基づいた医療救護班の派遣	平成26年4月1日
		香芝市歯科医師会		
		香芝市薬剤師会		

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
応急対策関係	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	奈良県電気工事工業組合	・防災拠点や避難施設などの電気設備復旧活動の円滑な実施 ・災害時における電気に関する事故防止など についての協力・支援 ・被災した他の自治体への応援要請	平成 27 年 8 月 27 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	香芝建設協会	・応急措置・予防措置・事後措置 ・重機、資機材及び労力の供給	平成 25 年 2 月 14 日
		株式会社奥村組	・応急措置・予防措置・事後措置 ・重機、資機材及び労力の供給	平成 24 年 3 月 15 日
	災害時の被災建物に関する応援活動等に係る協定	公益社団法人 日本建築家協会	・被災建築物応急危険度判定士の参集要請 ・被災建築物の建築相談に関すること ・被災建築物の被災認定調査の技術的支援に関すること ・防災、減災支援活動に関すること	平成 26 年 7 月 11 日
	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	・香芝市が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元 ・災害の被害認定について、香芝市と連携した家屋の調査業務 ・登記・境界関係の相談窓口業務 ・前各号に掲げるもののほか、香芝市と協会が特に必要と認める業務	平成 28 年 6 月 10 日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
応急対策関係	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協議会 奈良橿原支部 一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会	・災害時におけるドローンを活用した情報収集 ・災害時におけるドローンを活用した被災者の捜索、救助等 ・災害時におけるドローンを活用した災害現場地図の作成支援 ・平常時におけるドローンの活用に関する防災訓練等の技術的支援 ・平常時におけるドローンの操縦技術等に関する技術的助言 ・平常時におけるドローンの活用に関する職員研修等の技術指導 ・平常時におけるドローン及び防災・減災に関するセミナー等の啓発活動 ・平常時におけるドローンを活用した減災活動や情報共有等	令和元年 8 月 23 日
	香芝市と株式会社関西都市居住サービスの包括連携協力に関する協定	株式会社 関西都市居住サービス (ショッピングセンター エコール・マミを運営)	防災、防犯に資する事業(例)防災訓練、災害時の駐車場等の活用	令和 2 年 11 月 20 日
	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	トヨタユニテッド奈良株式会社	避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力	令和 3 年 10 月 20 日
避難収容	災害時における指定避難所等の指定等に関する協定	学校法人 関西金光学園	避難者を受け入れるための指定避難所等の確保	平成 27 年 8 月 27 日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人 誠敬会	災害時要援護者を受け入れるための避難所(福祉避難所)の確保	平成 27 年 8 月 27 日
		社会福祉法人 以和貴会		平成 25 年 2 月 14 日
		社会福祉法人 鳳雛会		平成 24 年 9 月 1 日
		医療法人 翠悠会		
		社会福祉法人 蒼隆会		
		社会福祉法人 太樹会		
		社会福祉法人 博寿会		

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
物資・食料関係	大規模災害時における物資調達に関する協定	香芝地区コンビニエンスストア連絡協議会	物資・食料の救助	平成 15 年 9 月 1 日
	災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラウエスト株式会社	飲料の提供	平成 20 年 8 月 26 日
	緊急物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	石油ストーブ、電気ストーブ、扇風機、生活用品など	平成 24 年 3 月 16 日
		市民生活協同組合ならコープ	食料品、飲料水、日用品など	平成 24 年 3 月 28 日
		株式会社ジュンテンドー	石油ストーブ、電気ストーブ、扇風機、生活用品など	平成 24 年 4 月 1 日
		セッツカートン株式会社	・段ボール製簡易ベッド ・段ボール製品	平成 24 年 9 月 1 日
	家庭用医薬品等の供給に関する協定	株式会社キリン堂	各種医薬品、生活用品など	平成 24 年 7 月 1 日
	災害時における量の提供等に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト	量の提供、避難所までの輸送及び運搬	平成 29 年 4 月 4 日
	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	奈良県葬祭業協同組合	・御棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供 ・遺体の搬送 ・その他必要とする業務	平成 30 年 10 月 12 日
	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	かつらぎ運輸株式会社	・市の施設などから避難所などへの救援物資の配送 ・市の物流拠点の運営 ・物資の一時保管のための倉庫施設や資器材の提供	令和 1 年 11 月 21 日
	災害時における燃料供給	阪本石油株式会社	災害時等における燃料の供給等	令和 2 年 3 月 1 日
	災害時における物資の供給等に関する協定	イオンビッグ株式会社	災害時等における物資の供給等	令和 3 年 10 月 28 日
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時等における物資の供給等	令和 5 年 3 月 30 日

7-2 公用令書

公用令書（従事・協力）

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

処分権者 氏名

⑨

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用令書(物資の保管)

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条
第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用令書(管理・使用・収容)

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条
第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり 管理
使用 する。
収用

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用変更令書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
第78条第1項

に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用取消令書

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
第78条第1項

に係る処分を取消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

8 避難関係

8-1 一時避難地一覧

名 称	住 所	面積(㎡)
香芝市立五位堂小学校運動場	五位堂二丁目300番地1	3,751
香芝市立下田小学校運動場	下田西二丁目9番41号	9,033
香芝市立二上小学校運動場	畑四丁目573番地	5,457
香芝市立志都美小学校運動場	今泉104番地1	3,305
香芝市立三和小学校運動場	良福寺665番地2	6,128
香芝市立関屋小学校運動場	関屋北五丁目7番1号	12,913
香芝市立鎌田小学校運動場	鎌田370番地	10,199
香芝市立真美ヶ丘東小学校運動場	真美ヶ丘三丁目2番70号	10,855
香芝市立真美ヶ丘西小学校運動場	真美ヶ丘五丁目4番20号	10,587
香芝市立旭ヶ丘小学校運動場	旭ヶ丘三丁目1番地3	9,273
香芝市立香芝中学校運動場	磯壁一丁目1058番地2	18,898
香芝市立香芝西中学校運動場	穴虫3096番地2	17,234
香芝市立香芝東中学校運動場	真美ヶ丘二丁目12番27号	11,356
香芝市立香芝北中学校運動場	旭ヶ丘四丁目14番地	14,345
香芝健民運動場	上中273番地1	12,192
奈良県立香芝高等学校運動場	真美ヶ丘五丁目1番53号	24,068
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目1331番地1	16,603
智辯学園奈良カレッジ運動場	田尻265番地	15,018
郡ヶ池近隣公園	高山台三丁目14番地12	25,111
香芝総合公園	穴虫2864番地1	16,761
城山児童公園	真美ヶ丘四丁目5番	11,080
観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番	28,377
高塚地区公園	真美ヶ丘六丁目11番	45,746
旭ヶ丘近隣公園	旭ヶ丘二丁目5番地	20,000

8-2 指定緊急避難場所一覧

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、 土石流 及び地 滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
香芝市立五位堂小学校	五位堂二丁目300番地1	○	○		○		○	○	
香芝市立下田小学校	下田西二丁目9番41号	○	○		○		○	○	
香芝市立二上小学校	畑四丁目573番地	○	○		○		○	○	
香芝市立志都美小学校	今泉104番地1	○	○		○		○	○	
香芝市立三和小学校	良福寺665番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立関屋小学校	関屋北五丁目7番1号	○			○		○	○	
香芝市立鎌田小学校	鎌田370番地	○	○		○		○	○	
香芝市立真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目2番70号	○	○		○		○	○	
香芝市立真美ヶ丘西小学校	真美ヶ丘五丁目4番20号	○	○		○		○	○	
香芝市立旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘三丁目1番地3	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝中学校	磯壁一丁目1058番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝西中学校	穴虫3096番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目12番27号	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝北中学校	旭ヶ丘四丁目14番地	○	○		○		○	○	
香芝市北部地域体育館	上中273番地1	○	○		○		○	○	
香芝市地域交流センター	白鳳台一丁目14番地1	○	○		○		○	○	
香芝市総合体育館	本町1437番地	○	○		○		○	○	
奈良県立香芝高等学校	真美ヶ丘五丁目1番53号	○	○		○		○	○	
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目1331番地1	○	○		○		○	○	
智辯学園奈良カレッジ	田尻265番地	○	○		○		○	○	
香芝市総合福祉センター	逢坂一丁目374番地1	○	○		○		○	○	
香芝市中央公民館	下田西三丁目7番5号	○	○		○		○	○	
香芝健民運動場	上中273番地1				○		○		
郡ヶ池近隣公園	高山台三丁目14番地12				○		○		
香芝総合公園	穴虫2864番地1				○		○		
城山児童公園	真美ヶ丘四丁目5番				○		○		
観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番				○		○		
高塚地区公園	真美ヶ丘六丁目11番				○		○		
旭ヶ丘近隣公園	旭ヶ丘二丁目5番地				○		○		

8-3 指定一般避難所一覧

施設名	住所
香芝市立五位堂小学校	五位堂二丁目 300 番地 1
香芝市立下田小学校	下田西二丁目 9 番 41 号
香芝市立二上小学校	畑四丁目 573 番地
香芝市立志都美小学校	今泉 104 番地 1
香芝市立三和小学校	良福寺 665 番地 2
香芝市立関屋小学校	関屋北五丁目 7 番 1 号
香芝市立鎌田小学校	鎌田 370 番地
香芝市立真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目 2 番 70 号
香芝市立真美ヶ丘西小学校	真美ヶ丘五丁目 4 番 20 号
香芝市立旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘三丁目 1 番地 3
香芝市立香芝中学校	磯壁一丁目 1058 番地 2
香芝市立香芝西中学校	穴虫 3096 番地 2
香芝市立香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目 12 番 27 号
香芝市立香芝北中学校	旭ヶ丘四丁目 14 番地
香芝市地域交流センター	白鳳台一丁目 14 番地 1
香芝市総合体育館	本町 1437 番地
奈良県立香芝高等学校	真美ヶ丘五丁目 1 番 53 号
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目 1331 番地 1
智辯学園奈良カレッジ	田尻 265 番地

8-4 指定福祉避難所一覧

施設名	住所
香芝市総合福祉センター	逢坂一丁目 374 番地 1
香芝市中央公民館	下田西三丁目 7 番 5 号
特別養護老人ホーム すばる	鎌田 157 番地 1
介護老人保健施設 てんとう虫	平野 23 番地 1
介護老人保健施設 オークピア鹿芝	穴虫 885 番地 1
和里香芝	鎌田 594 番地
身体障がい者療護施設 どんぐり	上中 1263 番地 26
どんぐり学園	上中 1263 番地 32
障がい者支援施設 ゆらくの里	尼寺 616 番地

施設名	住所
ボノボ	磯壁一丁目 1057 番地 3
特別養護老人ホーム ぬくもり香芝	下田西二丁目 7 番 61 号

8-5 都市公園等の整備

香芝市スポーツ公園プール施設整備による災害時の生活用水確保

目的	災害時における避難者の生活用水を確保するため、プール施設を建設することを目的とする。
想定避難者数	550人
生活用水供給量	避難開始から20日目まで：1日20リットル 21日目以降：1日100リットル
備蓄目標期間	36日間
必要水量の算出	必要水量 = (20日間の必要水量) + (16日間の必要水量) 20日間の必要水量 $550人 \times 20リットル \times 20日 = 220,000リットル = 220m^3$ 16日間の必要水量 $550人 \times 100リットル \times 16日 = 880,000リットル = 880m^3$ 合計必要水量 $220m^3 + 880m^3 = 1,100m^3$
施設規模	上記の算出結果に基づき、以下の規模のプール施設を設置する。 総貯水量：1,100 m^3
効果	本計画に基づきプール施設を建設することで、災害時に想定される550人の避難者に対し、36日間にわたって十分な生活用水を供給することが可能となる。 これにより、被災者の生活基盤を確保し、円滑な復興活動の支援に寄与することが期待される。

プール施設の防災機能面積及び避難時の収容人数

計画エリア	利用場所	利用内容	面積	1人あたり	収容人数
屋外プール	プールサイド	避難テント設営用地	2,000㎡	10㎡/人	200人
管理棟	カフェ・ギャラリー、多目的室、更衣室、屋内プールサイド等	避難居住スペース	700㎡	2㎡/人	350人
	事務所	事務所	100㎡	-	-
	会議室	事務所	100㎡	-	-
	備蓄倉庫	備蓄倉庫	51.27㎡	-	-
駐車場	駐車場	救援物資配給テント	200㎡	-	-
				収容人数	550人

プール施設が担う防災機能と運用方法

計画エリア	防災機能	内容	運用方法	実施主体
プール	非常用生活用水	プールの水をトイレの生活用水として利用する。	プールの水をポンプ等で汲み上げ、避難者が使用するトイレ等に必要な生活用水を提供する。 (1人あたり水量:20リットル/日)	避難所班 プール施設管理者
	避難テント設営用地	プールサイド等を避難テントの設営用地として活用する。		
	非常用トイレ	断水時も使用可能なトイレを整備する。		
管理棟	避難居住スペース	広い室内空間を利用して、避難時の居住空間として利用する。	避難者に居住スペースを提供する。また、必要に応じて食糧・医薬品等の救援物資を提供する。	避難所班 プール施設管理者
	備蓄倉庫	非常用食糧や応急救助物資等を備蓄する倉庫を備える。		
	太陽光発電設備	屋上に設置する太陽光発電により、停電時も電力を供給する。 (年間約12,000kWh)		
駐車場	救護車両等の滞留	駐車場を救護車両等の動線・滞留スペースとして活用する。	必要に応じて救護車両の誘導・案内を行う。 また、外部から提供される救援物資等の集積・管理を行う。	避難所班 プール施設管理者
	救援物資等の集積	駐車場等を救援物資等の集積・配給スペースとして活用する。		

※なお、災害時に適切に機能を発揮するために、プール施設管理者は最低年1回の防災訓練をするものとする。

9 自衛隊派遣依頼関係

9-1 自衛隊派遣依頼書及び撤収依頼書

自衛隊派遣依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

香芝市長 ○ ○ ○ ○

自衛隊災害派遣について(依頼)

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

自衛隊撤収依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

香芝市長 ○ ○ ○ ○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方を依頼いたします。

記

- 1 撤収希望日時
- 2 災害派遣人員等及び従事作業内容
- 3 その他参考となるべき事項

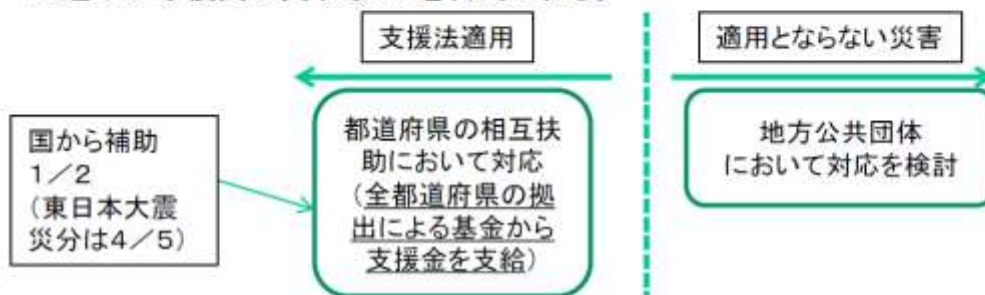
10 被災者支援関係

10-1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (被害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (被害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
 (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村（※）

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

（※）1号適用：別表第1の被害が発生した市町村

2号適用：別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

支援金支給までの手続き

① 支援法適用(都道府県)

② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)

③ 罹災証明書の交付(市区町村)

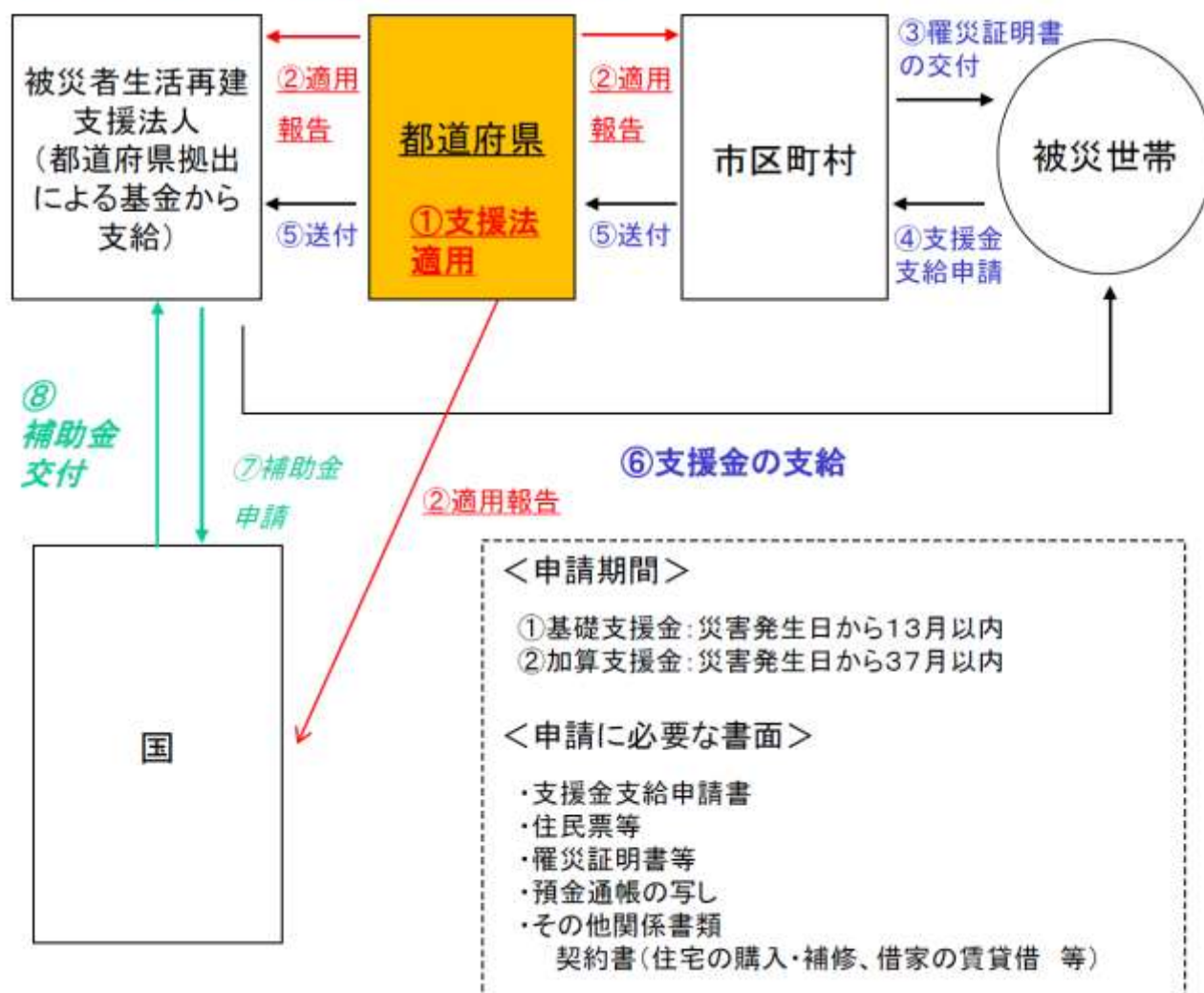
④ 支援金支給申請(被災世帯)

⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付

⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)

⑦ 支援法人から国に補助金申請

⑧ 国から支援法人に補助金交付



府 政 防 第 737 号
令和 2 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

＜参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）＞

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

香芝市長



別 紙
(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による

被災住家※の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成31年度における被災者支援の適切な実施について」（平成31年4月11日府政防第550号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

罹災証明書

従前の記載様式

年 月 日

香 芝 市 長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

下記の事項について証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 原 因	☐ 暴 風 ☐ 豪 雨 ☐ 洪 水 ☐ 地 震 ☐ その他()
罹 災 内 容	☐ 住家被害(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 人的被害
罹 災 場 所	
罹 災 状 況	
証 明 書 提 出 先	

罹 災 の 程 度	住家被害		
	☐ 全 壊	☐ 大規模半壊	☐ 半 壊
	☐ 一部損壊	☐ 床上浸水	☐ 床下浸水
	人的被害		
	☐ 死亡	☐ 行方不明	☐ 負傷

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

10-3 罹災届出証明書

罹 災 届 出 証 明 書

年 月 日

香 芝 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

下記のとおり届出したことを証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 原 因	☐ 暴 風 ☐ 豪 雨 ☐ 洪 水 ☐ 地 震 ☐ その他()
罹 災 内 容	☐ 住家(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 非住家 ☐ その他()
罹 災 場 所	
罹 災 状 況	
証 明 書 提 出 先	

上記のとおり届出があったことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

10-4 被災証明書

被災証明書

年 月 日

香芝市長様

申請者 住所
氏名
電話

印

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災日時	年　月　日　時　分ごろ
被災原因	☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 地震 ☐ その他()
被災内容	☐ 住家(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 非住家 ☐ その他()
被災場所	
被災状況	
証明書提出先	

上記のとおり被災したことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

〇〇年〇月〇日

〇〇市(区・町・村) 長
〇〇 〇〇 様

〇〇市(区・町・村) 長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について(依頼)

災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者: 〇〇市(区・町・村) 長 〇〇 〇〇

所在地: 〇〇県〇〇市(区・町・村) 〇〇

担 当: 〇〇課 〇〇 〇〇

(担当連絡先: 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市(区・町・村)から本市(区・町・村)に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体(形式) 紙媒体(個表・一覧) その他(形式)

6. その他

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① ② ③ ④ ⑤		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証		
身分証明書		保険証		
その他	確認手段：			
役所確認者：				

〇〇〇第〇〇〇号

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。

（全ての提供先、情報の範囲に同意）

☐ ① 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、
台帳情報を提供することに同意します。

（任意の提供先、情報の範囲に同意）

☐ ② 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の
提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。

下記の i ～iv おいて、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の
範囲をチェック又は記載してください。

外部提供先 及び 提供可能情報	i 公共料金等減免 ☐ 電力会社（〇〇電力） ☐ ガス会社（〇〇ガス） ☐ 水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） ☐ 下水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） ☐ NHK ☐ NTT ☐ 携帯電話会社（会社名・支店名 ） 連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者：

（次ページに続きます）

☐ その他()

連絡先(市町村において把握している場合は不要):

住所:〒

電話番号:

メールアドレス:

担当者:

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免(地方税、保育料等)については、本様式による同意は不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

☐ 民生委員

☐ 社会福祉協議会

☐ 消防団

☐ その他(民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等)

団体等名称:

団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要):

住所:〒

電話番号:

メールアドレス:

担当者:

☐ 提供を同意する情報()

※別紙から番号を記入ください

☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

☐ 社会福祉協議会(再掲)

☐ 国(官署名:)

☐ 被災者生活再建支援法人

☐ 独立行政法人住宅金融支援機構

(次ページに続きます)

	☐ その他 団体等名称: 団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要): 住所:〒 電話番号: メールアドレス: 担当者: ☐ 提供を同意する情報() ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い iv その他 提供先として同意する団体名: 提供を同意する理由: 団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要): 住所:〒 電話番号: メールアドレス: 担当者: ☐ 提供を同意する情報() ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い
☐ ③ 台帳情報を提供することに同意しません。	

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

<被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）>

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ①
 - ②
 - ③
 - ④
 - ⑤

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されています。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

10-6 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿(様式例)

[illegible]

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： ☐ 手帳所持 障害名：■（ ）等級： ☐ その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 ■ の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

☐ 同意します
☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
☐ 同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

令和 年 月 日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別計画の様式例

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他

同居家族等	

緊急時の連絡先 ①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
緊急時の連絡先 ②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印) など			

11 自然条件・災害履歴

11-1 奈良県の被害地震

奈良県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	規模(M)	県内の主な被害
1185.8.13(文治1)	近江・山城・大和	7.4	寺社家屋倒壊被害多く、死者多数。
1361.8.3(正平16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4~8.5	南海トラフ沿いの巨大地震。寺社などの被害。
1596.9.5(慶長1)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	7 1/2±1/4	寺社倒壊などの被害。
1707.10.28(宝永4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。家屋全壊約280棟。
1854.7.9(安政1)	伊賀・伊勢・大和及び隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる)	7 1/4±1/4	奈良で死者280人、全壊家屋700-800棟。周辺に被害あり。
1891.10.28(明治24)	(濃尾地震)	8.0	死者1人、負傷者2人、家屋全壊16棟。
1899.3.7(明治32)	紀伊半島南東部(紀伊大和地震とも呼ばれる)	7.0	南部を中心に被害。家屋全壊あり。
1936.2.21(昭和11)	(河内大和地震)	6.4	北西部を中心に被害。死者1人、負傷者7人、住家全壊2棟。
1944.12.7(昭和19)	(東南海地震)	7.9	死者3人、負傷者17人、住家全壊89棟。
1946.12.21(昭和21)	(南海地震)	8.0	負傷者13人、住家全壊37棟。
1952.7.18(昭和27)	(吉野地震)	6.7	死者3人、負傷者6人。
1995.1.17(平成7)	(平成7年兵庫県南部地震)	7.3	負傷者12人。
2004.9.5(平成16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者6人。
2018.6.18(平成30)	大阪府北部	6.1	軽傷4人、一部損壊27棟。

地震調査研究推進本部「奈良県の地震活動の特徴」に追記

(1995年兵庫県南部地震以降の地震の被害は、奈良県地域防災計画(PDF)による)

出典:奈良地方気象台 奈良県に被害をもたらした主な地震

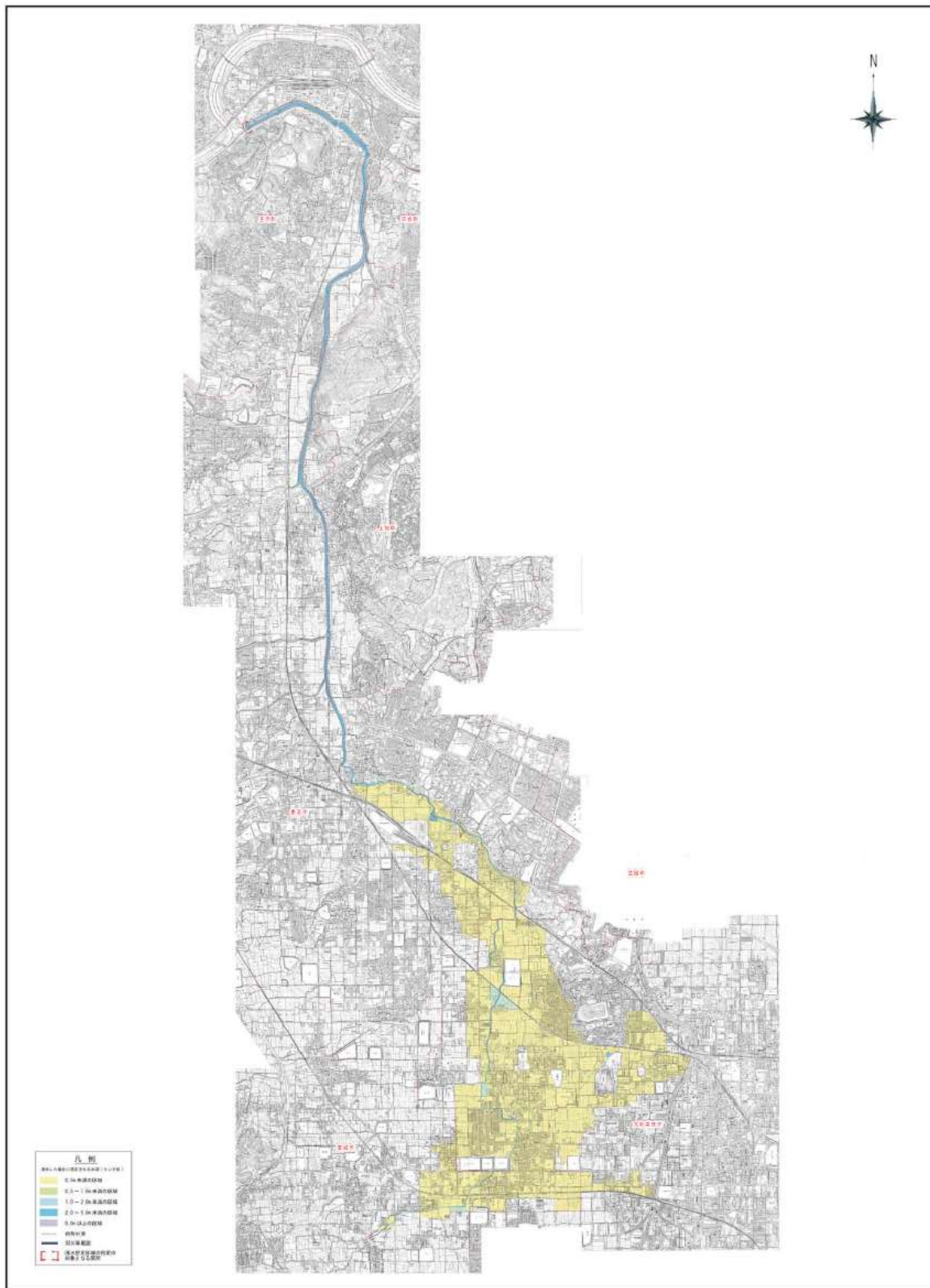
11-2 市における近年の風水害

年 月 日	災 害 及 び 被 災 の 状 況
S.57. 8. 1～ 3	台風10号が奈良県東側を真北に進み、続いて台風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 香芝市においては、3日間の総雨量が355mmを越え、家屋の一部破損1棟、床下浸水159棟、田畑の流失埋没・冠水が28ha、道路・橋梁の被害15箇所、河川59箇所、崖崩れ51箇所の被害が生じ、農林水産業施設33,300千円、公共土木施設75,000千円の被害額となった。
S.60. 6.25	梅雨前線の活発化により25日の総雨量が81mmとなり、河川の氾濫、崖崩れ等11箇所の被害を生じた。家屋の浸水は生じなかった。
H. 2. 9.19～20	19日20時過ぎ、和歌山県白浜町に上陸した台風19号は中心気圧945ヘクトパスカル最大風速45mを記録した。農林水産業施設10,000千円、公共土木施設500千円の被害を生じた。
H. 5. 7. 5	7月1日から降り始めた雨は5日に総雨量182mmを記録し、特に5日の3時から4時までの1時間に33mmを記録した。このため家屋の床上浸水2棟、床下浸水39棟、田畑の冠水17箇所、河川8箇所、崖崩れ23箇所、ブロック塀崩壊5箇所の被害が生じた。
H. 7. 5.14～15	14日8時から15日8時までの総雨量は、102mmを記録、このため穴虫地区の竹田川の堤防が崩壊、橋梁が落下、付近の家屋の一部を破損した。また、施工中の高山台区画整理地内の香芝西中学校通学路の一部が土砂崩れにより埋没した。
H. 7. 7. 3～ 5	梅雨前線の活発な活動により雨量は3日58mm、4日98mm、5日45mmで総雨量201mmを記録した。このため熊谷川、葛下川の2河川が氾濫し、数箇所護岸が崩壊し、床下浸水35棟、田畑の冠水等の被害を生じた。特に近鉄大阪線の五位堂駅東側一帯が冠水し、一部運行中止となった。
H. 9. 7.13	13日の未明より降り出した雨は、8時から9時の1時間に29mmを記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水80棟、土砂崩れ1箇所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
H.10. 9.22	22日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13時過ぎ和歌山県御坊市付近に上陸、本市には15時頃に最も接近し最大瞬間風速56.8mを記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者5名、家屋被害としては、全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1,594棟、床下浸水2棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の90%の家庭で停電が起こり完全復旧までに2日間を要した。
H19. 7.16～17	集中豪雨により、下田栄橋付近で10数件が停電したほか、床上浸水3棟、床下浸水113棟、下田東栄橋付近の国道165号を挟んだ南北道路が崩落、信号や電柱が倒壊、小屋流出が発生した。
H26.10. 5～ 6	台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となった。 (人的被害) 重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)

12 危険箇所関係

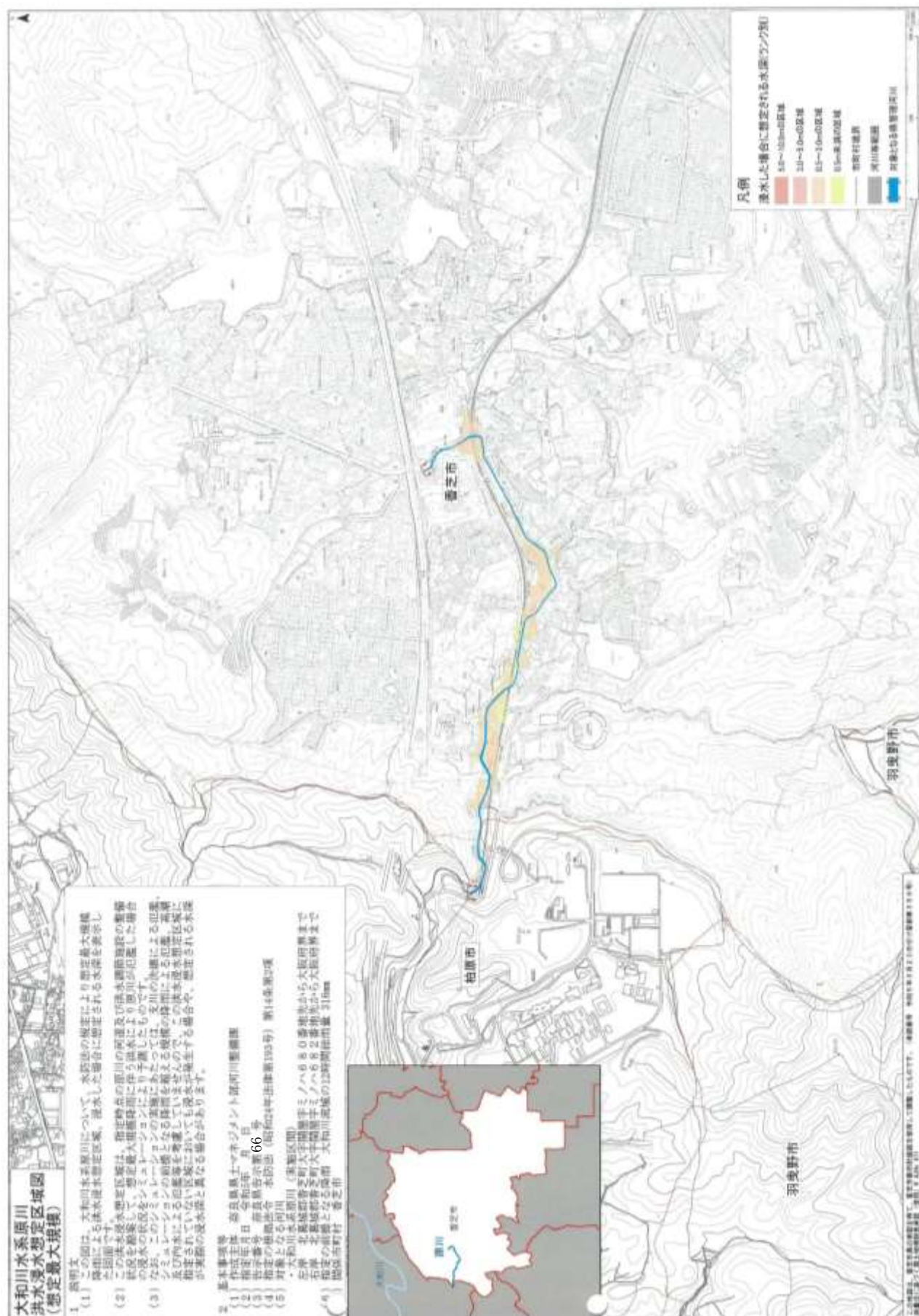
12-1 各河川の洪水浸水想定区域図

(1) 葛下川洪水浸水想定区域図(全体図)

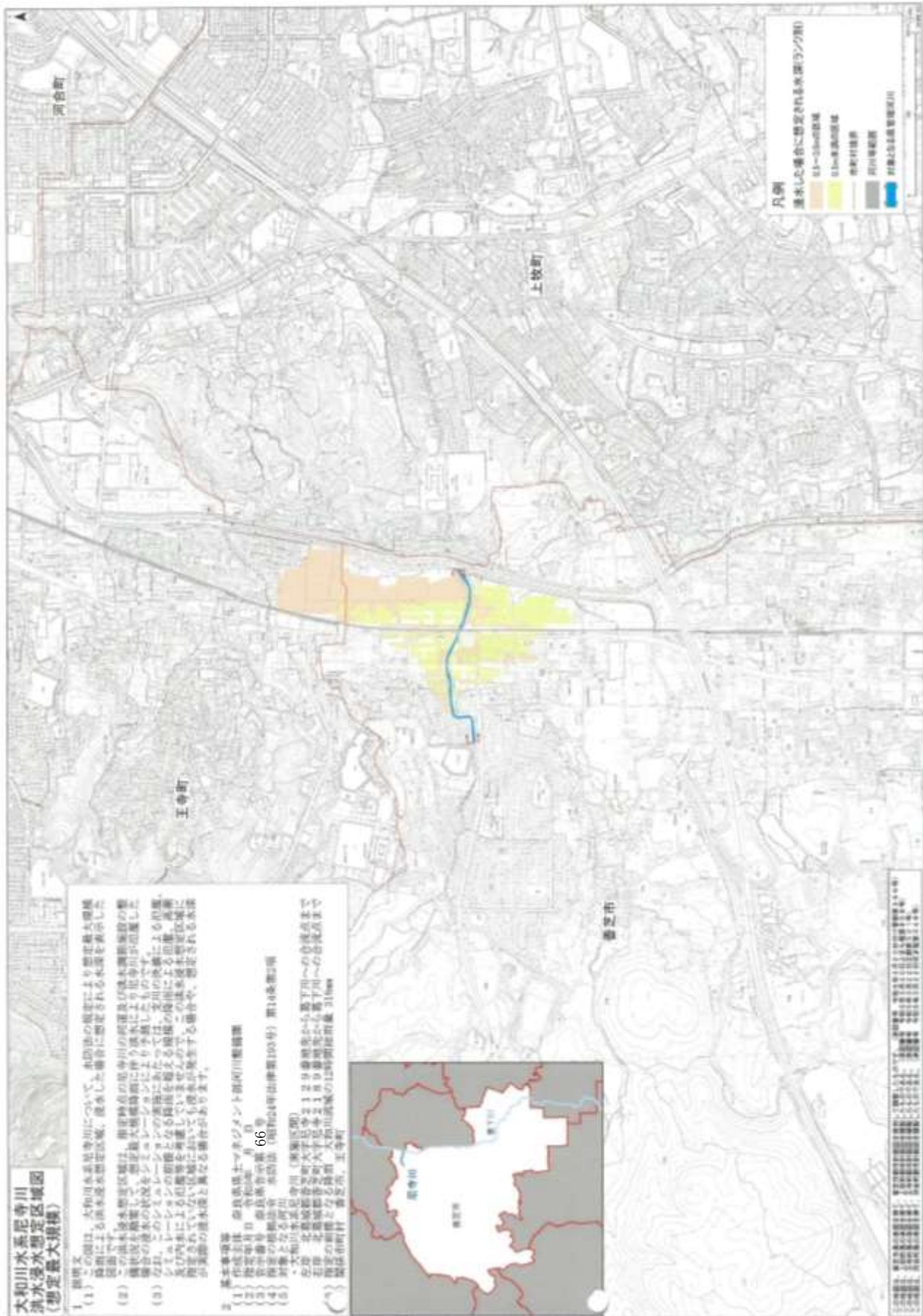


葛下川浸水想定区域図

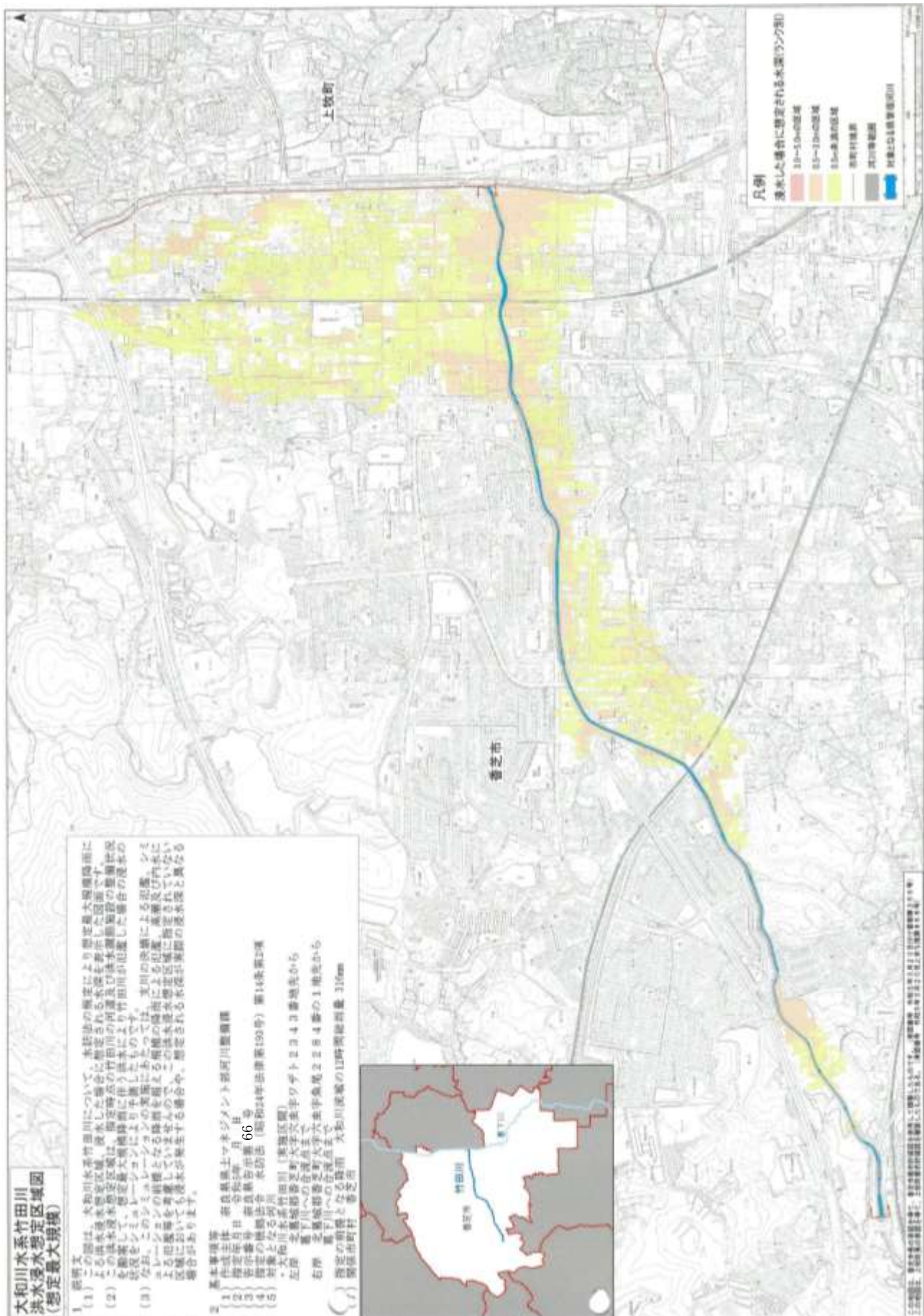
(2) 原川洪水浸水想定区域図



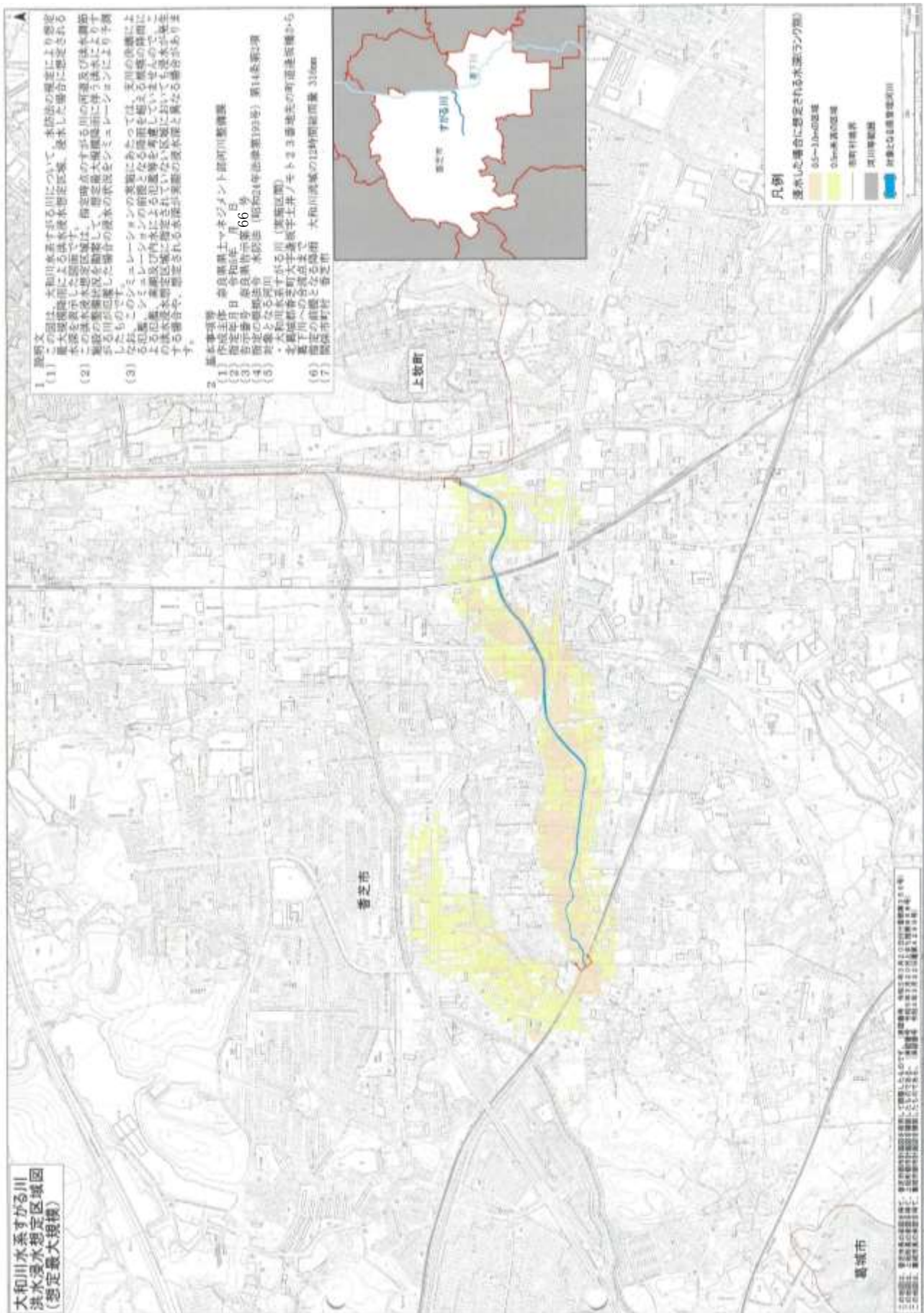
(3) 尼寺川洪水浸水想定区域図



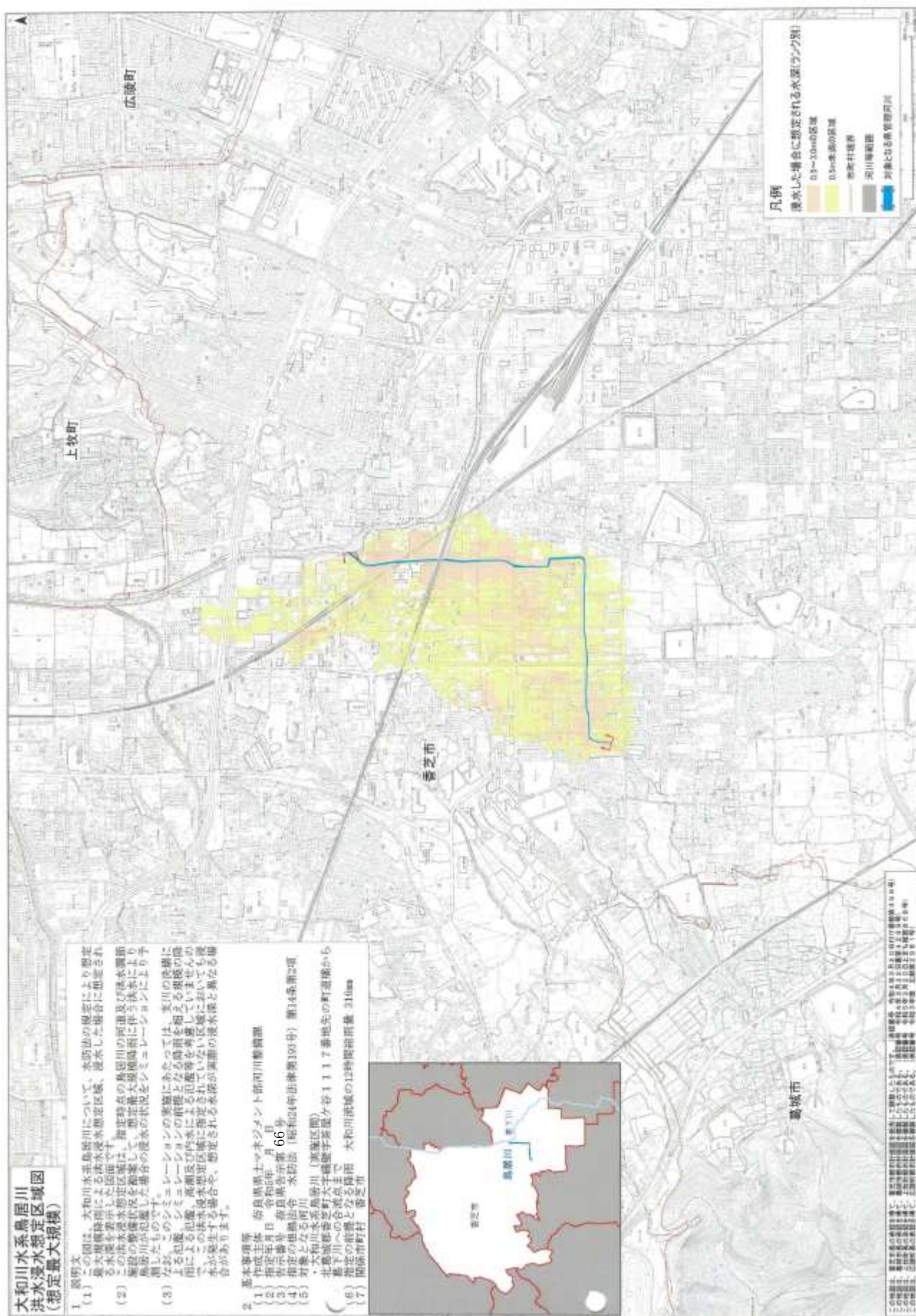
(5) 竹田川洪水浸水想定区域図



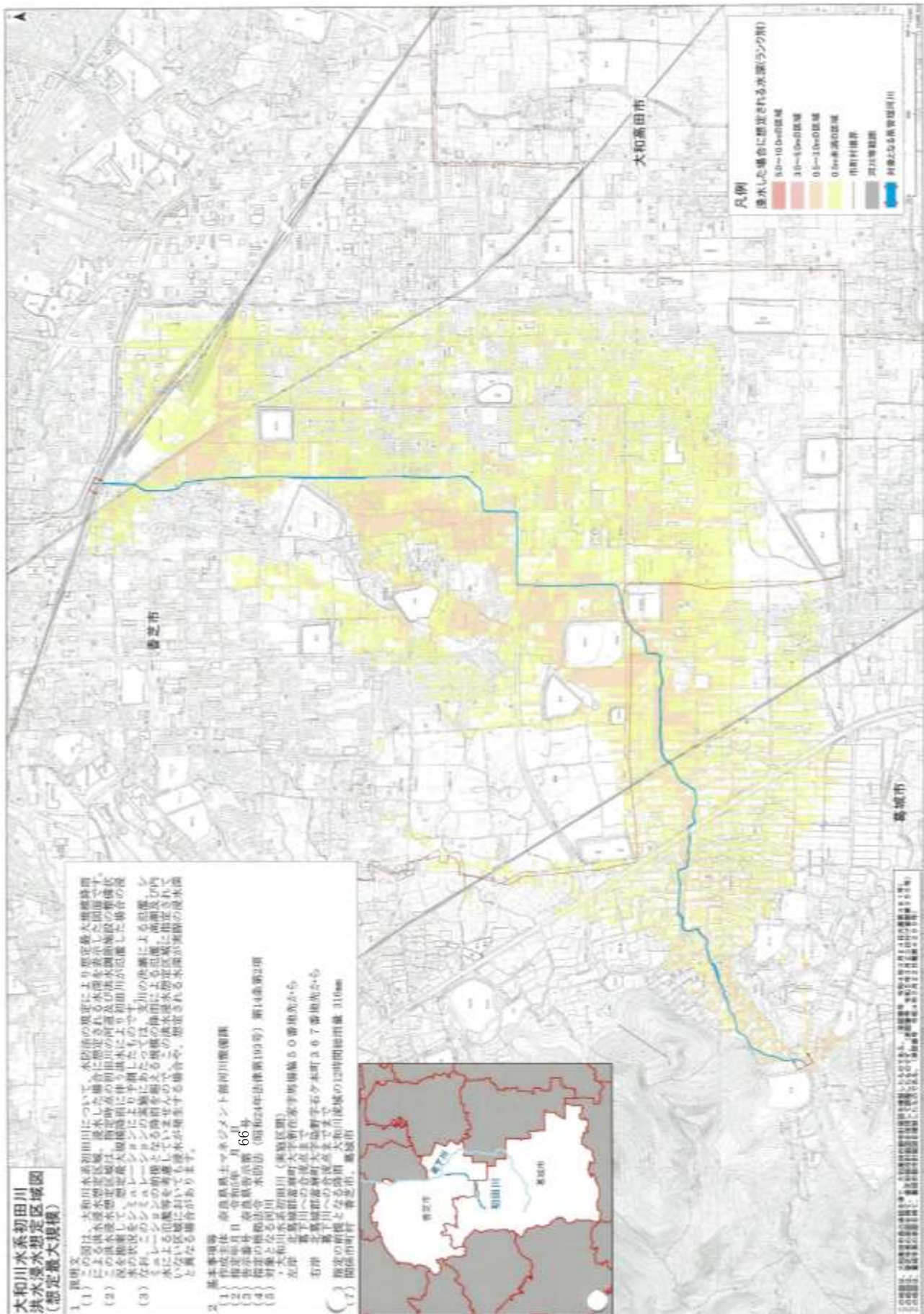
(6) すぐる川洪水浸水想定区域図



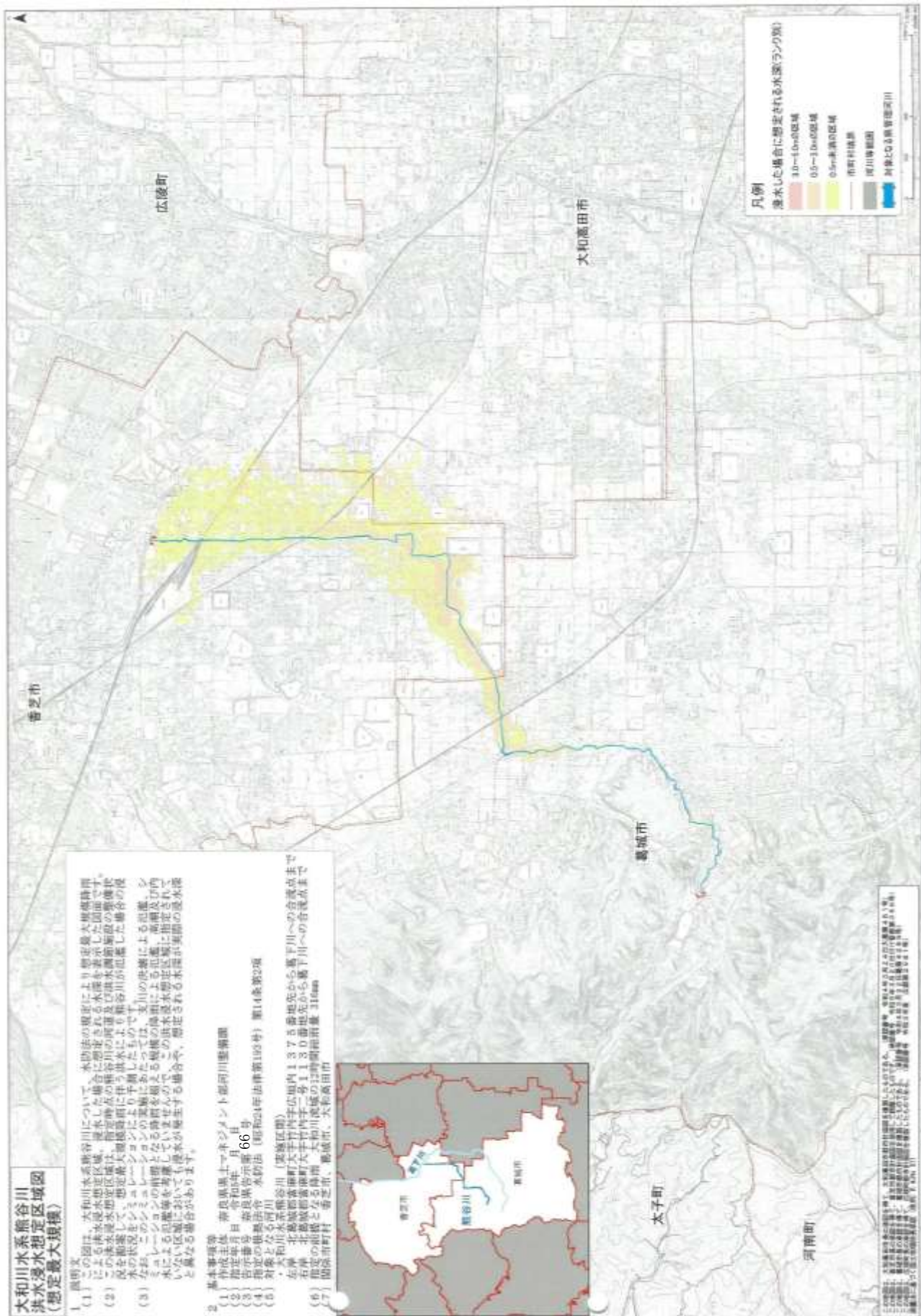
(7) 鳥居川洪水浸水想定区域図



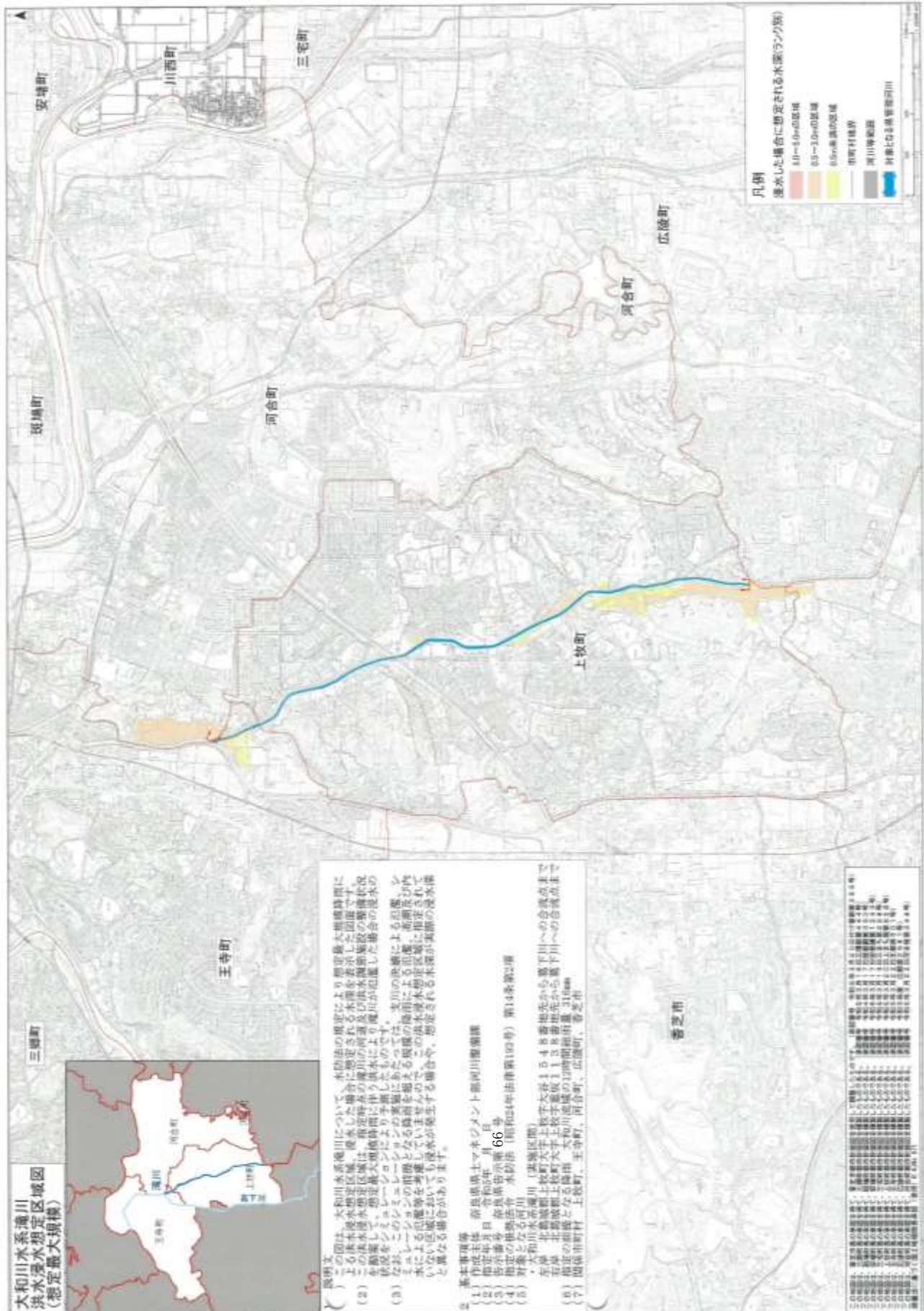
(8) 初田川洪水浸水想定区域図



(9) 熊谷川洪水浸水想定区域図



(10) 滝川洪水浸水想定区域図



12-2 土砂災害警戒区域

自然現象の種類【急傾斜地の崩壊】

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-001-急-Y 香芝市穴虫(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.13
香芝-穴虫-002-急-Y 香芝市穴虫(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.43
香芝-穴虫-003-急-Y 香芝市穴虫(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.71
香芝-穴虫-004-急-Y 香芝市穴虫(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・関屋	0.31
香芝-穴虫-005-急-Y 香芝市穴虫(005) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.21
香芝-穴虫-006-急-Y 香芝市穴虫(006) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.69
香芝-穴虫-007-急-Y 香芝市穴虫(007) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.45
香芝-穴虫-008-急-Y 香芝市穴虫(008) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.07
香芝-穴虫-009-急-Y 香芝市穴虫(009) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.39
香芝-穴虫-010-急-Y 香芝市穴虫(010) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.22
香芝-穴虫-011-急-Y 香芝市穴虫(011) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.11
香芝-穴虫-012-急-Y 香芝市穴虫(012) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.15
香芝-穴虫-013-急-Y 香芝市穴虫(013) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.05

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-014-急-Y 香芝市穴虫(014) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.12
香芝-穴虫-015-急-Y 香芝市穴虫(015) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.21
香芝-穴虫-016-急-Y 香芝市穴虫(016) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.89
香芝-穴虫-017-急-Y 香芝市穴虫(017) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.40
香芝-穴虫-018-急-Y 香芝市穴虫(018) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.50
香芝-穴虫-019-急-Y 香芝市穴虫(019) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.03
香芝-穴虫-020-急-Y 香芝市穴虫(020) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.02
香芝-穴虫-021-急-Y 香芝市穴虫(021) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.22
香芝-穴虫-022-急-Y 香芝市穴虫(022) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.13
香芝-穴虫-023-急-Y 香芝市穴虫(023) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.36
香芝-穴虫-024-急-Y 香芝市穴虫(024) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	3.87
香芝-穴虫-025-急-Y 香芝市穴虫(025) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.50
香芝-関屋-001-急-Y 香芝市関屋(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋	0.25
香芝-関屋-002-急-Y 香芝市関屋(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋	0.18

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-関屋-003-急-Y 香芝市関屋(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋・田尻	0.65
香芝-平野-001-急-Y 香芝市平野(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野・白鳳台二丁目	0.23
香芝-平野-002-急-Y 香芝市平野(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野・白鳳台二丁目	0.24
香芝-平野-003-急-Y 香芝市平野(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野	0.04
香芝-関屋北-001-急-Y 香芝市関屋北(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・八丁目	0.40
香芝-関屋北-002-急-Y 香芝市関屋北(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目	0.78
香芝-関屋北-003-急-Y 香芝市関屋北(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・八丁目	0.46
香芝-関屋北-004-急-Y 香芝市関屋北(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目	0.11
香芝-下田東-001-急-Y 香芝市下田東(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	下田東四丁目 西真美一丁目	0.31
香芝-下田東-002-急-Y 香芝市下田東(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	下田東三丁目 西真美一丁目	1.26
香芝-尼寺-001-急-Y 香芝市尼寺(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	尼寺三丁目	0.05
香芝-白鳳台-001-急-Y 香芝市白鳳台(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	白鳳台一丁目 平野	0.17
香芝-上中-001-急-Y 香芝市上中(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.56
香芝-上中-002-急-Y 香芝市上中(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.53

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-上中-003-急-Y 香芝市上中(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.07
香芝-田尻-大001-急-Y 香芝市田尻(大001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	1.93
香芝-田尻-002-急-Y 香芝市田尻(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.50
香芝-田尻-003-急-Y 香芝市田尻(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.07
香芝-田尻-004-急-Y 香芝市田尻(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.05
香芝-畑-001-急-Y 香芝市畑(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	0.23
香芝-畑-002-急-Y 香芝市畑(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	畑・畑七丁目	1.52

自然現象の種類【土石流】

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-尼寺-001-土-Y 香芝市尼寺(001) 土石流警戒区域	香芝市	尼寺・平野・今泉・王寺町畠田	5.55
香芝-尼寺-002-土-Y 香芝市尼寺(002) 土石流警戒区域	香芝市	尼寺・平野・ 今泉	2.01
香芝-関屋北-001-土-Y 香芝市関屋北(001) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	4.77
香芝-関屋北-002-土-Y 香芝市関屋北(002) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	5.27
香芝-関屋北-003-土-Y 香芝市関屋北(003) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	1.37
香芝-関屋北-004-土-Y 香芝市関屋北(004) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 三丁目・五丁目	3.30
香芝-関屋北-005-土-Y 香芝市関屋北(005) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 五丁目・八丁目	2.31
香芝-関屋北-006-土-Y 香芝市関屋北(006) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・六丁目・八丁目	6.89
香芝-関屋北-007-土-Y 香芝市関屋北(007) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	8.58
香芝-関屋北-008-土-Y 香芝市関屋北(008) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	2.61
香芝-関屋北-009-土-Y 香芝市関屋北(009) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.92
香芝-関屋北-010-土-Y 香芝市関屋北(010) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.28
香芝-関屋北-011-土-Y 香芝市関屋北(011) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北一丁目	3.52

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-関屋北-012-土-Y 香芝市関屋北(012) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北四丁目・八丁目	4.01
香芝-関屋北-013-土-Y 香芝市関屋北(013) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北四丁目・八丁目	3.34
香芝-関屋北-014-土-Y 香芝市関屋北(014) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.44
香芝-穴虫-001-土-Y 香芝市穴虫(001) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.57
香芝-穴虫-大 002-土-Y 香芝市穴虫(大 002) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.15
香芝-穴虫-大 003-土-Y 香芝市穴虫(大 003) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.64
香芝-穴虫-004-土-Y 香芝市穴虫(004) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.18
香芝-穴虫-005-土-Y 香芝市穴虫(005) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	3.34
香芝-穴虫-006-土-Y 香芝市穴虫(006) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	0.83
香芝-穴虫-007-土-Y 香芝市穴虫(007) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	0.51
香芝-穴虫-008-土-Y 香芝市穴虫(008) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.36
香芝-穴虫-009-土-Y 香芝市穴虫(009) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.91
香芝-穴虫-010-土-Y 香芝市穴虫(010) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	3.06
香芝-穴虫-011-土-Y 香芝市穴虫(011) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.77

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-012-土-Y 香芝市穴虫(012) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	2.36
香芝-穴虫-013-土-Y 香芝市穴虫(013) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	1.02
香芝-穴虫-014-土-Y 香芝市穴虫(014) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・畑・葛城市加守	10.15
香芝-畑-001-土-Y 香芝市畑(001) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	2.37
香芝-畑-002-土-Y 香芝市畑(002) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	1.23
香芝-畑-003-土-Y 香芝市畑(003) 土石流警戒区域	香芝市	畑	0.14
香芝-畑-004-土-Y 香芝市畑(004) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	7.24
香芝-田尻-大 001-土-Y 香芝市田尻(大 001) 土石流警戒区域	香芝市	田尻	1.26
香芝-平野-001-土-Y 香芝市平野(001) 土石流警戒区域	香芝市	平野・尼寺・王寺町明神	4.69
香芝-平野-002-土-Y 香芝市平野(002) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉・尼寺	1.54
香芝-平野-003-土-Y 香芝市平野(003) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉	1.80
香芝-平野-004-土-Y 香芝市平野(004) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉	0.90
香芝-今泉-001-土-Y 香芝市今泉(001) 土石流警戒区域	香芝市	今泉	2.52
香芝-今泉-002-土-Y 香芝市今泉(002) 土石流警戒区域	香芝市	今泉	1.51

12-3 山地災害危険地区

(治山)

位置			面積又は 延長	予想される危険	保全対象		
郡市	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設	道路
香芝市	田尻	オカオノセ	4	山腹崩壊	18		国
香芝市	関屋	北8丁目	7	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	6	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	3	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	4	山腹崩壊		3	市
香芝市	関屋	北8丁目	12	山腹崩壊	49		市
香芝市	今泉	瀧池	6	山腹崩壊		1	市
香芝市	穴虫	赤上平	2	山腹崩壊	2		市
香芝市	穴虫	郡ヶ池	6	山腹崩壊			市
香芝市	穴虫	立石	4	山腹崩壊	8	1	市
香芝市	穴虫	ゴボ山	5	山腹崩壊	111		市
香芝市	穴虫	ウエ山	1	山腹崩壊	30		市
香芝市	畑	堂ヶ谷	6	山腹崩壊	50		市
香芝市	今泉	大原	7	山腹崩壊	10		国
香芝市	関屋北	8丁目	800	崩壊土砂流出	10		市
香芝市	関屋北	8丁目 2	350	崩壊土砂流出	35	2	市
香芝市	関屋北	8丁目 3	500	崩壊土砂流出	9		市
香芝市	今泉	雲門寺	500	崩壊土砂流出	30		市
香芝市	今泉	滝ノ下	800	崩壊土砂流出	40		市
香芝市	田尻	刈込	1300	崩壊土砂流出	8	1	国
香芝市	穴虫	小車	800	崩壊土砂流出		1	県
香芝市	穴虫	小車 2	1200	崩壊土砂流出		1	市
香芝市	穴虫	東首	550	崩壊土砂流出		1	国

12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧

【凡例】

洪水浸水想定区域：A：浸水深が0.5m未満、B：浸水深が0.5m～3.0m未満、C：浸水深が3.0m～5.0m未満、D：浸水深が5.0m～10.0m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域：●

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
通所介護	けいはんなデイサービスセン ター香芝	瓦口 43-1									A～B		B
通所介護	デイサービス縁	良福寺 609-1								A			
通所介護	デイサービスセンター すば る	鎌田 157-1									A～B		
通所介護	デイサービスセンター希	穴虫 1046-1					A～B						
通所介護	デイサービスまほろば	上中 116-1				A	A						
通所介護	リハビリデイサービス人楽ア シスト	上中 196-1					A						
通所介護	デイサービスセンターきらば し	高 163-1					A～B ●						
通所介護	デイサービスセンター和里 (にこり)香芝	鎌田 594									A～B ●		
通所介護	よいしょデイサービスセンタ ー	良福寺 263-1								A～B			

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
通所介護	リハビリデイサービスつながり	五位堂 2-582-1 フラント ビル表番館 1 号室								A	A		A
通所介護	介護老人保健施設 オーク ピア鹿芝	穴虫 885-1					●						
通所介護	介護老人保健施設 てんとう 虫	平野 23-1				B ●							
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム かしの木	良福寺 37-3								A			
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム すばる	鎌田 157-1									A~B		
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム てのひら	上中 50-7				A~B							
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム希	穴虫 1673-7					A~B ●						
認知症対応型共同 生活介護施設	ホームケアー香芝	五位堂 6-220-1									A		A
認知症対応型共同 生活介護施設	愛の家グループホーム 香芝	五位堂 1-341-1								A~B			
認知症対応型共同 生活介護施設	大和園すみれ野	すみれ野 1-13-3											A
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム すばる	鎌田 157-1									A~B		
介護老人福祉施設	和里(にこり)香芝	鎌田 594									A~B ●		

[illegible]

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
幼稚園	五位堂幼稚園	五位堂 2 丁目 345 番地 I								A	A		
幼稚園	三和幼稚園	良福寺 666 番地								A~B			
児童福祉施設	五位堂保育所	五位堂 3 丁目 464 番地 I									A~B ●		A~B
児童福祉施設	みつわ保育所	良福寺 419 番地								A~B			
児童福祉施設	認定こども園鎌田幼稚園	鎌田 364 番地 I								A			
放課後児童健全育 成事業施設	志都美学童保育所	今泉 363				B							
児童福祉施設	志都美こども園	今泉 382				A~B							
児童福祉施設	志都美せいかナーサリー	上中 2012 番地				A	A						
放課後児童健全育 成事業施設	放課後児童クラブみのり	上中 785-3					A~B						
放課後児童健全育 成事業施設	下田学童保育所	北今市 5-631-5						A~B ●					
放課後児童健全育 成事業施設	SEIKA after school	北今市 5-518-1						A~B ●					
放課後児童健全育 成事業施設	下田学童保育所 (下田地区公民館)	下田西 1-1-20							A~B				

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
児童福祉施設	アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	磯壁 3-53-1							A				
児童福祉施設	ハルナ保育園 五位堂分園	瓦口 2309-1 IBグランド 102 号室									A		A~B
放課後児童健全育 成事業施設	三和学童保育所	良福寺 665-2								A~B			
放課後児童健全育 成事業施設	五位堂学童保育所	五位堂 2-300-1								A	A		
放課後児童健全育 成事業施設	五位堂学童保育所 (五位堂公民館)	五位堂 4-257-1									A~B		A
児童福祉施設	いろは保育園	五位堂 3-441-1									A~B		A~B
放課後児童健全育 成事業施設	鎌田学童保育所	鎌田 370								A			
児童福祉施設	アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	鎌田 366-1								A			
児童福祉施設	ハルナ保育園	鎌田 281-1								A	A~B		
障がい者支援施設	ショートステイ和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい者支援施設	就労支援和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい者支援施設	生活介護和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	コペルプラス志都美教室	今泉 439-1 今泉事務 所 102 号室				B							

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
障がい者支援施設	ワークサポートセンター今人	今泉 451				A～B							
障がい者支援施設	ヘルパーステーション・田中	今泉 451 番地				A～B							
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	放課後等デイサービスまほ ろば	上中 116-1				A	A						
障がい者支援施設	まほろば訪問介護センター	上中 116-1				A	A						
障がい者支援施設	いむらケアタクシー	旭ヶ丘 1-26-1					A						
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	FLOW香芝	旭ヶ丘一丁目 26 番地の 1 井村ビル 2 階					A						
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	放課後等デイサービス まほ ろば Plus	穴虫 1056-1					A～B	A～B					
障がい者支援施設	もーる事業所	北今市 1-103-1						A ●					
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	児童発達支援てんしんらん まん	下田西 1-10-28							A～B				
障がい者支援施設	あっとほーむ香芝	下田東 1-317-2 メゾン 下田 105							A				
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	Kids フューチャー	磯壁 2 丁目 1071 番地 1-A							A				

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	アートチャイルドケアSEDス クール奈良香芝	磯壁三丁目 53 番 1 号 2 階							A				
障がい者支援施設	こはる	磯壁 3 丁目 105 番 20 号							A～B				
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	ぶらいまりステップ	瓦口 2167-2 ローレル五位 堂駅前 102 号室									A		A～B
障がい者支援施設	1010寧楽	瓦口 2193-102 号									A		A
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	コペルプラス五位堂教室	瓦口 2288 セイビル 1 階 A 号室									A		A～B
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	リハビリ発達支援ルームUT キッズ香芝	磯壁 6 丁目 462-14								A～B			
障がい者支援施設	ケアセンターMP	五位堂 3 丁目 454 番地 2									A		A
障がい者支援施設	さら紗ヘルパーステーション	五位堂 4 丁目 407 番地 1									A		A～B
障がい者支援施設	就労継続支援事業所バンビ Ⅲ	五位堂 5-116-1 マン・ド ・ブリズ A-1 号 A-2 号 D-1 号 F-2 号								A～B			
障がい者支援施設	訪問介護ものがたり	鎌田 358-3 ヴィオリエッ タル C202								A～B			
障がい者支援施設	株式会社介護やオンリーワ ン	鎌田 362-1								A～B			
障がい者支援施設	介護サービスえん	鎌田 362-1								A～B			

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
小学校	五位堂小学校	五位堂二丁目 300 番地の 1								A～B	A～B ●		
小学校	志都美小学校	今泉 104 番地の 1				A～B							
小学校	三和小学校	良福寺 665 番地の 2								A～B			
小学校	鎌田小学校	鎌田 370 番地								A～B			
病院	香芝旭ヶ丘病院	上中 839					A～B ●						

12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設名	住所
児童福祉施設	あけぼの・幼保学院	関屋北 5-8-3
児童福祉施設	あけぼの・幼保学院「ゆめふうせん」	関屋北5-8-3
児童福祉施設	太陽と森の児童館	関屋北5-8-3
病院	関屋病院	関屋北5丁目11-1
幼稚園	関屋幼稚園	関屋北5丁目6番4号
小学校	関屋小学校	関屋北5丁目7番1号
障害者支援施設	大和園白鳳	尼寺594-2
通所介護	特別養護老人ホーム 大和園白鳳	尼寺594-2
介護利用型軽費老人ホーム	ケアハウス ナサパーク	尼寺594-2
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 大和園白鳳	尼寺594-2

参考

1. 香芝市防災会議条例

○香芝市防災会議条例

昭和37年11月12日

条例第13号

改正 昭和40年10月6日条例第18号

昭和60年12月23日条例第18号

平成7年12月26日条例第21号

平成9年12月25日条例第20号

平成12年3月23日条例第1号

平成18年9月28日条例第27号

平成24年9月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、香芝市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香芝市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平12条例1・平18条例27・平24条例15・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 議会議長

(6) 教育長

(7) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから市長が任命する者

(8) 消防団長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、15人以上、2人、8人以上及び7人以上とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例20・平24条例15・平26条例2・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和40年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則(昭和60年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の香芝市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により新たに任命する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第18号で平成26年4月1日から施行)

2. 香芝市災害対策本部条例

○香芝市災害対策本部条例

昭和37年11月12日

条例第14号

改正 平成8年3月28日条例第1号

平成24年9月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、香芝市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例15・一部改正)

(組織及び職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3. 災害対策基本法(抄)

災害対策基本法(抄)

(昭和36年法律第223号)

最終改正: 令和4年法律第 68 号

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局(第八十二条第一項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げ

る機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定める

ところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合

について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退

き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害

救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事による応急措置の代行）

第七十三条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（災害時における交通の規制等）

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の二 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該

車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
 - 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
 - 5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
 - 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若し

くは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。）をいう。
- 3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。）が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）をいう。第七十六条の六において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。
- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第四項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

第七十六条の五 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（立入りの要件）

第八十三条 第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。